

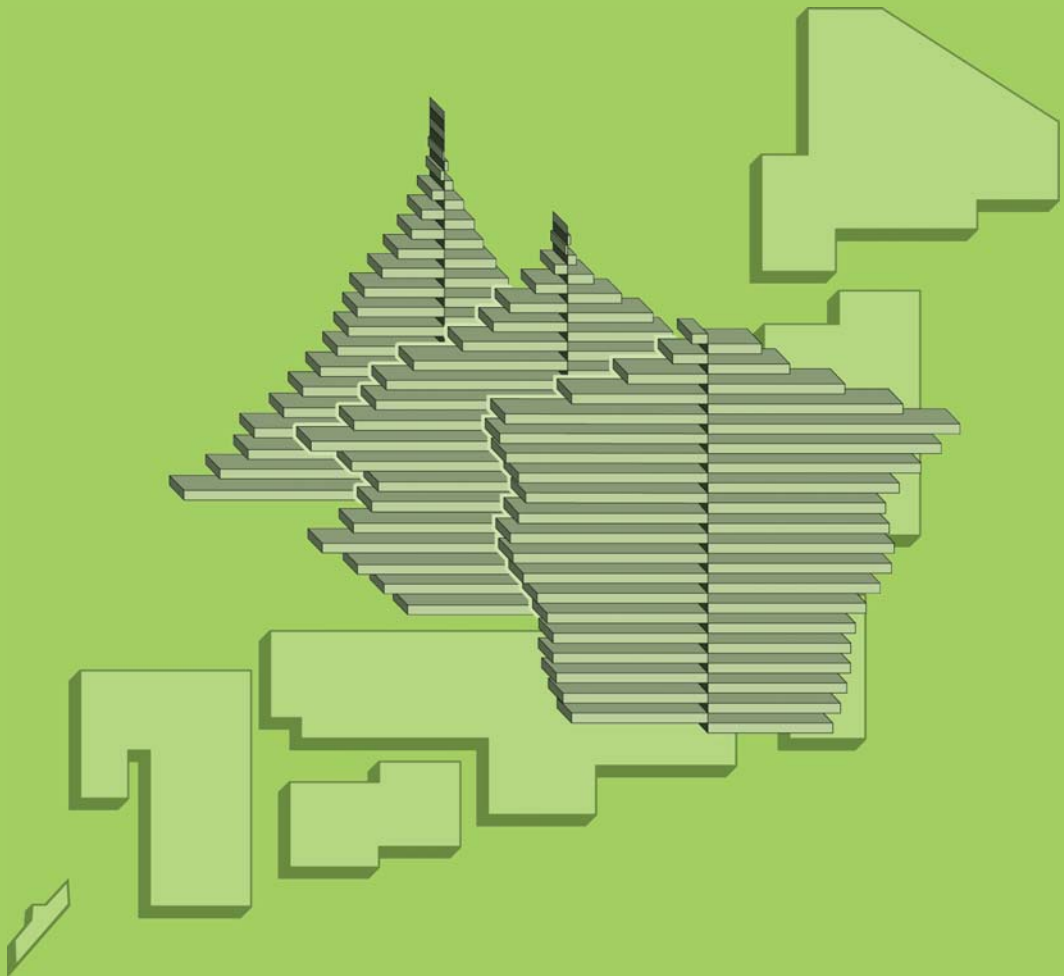
# 人口問題研究

Journal of Population Problems

第70巻第3号 2014年

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」



国立社会保障・人口問題研究所

## 『人口問題研究』編集規程

### I. 編集方針

研究所の機関誌として、人口問題に関する学術論文を掲載するとともに、一般への専門知識の普及をも考慮した編集を行う。

### II. 発行回数および発行形態

本誌の発行は、原則として年4回とし、3月（1号）・6月（2号）・9月（3号）・12月（4号）の刊行とする。また印刷媒体によるほか、電子媒体をホームページ上で公開する。

### III. 執筆者

執筆者は、原則として国立社会保障・人口問題研究所の職員、特別研究官、客員研究員とする。ただし、所外の研究協力者との共同研究・プロジェクトの成果については、所外の研究協力者も執筆することができる。また、編集委員会は所外の研究者に執筆を依頼することができる。

### IV. 査読制度

研究論文と研究ノートは査読を経なければならない。特集論文は、執筆者が希望する場合、査読を経るものとする。査読は編集委員会の指定する所外の査読者に依頼して行う。編集委員会は査読の結果をもって採否の決定を行う。査読済み論文は、掲載誌に査読終了の日を記載する。

### V. 著作権

掲載された論文等の編集著作権は原則として国立社会保障・人口問題研究所に属する。ただし、論文中で引用する文章や図表の著作権に関する問題は、著者が責任を負う。

2013年2月

# 人口問題研究

## 第70巻第3号(2014年9月)

### 特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

人口減少下の国際人口移動の意味

—第18回厚生政策セミナーに寄せて—……………金子隆一・189～191

国際人口移動の現代的展望—日本モデルは可能か—…林 玲子・192～206

Some Implications of Recent Global International Migration

for Japan: An Australian Perspective ……Graeme HUGO・207～223

近年の世界の国際人口移動から見た日本への含意

—オーストラリアからの視座—……………グレアム・ヒューゴ

中川雅貴・林玲子訳・224～243

日本の国際人口移動—人口減少問題の解決策となりうるか?—

……………石川義孝・244～263

人口移動モデルと国際結婚移動……………井上 孝・264～274

国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界……………明石純一・275～291

### 資料

日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）—2010（平成22）年～

2035（平成47）年—2014（平成26）年4月推計

……………鈴木透・小山泰代・菅桂太・山内昌和・小池司朗・

貴志匡博・鎌田健司・西岡八郎・292～324

2010年の国勢調査における「不詳」の発生状況：

5年前の居住地を中心に……………小池司朗・山内昌和・325～338

### 書評・紹介

Stephen Castles, Hein de Haas, and Mark J. Miller

*The Age of Migration: International Population Movements*

*in the Modern World, 5th Edition.* (中川雅貴) ……………•339

### 研究活動報告

……………•340～349

経済協力開発機構地域開発政策委員会専門家会合—日本老年社会科

学会第56回大会—日本人口学会第66回大会—ヨーロッパ人口学会

2014年大会—浜野潔氏追悼セミナー—第18回世界社会学会議

Journal of Population Problems  
(JINKŌ MONDAI KENKYŪ)  
Vol.70 No.3  
2014

**Special Issue: The 18th IPSS Annual Seminar : New Trends in  
International Migration -Towards a Japanese Model**

- The Meaning of International Migration for the Declining Population:  
A Summary of Discussions at the 18th IPSS Annual Seminar  
.....Ryuichi KANEKO•189-191
- A Perspective on International Migration  
- Is there any Japanese model ? - .....Reiko HAYASHI•192-206
- Some Implications of Recent Global International Migration  
for Japan: An Australian Perspective .....Graeme HUGO•207-223
- Japanese translation .....Graeme HUGO  
translated by Masataka NAKAGAWA and Reiko HAYASHI•224-243
- International Migration to Japan:  
Can It Be a Solution to Population Decline?···Yoshitaka ISHIKAWA•244-263
- Migration Models and International Marriage Migration  
.....Takashi INOUE•264-274
- Policy Control over International Population Movements:  
Its Effectiveness and Limitations .....Jun-ichi AKASHI•275-291

**Materials**

- Household Projections for Japan by Prefecture: 2010-2035  
.....Toru SUZUKI, Yasuyo KOYAMA, Keita SUGA,  
Masakazu YAMAUCHI, Shiro KOIKE, Masahiro KISHI,  
Kenji KAMATA and Hachiro NISHIOKA•292-324
- Unreported migration data in the 2010 Population Census of Japan  
.....Shiro KOIKE and Masakazu YAMAUCHI•325-338

**Book Review**

- Stephen Castles, Hein de Haas, and Mark J. Miller  
*The Age of Migration: International Population Movements  
in the Modern World, 5th Edition.* (M. NAKAGAWA).....•339

**Miscellaneous News**

.....  
*National Institute of Population  
and Social Security Research*  
Hibiya Kokusai Building 6F  
2-2-3 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-0011



---

## 特 集

---

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

### 人口減少下の国際人口移動の意味

—第18回厚生政策セミナーに寄せて—

金子 隆 一

国立社会保障・人口問題研究所は2013年10月31日「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」と題して、第18回厚生政策セミナーを開催した。厚生政策セミナーは、社会保障と人口問題の主要なトピックスに関して研究者、専門家、市民の交流を深めるべく、本研究所が発足した1996年度以来毎年開催されているものである。本稿では、あらためて本セミナーの論点の流れを振り返るとともに、その意義について考えてみたい。

「国際人口移動」をテーマとする今回のセミナーでは、まず本研究所の西村周三所長より開会挨拶があり、このテーマに関してはやや特異な国である日本における国際人口移動研究の重要性が指摘された。続いて本セミナーの案内役として演壇に立った林玲子国際関係部長は、多様な人口統計データにより国際人口移動の世界的動向とわが国における現状について概観し、人口減少期に入った日本における外国人移入・社会統合の意味、特徴、課題を指摘しつつ、地域社会での役割、国際結婚、出入国・移動管理の在り方など本テーマの重要な要素についての紹介とそれらの統合体としての「日本モデル」の可能性について問題提起を行った。人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、日本は直面する数々の課題を一国だけで解決して行くことは困難である。しかし、欧米における移民先進諸国とは歴史的背景も異なり、言語の孤立性などを負ったわが国では、国際人口移動に独自の在り方が問われている。

問題提起を受けた最初の基調講演は、本テーマの国際的権威であるオーストラリア・阿德レード大学、グレアム・ヒューゴ教授によって「国際人口移動の主要動向と日本における関連性」と題して行われた。人口移動の世界的潮流をその多面性に即して体系的に提示する解説は優れたものである。そこから伝わるのは、人の移動は地球規模の人口や経済、そして人々の生活や生涯の活動そのものを映すということであり、スライドに提示された「移動する惑星 (A Mobile Planet)」という言葉に集約されている。国際人口移動は新たな世界的レジームに移行している。経済の国際化、交通の発達などを前提に移動は拡大とパターン変化が進んでおり、永住目的から短期移動主体へのパラダイム転換やディアスポ

ラの役割の増大、女性の移動の増加、移民を後押しする移民産業の隆盛など、これまでにない状況が展開しているという。人口の年齢構造の変化、とりわけ人口ボーナスとオーナスの国際的な交錯や途上国のユースバルジが、人口移動のうねりを生み出しているという点は重要である。講演の後半は「移民の国」オーストラリアの経験についての紹介がなされた。ここでは日本が多くを学ぶべき、いわば「オーストラリアモデル」に関する貴重な解説を得た。かつて白豪主義と呼ばれ、日本同様に移民に対して閉鎖的であったオーストラリアは、今や人口の26.1%が外国生まれで、そのうち国内に10,000人以上を擁する出生国は67ヶ国に渡っており、むしろ人口の多様性を誇る国となっている（数値はいずれも2011年）。そこで強調されたのは、多様性拡大が深刻な対立をもたらすことなく達成された経済社会の発展に対する移民の大きな役割、貢献である。移民国へのパラダイム転換がなければ、現在のオーストラリアの発展はなかったとの認識であり、国民も概ねポジティブな評価であるという。いくつかの課題も指摘されたものの、オーストラリアの経験は日本が学ぶべき模範や教訓を多く内包している。とりわけ地域による独自の政策スキーム導入や、非大都市圏への定住の誘導策など、具体的に参考となる経験も多い。たいへん貴重な知見の紹介であった。

第二の基調講演は、人口移動・分布研究に関するわが国の第一人者である石川義孝京都大学教授による「日本の国際人口移動－人口減少問題の解決策となりうるか？」であった。日本における国際人口移動の趨勢の解説では、入国ならびに登録外国人における90年以降の増加基調や2008年秋以降の経済危機による落ち込みなどを紹介し、今後については経済の回復にともなう外国人流入の再度活発化と、東アジア・東南アジアの諸国の経済発展による制約の両方への要因が働いていることが示された。また日本では外国人は集住傾向が強く、三大都市圏への集中が顕著でそれ以外では北関東から近畿にかけて外国人人口比率の高い自治体が多い。1995～2000年では名古屋大都市圏や静岡・長野など製造業の強い県への転入が多く、日本人の東京一極集中を緩和する効果が有った（その後は本特集の論文において愛知県以外では吸引力が弱まり、地域格差是正効果は必ずしも働いていないとしている）。人口減少問題が深刻化するわが国、とりわけ地方の人口減に対する外国人移入の有効性については、地方への政策的誘導の必要性、国際結婚の役割、高度人材の確保の観点から博士号を取得した留学生者の永住誘導などが指摘されている。そのためには国による真剣な社会的統合政策の推進が必要であるという。国際人口移動の日本型モデルについては、非英語国であるなどの特殊性を踏まえて政策形成しなければならないが、それは状況の似た東アジアや東南アジアへも適用できるものになる可能性があるとしている。

この後は3人のパネリストによる講演と参加者全員によるパネル討論が行われた。最初の講演、鬼頭宏上智大学教授による「21世紀の国際人口移動政策－歴史的視点からの提言」では、文明システムの歴史的転換における外部文明の役割の重要性を指摘し、日本における縄文人の列島移住から、水稻農耕文明、大陸の技術・知識・宗教等による近世文明、さらに欧米からの産業文明による近代化に至るまで、すべての文明転換は外部文明の導入によって起きたとする見方を紹介した。移民の受入れは単なる労働力補充ではなく、文明転

換に寄与する点が重要だとする。2番手となる井上孝青山学院大学教授による「人口移動モデルと国際結婚移動」では、人口移動のモデルと目的等による様式を解説し、なかでも近年演者が研究に取り組んでいる国際結婚と国際結婚移動のモデルの実証分析を紹介した。ある外国籍の相手との国際結婚の中で妻が外国籍の件数と夫が外国籍の件数の比（BG比）を取ると、これは両国の経済格差に依存するといいい、実際に日韓データには良くあてはまる。とすれば、国際結婚移動は労働力移動に関するモデルの枠組みで説明できる。また今後を見るとブロック経済化や航空ネットワーク拡充による移動コスト低減などにより移動量は増加傾向を持つが、日本と周辺国では経済格差縮小によって移動は双方向化する。全体として日本の国際移動も国際標準に近づくため独自性が薄らぐが、適切な移民政策・出入国管理政策を行うことによって移動の質の点でこれまでにない日本モデルに到達出来るとする。3番目の明石純一筑波大学准教授による「国際人口移動に対する政策的管理の限界と可能性」では越境に対する管理という政策課題を取り上げ、政府による制御は必ずしも思惑通りには機能しないものであるという。それは実際の移動や定住が自国への「潜在的移民」の規模や属性、定住の複雑な過程などによって決まるものであり、政策的管理の実効性には限界があるということである。典型的な例は2012年に導入した日本の「高度人材ポイント制」で、初年度は目標値（2,000人）の4分の1にも届かなかった。これは制度面だけの問題ではなく、日本語の壁や年功序列・終身雇用などの雇用慣行にも原因がある。こうした限界を十分に把握した上での政策デザインの在り方、効果の検証などについて考えて行く必要があるということである。

引き続き行われた全員が参加したパネル討論においては、いくつかの中心的課題について討議が行われた。紙幅の都合により網羅することはできないが、オーストラリアにおける排他的政策、同化政策から移民国、多文化共生社会への移行が小さなステップの積み重ねであったこと、現在では言語も含め文化の多様性が社会を豊かにしていると認識されていること（ヒューゴ教授）は、わが国にとって貴重な知見であろう（詳細は下記ウェブサイトの逐語録、または記録動画を参照されたい）。

以上の講演、パネル討論においては、国際人口移動というテーマが社会や経済あるいは国家や文明の成立に深く関わると同時に、きわめて多岐にわたる側面を持ち、横への広がりも遠大であることが理解された。各々の領域に関する詳細な知見が本特集の個別の論文としてまとめられているが、それらの知の集積の中に現在の日本社会が強く希求する指針が輪郭を見せているように思う。その全貌を削り出す作業は実は始まったばかりであり、本研究所は本セミナーをひとつの契機として、今後国際人移動を中心的な研究テーマのひとつとして継続的に研究分析に当たって行きたいと考えている。本セミナーならびに本研究所における研究活動が、今後の日本社会にとって重要なオプションである国際人口移動の在り方に関する本格的な国民的議論に結びつくことを願うばかりである。

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

## 国際人口移動の現代的展望

—日本モデルは可能か—

林 玲 子\*

国際人口移動は人口減少が本格化した我が国においても、またグローバル化が着実に進行する世界においても重要なトピックであり、1990年に1.5億人であった世界の移民数は、2013年には2.3億人にまで増加している。我が国は欧米先進諸国と比べ外国人割合は圧倒的に少ないが、近年は少しずつ、しかし着実に外国人、特に永住外国人数が増加している。人口減少を補充するための移民導入（「補充移民」）は国際人口移動のあるべき形とはいえないが、年齢構造の不均衡の是正、外国人による社会の活性化、文明の創出ということを考えると、実現可能なレベルで外国人を受け入れていくことは十分必要であると思われる。一方で世界の、また特にアジアの人口高齢化を考慮すると、門戸を開ければ自動的に人材が飛び込んでくる時代は終わったとも考えられよう。来てくれた人たちをいかに受け入れ、社会的統合を図っていくことが重要である。外国人の住民登録制度、社会保障協定といった施策はもちろんのこと、短期の移動の活性化や二国間・多国間の協定を通じた互いに責任のある人材交流施策を着実に実施していくことが望ましい。長期的に見た日本人の共存性を如何に未来に発展させるかが問われている。

### I. 世界の国際人口移動の概況

国連は2012年にすべての国連加盟国における国際人口移動者<sup>1)</sup>数を送り出し国・受け入れ国別に公表した。それ以前はOECD加盟国への移民に限られていた統計が、すべての国と国の間における移民数が明らかになったことになる。このデータによると、1990年から2010年にかけて、世界における移民数は着実に増加し、1990年で1.5億人、2000年で1.8億人、2010年で2.1億人、2013年では2.3億人を数え、世界人口の3.2%を占めるに至っている（図1）。移民受け入れ国を地域別に見ると、ヨーロッパや北アメリカに多いが、アジアもそれに匹敵する移民が存在する。アジアにおける7,200万人の移民の半分は、西アジア、つまり中東に集中しており、これはサウジアラビアやアラブ首長国連邦など湾岸アラブ諸国における移民が2,200万人と多いことによるが、パレスチナ難民が近隣諸国で

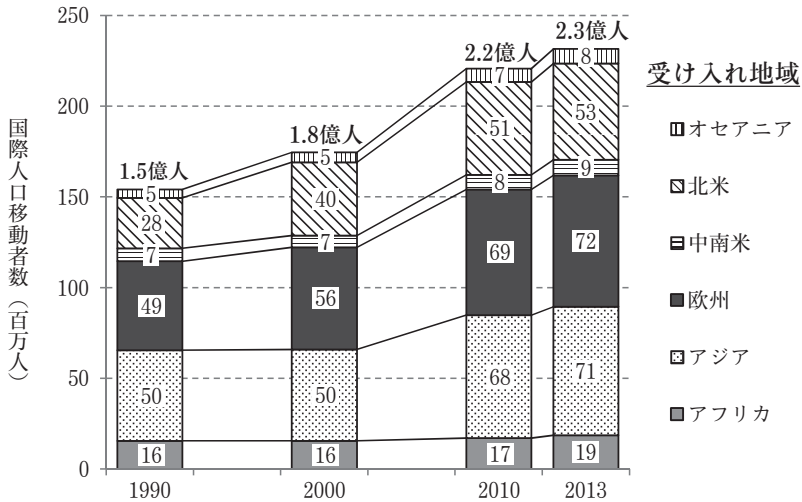
\* 本稿は、平成25年10月31日（木）に開催された、第18回厚生政策セミナーにおける、「問題提起」を基に、その後の討議などを踏まえて執筆した。セミナーで発表された「問題提起」の作成には、セミナー幹事を務めた国立社会保障・人口問題研究所の千年よしみ、中川雅貴、是川夕、佐々井司、清水昌人の参画を得た。

1) 国際人口移動は、観光のような短期のものと、より長期にわたるものを含んでいる。長期にわたり滞在する外国人は一般的には移民と呼ばれることが多い。日本は国として移民政策をとっていないため「移民」ではなく「外国人」と呼ばれるが、本稿では、文脈に応じて「国際人口移動者」、「移民」という語も用いた。



移民としてカウントされていることも影響している。アジアにおける移民の残りの半分は、中央アジア、東アジア、東南アジア、南アジア地域にいるが、近隣諸国からの移民が8割近くを占めている。

図1 世界の国際人口移動者数の推移



出典：UN (2013a)<sup>2)</sup> より作図

近年の国際人口移動に関する国際社会における論点をいくつか挙げてみると、まず移民の女性化が挙げられよう。これは世界全体の移民数データを男女別に把握できるようになったのがようやく2002年になってからであったことが一番の原因である。それまでは国際人口移動は労働力として論じられており男性が中心である、という半ば「思い込み」に基づいた認識があったが (Zlotnik 2003)、すでに1960年時点で世界の移民は46.6%が女性であり、2013年では48.0%で微増している。地域別に見ると、移民のうち女性が半数以上を占める地域は欧州 (51.9%)、中南米 (51.6%)、北米 (51.2%)、オセアニア (50.2%) であり、アフリカ (45.9%)、アジア (41.6%) はやや女性の割合が低い (2013年時点)。

次に、還流移動、日本語でいうところのUターン移動や短期移動が注目されるようになってきたことがあげられよう。これは国内人口移動においては、都市-農村リンク (Urban Rural Linkage) として、その開発における役割が重要視されているが、国際人口移動でも同様である。このような還流移動や短期移動は、当然交通や通信技術の発達によるところが大きいですが、還流移動者による移民送り出し国の人材開発効果、経済活性化というメリットが広く認識されてきたことも影響していると思われる、還流移動を振興する政策をとっている国は、データのある174ヵ国中109ヵ国にのぼっている (UN 2013c)。

従来、移民は途上国から先進国へと動くもの、という通念があったが、これもデータが整備されてくるにつれ、必ずしもそうでないことが明らかになってきている。2010年の移

2) 第18回厚生政策セミナー開催後、新たな移民データが国連により公表され、本稿ではその最新版を用いているため、セミナー時の資料とは違いがある。図2も同様。

民の流れを見ると、途上国から先進国へ動いた移民は7,400万人で移民総数の35%を占めるが、途上国から別の途上国へ動いた移民はこれとほぼ同じ7,300万人（同34%）である。先進国から別の先進国への移民数は5,300万人（25%）、先進国から途上国へは1,300万人（6%）となっている（UN 2012）。

さらに、経済開発という視点から見ると、2000年には移民による仕送り額は援助額を超え（World Bank 2011）、国際人口移動の開発への効果について議論が高まっている。しかしこの点については、頭脳流出や頭脳浪費、つまり教育を受けた途上国の若者が国外に行き、送り出し国の損失になると同時に、教育の成果を十分に発揮できない、といった負の側面も多く指摘されており、国際人口移動と開発との関連はコンセンサスを得ている状況には至っていない。

## II. 国際人口移動率の国別比較

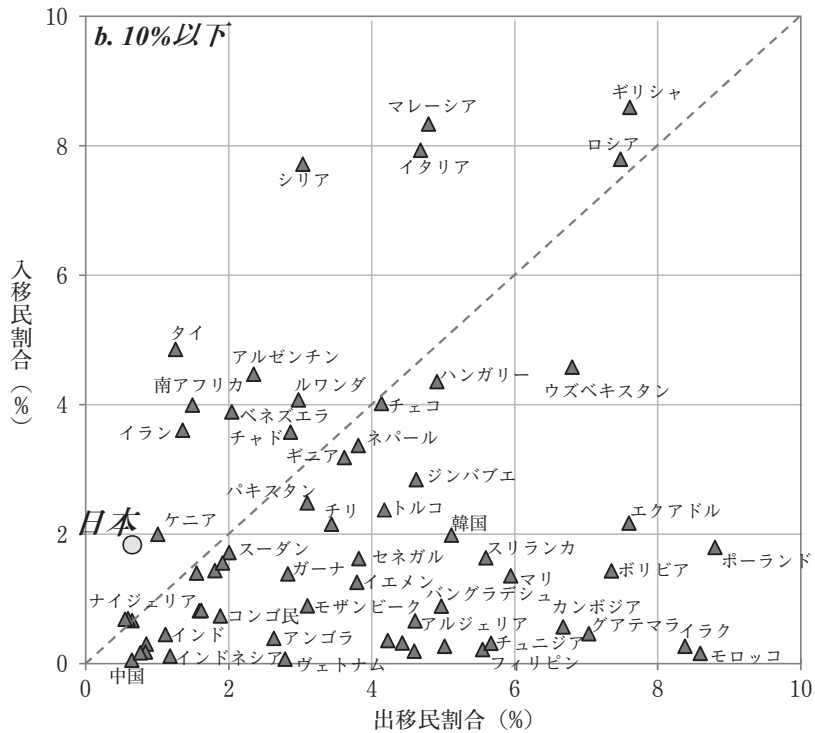
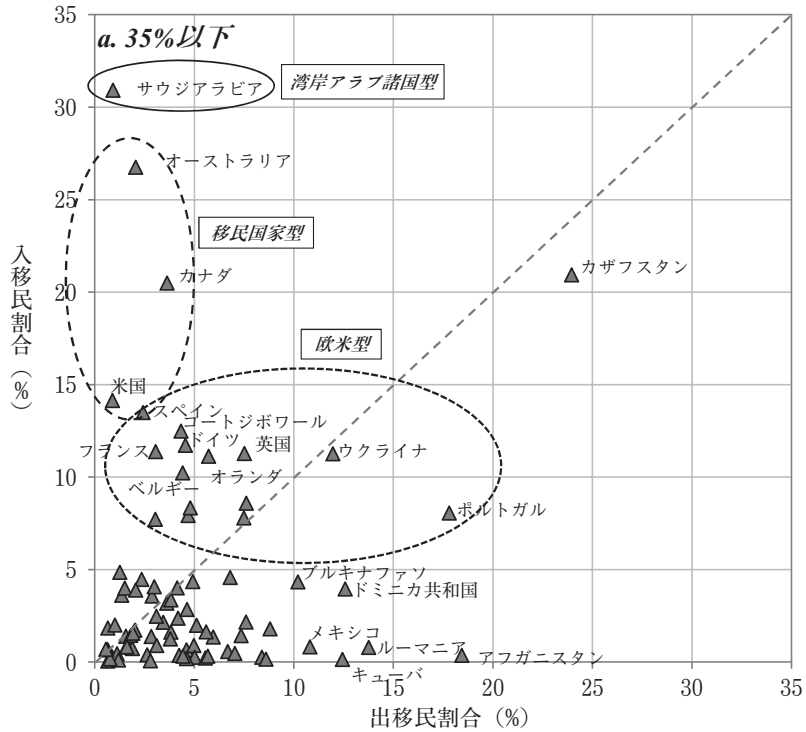
一般的に日本には外国人が少ないと言われているが、欧米以外の国も合わせ国際比較を試みる。出移民割合、つまり外国に出た移民数を送り出し国の総人口で割った割合を横軸に、入移民割合、つまり移民数を受け入れ国の総人口で割った割合を縦軸に、人口1,000万人以上の国についてプロットしたものを図2に示す。

入移民割合に注目してみると、サウジアラビアで飛びぬけて高く、30.9%である。人口が1,000万人以下であるので図2にはプロットされていないが、その他の湾岸アラブ諸国の割合はさらに高く、移民が総人口に占める割合は、アラブ首長国連邦で86.7%、カタール83.2%、クウェート62.6%、バーレーン53.2%、オマーン36.3%である。サウジアラビア、オマーン以外は、人口の過半は外国人、ということになる。これらの国の国際人口移動のパターンは、「湾岸アラブ諸国型」と呼ぶことができよう。日本で移民問題が論じられる時に比較としてとりあげられるのは欧米諸国が多いが、それよりも「移民社会」であるのは湾岸アラブ諸国であり、「移民社会」特有の二重市場や人権問題など、少なからず課題を抱えていることは、十分注視しておく必要があるだろう。

次に入移民割合が高い国々はカナダ、オーストラリア、米国でこれらをまとめて移民国家型と呼ぶこともできよう。歴史的に移民で成り立った国であるので、移民を受け入れ、また統合する制度が整備され、入移民の割合が多い、ともいえるが、オーストラリアは旧来、白豪主義をとっており、ヨーロッパからの移民が中心であったが、ようやく1970年代に入ってからアジアを含めて広く各国から移民を受け入れており、その政策展開は興味深い。またこれら移民国家の出移民割合は小さく、米国では0.9%でしかない。これは日本の1.8%と比べても半分であり、米国は移民を受け入れるが、米国人はあまり外に出ない、ということになる。

さらに入移民割合が10%前後の国々がある。これらはフランス、ドイツ、オランダ、ベルギーといったヨーロッパ諸国が多く、欧州型とでも名づけることが出来よう。移民国家型と比べ、出移民割合は比較的高い。またコートジボアールといった、近隣諸国から多く

図2 各国の出・入移民割合（人口1,000万人以上の国について、2010年）



出典：UN（2013a）より作図。作図データは、ウェブページ上に掲載している。

の移民を受け入れている国も含まれており、必ずしも移民受け入れ国は先進諸国に集中しているわけではないことも示している。欧州の入移民割合が高いのは、植民地統治といった歴史的背景、英語やフランス語などの言語やその他の文化的なつながりにより受け入れが促進された、ということもあるが、例えばドイツのように、そのような歴史・文化的なつながりが弱くても多くの移民を受け入れている国もある。

日本は、移民国家型にも欧州型にも含まれず、入移民割合1.8%、出移民割合0.7%といずれも低い。東アジア、東南アジアの国々と比べると、入移民割合はマレーシア（8.3%）、タイ（4.9%）よりもかなり低いが、韓国（2.0%）と同程度であり、0.1%と非常に低い中国やベトナムよりも水準は高い。中国、韓国、ベトナムとともに、入移民割合が低いことは、歴史的に住民を戸籍により管理する文化があったことが関係しているのではないだろうか。戸籍により人口移動の管理をすることがあたりまえであった社会では、近代に至っても変わらず管理体制が生きており、結果として入国に関する規制が強くなった、という解釈も可能であろう。

いずれにせよ、日本の低い外国人割合は、欧米先進諸国と比べると格段に低いものの、必ずしもそれは世界全体から見ると特異であるわけではないことがわかる。

### Ⅲ. 世界の国際人口移動の今後の動向

#### 1. 世界の人口高齢化と若年人口の停滞

世界の国際人口移動は、少なくとも1990年から増大しており、2008年の世界金融危機以降、移民の帰還や減少が認められたが、今では回復し、基本的に右肩上がりの傾向は収まる気配はないようである。それでは、今後いつまでも国際人口移動は増え続けるのであろうか。

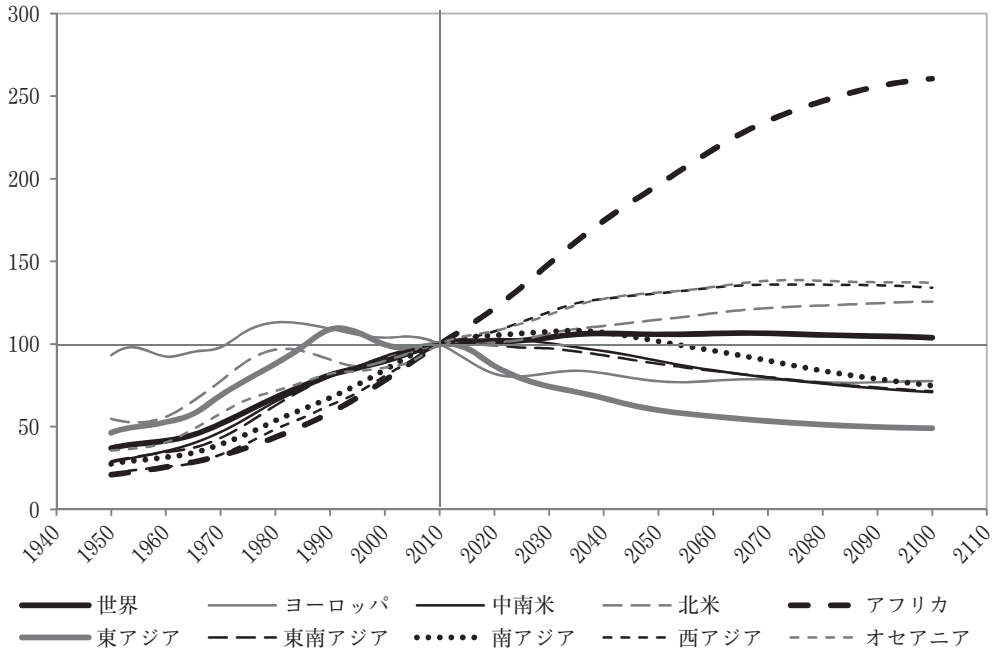
国際人口移動は、受け入れ国の牽引力（Pull）と、送り出し国の押出力（Push）によりもたらされ、牽引力は労働力不足、押出力は過剰労働人口である、というのが古典的な解釈である。労働力不足で移民受け入れを推進した好例はドイツであり、出生数が死亡数を下回る状態、つまり自然人口減少の状態が1970年代に生じた際に多くの移民を受け入れている。さらに先進諸国全体でみると2020年より自然人口減少がはじまると推計されており（UN 2013b）、今後も先進諸国の牽引力は緩むことなく保たれることが予想される。

一方、押出力の方であるが、世界人口は今後まだ増えるとはいうものの、これからは世界的にも人口高齢化が進行し、移動、特に労働力としての国際人口移動は若年人口に集中することから15-29歳人口の今後の動向を見ると、もはや世界全体でも若者人口は増加せず、特に東アジアでの低下は著しい（図3）。これは、中国の著しい人口構造変化によるものであるが、日本・韓国でも若年人口が低下するのはもちろんのこと、東南アジアでもすでに減少フェーズに入っている。一方、注目すべきはアフリカの若年人口の増加であり、特に地理的にも近いヨーロッパでは、今後アフリカからの移民をどのように受け入れるか、その手腕が問われることになるだろう。



日本について考えると、伝統的な日本への労働力送り出し国である中国や東南アジアの若年人口は今後減っていき、まだまだ余力のあるアフリカも地理的に遠いこともあり、その受け入れは容易ではないことから、門戸を開放するだけで自動的に来てくれる、という状態ではないことは想像される。

図3 世界地域別15-29歳人口（2010=100）



出典：UN（2013b）より作図。作図データは、ウェブページ上に掲載している。

## 2. 「単純労働者」という幻想

労働力不足に対して単純労働者を受け入れればよいという発想は、すでに20世紀の遺物となっているようである。ドイツでは1960年代より多くのトルコ人をゲストワーカー（Gastarbeiter）として受け入れたがその結果、「労働力と呼んではずだが人間が来てしまった」という冗談<sup>3)</sup>となるほど、働いた後に帰国するのではなく、家族も呼び寄せドイツに定住する、ということになった。結果、2013年のドイツにおけるトルコ国籍住民は154万人、ドイツ総人口に占める割合は1.8%となり（UN 2013a）、さらにドイツに帰化したたり、ドイツで生まれたトルコ系の人たちを合わせた、移民背景がある人（Bevölkerung nach Migrationshintergrund）の数は300万人で、ドイツ人口の3.7%にのぼっている（2012, Statistisches Bundesamt 2013）。数々の批判を受けてこのドイツのゲストワーカー制度はすでに1973年には中止されており、その後は「単純労働者」としての受け入れは行われなくなっている。同様に、移民を多く受け入れている欧米諸国では、「単純労働者」

3) 実際には、スイス人である Max Frisch による表現である。

というカテゴリーでの入国許可はなく、実質的には家族呼び寄せによる移民や人道的観点から受け入れた難民が単純労働を行うような状況になっている。日本の場合は研修生や留学生が単純労働を行っていることが多々あるように、移民に関しては、「建前と本音」という状態が、どの国でも起こっている、といっても過言ではない。

単純労働に外国人が多く従事する、という点については、二重労働市場仮説としてすでに1970年代から批判的に研究されている (Piore 1979)。短期間だけ外国人を呼び、自国民が嫌がる単純労働に従事させる、という構図は、人道的・人権的に問題があるだけではなく、実質的にも失敗に終わる、ということが、すでに明らかになっており、その帰結を避けようとするために、制度を曖昧化させることで何とかその場をしのいでいる、というのが世界の現状であろう。世界の移民受け入れ国は、この曖昧性の中で、移民政策が宙吊り状態になっており、今後国境を開放して移民を入れようとすることも、全く閉鎖してシャットアウトすることもできなくなっている。

### 3. 国際人口移動と開発

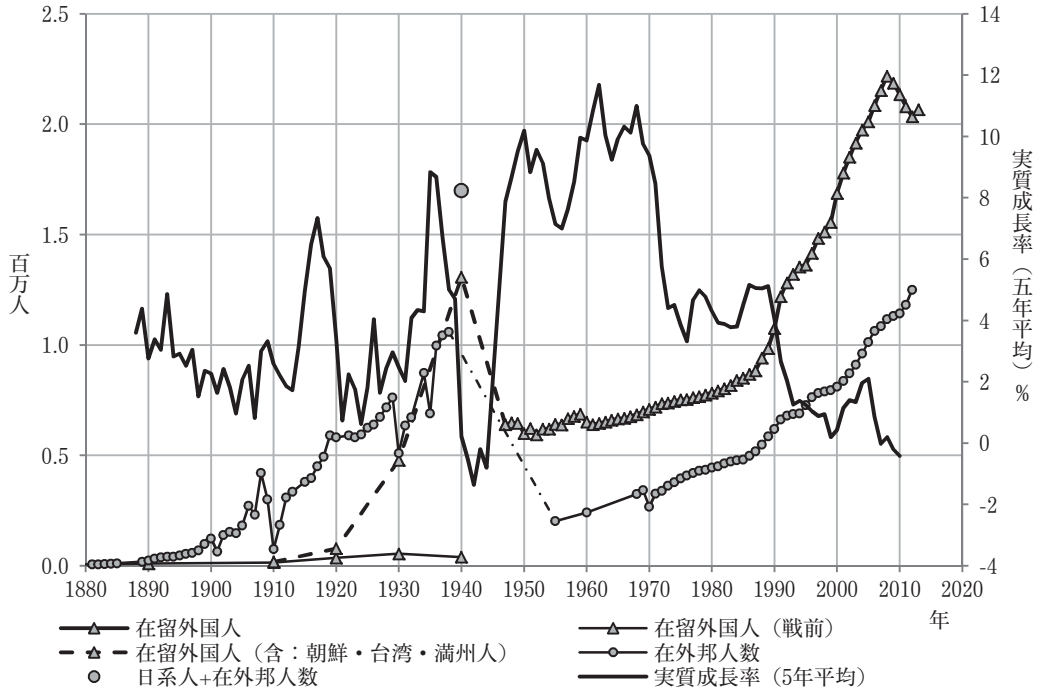
国際人口移動は発展途上国の開発に資するかどうか、という議論は、いまだ決着を見ていないと言ってもよい。仕送りによる送り出し国への直接的な経済効果、また経験を積んだ移民が帰国して、高いスキルを発揮できる、といった人材開発効果が指摘される一方、自国で教育を受けた人材が流出し、さらに自国で受けた教育とは無関係の単純労働に従事してしまうといった、Brain Drain (頭脳流出)、Brain Waste (頭脳浪費) が送り出し国の開発を阻害する、といった指摘もある (Docquier 2013)。国際人口移動は両方の側面を持つ、というのが一番正しいのであろうが、ここでも、国境を全く取り除いて国際人口移動を自由化することがよい、というコンセンサスは見当たらない。

国別の出移民割合と経済水準の割合の相関を見ると、一人当たり GDP に対しては、相関係数0.002となり相関は認められず、GDP 成長率に対しては相関係数-0.308の有意な負の相関が認められる (2010年。経済水準は世界銀行のデータによる<sup>4)</sup>)。つまり、外に移民として自国民を押し出している国は、経済成長率が低い、ということである。個別の国を見ても、移民による出稼ぎを国策としているような国で経済成長率が停滞している例は少なからず見受けられる。

日本の近代史を振り返れば、国境を越えた人の移動量と経済成長率は必ずしも一義的な関係が見いだせない。日本における在留外国人数と、在外邦人数の推移をデータのある19世紀末から、経済の実質成長率と比較すると (図4)、在留外国人数、在外邦人数ともに、1910~20年代より大きく増加していくが、それにともない経済成長率の高まりが認められる。しかし一方、それよりも高い経済成長率を示している1950~60年代は、在留外国人数・在外邦人数が非常に少ない時代であった。つまり、日本の高度経済成長は、入移民も出移民も少ない状態で成し遂げられており、頭脳流出を抑え、国内の労働力を十分に活用した結果の経済発展であった、と解釈することも可能である。

4) 算出データは、ウェブページ上に掲載している。

図4 在留外国人数と在外邦人数の推移と経済成長（日本）



出典) 在留外国人数：1910年までは日本帝国統計年鑑，1920年～1940年は国勢調査，1947年より大臣官房司法法制部司法法制課「出入国管理統計年報」，入国管理局「在留外国人統計」．在外邦人数：1938年まで日本帝国統計年鑑，1955年より外務省「海外在留邦人数調査統計」各年版，ただし昭和30年，35年，45年は外務省「在外邦人数等調査報告」各年版．実質成長率：1984年までは日本統計協会「日本長期統計総覧」，実質国民総支出総額の対前年比．1985-2009年は内閣府「2009年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」，国内総生産（支出側）対前年度増加率．2010-2012年は内閣府「2012年度国民経済計算（2005年基準・93SNA）」，国内総生産（支出側）対前年度増加率．作図データは，ウェブページ上に掲載している．

出移民による仕送り額が援助額よりも多くなっていることについては前述したが，その仕送りがうまく送り出し国の開発に活かされているか，という点にも触れるべきであろう．世界銀行が行ったアフリカ5カ国の移民と仕送りに関する調査によれば，仕送りは家の新築や食糧購入に多く使われているが，地元に残る家族の教育や医療にも使われており，送り出し国の開発を促進すると考えてしかるべきである．一方，移民が国外に行ってしまう損失，さらには，移民として出ることが社会の慣習となることについて，それが長期的にどのような影響を与えるか，という点についても考慮する必要もある．

多少極端な例かもしれないが，たとえば，西アフリカの内陸国であるニジェールは，高い出生率が近年さらに高くなっている国<sup>5)</sup>であるが，堀井（2014）による人類学的調査ではその高くなっている出生率は，「よりよい暮らしを獲得するために，より多くの男子を出稼ぎに送る必要がある」ことによりもたらされている可能性を指摘している．地元

5) ニジェール人口保健調査（INS 2012）によれば，2006年の合計出生率は7.1であったところ，2012年では7.6に上昇している．

適切な雇用機会がなければ、より遠くにある雇用機会を求めることは当然であるし、子供に高い教育を施すことにより一家の生活が向上するような環境がなければ、出稼ぎに行き高い現金収入を得る能力がある子供を増やそうと、投機的な出産行動をとることは、家族の戦略としては合理的なのかもしれないが、長期的な意味で開発に資しているとは到底考えられない。

近くに働き口がないために出稼ぎをするのであれば、それはある意味で強制移住 (forced migration) に近い。出稼ぎ依存体質を是正するには、遠くの国外に移動しなくても豊かな生活が得られる環境を作るのが先であり、そのための施策がまず検討されるべきである。国際人口移動と開発を考える際には、正と負の面が混在しており、よい人口移動と悪い人口移動をきちんと区別する必要があるだろう。

#### 4. 地域統合・二国間協定と人の移動

わずか半世紀前、第二次世界大戦で戦った欧州の国々は、その後欧州連合を作り、1985年にはシェンゲン協定を締結し、現在ではヨーロッパの26ヶ国間で自由に人の行き来ができるようになった。このような地域統合による人の移動の自由化は、すでにカリブ諸国 (CARICOM)、アフリカにおいては、東、西、南部の地域共同体<sup>6)</sup>で実現されており (片岡 2013)、ASEAN (東南アジア諸国連合) では、2015年より人の移動を自由化する方向で動いている。

さらに、自由貿易協定 (FTA)、経済連携協定 (EPA) といった二国間<sup>7)</sup>の協定を通じても人の移動の自由化が進んでいる。厳密に言えば、選択的に移動を促進する規則を新たに設ける訳なので、「規則による自由化」、という、一見逆説的に見える状況が生まれている。日本の場合では、近年、フィリピン・インドネシア・ヴェトナムとのEPAによる看護師・介護福祉士の移動が注目されているが、それ以外にもタイやインドの「指導員」<sup>8)</sup>やシンガポールの「投資家」など、さまざまな形の人々の交流が制度化されている。世界全体で見れば、2014年6月15日時点では合計379の協定が発効しており (WTO 2014)、複雑かつ多様な人の移動に関する取り決めがなされ、実施されている。

そもそも国際的枠組みとして人の移動を自由化しようという動きは、ウルグアイ・ラウンド協議をうけて1995年に発効した「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」の中に「自然人の移動によるサービス提供」として盛り込まれたことから本格化した。しかし、この中で意図された「市場経済原則による世界経済の発展に資する」人の移動は、必ずしも各国の移民政策、特に長期的な社会統合政策に呼応せず、当初期待されたような成果を

6) 東アフリカ共同体 (EAC)、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)、SADC (南部アフリカ開発共同体)

7) 北米自由貿易協定のように、二国間以上に及ぶ協定もあるが、ここでは地理的な近接性のある地域統合と対比させて二国間協定とした。なお、WTOでは、FTA、EPA、関税同盟、地域協定を包括する用語として Regional Trade Agreements (RTA: 地域貿易協定) という用語を使っている。

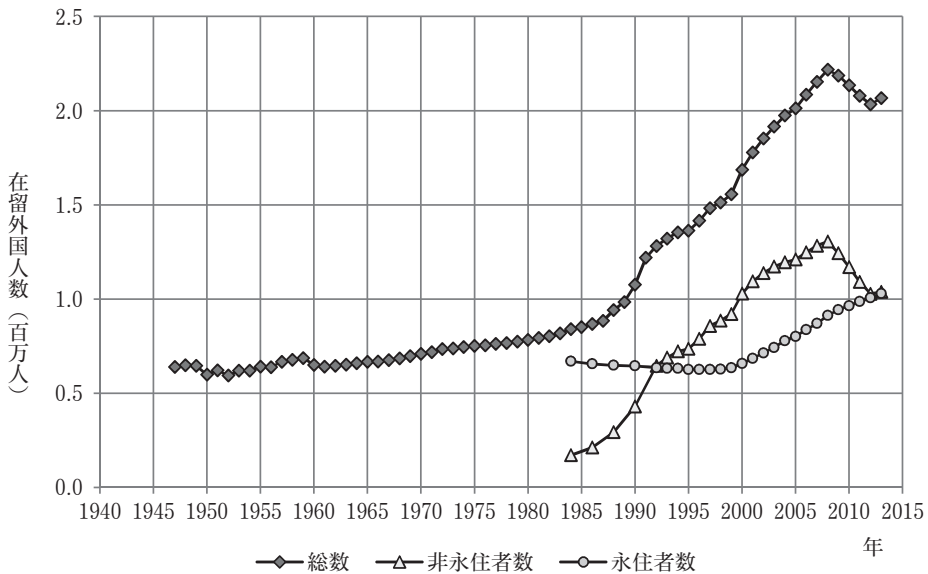
8) インドの「指導員」とは、ヨガ、インド料理、インド古典・伝統舞踊、英語を、タイの「指導員」とは、タイの古典・伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング、タイ語、タイ・スパ・サービスを指導するものについてのカテゴリーである (経済産業省 2014)

あげることはできなかった（東條 2007）。それに対して地域統合や二国間協定では、加盟国、もしくは送り出し国と受け入れ国が等しく責任を持つ枠組みであり、人の移動とその他の分野がパッケージとなっていることも影響し、既存の移民政策・出入国管理制度を超える人の移動を促進する制度が構築されるようになってきている。今後もこのような「制度を通じた人の移動の自由化」はさらに進んでいくのではないかと思われる。

#### IV. 日本モデルの可能性

日本における登録外国人の数の推移をみると（図5）、1990年代から急増し、2008年の世界金融危機、続いて2011年の東日本大震災により外国人総数は減少したが、2013年には再び増加に転じた。これを永住者、非永住者別に見ると、2009年からの減少はもっぱら非永住者の減少によるものであり、永住者は単調増加であることがわかる。2012年には、永住者数が100万人を越えた。

図5 在留外国人数（永住者・非永住者別）の推移（1947年以降）



出典：「登録外国人統計」法務省入国管理局より作図

登録外国人数が総人口に占める割合は、2013年では1.6%であり、前述したように世界の先進国と比して低い。しかし現在のところ、他国に並ぶように外国人割合を劇的に増やすのではなく、外国人の出入国、居住に関するガバナンスを強化する方向で各種施策の整備が進行中である。それら施策として、外国人の住民登録、高度人材ポイント制、社会保障協定の締結や、年金受給資格期間の短縮などを挙げることができよう。また日本に限った話ではないが、指紋認証技術は現在アフリカを含む世界各国の出入国管理で導入されており、新技術を活用した効果的な管理が、逆に移動を活性化させるだろう。



日本の場合には登録外国人としての登録は滞在期間が3か月以上となるが、それ未満の短期の国際人口移動も、社会の活性化という意味で重要である。政府は2003年より「Yokoso! Japan (ビジット・ジャパン)」キャンペーンを開始し、2010年までに年間1,000万人の観光客が来日することを目指したが、世界金融危機と東日本大震災の影響により、この目標は若干遅れ、ようやく2013年に達成された。また前述したようにEPA、FTAの締結や、ビザ免除の範囲が広がっていることもあり、観光客を含めた短期の入国者数は2013年に1,126万人となり、史上最高を記録している。とはいえ、世界で一番多く観光客が訪れるのはフランスの年間8,302万人であり、中国、香港、韓国よりも日本は少ない（UNWTO 2014）。今後日本への短期入国者数はさらに増大が可能なはずである。短期で来てみて、興味を持ってより長期に滞在し、その後、語学も習得しながら永住も考える、といった外国人受け入れの形が望ましいとすれば、短期の入国者を増やすことは長期的な国際化につながる事となる。

一方、長期に日本に滞在する外国人に対する社会統合政策は欠乏している。ベルギーに本拠を置く移民政策に関する国際的なシンクタンクである移民政策グループMPGが作成・公表している移民の統合に関する指標（MIPEX）を国際比較すると、日本は37カ国中32位とかなりの低位であり（2010年）、その値は特に、教育分野と反差別分野において低くなっている（Kondo and Yamawaki 2014）。二重国籍や外国人の地方参政権などについては、各国で十分に議論を尽くし決定されるべきで、国によって異なる選択がありうるが、日本人に対しては普遍的な義務教育を達成している日本において、外国人の教育については穴だらけであることは、ゆゆしき状況である。また反差別についての施策は、名実ともに無法状態であり、「日本人は単一民族であるがゆえに人種差別に関する法律は必要なかった」という認識を捨て、日本人の本質を考え、また外国人が増えてきている現状に敏速に対応せねばならないだろう。

人口が減少するとはいえ、日本人口が最大であった時点を基準に、それが最適である、と考える必然性はない。数合わせのために大量の移民受け入れをする前に、短期訪問者の増加を図りながら国際的な人の流動性を高め社会の活性化を図り、すでに日本社会に長くいる外国人に対する適切な社会統合施策を実施しながら、自然な形で外国人を無理せず受け入れる環境を整えていく、という形を「日本モデル」と呼ぶことができるだろうか。

## V. おわりに

日本はユーラシア大陸の東端に位置している。氷河時代に陸続きで歩いて来ようとも、日本海という内海を渡って来ようとも、最後に日本に到着すれば、その後は広大な太平洋であり、日本にそのまま留まるのが最善の策であっただろう。ミトコンドリアやY遺伝子のDNA分析によれば、日本人の遺伝子の多様性は高く、新たに渡ってきた人々のDNAは、それまでにいた人々のDNAと置き換わるのではなく、融合してきたことが分かっている（宝来 1997, 中堀 2005, 篠田 2007）。つまり、土着民や新参者を排除するの

ではなく、うまく共存をはかってきた民族であるようである。

しかしそれは、長い時間をかけて行われてきた営みであり、現代の国際人口移動のスピードは、過去の人類の拡散のスピードと比べれば桁違いに速い。民族性を無視した移民統合政策は、持続可能性があるものではないだろう。

したがって、今の人口減少分をそのまま移民で補う、というロジックには無理がある。人口減少が、本来日本が持つべき国際性を喚起する口実になる、という点はあるにせよ、人口減少は人口減少として受け入れ、それに対する適切な施策を講じるべきである。労働力が足りないのであれば、機械化やロボット化を進める、人気がない職種は、就労希望者が多くなるように職務内容を改善し賃金を増やす方向でイノベーションを図る、という努力も、外国人受け入れと並行して必要となろう。

人間は動くものであるが、しかし動かない人もいる。日本においても、生まれた時から居住地を変えたことのない人が13.2%もおり（2011年第7回人口移動調査、国立社会保障・人口問題研究所 2013）、また国境を越えて移動できるようになっても EU 各国の国民性が消えてなくなる方向にはなっていない。動きたい人が動き、動きたくない人はとどまっていることのできる社会を実現できればいいわけである。

最後に、日本にとっての国際人口移動を長期的に考える場合は、日中韓という東アジア地域をどうとらえるか、という点が重要であることを強調しておきたい。人口移動の頻度は距離の二乗に反比例する、という重力モデルがかなりの説明力を持つように、距離が近ければ近いほど人間が移動する頻度は高くなる。人類学的にも東アジア内の DNA のストックは同様であることも、このことを裏付けている。しかし現実には、EU や ASEAN のように東アジア共同体、というものはまだ本格的に組上にあがっていないし、日中韓の間の意識の壁は高い。この壁を壊さない限り、近隣諸国との真の友好関係が築かれない限り、それぞれの国の本格的な国際人口移動の時代は訪れないであろう。

## 参考文献

- 片岡貞治（2013）「アフリカにおける地域統合 - 現状と課題」『地域統合の現在と未来』日本国際問題研究所 経済産業省通商政策局編（2014）「人の移動」『不公正貿易報告書』
- 国立社会保障・人口問題研究所（2013）『2011年社会保障・人口問題基本調査 第7回人口移動調査報告書』調査報告資料第31号。
- 篠田謙一（2007）『日本人になった祖先たち—DNA から解明するその多元的構造』NHK ブックス 1078, 日本放送出版協会。
- 東條吉純（2007）「地域経済統合における「人の移動」の自由化—越境労働力移動に対する新たな国際的取組の形—」RIETI Discussion Paper Series 07-J-008。
- 中堀豊（2005）『Y 染色体からみた日本人』岩波科学ライブラリー110, 岩波書店。
- 宝来聰（1997）『DNA 人類進化学』岩波書店。
- 堀井聡子（2014）「ソンガイ・ザルマの女性にとって産むということ - ニジェールの一農村におけるエスノグラフィ—」『身体と生存の文化生態』池口明子・佐藤廉也編、ネイチャー・アンド・ソサエティ研究 第3巻, 海青社。
- Docquier, Frédéric (2013) "Cross-Border Migration, Employment and Economic Growth" *Background Research Paper*, High Level Panel on the Post-2015 Development Agenda.

- Institut National de la Statistique (INS) et ICF International (2013) *Enquête Démographique et de Santé et à Indicateurs Multiples du Niger 2012*.
- Kondo Atsushi and Yamawaki Keizo (2014) "MIPEX and Japan: Findings and Reflections", *OMNES : The Journal of Multicultural Society*, Vol.4 No.2, pp. 59-80.
- Piore, Michael J. (1979) *Birds of Passage: Migrant Labor and Industrial Societies*, Cambridge University Press.
- Statistisches Bundesamt (2013) *Bevölkerung mit Migrationshintergrund – Ergebnisse des Mikrozensus 2012 – Bevölkerung und Erwerbstätigkeit*, Fachserie 1 Reihe 2.2.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2012) *Migrants by origin and destination: The role of South-South migration*, Population Facts, No.2012/3.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2013a) *Trends in International Migrant Stock: Migrants by Destination and Origin*, United Nations database, POP/DB/MIG/Stock/Rev.2013.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2013b) *World Population Prospects: The 2012 Revision*, CD-ROM Edition.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2013c) *International Migration Policies 2013 Wallchart*.
- World Bank (2011) *Migration and Remittances Factbook 2011*, 2nd edition.
- World Tourism Organization (UNWTO) (2014) *Tourism Highlights 2014 Edition*.
- World Trade Organization (2014) Regional trade agreements, WTO website  
[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm) (accessed on 7 Aug.2014)
- Zlotnik, Hania (2003) "The Global Dimensions of Female Migration" Migration Policy Institute.



## A Perspective on International Migration - Is there any Japanese model ? -

Reiko HAYASHI

International migration is important both for the globalized world and for Japan which is experiencing substantial population decline. There is a steady increase of the number of the international migrants in the world from 154 million in 1990 to 232 million in 2013. If we classify countries according to the proportion of international migrants, the most migrant rich countries are the Arab States of the Gulf, followed by the "historically migrant countries" such as Canada, Australia and United State. European countries are also rich in migrants in the same level as some African countries such as Côte d'Ivoire or Gabon. In Asia, apart from Malaysia or Singapore, the proportion of migrants tends to be lower, in which Japan, China and Korea are no exception.

Considering the fact that people migrate while they are young, the stagnation of young population of the world in the future is a reality and more and more competition would be anticipated between the migrants receiving countries. The only exception is the African continent where the young population increase continues throughout the 21st century, how to manage the African "push" will be a challenge for the global community in the near future.

Since the remittances exceed international aids, the relation between the international migration and development has been a hot debate, but so far there is no unanimous consensus. Various studies were conducted and showed different results to support the brain gain, drain or waste. Simple analysis shows that the out-migration rate has no correlation with GDP per capita and has negative correlation with GDP growth rate. Japanese historical trend shows that the both in-migration and out-migration had no apparent effect on the economic growth. An anthropological survey suggests a possible adverse effect of international migration to raise fertility in a very high fertility setting in Western Africa. International migration has both positive and negative effects for the development, and while promoting good migration, efforts should be made to create better domestic environment so that people are not obliged to go abroad to have better life.

The free movement of people has been already realized through regional integration in EU, CARICOM, East, West and Southern Africa and it is also planned in ASEAN from 2015. In addition, the growing number of regional trade agreement such as EPA or FTA stimulates conditioned movement of people. These "controlled freedom" of international migration might be the future trend, backed by the development and popularisation of related technology such as biometrics or internet and mobile phone network.

The foreigners in Japan comprise only 1.6% of total population so far, but the rate is increasing steadily especially for the permanent residents. Various measures were taken to improve the governance, such that foreigners were included in the resident registration since 2012 or the International Social Security Agreement has been implemented, signed or under negotiation with 25 countries. The "Yokoso! Japan" campaign coupled with the expansion of visa exemption had promoted the short-term foreign visitors achieving the historically highest number of 11 million in 2013. EPAs are facilitating the care-worker migration from the Philippines, Indonesia and Vietnam.

However the social integration measures are much to be improved.

The accumulation of the researches on the DNA analysis had proved that the Japanese race is a mixture of different groups of people, not replacing the natives or excluding new comers. The culture of symbiosis had been a norm, but occurred in a slower pace, compared to the actual speed of population decline or international migration. Thus the replacing completely the population decline with international migrants would be very difficult, but it is nevertheless important to call for the migrants in view of the activation of the society by multiple cultures, creation of new amalgamated civilization, as much as the reception capacity allows.

特集：第18回厚生政策セミナー  
「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

## Some Implications of Recent Global International Migration for Japan: An Australian Perspective

Graeme HUGO\*

Australia unlike Japan is a quintessential immigration nation with a half of its population being a permanent or temporary migrant or their Australia-born children. There is strong public support of the positive dimensions of international migration and Australia has become a multicultural society with over 60 birthplace groups with more than 10,000 residents in Australia. Yet at the beginning of the post war period Australia was in some ways similar to contemporary Japan with respect to migration. Less than one in ten Australians were overseas born and over 97 percent were of anglo-celtic ethnicity. Australia was monocultural and strongly opposed to increasing ethnic diversity. Yet over the next six decades this was transformed. With postwar migration Australia's population would currently be 12 million almost 10 million less than the actual population but more importantly it has increased greatly in diversity. This massive change was achieved largely without conflict, a maintenance of social cohesion and huge improvements in prosperity. The paper discusses some of the lessons from the Australian experience which countries who are contemplating increasing migration like Japan could consider.

### INTRODUCTION

Over the postwar period Japan and Australia have represented polar opposites in their policies toward international migration, although both have experienced continued economic growth and a demographic transition to low fertility and ageing populations. Japan has largely eschewed international migration despite developing strong international economic and political linkages, an ageing and shrinking population, substantial shortages of low skilled workers and a pressing need to benefit from the increasing scale and complexity of international migration of skilled workers. Australia, on the other hand, has become a quintessential immigration society. Half of its population is a first or generation migrant. Opinion polls show that Australia (along with Canada) is alone among OECD countries in consistently having a majority of the population being in favour of migration.

It is argued in this paper that international migration is increasing an essential structural element in the global economy and that effective participation in that economy requires some engagement in migration. While Australia has a totally different cultural and historical context, there are some

---

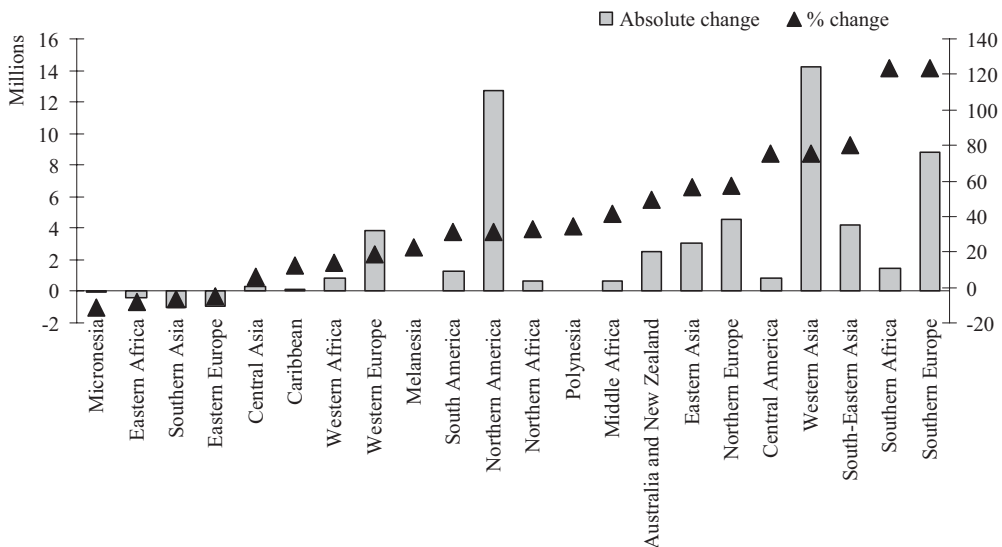
\* The Australian Population and Migration Research Centre, The University of Adelaide

lessons which can be drawn from the Australian experience which may be useful for Japan as they face a future in which the size of the national population will continue to fall and the workforce age. At the outset, however, it is necessary to outline some of the key recent developments in global international migration, especially as they impinge on the Asian region.

## I. GLOBAL TRENDS IN INTERNATIONAL MIGRATION

In 2013 the United Nations estimated that 232 million people (3.2 percent of the global population) lived outside their country of birth. Of these, 13.9 percent were in Asian countries while 29.8 percent had moved out of an Asian nation. This compares to Asia being currently home to 55.7 percent of the global population. The United Nations' analysis further identified the Asian region as having some of the fastest growing international migrant populations of any world region (Figure 1). Between 2000 and 2013 the number of immigrants in ASEAN nations, for example, increased by almost 80 percent! Another important feature is that much of the migration is drawn from *within* the region. A World Bank analysis (Ratha *et al.*, 2013, 13) depicted in Figure 2 found that while the number of people identified as emigrants from East Asia and the Pacific increased by 60 percent between 2000 and 2013 to reach 35 million, the proportion of them moving within the region increased from 46 to 48 percent. However, as Figure 2 indicates, the share of those emigrants who moved to East Asian nations decreased from 41 to 37 percent, suggesting that East Asian countries are not taking advantage of immigration to boost their human capital as much as ASEAN nations. In passing we note that the proportion moving to Australia increased from 15.7

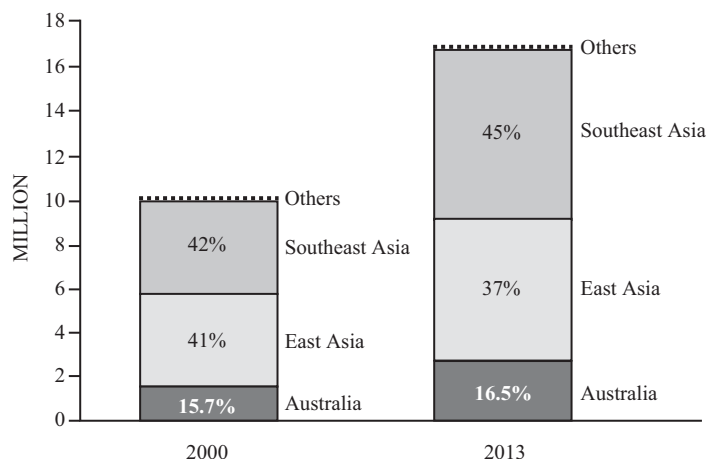
**Figure 1: The Number of International Migrants: Absolute Change and Percentage Change Between 2000 and 2013, by Region**



Source: Unpublished data supplied by United Nations

percent to 16.5 percent. The point is clear then; the Asian region is both an increasingly important destination and an origin of international migrants in the contemporary world but that this dynamism is especially strong on Southeast Asia.

**Figure 2: Numbers of People Moving Within the East Asia-Pacific Region According to Destination, 2000 and 2013**



Source: Ratha *et al.*, 2013, 13

**Table 1: Asia: Immigrants by Origin, 2000 and 2013**

	Within Asia	Outside Asia
2000	23,087,762	22,643,777
2013	28,830,702	40,263,673
Percent Change	24.87	77.81

Source: United Nations, 2013

Table 1 shows the number of persons born in Asian countries living outside their country of birth in 2000 and 2013 divided between those that moved within Asia and those settling outside Asia. It is interesting in Table 1 that while the number of intra-Asia immigrants increased between 2000 and 2013 by 25 percent, the number of Asians moving to other parts of the world increased by 77.8 percent. This was despite this period being of rapid economic development in Asia and reflects, to some extent, the reluctance of several Asian countries to embrace migration as an important structural element in development (Castles, 2003).

## II. AUSTRALIAN INTERNATIONAL MIGRATION FROM A JAPAN PERSPECTIVE

Australia, located on the edge of Asia, can be described as a quintessentially immigration nation and hence the antitheses of several East Asian nations. Table 2 shows more than half of the

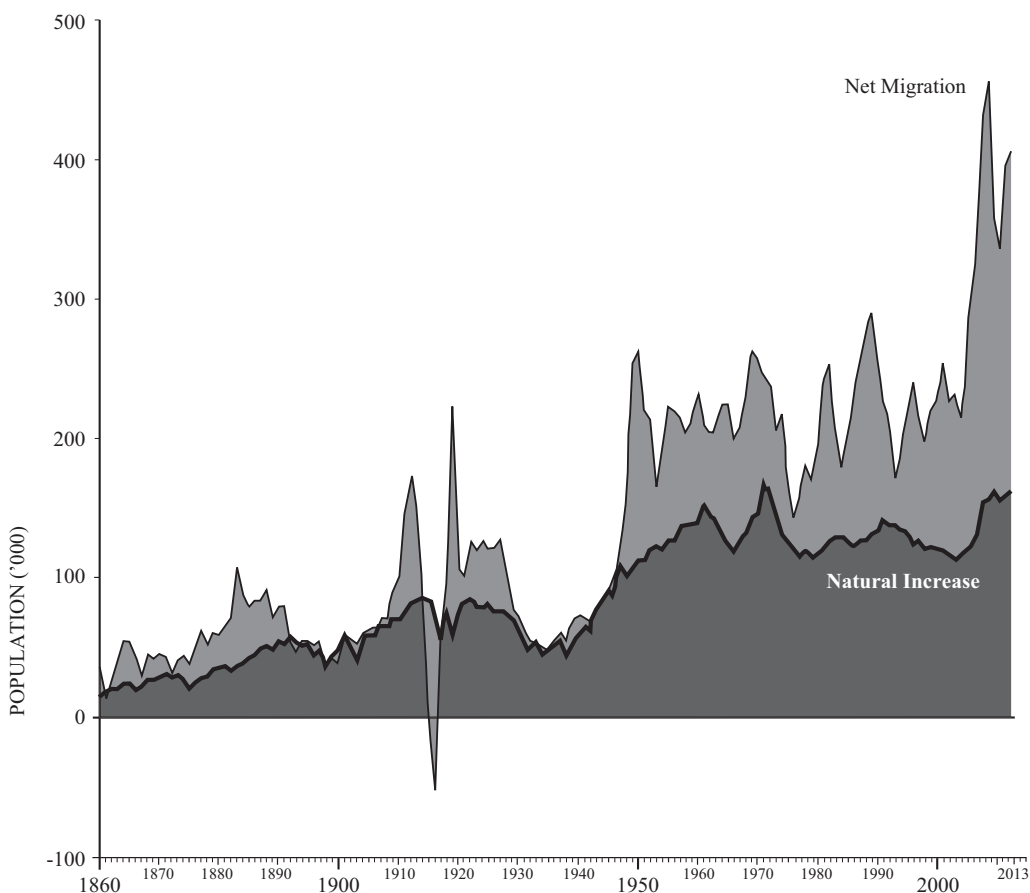
Australian population at any one time are either an immigrant, a child of an immigrant or a temporary resident. Immigration currently accounts for 59.5 percent of national population growth and as Figure 3 shows there is a long history of net migration gains contributing to population growth. Moreover, like Japan, Australia faces ageing of its population so that migration is seen as playing an even more important role in the future as is envisaged in the Department of Treasury's Intergenerational Reports (Costello, 2002, 2004; Department of Treasury, 2007; Swan, 2010).

**Table 2: Australia: A Country of Immigration**

- 27 percent born overseas in 2011
- 20 percent Australia-born with an overseas-born parent(s) in 2011
- 1,142,560 persons temporarily present at 31 March 2014
- Without postwar migration the Australian population would be less than 13 million compared with 23.3 million in 2013

Source: ABS 2011 Census; DIBP, 2014

**Figure 3: Australia: Natural Increase and Net Migration, 1860-2013**



Source: ABS; Borrie, 1994

An important impact of immigration in Australia has been its impact on the cultural diversity of its population. Table 3 shows that at the 2011 Population Census, almost a fifth of Australian households spoke a language other than English at home, while 28.7 percent indicated that they were of non-Anglo Celtic ancestry.

Australia is one of the world's nations most influenced by migration and with one of the most diverse populations. As Japan discusses the whole issue of whether it embraces migration to assist in national economic development and offsetting the effects of ageing, it is interesting to look at the situation in Australia a generation ago. In 1947, at the end of World War II, Australia's migration situation was nothing like that described above. Table 4 indicates that only 9.8 percent of Australians were foreign-born and of those, 7.9 percent were born in an English-speaking nation. Moreover, of the 1.9 percent born in more diverse contexts, almost all were from Southern and Eastern Europe or were Europeans born to continental parents in Asian nations. Hence in Australia less than a tenth of the population were migrants and the society was overwhelmingly monocultural, dominated by people of Anglo Celtic heritage. The main element of diversity was the 51,048 Aboriginal population – 0.67 percent of the total.

**Table 3: Indicators of Australian Diversity, 2011**

Indicator	Percent
Born overseas	26.1
Born overseas in CALD country	16.6
Australia-born with an overseas-born parent	18.8
Speaks language other than English at home	19.2
Ancestry (multi response) in a CALD country	28.7
Ancestry (multi response) in an Asian country	9.9
Non-Christian religion	22.3
Indigenous population	2.6
No. of birthplace groups with 10,000+	67
No. of birthplace groups with 1,000+	133
No. of indigenous persons	548,369

Source: ABS 2011 Census

**Table 4: Australia's Population in 1947**

Birthplace	Number	Percent
Australia	6,835,171	90.2
Overseas	744,187	9.8
Born in UK, Ireland, Canada, South Africa, New Zealand and USA	601,036	7.9
Other Birthplace	143,151	1.9
Total	7,579,358	100.0

Source: Australian Census of 1947

As Japan discusses internally the potential impacts of increased immigration, it could be useful to examine Australia's postwar international migration history. Australia's immigration situation in 1947 was not too different to the contemporary Japanese situation, both with respect to the relative significance of migrants in the population and in terms of the strong cultural homogeneity. The latter issue appears to dominate much of the policy and public discussion on future international migration in Japan and it is relevant that this issue was equally prominent in the immediate postwar years as Australia also was contemplating a significant increase in international migration (Jupp, 2002; Borrie, 1994; Price, 1979).

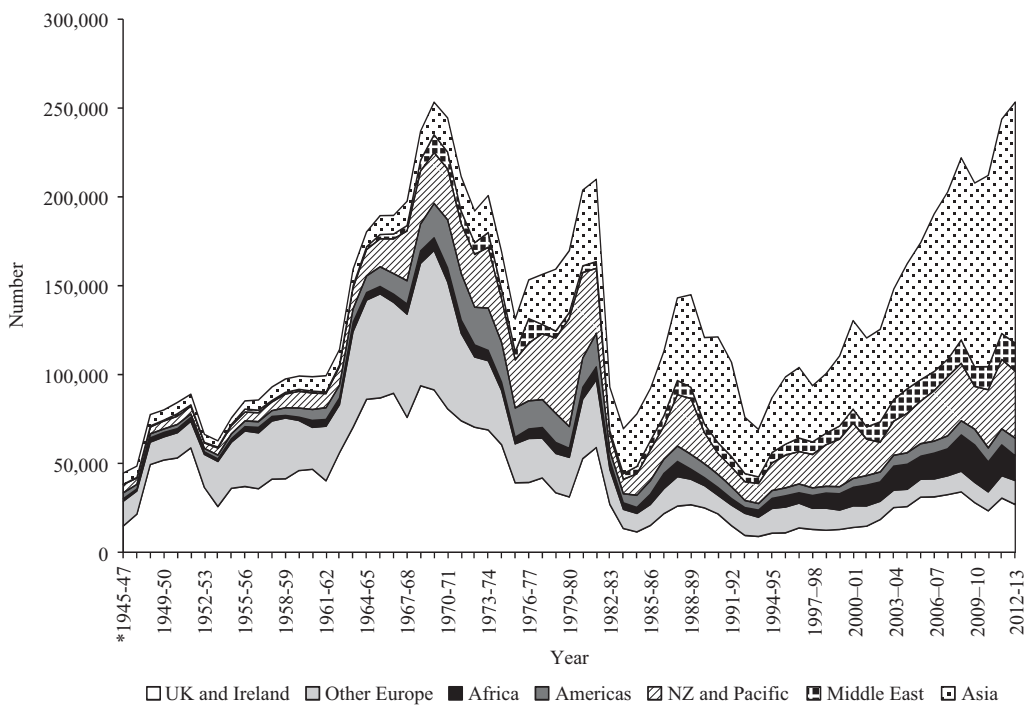
The situation in Australia in 1947 has some parallels with contemporary Japan. Firstly, there was a high level of concern of the need for population growth. The slogan of 'populate or perish' dominated the discourse of policy makers and the community more generally (Jupp, 2002, 10). Secondly, there was an overwhelming concern for maintenance of a 'British Australia'. It was only after extended public discussion and an ever-worsening shortage of workers which threatened to stall Australia's rapid postwar economic growth that there was any relenting on this issue and then it was extremely limited and hedged with conditions. The restriction of Australian immigration to people from English-speaking nations, especially those who were British, changed tentatively in 1949. In that year Australia, for the first time, provided assisted passage to non-British migrants. Some 170,000 Displaced Persons who fled their countries (Poland, the Baltic countries, Hungary) during the Nazi or subsequent Russian invasion and were housed in camps in Europe were settled in Australia. However, they had to sign an agreement to work in a job and place designated by the Government for at least the first two years. The experience of the 'DPs' was clearly watched and it was found that not only were there no clashes, a breakdown in social cohesion or a threat of any kind to Australian society but they made important and significant economic contributions.

In fact, the DPs gave the government confidence to seek immigrants from elsewhere in Europe to help fill the continuing labour market shortages during the Australian 'long boom' of the 1950s and 1960s when manufacturing urban based employment expanded rapidly. Figure 4 shows how, with each postwar decade, the background of immigrants to Australia became more diverse. In the 1950s the Netherlands, Germany, Italy, Greece, Malta and the former Yugoslavia all became significant origins of immigrants. However, the 'White Australia' Policy still very largely prevailed, although the 'British Australia' restrictions had been expanded to be a 'Caucasian or White Australia'. The White Australia Policy, in fact, had its origins in the very earliest days of Australian federation in 1901 when the Immigration Restriction Act was one of the first actions of the new national government. This remained intact until 1958 when it was replaced by a new Migration Act (Jupp, 2002, 8).

The widening of the spectrum of countries from which Australia drew settlers continued into Turkey and the Middle East in the late 1960s and in the early 1970s the White Australia Policy was finally dismantled altogether. In fact, there had been gradual modifications made throughout the



**Figure 4: Australia: Settler Arrivals by Region of Last Residence, 1947-96 and Permanent Additions by Region of Birth, 1997-2013**



\*July 1945 to June 1947

Note: Middle East includes North Africa from 1996-97.

Source: DIBP data

postwar period and its final abolition did not lead to an immediate change. In fact, many aspects of 'British Australia' influenced migration with assisted passage being restricted to settlers from the UK and British citizens being accorded full citizenship rights upon arrival. However, Figure 4 indicates that the UK remained the origin of almost half of immigrants up to the 1970s. However, the diagram also shows the step by step, gradual increase in diversity of the intake. Substantial immigration from Asia began with the inflow of refugees from Vietnam and, to a lesser extent, Cambodia and Laos in the late 1970s and 1980s. They were joined by migrants from Southeast Asia – Singapore, Malaysia, Thailand, Indonesia and the Philippines, and then in the 1990s and 2000s China and India became major origins of permanent migrants. Another important step in increased diversity was the influx of mainly refugees but also including some highly skilled groups like doctors from Sub Saharan Africa. There was a long history of African migration but hitherto it was almost totally white South Africans. By 2001 one in ten Australians were of Asian ancestry, whereas in 1947 it would have been a fraction of a single percent.

From a Japan perspective, there are a number of interesting features of this transformation within the lifetime of the present writer:

- It was achieved by and large without any violence. There have been isolated incidents and it remains a contested area, but there is no evidence of a widespread breakdown in social cohesion, and violent incidents have been limited.
- There was no 'destruction', 'swamping' or 'crowding out' of Australia's British heritage. As Jupp (2002, 5) puts it:
 

'(Although Australia) is certainly much more multicultural than it was fifty years ago ... it is still a much more "British" society than either Canada or the United States'.
- The government has maintained a high level of control over the number and composition of the migrant intake using an administrative system, not dissimilar to that employed in Japan. Indeed, much of the positive attitudes of Australians about the migration are based on a confidence that the immigration is controlled.
- Migration has been and remains one of the most contested areas of Australian public policy but there have also been long periods when there has been total bipartisanship between the two sides of politics in the nation.

### III. SOME POTENTIAL LESSONS FROM THE AUSTRALIAN EXPERIENCE

Every nation has the sovereign right to develop its own policies on international migration which best meet their own economic needs, cultural maintenance and development and international obligations. Moreover each country has its own unique set of cultural, geographical, economic and social circumstances which must shape migration policy. Nevertheless, this is an area where countries *can* learn from each other, not only in terms of adopting best practice but avoiding the many and varied pitfalls that can be associated with international migration. There is, however, a fairly general consensus that (Jupp, 2002, 2) 'Australian immigration and multicultural policy has been a success', despite the fact that it remains a much contested area within Australia. Moreover, as was pointed out earlier, there are at least two parallels in the contemporary international migration discourse in Japan and that in Australia at the close of World War II. What are some of the dimensions of Australian post World War II international migration which may have some resonance should Japan choose to open itself more to international migration?

The first lesson relates to the highly controlled and planned nature of Australian migration. This has been greatly facilitated by Australia's island geography and its geographical isolation which has made border control more feasible, especially during the modern era of electronic surveillance of borders. Yet Japan too has an island geography and in many ways already exercises a high level of control of who comes into the nation. However, Australia has clearly tied the migration program and its control to the economic planning needs of the nation and integrated migration into its economic planning. Indeed over the last two decades the program has become even more tightly focused in this way.

Since the 1970s Australia has identified four channels under which foreigners can apply to settle in Australia:

- (a) Skilled workers – groups with training or skills in shortage in the Australian labour market.
- (b) Family migrants who were related to earlier generations of migrants.
- (c) Refugee-humanitarian migrants who were recognised under the UNHCR 1952 Convention.
- (d) Others, mainly New Zealanders who have more or less free access to settle in Australia under a specially negotiated Trans Tasman Agreement.

For each group, except New Zealanders the government sets a planning level after consultation with stakeholders such as state governments, employers, unions and community organisations. As Table 5 indicates, such is the high degree of close management of Australian migration there is almost an exact correspondence between the planning levels and the actual outcomes of the numbers of settlers in each category.

**Table 5: Australia: Planned Levels and Outcomes of Different Migration Settler Visa Categories, 2011-13**

	2011-12		2012-13	
	Planning Level	Outcome	Planning Level	Outcome
Family	58,600	58,604	60,185	60,185
Skill	125,750	125,755	128,950	128,973
Special	650	639	845	842
Total	185,000	184,998	190,000	190,000
Humanitarian	13,750	13,759	20,000	20,019

Source: DIBP

The migration program is increasingly dominated by the 'skill' part as migration has become more closely integrated with economic planning. A central part of the skill program is a Points Assessment Test whereby intending settlers are assigned points associated with education/training, work experience, age, English language ability and other labour market attributes. A moving cut-off level is recognised above which settlers are accepted. Similarly, the family migration stream has varied over time in the nature of the relationship to the Australian-based family member which would enable entrance to Australia. While there have been many modifications over the years to the way in which each of the four streams has operated, it still forms the basis of the Australian permanent settlement system.

Figure 5 shows how the migration has become increasingly focused on skill with the percentage of all settlers in this category increasing from 29.1 percent in 1993-94 to 69.6 percent in 2005-06. Increasing employers have been brought into the selection process with priority being given to applicants who already have a job in Australia.

A related aspect of the success of the Australian migration program is the strong tradition of evidence-driven policy. Australia's programs and policies are constantly being fine-tuned in

**Figure 5: Australia: Migration Program Outcome by Stream and Non-Program Migration, 1976-7 to 2012-13**



Source: DIAC, *Population Flows: Immigration Aspects*, various issues; DIAC, *Immigration Update*, various issues; DIAC, 2012 and 2013

response to changes in the global, regional and national economy but also research findings. One example of this is increased research into the economic impact of migration. Table 6, for example, presents the results of modelling done for the Australian government of the fiscal impact of various categories of immigrants over a twenty year period. This shows that the fiscal contribution of immigrants increases over time and that it is greater for skilled migrants than other categories.

Another element is the strong institutional structure supporting the development and management of the migration program. For most of the postwar period there has been a separate ministry (and a place in the cabinet) and federal government department devoted to migration and settlement. In addition, it has developed a cadre of migration professionals who are responsible for the development of migration policy and its operationalisation as well as the instruments to support them. It has arguably the most complete collection of stock and flow statistics on migration into and out of the country (Hugo, 2004a) and uses this to have a strong tradition of evidence-driven policy. There has also been a readiness of government, both conservative and more liberal, to modify policy in response to external and internal developments.

One of the features of Australian international migration policy in the postwar period which undoubtedly has contributed to its relative success is that while there were dramatic shifts they were introduced gradually. The doyen of immigration research in Australia, Professor Charles Price

**Table 6: Migrant's Net Impact on the Australian Government Budget by Visa Category, 2010-11 (A\$million)**

Visa category	Visa grants in 2010-11	Net fiscal impact (A\$ million)				
		Period of settlement in Australia (years)				
		1	2	3	10	20
<b>Family Stream</b>						
Parent	8 499	-7.7	-5.6	-6.0	-7.7	-9.4
Partner and other	46 044	-16.8	76.9	48.2	244.1	242.3
<b>Family Stream total</b>	<b>54 543</b>	<b>212.3</b>	<b>60.0</b>	<b>43.0</b>	<b>200.9</b>	<b>146.4</b>
<b>Skill Stream</b>						
Skilled Independent	36 167	163.0	223.3	283.7	384.2	439.5
Skilled Australian Sponsored	9 117	5.4	12.2	13.0	17.3	21.1
State/Territory Sponsored	16 175	68.3	80.2	86.6	104.7	138.1
Business Skills	7 796	44.9	44.3	46.2	33.2	24.1
Employer Sponsored	44 345	465.9	478.8	485.7	493.3	530.8
<b>Skill Stream total</b>	<b>113 725</b>	<b>747.4</b>	<b>838.7</b>	<b>915.1</b>	<b>1 032.8</b>	<b>1 153.6</b>
<b>Humanitarian Stream</b>						
<b>Humanitarian Stream</b>	<b>13 799</b>	<b>-247.3</b>	<b>-69.4</b>	<b>-62.0</b>	<b>-12.3</b>	<b>48.4</b>
Total fiscal impact of permanent migration	182 067	712.4	829.2	896.1	1 221.4	1 348.5
Business Long Stay visa	90 120	889.3	954.5	383.1	441.0	585.9

Source: DIAC, 2012, 110

characterised Australian postwar immigration as being similar to a python feeding – each new group of migrants were introduced and then allowed to digest and adjust before a new group was introduced. Thus Figure 4 demonstrated how the previously almost totally British intake was first extended to Displaced Persons from Eastern Europe, then other Western Europe and Southern European origins, then to the Middle East, then to Asia and finally Sub Saharan Africa. This took place over six decades.

There has been a strong policy of 'taking the community with' government decisions by each new phase being given time to gain acceptance. Accordingly, as

in Canada, there has been a generally high acceptance of the overall positive impacts of migration compared with other European nations as is shown in Table 7. A recent study of 6,088 South Australians in metropolitan and rural areas found 87.7 percent believed cultural diversity was a

**Table 7: Selected Nations: Percent of Population That Believes Immigration Has a Negative Impact on Their Country, 2011**

Country	%
Belgium	72
South Africa	70
Russia	69
Great Britain	64
Turkey	57
United States	56
Italy	56
Spain	56
India	43
Canada	39
Saudi Arabia	38
Sweden	37
Australia	31
Brazil	30
Indonesia	30

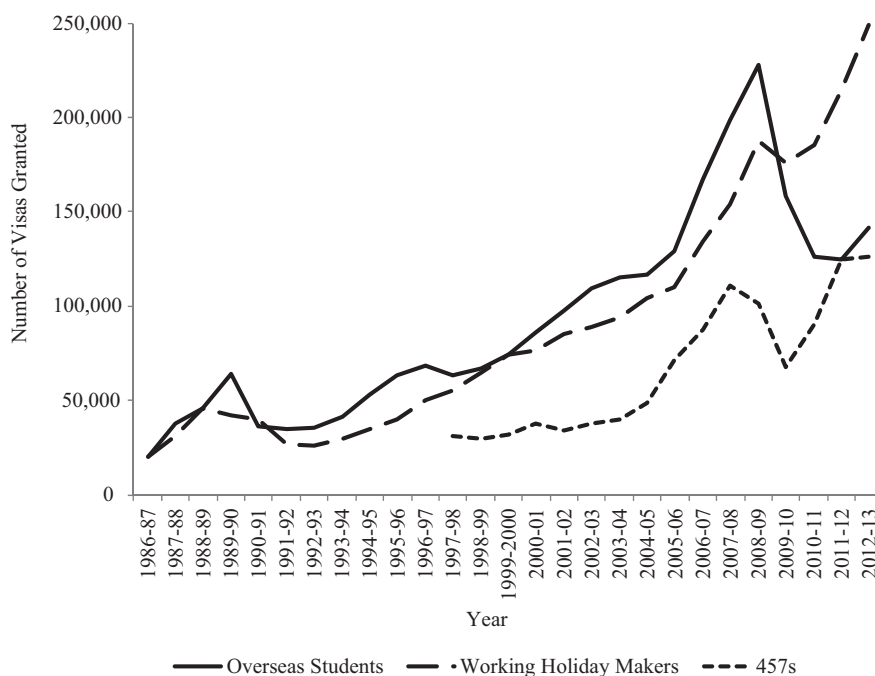
Source: Ipsos MORI Global Advisor Survey, June 2011

positive influence on the community (Government of South Australia, 2008). Clearly a key element in the transformation from 'White Australia' to 'Multicultural Australia' was the fact that the changes were made in steps rather than making a sudden 180 degree change in policy. The transformation was achieved in a number of incremental steps rather than a single shift. In making these changes the government tended to take the community along with them since community attitudes were changing also as education levels increased, the benefits of multicultural migration became manifest in Australia's society and economy and more Australians had direct interaction with people from different cultural backgrounds.

Another feature of postwar Australian immigration policy which has contributed to its success is its *flexibility*. There are over 200 visa classes and subclasses by which a person may enter Australia and these are constantly changing in response to global and national events, processes and forces. A good example of this flexibility was the introduction of a number of avenues for temporary migration. Whereas in the first five postwar decades Australian immigration policy was focused almost exclusively on attracting *permanent* settlers and there was strong bipartisan opposition to temporary and contract worker programs. However, increasingly settlement migration was perceived by employers as too slow and inflexible a tool to compete effectively in global high skill labour markets. Accordingly, in 1997 the 457 Temporary Business Entry Visa was introduced. It is similar to the HIB visa in the United States, is initiated by employers and is not capped and is even more focused on skill than the permanent migration program. Research has shown it has been generally quite successful (Khoo, Voight-Graf, McDonald and Hugo, 2007). However, the 457 program has come under intense scrutiny in recent times with some employers being accused of misusing the scheme to displace Australian workers, especially in some regional areas. The union movement (Australian Manufacturing Workers Union, 2006) has raised issues of migrant workers being ready to settle for lower wages as well as occupational health and safety issues covered by lack of ability to speak English. A Parliamentary Inquiry (Joint Standing Committee on Migration, 2007, 2) made a number of recommendations to improve procedures associated with the program. Nevertheless, Figure 6 shows that the number of new 457s continued to increase rapidly so that in 2007-08, 61,390 new applications were lodged and in mid 2008 there were 134,238 457s working in Australia. The onset of the Global Financial Crisis saw the number of new applications fall to 54,810 in 2008-09 but they have subsequently recovered to real record numbers in 2013.

Another element of success in the Australian immigration program relates to political engagement. Australia has three tiers of government – national, state/territory (of which there are 8) and local (667). Since Federation in 1901 Australian immigration and settlement policy and programs have been largely the responsibility of the national government. Under Section 5.51 (xxvii) of the Australian Constitution it is empowered to legislate for immigration. Prior to Federation, states (then separate colonies) organised immigration control, assisted passages and settlement services and continued to do so (in cooperation with the Commonwealth) and the end

**Figure 6: Australia: Temporary Migration, 1986-87 to 2012-13**



Source: DIAC, *Population Flows: Immigration Aspects*, various issues; DIAC, *Annual Report*, various issues

of World War 1 when the national government took full control of immigration and settlement (Jupp, 2002, 67-68).

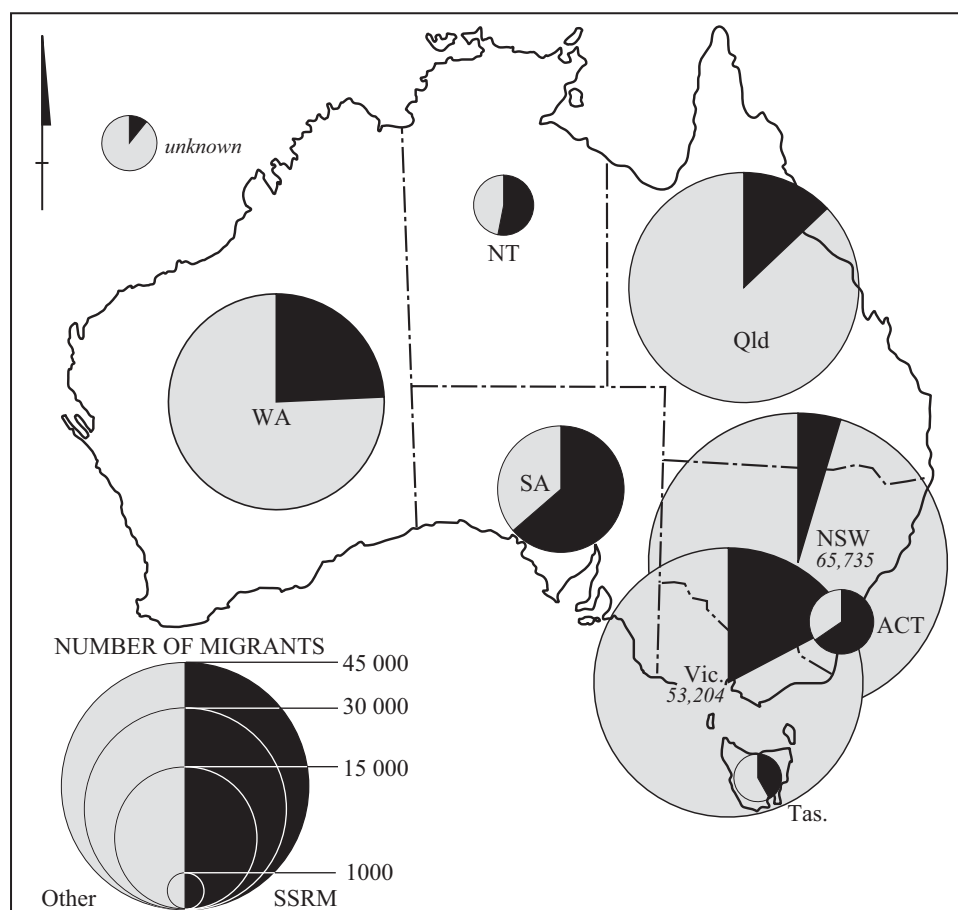
The broad outlines of population policy are set by the elected national government. Each major political party in Australia has a policy statement relating to levels, types and composition of international migration. This forms part of the platform presented by the parties before each national election. For the party which wins government this policy statement provides the broad objectives of the immigration program over the next three years as well as longer term considerations. In fact there has been little difference in the policies of the major parties for much of the post-war period although in recent years approaches toward asylum seekers have some significant differences. In general, however, many aspects of post-war immigration policy in Australia have had bipartisan approval.

Moreover, while political power in immigration resides with the national government, it is recognised that the other tiers of government also have a major stake in the process, especially the settlement dimensions. Accordingly there are efforts to engage with states and territories, and to a lesser extent, local government. There are a number of ways in which this has been achieved and most states now have state government offices of immigration and of multiculturalism. A particular development, however, has been the *State Specific and Regional Migration Schemes* (SSRM)

which now accounted for around a fifth of all skilled migrants. This program facilitates employers, state and local governments and families in designated lagging economic regions to sponsor immigrants without the immigrants having to fully meet the stringent requirements of the Australian Points Assessment Scheme. There are an array of visa categories available under the scheme (Hugo, 2008).

The impact of the program is evident in Figure 7 which shows the different mixes of SSRM and other immigrants in each state and territory in 2010-11. The state of South Australia, for example, has been lagging economically for decades and has been especially active in the SSRM program (Hugo, 2008). On the other hand New South Wales, the major destination of international migrants, has very few SSRM migrants. Indeed the overall proportion of migrants settling in New South Wales has declined under the impact of the program.

**Figure 7: Australia: Permanent Additions by State According to Whether they are State Specific and Regional Migration Scheme Migrants or Other Migrants, 2010-11**



Source: DIAC, unpublished data



A final element to be considered in the success of postwar migration in Australia relates to issues of social cohesion. Debate about issues of social cohesion and the adjustment of immigrants have waxed and waned in Australia. A watershed in settlement policy was the release in 1978 of the Galbally Report on Migrant Services and Programs'. This advocated a shift in government settlement policy from the 'melting pot' assimilation emphasis which prevailed in the first three postwar decades toward multiculturalism. They advocated the development of ethnic specific welfare and ethnic media services and cultural and language maintenance among immigrant groups. The report provided the foundation for Australia's settlement policy over the succeeding decades. It developed a set of guiding principles that are still relevant although government and community support of multiculturalism as a policy has fluctuated over the succeeding years (Jupp, 2002, 87).

- All members of society must have an equal opportunity to realise their full potential and must have equal access to programs and services.
- Every person should be able to maintain their culture without prejudice or disadvantage and should be encouraged to understand and embrace other cultures.
- Needs of migrants should in general be met by programs and services available to the whole community but special services and programs are necessary at present to ensure equality of access and provision.
- Services and programs should be designed and operated in full consultation with clients and self-help should be encouraged as much as possible with a view to helping migrants to become self-reliant quickly.

Multiculturalism in Australia has taken a distinctive form (Jupp, 2002; Jupp and Clyne, 2011) focusing more on service provision than settlement and language maintenance.

As in other parts of the world, multiculturalism came under attack in Australia during the last two decades, especially during the conservative government of Prime Minister John Howard (1996-2007). Jupp and Clyne (2011, xvi-xvii) argue that the contestation of multiculturalism derived from:

- The collision between liberal democracy and Islamic fundamentalism.
- Resistance to continuing, increasingly and frequently uncontrolled immigration from poorer countries.
- Economic and social problems such as the Global Financial Crisis.
- Poverty and dislocation in some areas of concentration of migrants.
- Perceptions that the distinct civilisations and cultures built upon a European basis are losing their pre-eminence.
- Rapidly changing social structures and belief systems which creates anxiety.

As a result there was an increased focus in government pronouncements on 'integration' which reached a peak in the introduction of a compulsory 'citizenship test' which immigrants seeking

Australian citizenship were required to pass.

Australia has been relatively free of ethnic-based violence. There have been isolated instances such as the Cronulla riots in 2005 when a group of people waving Australian flags attacked people of 'Middle Eastern Appearance' on a Sydney beach. In 2009 attacks on Indian students in Melbourne were interpreted by some as having an ethnic dimension. The current Australian government has restated its commitment to a policy of multiculturalism and each of the states and territories have government multiculturalism agencies and Migrant Resource Centres. Hence multiculturalism remains the basis of government settlement policy in Australia despite the challenges it has faced.

## CONCLUSION

It is difficult to exaggerate the significance of international migration in Australia's contemporary economy, society, demography and culture. Few countries have been more influenced by migration but few also have such a highly managed immigration intake. Australia has a complex immigration system involving an experienced cadre of migration professionals, a sophisticated use of technology and a comprehensive, timely and focused data collection system. Like other nations, Australia has anti-migration elements in the political system and the society more widely. Yet within a generation there has been a transformation from a society in which over 95 percent of the population were of Anglo Celtic origin to one where they make up less than three quarters. The Australian population would be more than 10 million less than at present if postwar immigration had not occurred and it would lack cultural diversity. Currently, 2.3 percent of the population are of indigenous origin and a further 27.5 percent have a non-Anglo Celtic origin. At the 2011 census there were 67 birthplace groups with more than 10,000 persons in Australia and 19.2 percent of the population spoke a language other than English at home. Planned immigration has transformed Australia during the postwar period.

While Australia has had isolated ethnic based violence, racist elements remain in the population, discrimination remains in the workplace and in society more generally it is difficult to argue against the proposition that a balanced Australian postwar migration has been massively successful. What can be distilled from this experience that could be used by other countries such as Japan? This paper has attempted to raise a number of these dimensions which may or may not have resonance in Japan. However, perhaps the most important message is one which is encapsulated in the present writer's lived life experience. He was born into the western suburbs of Adelaide in an Australia with small numbers of migrants and fiercely monoculturally British who could account for more than 95 percent of the population. His children, however, are growing up in a very different context with half of the population a migrant or the child of an immigrant and with many of their friends being from other parts of the world. Their food is influenced by a range of cultures, they have

relatives born in Asia, they have learned to speak an Asian language. Yet the society retains much of its foundations and social cohesion remains strong. There has been no violence or destruction of culture.

## REFERENCES

- Australian Manufacturing Workers Union, 2006. *Temporary Skilled Migration: A New Form of Indentured Servitude*.
- Borrie, W.D., 1994. *The European Peopling of Australasia: A Demographic History, 1788-1988*, ANU Printing Service, Canberra.
- Castles, S., 2003. Migrant Settlement, Transnational Communities and State Region, pp. 3-26 in R. Iredale, C. Hawksley and S. Castles (eds.), *Migration in the Asia Pacific: Population, Settlement and Citizenship Issues*, Edward Elgar, Cheltenham, UK.
- Costello, P., 2002. *Intergenerational Report 2002-03, 2002-03 Budget Paper No. 5*. Commonwealth of Australia, Canberra, 94 pp.
- Costello, P., 2004. Australia's Demographic Challenges, Discussion Paper, 25 February, 28 pp.
- Department of Immigration and Border Protection (DIBP), 2014. *Temporary Entrants and New Zealand Citizens in Australia – As at 31 March 2014*, DIBP, Australian Government.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC), 2012. *Trends in Migration: Australia 2010-11*, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC), 2013a. *2012-13 Migration Program Report – Program Year to 30 June 2013*, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC), 2013b. *Annual Report – 2012-13*, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC). *Annual Report*, various issues, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC). *Immigration Update*, various issues, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC). *Population Flows: Immigration Aspects*, various issues, AGPS, Canberra.
- Department of Treasury, 2007. *Intergenerational Report 2007*, Commonwealth of Australia, Canberra.
- Hugo, G.J., 2008. Australia's State Specific and Regional Migration Scheme: An Assessment of its Impacts in South Australia, *Journal of International Migration and Integration*, 9, 1, pp. 125-145.
- Jupp, J. 2002. *From White Australia to Woomera: The Story of Australian Immigration*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Jupp, J. and Clyne, M., 2011. Introduction, in J. Jupp and M. Clyne, *Multiculturalism and Integration – A Harmonious Combination*, ANU E Press, Canberra.
- Khoo, S., Voigt-Graf, C., McDonald, P. and Hugo, G., 2007. Temporary Skilled Migration to Australia: Employers' Perspectives, *International Migration*, 45, 4, pp. 175-201.
- Price, C.A., 1979. *Australian Immigration: A Bibliography and Digest*, No. 4, Department of Demography, Australian National University, Canberra.
- Ratha, D., Eigen-Zucchi, C., Plaza, S., Wyss, H. and Yi, S. 2013. Migration and Remittance Flows: Recent Trends and Outlook, 2013-2016, *Migration and Development Brief 21*, 2 October.
- Swan, W., 2010. *Australia to 2050: Future Challenges*, Intergenerational Report circulated by the Treasurer of the Commonwealth of Australia, January.
- United Nations, 2013. *Trends in international Migrant Stock: Migrants by Destination and Origin*, United Nations Database, POP/DB/MIG/Stock/Revf.2013.

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

# 近年の世界の国際人口移動から見た日本への含意

## —オーストラリアからの視座—

グレアム・ヒューゴ\*

中川雅貴・林玲子 訳

オーストラリア人口の半分は永住・短期移民、あるいはこうした移民の親をもつオーストラリア生まれの子どもであり、日本と異なる典型的な移民国家である。オーストラリアでは移民受け入れの優れた面について社会の支持は根強く、10,000人以上の人口がある出生国・地域は60を超える。しなしながら、戦後間もない時代の移民に関する状況は、今日の日本とそれほど異なるわけではなかった。当時、外国生まれ人口の割合は10分の1以下であり、総人口の97%がイギリスおよびアイルランド系を祖先にもつ人々で占められていた。単一の文化が優勢であったオーストラリアでは、民族の多様化への抵抗が強かったが、その状況は60年を経てすっかり変容した。第二次世界大戦後の移民がなければ、オーストラリアの人口は現在の規模よりもほぼ1,000万人少ない1,200万人程度であったであろう。しかし、より重要なのは、移民によって人口の多様性が拡大したことである。この大きな変化は、深刻な対立をもたらすことなく達成されたばかりか、社会的一体性の維持およびさらなる社会の繁栄をもたらした。本稿は、日本のように移民受け入れの拡大を検討する国にとって、考慮すべき教訓となるようなオーストラリアの経験について論じる。

### はじめに

日本とオーストラリアは、第二次世界大戦終結以降の経済成長、今日の低出生率に至る人口転換ならびに人口高齢化に関する経験を共有する一方で、国際人口移動に関する政策においては対極の状況にある。深化する国際経済および政治上の結びつき、高齢化かつ縮小する人口、非熟練・非専門職労働力の歴然とした不足、熟練・専門職労働者の国際移動の拡大と複雑性から得られる利益への高まる需要にもかかわらず、日本は国際人口移動について極めて消極的な態度をとってきた。一方で、オーストラリアは、典型的な移民社会となり、今や、その人口の半数は移民あるいは移民の子である。OECD加盟国のなかで、国民の過半数が移民に関して肯定的な態度をもっているのはオーストラリアとカナダだけ

\* Graeme Hugo, The Australian Population and Migration Research Centre, The University of Adelaide (オーストラリア・アデレード大学人口・移民研究センター)

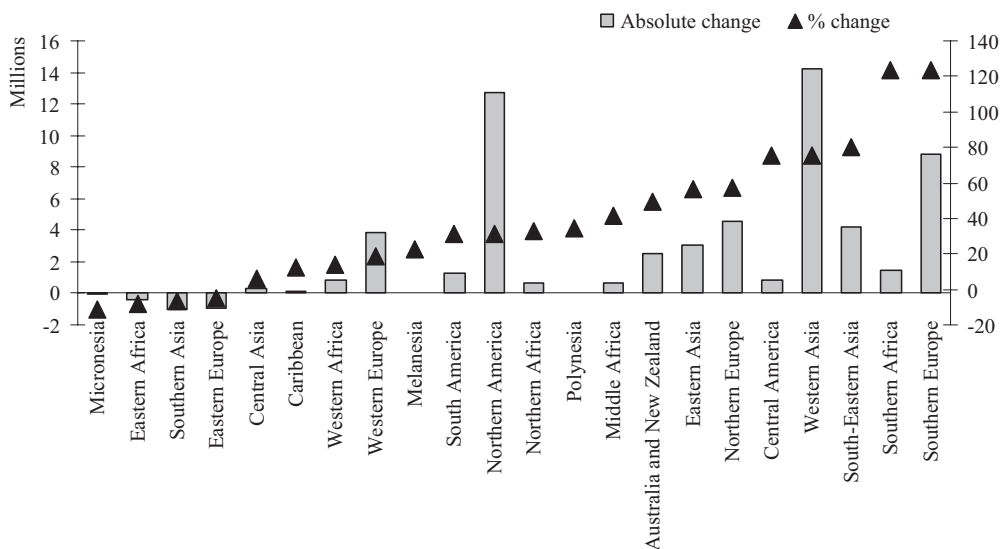
であるとする世論調査結果もある。

本稿は、国際人口移動がグローバル経済の構造的な要素の一つであり、グローバル経済へ効果的に参画するためには、国際人口移動に関わることが必要であることを論じる。オーストラリアと日本の文化的・歴史的背景は大きく異なるものの、ともに人口が持続的に減少するという将来に直面していることから、オーストラリアの経験から導き出される教訓の中には、日本にとって有益なものもあると考えられる。しかしながら、まず必要な作業は、近年の国際人口移動、とりわけアジア地域に影響を及ぼす動向についての外観を整理することである。

## I. 国際人口移動の動向

国連の推計によると、生まれた国と異なる国に住む人の数は、2013年時点で全世界人口の3.2%にあたる2億3,200万人にのぼる。このうち13.9%が現在アジアに住んでおり、29.8%がアジアのいずれかの国の出身者であるとされている。これはアジア地域は、現在、世界の人口の55.7%を擁していることと対比的である。さらに国連の分析によると、アジアのいくつかの国々が世界的にみても最も急速な国際人口移動の拡大を経験していることが示されている（図1）。たとえば、ASEAN加盟国における国際移民の規模は、2000年から2013年の間に80%も増加した。

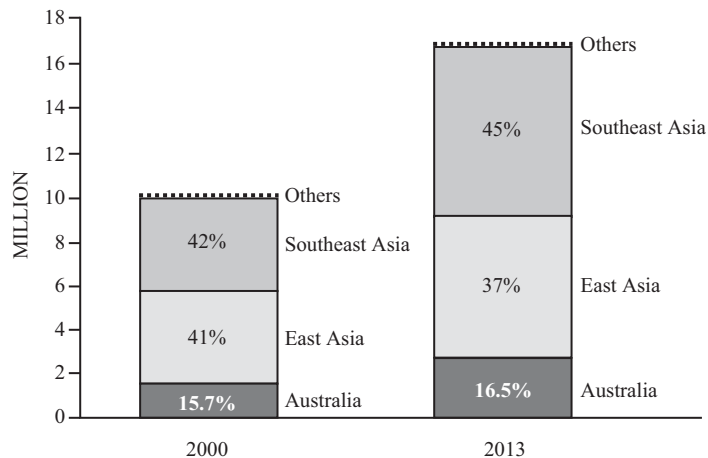
図1 地域別国際人口移動数の推移：2000年から2013年の変化



出所：国連より提供された非公開データ

もう一つの重要な点は、その移動の大部分が、アジア「域内」で起こっているということである。世銀の研究者による分析では、東アジア太平洋地域（訳注：世銀による、東アジア、東南アジア、太平洋地域を含む地域分類。西アジアや南アジアは含まれない）からの移動者数は2000年から2013年の間に60%増加して3,500万人に達し、そのうち地域内での移動者数は46%から48%に上昇した（Ratha *et al.* 2013, p.13）。しかしながら、図2に示されるとおり、この地域内における国際移動のうち、東アジア諸国に向かった割合は41%から37%に減少しており、国内人的資本の補充および成長という点において、東アジア諸国が ASEAN 諸国ほどには国際人口移動の恩恵を享受できていないことが示唆される。ちなみに、この地域内における国際人口移動のうち、オーストラリアに向かった割合は15.7%から16.5%にやや上昇している。ここで明らかになった点は、以下のとおりである。アジア地域は、今日の国際人口移動において、受け入れおよび送り出しのいずれにおいても重要な役割を担っているが、とりわけ顕著なダイナミズムがみられるのが東南アジア地域である。

図2 東アジア太平洋地域内における目的地別国際人口移動者数：2000年および2013年



出所：Ratha *et al.* (2013), p.13.

表1は、2000年と2013年について、アジア生まれの人口のうち出生国以外に住んでいる人口を、現住地がアジア域内かアジア域外かで分類して示したものである。興味深いことに、2000年から2013年におけるアジアの域内移動の増加率が25%だったのにたいし、地域外へ移動したアジア生まれ人口の規模の増加率は77.8%であった。この時期のアジア経済の急速な成長にもかかわらず、こうした域外への移動が拡大している事実は注目には値するが、一方で、アジアにおいては、国際人口移動や外国人労働力を、その経済発展の重要な構造的要因として取り込むことを敬遠する国々も存在しているという状況がある程度反映しているとも考えられる（Castles 2003）。

表1 アジア出身国際人口移動者数（目的地域別）：2000年および2013年

	アジア内	アジア外
2000年	23,087,762	22,643,777
2013年	28,830,702	40,263,673
変化率（%）	24.87	77.81

出所：United Nations (2013)

## II. オーストラリアにおける国際人口移動：日本との対比

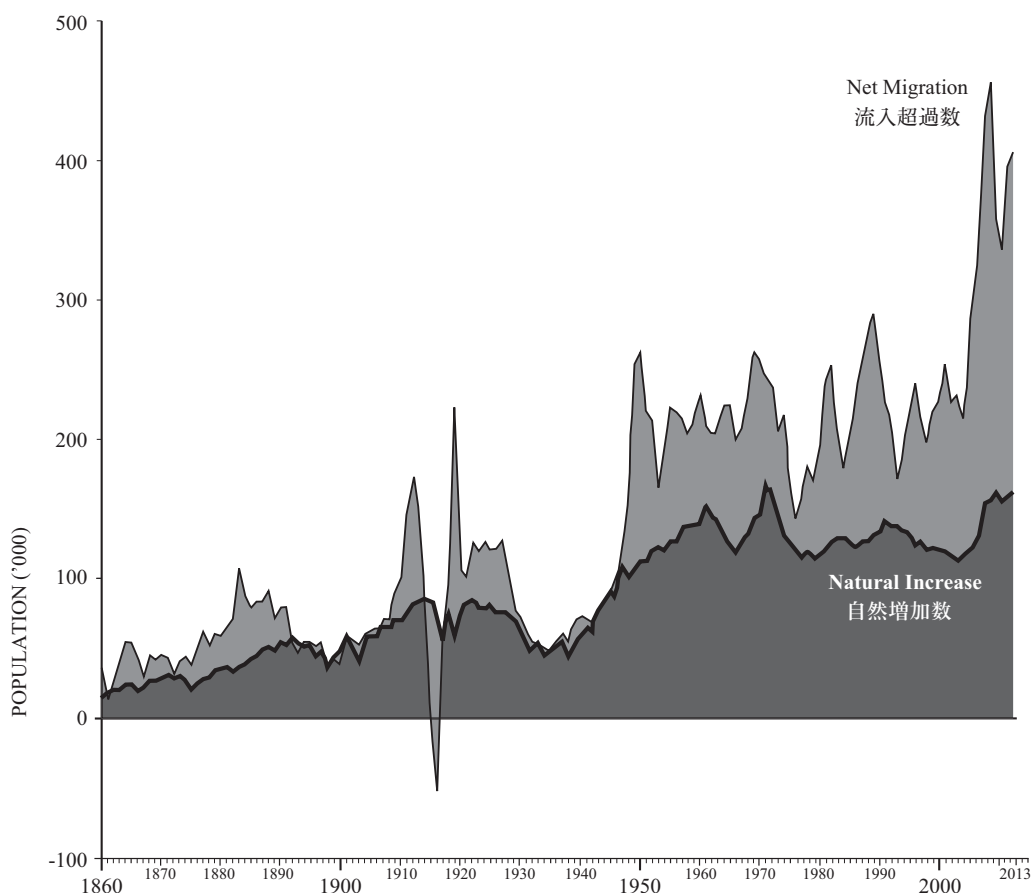
アジア地域の端に位置するオーストラリアは、代表的な移民国家であり、いくつかの東アジア諸国とは対極の状況にある。表2に示されるとおり、オーストラリアに住む2人に1人以上が、移民かその子ども、あるいは短期滞在者である。現在、オーストラリアの人口増加の59.5%は国際人口移動によるものであり、図3に示されるとおり、長年にわたって国際人口移動における流入超過が人口成長に貢献してきたという歴史をもつ。さらに、日本と同様に人口高齢化に直面しているオーストラリアでは、国際人口移動の役割が今後ますます重要になるであろうという予測が、財務省報告書でも指摘されている（Costello 2002; 2004; Department of Treasury 2007; Swan 2010）。

表2 移民の国、オーストラリア

• 外国生まれ：27%（2011）
• 外国生まれの親を持つオーストラリア生まれ：20%（2011）
• 短期滞在者：1,142,560人（2014年3月31日）
• 戦後移民がなかった場合のオーストラリア人口は1,300万人以下（現状2013年の人口は2,330万人）



図3 オーストラリアにおける人口の自然増加と流入超過数：1860年～2013年



出所：Australian Bureau of Statistics; Borrie (1994)

オーストラリアにおける国際人口移動の重要なインパクトとして、その文化的多様性への影響が挙げられる。表3に示されるとおり、2011年のセンサスでは、約5分の1の家庭で英語以外の言語が話され、全人口の28.7%がイギリスおよびアイルランド系以外に先祖をもつと答えている。

オーストラリアは、世界で最も国際人口移動の影響を受けた国の一つであり、人口の多様性という点においては世界でも有数である。現在日本においては、移民を取り込むことによって国内の経済成長を維持・促進し、人口高齢化の影響を緩和することについての議論が展開されているが、一世代昔のオーストラリアの状況を振り返ってみると非常に興味深い。第二次世界大戦直後の1947年、オーストラリアの移民に関する状況は、上述した今日のそれとはまったく異なっていた。当時、全人口のうち外国生まれの割合は9.8%に過ぎず、7.9%が英語圏の出身であった(表4)。さらに、全人口の1.9%に該当する非英語圏出身者のほとんどが、南欧あるいは東欧生まれ、もしくはヨーロッパ人を親にもつアジ

ア生まれであった。したがって、オーストラリアでも、当時、移民人口は10%以下であり、イギリス・アイルランド系の文化が支配的な単一文化社会であったといえる。唯一多様性を提供したといえる人口集団があるとすると、それは、51,048人の先住民族であり、全人口の0.67%を占めるにすぎなかった。

表3 オーストラリアの多様性の指標：2011年

指標	%
外国生まれ	26.1
「文化言語多様国 (CALD)」生まれ	16.6
外国生まれの親を持つオーストラリア生まれ	18.8
家で英語以外を話す	19.2
先祖がCALD国である (複数選択)	28.7
先祖がアジア諸国である (複数選択)	9.9
非キリスト教徒	22.3
現地住民	2.6
人口10,000人以上の出生地グループ数	67
人口1,000人以上の出生地グループ数	133
先住民族人口	548,369

出所：2011年センサス

表4 1947年のオーストラリアの人口

出生地	人口	%
オーストラリア	6,835,171	90.2
海外	744,187	9.8
イギリス, アイルランド, カナダ, 南アフリカ, ニュージーランド, アメリカ合衆国生まれ	601,036	7.9
その他	143,151	1.9
合計	7,579,358	100.0

出所：1947年センサス

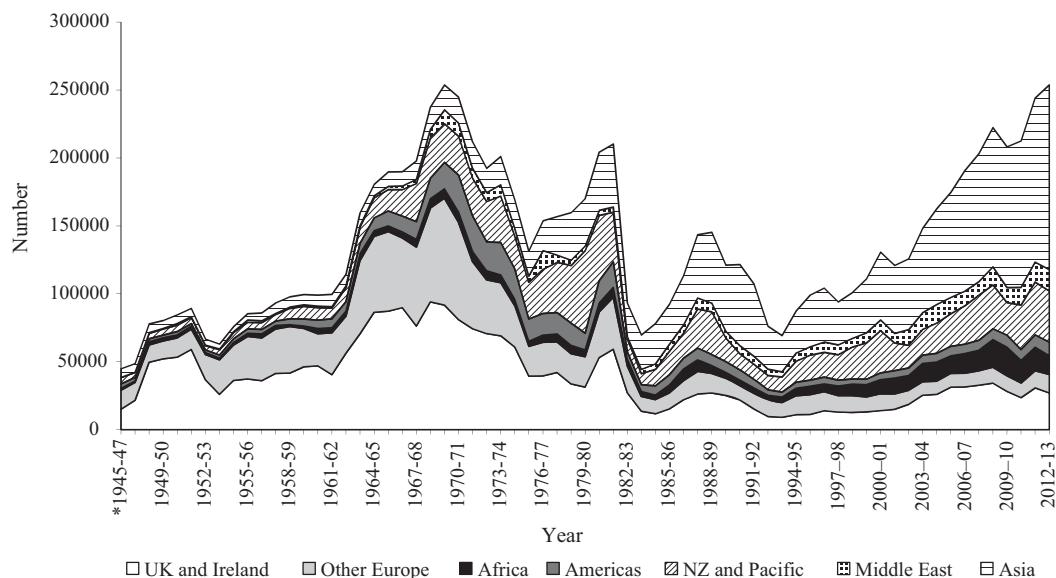
日本国内で移民受け入れ拡大の影響の有無が議論されていることから、戦後のオーストラリアにおける国際人口移動の歴史を検証することは有益な作業であると考えられる。人口に占める移民の規模ならびに文化的な同質性の強さのいずれにおいても、1947年当時のオーストラリアの状況は、今日の日本のそれと顕著に異なるものではない。とくに、文化的な同質性については、日本における国際人口移動の将来に関する政策および世論のあり方にとって非常に重要な影響を与えると考えられるが、第二次世界大戦直後にオーストラリアにおいて移民受け入れの拡大が検討されていた時期においても、同様に重要な問題

であった (Jupp 2002; Borrie 1994; Price 1979)。

1947年当時のオーストラリアと今日の日本の状況には、いくつかの共通点を見いだせる。まず、人口増加の必要性が懸念されるなかで、「人口増加か消滅か ("Populate or Perish")」というスローガンが、政策レベルだけではなく、人々の日々の生活の隅々に行き渡っていた (Jupp 2002, p.10)。また、いわゆる“ブリティッシュ・オーストラリア”の維持も重要な関心事であった。世論を巻き込んだ大きな論争に加えて、空前の労働力不足が戦後オーストラリアの経済成長の足かせとなりつつあることが明らかになって初めて、この問題を取り巻く状況はいくらか落ち着きを見せたが、それも極めて限定的で、種々の条件がついていた。オーストラリアへの移民を英語圏出身者 — とりわけイギリス人 — に限定する規定は、1949年に一時的に変更された。この年、オーストラリアはその歴史上初めてイギリス人以外に「移住補助金」(assisted passage) を与え、ナチスの迫害やソビエトの侵攻により祖国を逃れヨーロッパの難民キャンプに収容されていた約17万人のポーランド人、バルカン半島出身者、ハンガリー人が、オーストラリアに移住した。しかしながら、このような「避難民」(Displaced Persons) と呼ばれた人々は、最初の1～2年は政府によって定められた場所で、定められた仕事に就くことに同意せねばならなかった。「避難民」の受け入れに関する経験は慎重に検証されたが、国内社会にいかなる軋轢や脅威ももたらさないばかりか、国内経済に多大な貢献をしていることが明らかになった。

事実、「避難民」の受け入れに関する経験によって、オーストラリア政府はヨーロッパのどこからでも移民を受け入れて国内の労働力不足を緩和するということに自信を深め、これによって1950年代から60年代にかけてのオーストラリアは、都市部における製造業の拡大に牽引された長期の経済成長を維持させたのであった。図4は、オーストラリアへの移民の出身国が、戦後いかにして多様化してきたのかを示している。1950年代には、オランダ、ドイツ、イタリア、ギリシア、マルタ、旧ユーゴスラビアといった国々の出身者が有力なグループとなり、「イギリス出身者」に限定された移民の条件 ('British Australia' restrictions) も「コーカソイド・白人」 ('Caucasian or White Australia') へと拡大されたが、いわゆる「白豪主義」 ('White Australia' Policy) はいまだに健在であった。白豪主義の起源は、1901年にオーストラリア連邦が設立した直後にさかのぼり、実際、「移民制限法」(Immigration Restriction Act) は連邦政府によって制定された最初の法律の一つであった。この「移民制限法」は「新・移民法」(Migration Act) が制定された1958年まで原型のまま維持されていたのである。

図4 オーストラリアにおける前住地域別移住者数（1947年～96年）および出生地域別新規永住者数（1997年～2013年）



\*1945年7月より1947年6月まで

注：1996-97年より、Middle Eastは北アフリカを含む。

出所：Department of Immigration and Border Protection

1960年代後半になると、オーストラリアへの移民送り出し国にトルコや中東諸国が含まれるようになり、1970年代初頭ついに白豪主義は撤廃されるに至った。実際には、第二次世界大戦後の時代を通じてオーストラリアの移民政策は継続的に変更されており、白豪主義の撤廃が大きな変化に結び付いたというわけではなかった。「移住補助金」の対象がイギリスからの移住者に限定されていたこともあり、また、イギリス国籍保有者にはオーストラリアへの移住後すぐにオーストラリア市民権が与えられることになっていたこともあり、“ブリティッシュ・オーストラリア”の多くの側面が、その後の移民受け入れにも影響を与えた。図4に示される通り、1970年代までイギリス出身者はオーストラリアへの移民の約半数を占めたが、徐々に、送り出し国の構成は多様化していることがわかる。アジアからの移民の増加の口火を切ったのは1970年代後半から80年代にかけてのインドシナ難民の受け入れ、そして規模は小さくなるものの、カンボジアおよびラオスからの難民受け入れであった。そして、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンといった東南アジア諸国からの移民が加わり、1990年から2000年代にかけては中国とインドがオーストラリアへの永住移民の最大の送り出し国となった。出身国の多様化に関連して言及すべき点として、難民の受け入れに加えてサブサハラ・アフリカ諸国からの医師などの高度専門職従事者の移住が挙げられる。アフリカからオーストラリアへの移民は以前からみられたが、そのほとんどが南アフリカ出身の白人であった。1947年当時にはほんの数

パーセントであったであろうアジア系を先祖とするオーストラリア人の割合は、2001年までに10人に1人となった。

これらはすべて、筆者自らがその人生において見てきた期間に起こった変化であるが、その中には現在の日本にとって示唆に富む点が多くあると思われる：

- 全体的には、こうした変化にはいかなる暴力も伴わなかったと言える。確かに、これまでもいくつかの例外的な事件や出来事があり、こうした問題はいまだに論争の対象であるが、移民の増加や人口の多様化によって社会の秩序が脅かされたり、暴力が社会全体に拡大したりしたということはない。
- オーストラリアにおける「イギリスの遺産」が絶滅したり、埋没したり、追い出されたりしたというわけではない。この点について、Jupp (2002) は以下のように述べている：

「50年前に比べて、確かに（オーストラリアは）多様化したけれども、カナダやアメリカと比べて、はるかに『イギリス的』であると言える。」

- 受け入れる移民の規模や構成に関して、政府は高い管理能力を維持しているが、ここで採用されている政策的手段は、現在の日本のそれと比較しても大差はない。実際、オーストラリア国民の移民受け入れに関する肯定的な態度は、こうした移民管理に関する自信・信頼に依拠している。
- オーストラリアの公共政策において移民問題は常に最大の論争のテーマであったし、現在でもそれに変わりはないが、二大政党制における両派が移民政策に関しては常に合意点を見出してきた長い歴史が蓄積されている。

### Ⅲ. オーストラリアの経験から引き出される有用な教訓

いかなる国も、経済的必要性、文化の保護と発展、国際的責務といった目的のために国際人口移動に関する政策を展開する主権を有している。さらに、各国の移民政策は、独自の文化的、地理的、経済的、社会的状況により形づけられる。それにもかかわらず、移民問題は、各国が他国の経験から学ぶことのできる政策的領域であり、最良と思われる経験を参考にするだけでなく、多岐にわたる「落とし穴」を教訓にもとづいて回避することができるのである。オーストラリアにおいては、移民の受け入れと多文化政策が大きな論争の対象であることに変わりはないが、それでも、その経験は「成功」であったと一般的には認識されている (Jupp 2002)。また、前述のとおり、国際人口移動をめぐる今日の日本と第二次世界大戦直後のオーストラリアには、少なくとも2つの共通点がある。日本が移民受け入れに門戸を開くとしたら、第二次世界大戦後のオーストラリアの経験から得られる教訓としていかなるものがあるのだろうか？

一つ目の教訓は、オーストラリアの移民政策における高い管理能力と計画性に関してである。これは、周囲を海に囲まれたオーストラリアの地理的な条件によって維持・促進さ

れたものであるが、国境監視システムの技術的発展が目覚ましい現代においては、とりわけ、その「地理的孤立性」によって国境管理能力が高まっているといえる。この地理的環境・条件に関しては、日本についても同様であり、すでに高水準の入国管理が行われている。しかしながら、オーストラリアについて強調すべきは、その移民政策や入国管理が、国内の経済運営と密接に結びついており、移民政策が経済政策に統合されているという点であり、この結びつきは、過去20年間により一層強化された。

1970年代以降、オーストラリアにおける移民受け入れのチャンネルは、大きく分けて以下の4つに分類されてきた：

- (a) オーストラリアの国内労働市場において不足している技能や知識をもった高度技術者・専門職労働者 (Skilled workers)
- (b) すでにオーストラリアに居住している移民の家族 (Family migrants)
- (c) 「難民の地位に関する条約」(UNHCR 1952 Convention) に基づいて認定された難民および人道移民 (Refugee-humanitarian migrants)
- (d) その他、おもに、オーストラリアとニュージーランドの二国間協定 (Trans Tasman Agreement) により、その入国および滞在に関する制限がほとんどないニュージーランド国籍保有者

このうち、最後のカテゴリーのニュージーランド国籍保有者を除くすべてのグループに関して、オーストラリア政府は、州政府や雇用主、労働組合、地域コミュニティの組織といった利害関係者と協議のうえ、受け入れの目標水準を設定することになっている。表5に示される通り、実際に受け入れられた移民の規模は、それぞれのカテゴリーの目標水準に極めて近いレベルとなっている。

表5 オーストラリアにおける在留資格カテゴリー別受け入れ目標数と受け入れ実績数：2011年～2013年

	2011-12年		2012-13年	
	計画 (人)	実績 (人)	計画 (人)	実績 (人)
移民の家族	58,600	58,604	60,185	60,185
高度技術者・専門職労働者	125,750	125,755	128,950	128,973
特別	650	639	845	842
合計	185,000	184,998	190,000	190,000
人道移民	13,750	13,759	20,000	20,019

出所：Department of Immigration and Border Protection

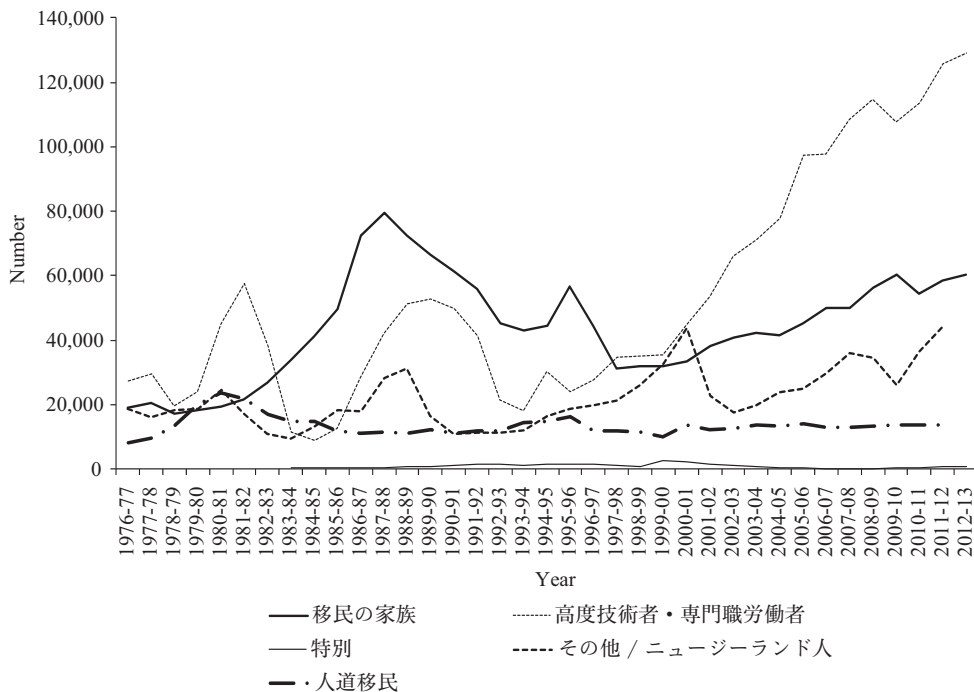
国際人口移動と経済政策の関わりが深くなるにつれて、移民政策における「高度技術者・専門職労働者」カテゴリーの重要性が増している。高度技術者・専門職技術者の受け入れ



は、いわゆる「ポイント制度」に基づいており、移住申請の審査に際しては、個人の教育・訓練水準、職業経験、年齢、英語力といった労働市場において求められる能力が数値化（ポイント化）され、その適性が評価される。移住が認められる基準点は、その時々で変化するが、同様に、「家族移民」の適用範囲も変遷している。それぞれのカテゴリーを通じた移民受け入れプログラムの運用には多くの変更あるいは修正が加えられてきたが、この4つのチャンネルがオーストラリアにおける永住移民受け入れ制度の基底を成すことに変わりはない。

図5は、オーストラリアへの移民受け入れ数の推移をカテゴリー別に示したものであるが、「高度技術者・専門職労働者」カテゴリーの割合が1993-94年の29.1%から2005-6年の69.6%へと上昇していることがわかる。この「高度技術者・専門職労働者」永住プログラムでは、すでにオーストラリア国内で職を得ている移住申請者が優遇されるということもあり、制度を活用する雇用主も増加している。

図5 オーストラリアにおけるカテゴリー別移民受け入れ数の推移：  
1976-7年～2012-13年



出所：DIAC, *Population Flows: Immigration Aspects*, various issues; DIAC, *Immigration Update*, various issues; DIAC (2012); DIAC (2013)

オーストラリアの移民受け入れプログラムが成功している要因の一つとして、根拠に基づいた政策 ("evidence-driven policy") の伝統が挙げられる。オーストラリアにおける受け入れプログラムや政策には、グローバル経済、地域経済、国内経済の変化のみならず、



調査研究による知見に応じて常に調整が加えられているが、その一つの例が、移民の経済的影響に関する分析の蓄積である。表6は、移民の受け入れが20年間の長期的スパンで政府の財政に対して与える経済的影響を、異なる移民のカテゴリーごとにモデル化した研究の要約である。この研究結果から明らかなことは、移民の受け入れが財政に与えるプラスの影響が長期的に拡大し、この拡大幅は高度技術者・専門職労働者の受け入れにおいて最も大きくなるということである。

表6 在留資格カテゴリー別にみた移民による政府の財政への影響（100万豪ドル）：  
2010-11年

在留資格カテゴリー	ビザ発給数 2010-11	財政インパクト（100万豪ドル）				
		オーストラリア滞在年数				
		1	2	3	10	20
<b>家族</b>						
親	8 499	-7.7	-5.6	-6.0	-7.7	-9.4
配偶者等	46 044	-16.8	76.9	48.2	244.1	242.3
家族 計	54 543	212.3	60.0	43.0	200.9	146.4
<b>高度技術者・専門職労働者</b>						
独立	36 167	163.0	223.3	283.7	384.2	439.5
オーストラリア補助	9 117	5.4	12.2	13.0	17.3	21.1
州・特別地域補助	16 175	68.3	80.2	86.6	104.7	138.1
ビジネス技能	7 796	44.9	44.3	46.2	33.2	24.1
雇用者補助	44 345	465.9	478.8	485.7	493.3	530.8
高度技術者・専門職労働者 計	113 725	747.4	838.7	915.1	1 032.8	1 153.6
人道移民	13 799	-247.3	-69.4	-62.0	-12.3	48.4
永住移民の財政インパクト 計	182 067	712.4	829.2	896.1	1 221.4	1 348.5
ビジネス長期滞在ビザ	90 120	889.3	954.5	383.1	441.0	585.9

出所：DIAC（2012）

別の要因として挙げられるのは、受け入れプログラムの展開と管理を支える堅固な制度の存在である。第二次世界大戦後のほとんどの時期を通じて、移民の受け入れと定住に関わる独立した役所（および内閣ポスト）と連邦政府部局が存在した。さらにその中で、移民政策形成やその実施運用に責任を持つ移民問題の専門家グループが養成され配置されてきた。かくしてオーストラリア政府は、国際人口移動のストックならびにフローの把握に関して最も包括的と言われる統計システムを確立し（Hugo 2004a）、その根拠にもとづいた政策（"evidence-driven policy"）に活用してきたという伝統がある。また、保守政権であってもよりリベラルな政権であっても、その時々の中外の情勢に対応して移民受け入れ政策を調整することに前向きであった。

戦後のオーストラリアの移民政策の展開においては、劇的な変化が漸進的に導入された

ことも、その成功の一つの要因として挙げられる。オーストラリアにおける移民研究の先駆者となったチャールズ・プライス（Charles Price）教授は、戦後オーストラリアへの移民流入を「ニシキヘビの餌付け」に例えて次のように描写した — すなわち、新しい集団が入ってくるたびに飲み込み、そして適応し、その後に新しいグループが入ってくる。前述の図4に示されたとおり、かつてほぼイギリス系のみによって占められていたオーストラリアへの移民は、まず東欧からの「避難民」（Displaced Persons）へと拡大し、西欧および南欧出身者がそれに加わり、中東そしてアジア、さらにはサブサハラ・アフリカ出身者へと次第に拡大していった。ここまで変化するのに60年以上を要している。

政策の決定および変更に際しては、その都度、政府が時間をかけてコミュニティと対話する、というやり方がとられてきた。このため、欧州諸国と比較して、移民受け入れの影響に関する国民の意識がオーストラリアでは肯定的であり、カナダと同水準であるという調査結果も出ている（表7）。また、南オーストラリア州の都市部および農村部に居住する6,088人を対象にした調査では、87.7%の住民が「文化的多様性は地元のコミュニティに好ましい影響をもたらす」と受け止めていることが示されている（Government of South Australia 2008）。白豪主義から「多文化政策」（'Multicultural Australia'）への転換において最も重要な要因として明らかなのは、この変化が段階を踏んで進められてきたという事実であり、決して、突然180度の政策転換が行われたということではない。また、この変革は多くの漸新的な変化を通じて達成されたものであり、決して、一回でまとめて起こったものではない。こうした一つ一つの変化を実施していく際に、政府はコミュニティとの対話を重視してきたが、それは、国民の教育水準が上昇し、多文化政策がもたらす利益がオーストラリア社会や経済において明白なものとなり、より多くのオーストラ

表7 「移民の受け入れが国にとってマイナスの影響をもたらす」と考えている人の割合：2011年

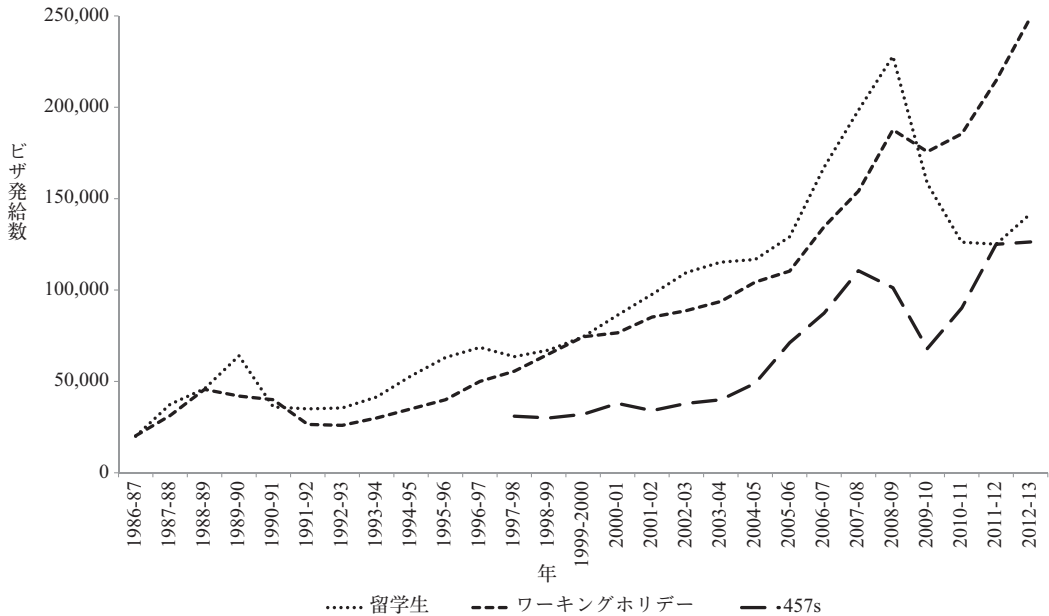
国	%
ベルギー	72
南アフリカ	70
ロシア	69
イギリス	64
トルコ	57
アメリカ合衆国	56
イタリア	56
スペイン	56
インド	43
カナダ	39
サウジアラビア	38
スウェーデン	37
オーストラリア	31
ブラジル	30
インドネシア	30

出所：Ipsos MORI Global Advisor Survey, June 2011

リア人が多様な文化的背景をもつ人々と直接に交流するようになるにつれて、コミュニティの態度も変化してきたためである。

オーストラリアの移民政策が成功した別の要因として、その「柔軟性」が指摘できる。オーストラリアへの入国および滞在に必要なビザは小分類も含めて200種類以上になるが、このビザの種類は内外の情勢および諸要因により常に変更が加えられてきた。この「柔軟性」を顕著に示すのが、多岐にわたる短期滞在ビザの導入である。第二次世界大戦後の約50年間にわたって、オーストラリアの移民政策の関心は、「永住」移民の獲得のみに焦点があてられており、海外から短期滞在労働者あるいは契約労働者を受け入れるプログラムの導入に根強く反対する政治勢力が存在していた。しかしながら、高度専門職労働者の国際的な獲得競争においては、「永住」移民にほぼ限定されていた受け入れ政策のもとでは迅速に対応することができず、この制度があまりにも硬直的であるというオーストラリア国内の雇用主の不満が高まっていった。こうした背景から、1997年にいわゆる「457 就労ビザ」(457 Temporary Business Entry Visa) が導入されたのである。この「457 就労ビザ」は米国の「H-1B ビザ」に類似するものであるが、申請に際しては雇用主が主体となり、発給数にも上限が定められておらず、その審査に際しては永住プログラムよりも技能に焦点が置かれているのが特徴である。これまでの研究によると、この「457 就労ビザ」の導入が大きな成功を収めたことが示されている (Khoo, Voight-Graf, McDonald and Hugo 2007)。しかしながら、近年、とりわけ地方において雇用主が「457 就労ビザ」による外国人労働者の受け入れ制度を悪用して、オーストラリア人労働者を故意に排除しているのではないかという訴訟もあり、制度の運用実態が厳格に監督されるようになったのも事実である。また、この制度によって入国し、雇用された労働者は、その英語能力の不十分さゆえに、低賃金のみならず、健康上および安全上も好ましくない環境での就労を受け入れやすい傾向にあるという問題が、オーストラリア国内の労働組合によって指摘されている (Australian Manufacturing Workers Union 2006)。実際、「457 就労ビザ」の運用をめぐっては、その改善のための勧告が国会の調査報告書によって出されている (Joint Standing Committee on Migration 2007)。こうした課題にもかかわらず、「457 就労ビザ」の発給数は増加し続け、2007年-8年の新規申請数は61,390件、2008年中旬には134,238人の外国人が「457 就労ビザ」によってオーストラリア国内で就労していた (図6)。世界金融危機の影響で、2008年-9年の新規申請数は54,810に減少したが、2013年には危機以前の水準を上回った。

図6 オーストラリアにおける短期移住者数の推移：1986-87年～2012-13年



Source: DIAC, *Population Flows: Immigration Aspects*, various issues; DIAC, *Annual Report*, various issues

政治の関わり方もまた、オーストラリアの移民政策の成功に貢献してきた。オーストラリアの政府機構は、連邦、8つの州および特別地域、667の基礎自治体からなる三層構造であり、1901年の連邦成立以来、移民の受け入れおよび定住に関連する政策やプログラムについては、その大部分が連邦政府の所管となっている。オーストラリア連邦憲法第51条第27項により、移民に関する法令を制定する権限は連邦議会に与えられている。連邦政府が成立する以前は、各州（当時はそれぞれが独立した植民地）はそれぞれ移民管理を行い、(イギリス連邦との協力のもと)独自の移住補助や定住支援を実施していたが、第一次世界大戦終結後は、連邦政府が移住・定住の権限を持つこととなった(Jupp 2002, 67-68)。

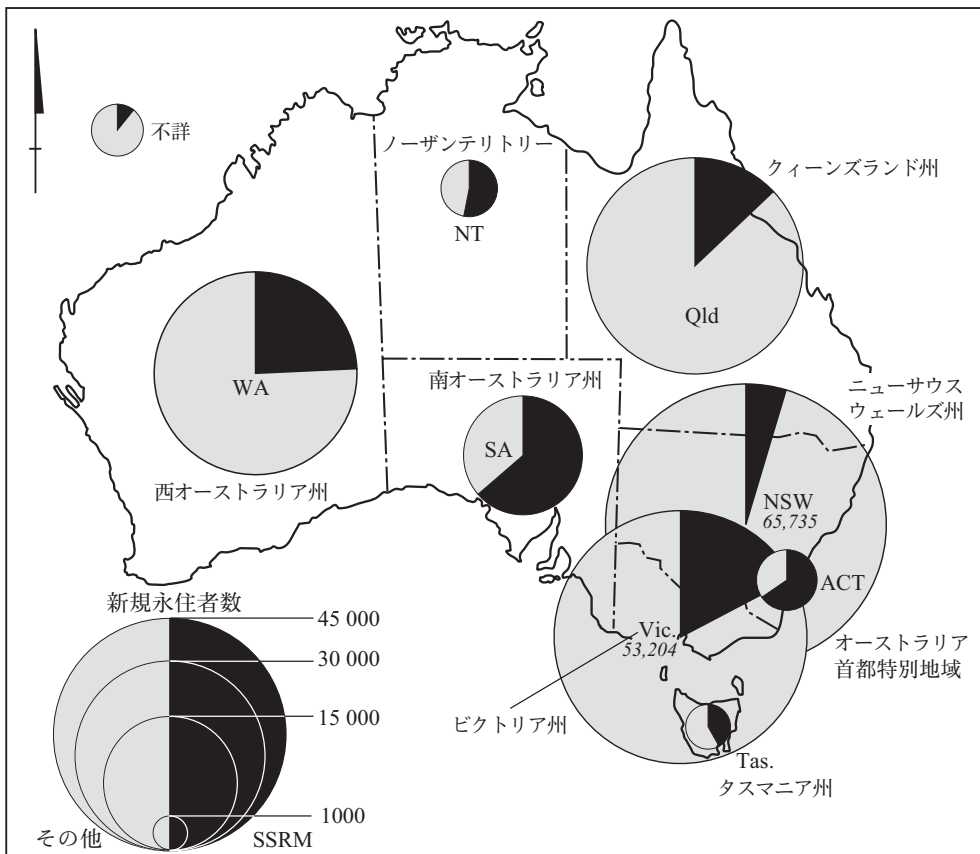
人口政策の概要は、選挙で選ばれた連邦政府によって定められる。オーストラリア国内の主要政党は、いずれも、移民の規模・種類・構成に関する指針(ステートメント)を策定しており、国政選挙に際して発表される公約に反映される。選挙で勝利した政党にとっては、この公約の内容が、政権によるその後3年間の移民政策ならびに中・長期的に検討すべき内容の基底を成すことになる。近年、難民申請者の受け入れに関しては若干の相違があるものの、戦後の期間の大部分を通じて、基本的な移民政策に関しては主要政党間で顕著な違いはみられず、実際に、移民受け入れに関わる政策や法令の多くが、二大政党間の合意によって成立してきた。

加えて、移民の受け入れに関する政治的権限は連邦政府にあるものの、特に移民の定住に関連する政策決定過程においては、州・特別地域レベルの政府や、より少ない程度ではあるが基礎自治体による一定の関与が認められている。こうした地方政府の取り組みは多

岐にわたるが、現在ではほとんどの州・特別地域の政府内に、移民や多文化主義に関する部局が設置されている。こうした地方政府との連携における顕著な成果の一つが、「州・特別地域移住制度」(State Specific and Regional Migration Schemes: SSRM) であるが、今やオーストラリアへの高度技術者・専門職移民の5分の1がこの制度によって受け入れられている。この制度では、経済的に停滞していると認定された特定の地域における雇用主、地方政府、そして家族が保証人となることにより、いわゆる「ポイント制」において要求される基準点の適用が緩和されることになっており、対象となるビザの категорияも多岐にわたる (Hugo 2008)。

図7は、2010年から11年時点での州・特別地域ごとの移民の構成をSSRMの適用による移民とそれ以外のグループに分類したものであるが、この制度の影響がはっきりと見て取れる。たとえば、過去数十年間におよぶ経済的低迷が続いている南オーストラリア州は、このSSRMの活用に非常に積極的であることがわかる (Hugo 2008)。一方で、オーストラリアにおける海外からの移住者の最大の目的地であるニューサウスウェールズ州においては、この制度を通じて受け入れられた移民がほとんどみられない。実際、この制度が

図7 「州・地域特定移住制度 (SSRM)」適用による新規永住者の地域的分布：2010-11年



出所：DIAC, 未公表データ

導入された影響で、オーストラリアにおける総移民受け入れ数における、ニューサウスウェールズ州の割合は低下してきているのである。

オーストラリアの移民政策に成功をもたらした要素として忘れてはならないのが、社会的な一体性（social cohesion）である。オーストラリアにおいては社会的な一体性と移民の適応に関する議論が繰り返し起こってきた。移民の定住に関する政策上の分岐点となったのは、1978年に発表された「ガルバリー・レポート」（Galbally Report on Migrant Services and Programs）である。これは、政府による定住政策を、戦後の約30年間に渡って支配的であった「るつぼ」（melting pot）型の同化志向から、多文化主義へと転換することを提言したものであった。そこには、民族的差異を考慮した福祉やメディア・サービスの拡充および移住者による文化・言語の保護に関する提言が含まれたが、この報告書の内容は、それ以降のオーストラリアにおける定住施策の基礎となった。多文化主義にたいする政府およびコミュニティの態度については、それ以降も時々の変化がみられたが、この報告書の内容は、今日でも有効な以下のような指針を示すものであった（Jupp 2002, p.87）。

- 社会の構成員は、すべて平等に自らの潜在能力を発揮するとともに、種々の制度やサービスに等しくアクセスできなければならない。
- 何人も、いかなる偏見や不利を被ることなく自らの文化を保持することができるとともに、他の文化の理解と包摂が奨励されるべきである。
- 移住者のニーズは、一般的にはコミュニティ全体に開かれたプログラムとサービスによって対応されるべきであるが、現時点においては、アクセスと供与を平等に行き渡らせるために、特定のサービスやプログラムも求められている。
- サービスとプログラムは、その対象者のニーズをくまなく反映することを目的として設計・運用されるべきであるが、移住者の自立の早期達成を促進するという視点からは、自助努力も最大限に奨励されるべきである。

このように、オーストラリアにおける多文化主義は、定住や言語的保護よりも、支援サービスの供与に重点が置かれているという点において、特徴的な形態を採ってきたといえる（Jupp 2002; Jupp and Clyne 2011）。

他の国や地域でもみられるように、過去20年間、オーストラリアの多文化主義は試練を経験しているが、とりわけ1996年～2007年のジョン・ハワード首相率いる保守政権時代に、それは顕著であった。Jupp and Clyne（2011）は、多文化主義に対して異議が唱えられるようになった背景として、以下のような状況を指摘している：

- 自由民主主義とイスラム原理主義の対立
- 貧しい国や地域からの移民が一貫して増え続けており、しばしばその流入が制御されているとは言えない状況



- 世界金融危機といった経済的・社会的問題の発生
- 移民の集住地区における貧困と混乱
- 「ヨーロッパ的」文明や文化がその優位性を失いつつあるという認識
- 急速に変化する社会構造と意識がもたらす不安感

結果として、「統合」(integration) というフレーズが政府によって強調されるようになったが、その到達点は、オーストラリアの市民権を申請した移住者に課せられる「市民権テスト」(citizenship test) の導入であった。

オーストラリアは、民族的差異を背景とした暴力とは比較的無縁の社会であるといえるが、近年では、次のような事件も経験している。2005年に、シドニー郊外のクロヌラ・ビーチで、オーストラリア国旗を振った若者の集団が、外見から「中東出身者とみられる」人々を襲撃するという「クロナラ暴動」が発生した。また、2009年にメルボルンで発生した一連のインド人学生暴行事件の背景には、民族的要因が存在していると言われている。現政権においては、多文化主義政策へのコミットメントが再確認されており、各州・特別地域の政府は多文化主義に関する専門機関および「移住者情報センター」(Migrant Resource Centres) が設置されている。したがって、その試練にもかかわらず、多文化主義は、オーストラリア政府による定住政策の根底にあり続けているといえる。

## まとめ

今日のオーストラリアの経済、社会、人口、文化における移民の影響については、いくら強調しても強調し過ぎるということはない。オーストラリア以上に移民による影響を受けている国は限られている一方で、この国ほど移民の受け入れを高度に管理している国は他にほとんどないといえる。経験豊かな専門家、進歩する科学技術の活用、包括的かつ目的に合致したデータを迅速に収集するシステムといった複合的な移民受け入れに関する諸制度を備えている。他の国と同様に、移民排他的な要素が国内の政治システムおよび社会の一部に存在するのも事実であるが、かつて総人口の95%以上を占めたイギリスおよびアイルランド系の割合が、一世代の間に4分の3以下に低下するという転換を経験した社会なのである。戦後の移民受け入れが無く、文化的多様性を欠いていたと想定すると、オーストラリアの人口は現在の規模よりも1,000万人以上少なかったであろう。現在、総人口の2.3%が先住民族を祖先にもち、イギリスおよびアイルランド系以外の割合は27.5%である。2011年のセンサスでは、10,000人以上が該当する出生国・地域は67にのぼり、家庭内で英語以外の言語を話す人口は全体の19.2%となった。第二次世界大戦後の計画的な移民受け入れ政策が、オーストラリア社会を変容させたといえる。

民族的差異に起因する暴力事件が例外的にはあるが発生し、職場や社会における人種差別主義的な風潮が残存しているのも事実であるが、バランスのとれた戦後オーストラリアの移民受け入れが大きな成功を取めたということについては議論の余地はない。日本の



ような他国が、オーストラリアの経験から抽出できる教訓とはいかなるものであろうか？本稿では、日本に関連すると思われる、あるいは関連しないと思われる様々な教訓について多面的に提示してきたが、最も重要なメッセージは、筆者自身の人生における経験に要約できる。筆者は、南オーストラリア州アデレードの西部郊外に生まれたが、当時その町に住んでいた移住者はごくわずかで、住民の95%以上がイギリス系によって占められる極めて単一文化的な土地であった。しかしながら、筆者の子どもたちが成長する頃になるとその環境は大きく変化し、住民の半分以上が移民か、いずれかの親が移民であるという状況であり、外国生まれの友人も多かった。子供たちの食生活は多様な文化の影響を受け、アジア生まれの親戚も加わり、アジアの言語を学んだりもした。それでも、オーストラリア社会は、その成立以来の基礎の大部分を保持しており、社会的な一体性も強固なままである。ここに、暴力や文化の破壊はみられない。

## 参考文献

- Australian Manufacturing Workers Union, 2006. *Temporary Skilled Migration: A New Form of Indentured Servitude*.
- Borrie, W.D., 1994. *The European Peopling of Australasia: A Demographic History, 1788-1988*, ANU Printing Service, Canberra.
- Castles, S., 2003. Migrant Settlement, Transnational Communities and State Region, pp. 3-26 in R. Iredale, C. Hawksley and S. Castles (eds.), *Migration in the Asia Pacific: Population, Settlement and Citizenship Issues*, Edward Elgar, Cheltenham, UK.
- Costello, P., 2002. *Intergenerational Report 2002-03, 2002-03 Budget Paper No. 5*. Commonwealth of Australia, Canberra, 94 pp.
- Costello, P., 2004. Australia's Demographic Challenges, Discussion Paper, 25 February, 28 pp.
- Department of Immigration and Border Protection (DIBP), 2014. *Temporary Entrants and New Zealand Citizens in Australia – As at 31 March 2014*, DIBP, Australian Government.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC), 2012. *Trends in Migration: Australia 2010-11*, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC), 2013a. *2012-13 Migration Program Report – Program Year to 30 June 2013*, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC), 2013b. *Annual Report – 2012-13*, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC). *Annual Report*, various issues, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC). *Immigration Update*, various issues, AGPS, Canberra.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC). *Population Flows: Immigration Aspects*, various issues, AGPS, Canberra.
- Department of Treasury, 2007. *Intergenerational Report 2007*, Commonwealth of Australia, Canberra.
- Hugo, G.J., 2008. Australia's State Specific and Regional Migration Scheme: An Assessment of its Impacts in South Australia, *Journal of International Migration and Integration*, 9, 1, pp. 125-145.
- Jupp, J. 2002. *From White Australia to Woomera: The Story of Australian Immigration*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Jupp, J. and Clyne, M., 2011. Introduction, in J. Jupp and M. Clyne, *Multiculturalism and Integration – A Harmonious Combination*, ANU E Press, Canberra.
- Khoo, S., Voigt-Graf, C., McDonald, P. and Hugo, G., 2007. Temporary Skilled Migration to Australia: Employers' Perspectives, *International Migration*, 45, 4, pp. 175-201.

- Price, C.A., 1979. *Australian Immigration: A Bibliography and Digest*, No. 4, Department of Demography, Australian National University, Canberra.
- Ratha, D., Eigen-Zucchi, C., Plaza, S., Wyss, H. and Yi, S. 2013. Migration and Remittance Flows: Recent Trends and Outlook, 2013-2016, *Migration and Development Brief 21*, 2 October.
- Swan, W., 2010. *Australia to 2050: Future Challenges*, Intergenerational Report circulated by the Treasurer of the Commonwealth of Australia, January.
- United Nations, 2013. *Trends in international Migrant Stock: Migrants by Destination and Origin*, United Nations Database, POP/DB/MIG/Stock/Revf.2013.

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

## 日本の国際人口移動

—人口減少問題の解決策となりうるか？—

石川 義孝\*

本稿では、わが国の国際人口移動、とりわけ外国人の流入が、人口減少国となった日本にとって果たす役割を念頭に置き、国際人口移動の推移を概観し、国内における人口減少の地域差に言及した後、具体的に、国際結婚による流入、高度人材の優遇制度、国際人口移動の地方圏への誘導政策、の3つのテーマを取り上げ、人口減少問題の緩和にどのように貢献するのかを検討した。全国レベルでみると、日本人の減少分の一部を国際人口移動が補完しているが、地域レベルでみると、東京圏への外国人の集中が目立つ。その一方、地方圏に位置し、1980年代以降人口減が深刻化している諸県での補完はほとんど見られず、地域格差の拡大が懸念される。人口減少をいかにして国際人口移動によって補完するかは、21世紀の日本にとって最大級の政策課題であるが、外国人の円滑な定住や永住のためには、国による包括的な社会的統合政策の推進が不可欠である。

### I はじめに

多くの OECD 諸国では、少子高齢化やそれに起因する人口減少の問題、あるいはその可能性を抱えており、出生率の回復や国際人口移動に大きな関心が向けられてきた (Coulmas and Lützel 2011; OECD 2013; Barriga 2013)。日本も例外ではなく、1970年代中期からの出生率の長期的な低下により、少子高齢化が進んだ結果、総人口が2008年にピークに達し、人口減少が始まった。国立社会保障・人口問題研究所 (2012) による長期推計によれば、今後、減少幅が年ごとに大きくなっていく。こうした中、人口減の解決策としての国際人口移動に寄せる期待が大きくなっている (毛受 2011; 北脇 2011; 坂中 2012)。

少子高齢化による人口減少の解決策として、United Nations (2001) が提起した補充移民の考えがある。が、この報告が出た直後の反応は、この報告が、数合わせを中心とした短絡的な議論をしている、具体的に示された移民数が巨大で非現実的である、出生率の回復が困難との前提にたった「第2の人口転換」論や新古典派経済学的視点で国際人口移動をとらえている、などといった意見が多く、評価は概して冷やかで批判的であった (例えば、柳下 2001; 河内 2002)。とはいえ、この報告書が刊行された当時、日本の総人口は依然増加を記録しており、それがこの補充移民論に対し距離をおいた、否定的な反応

\* 京都大学大学院文学研究科

の一因となったように思われる。

しかし、2008年に日本の総人口がピークに達して、その後減少が始まり、この問題の厳しさが次第に広く認識されつつある。これまで出生率の回復に多大な政策的努力が払われてきているにもかかわらず、近年の合計特殊出生率はわずかな上昇を示しているにすぎず、この点に大きな期待を寄せることは難しく思える。既に始まった人口減少を止めることはきわめて難しいが、その減少幅を緩やかにすることは可能であり、その方策としては、国際人口移動以外に有力な選択肢が見つからないという現状にある。本稿の副題を、「人口減少問題の解決策となりうるか?」としているのは、こうした問題意識に基づいている。さらに、この問題を考える場合、人口減少が日本国内で顕著な地域差を伴って進行しており、特に国土の周辺部で、人口減関連の諸問題が深刻化していることを斟酌しつつ、わが国の国際人口移動を考察する必要がある。

以上を踏まえ、本稿では、わが国の国際人口移動、とりわけ外国人の流入が、人口減少国となった日本にとって果たす役割を念頭に置き、国際人口移動の推移を概観し、国内における人口減少の地域差に言及した後、具体的に、国際結婚による流入、高度人材の優遇制度、国際人口移動の地方圏への誘導政策、の3つのテーマを取り上げて、人口減少問題の緩和にどのように貢献するのかを検討する。これらの3つは、それぞれ、既に実績のある流入、政策変更によって流入促進をめざそうとしている流入、従来全く試みられていないが今後導入を検討する必要がある誘導政策による流入、にあたっている。以下、まず、ストックベースの日本の国際人口移動を概観し、人口減少の地域差の現状について述べた後、これらの3テーマについて順次論じる。なお、本稿では主に、都道府県間における、特に人口減少の程度の差異に言及するさいに「地域差」、人口のみならず社会経済的な様々な面での差異を念頭に置く場合に「地域格差」という語句を用いている。

## II 日本の国際人口移動の推移

国際人口移動は、国境を越える人の移動と定義される。が、その実態は多様であるうえ (Barriga 2013)、そうした実態を正確に把握できる統計資料が揃っていないとは言い難いため、国際人口移動の正確な把握は容易とは言えない。国内人口移動と比較すると、国際人口移動の研究には、次のような難しさがある。

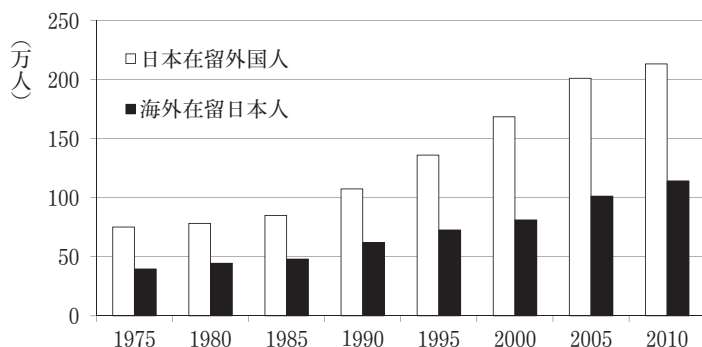
国際人口移動にはしばしば、密航者や不法滞在者などが含まれるが、彼らは公式の統計には現れないか、あるいは現れにくい。さらに、人の国際移動の場合には、移動先の国における住所や滞在先が一時的・暫定的であることが珍しくないため、それが居住地の明確な変更を伴っているかどうかの判断が簡単ではない。このため、国際移動の研究では、移動先の国における滞在期間について一定の条件をつけることはあまりないし、居住地の変更がないと思われるような、短期間の空間的な流れも含めて議論することが少なくない。そのため、国際人口移動には、居住地変更を特に問題にしない人の流れと、変更があると想定しうる流れの二つのケースを考え得る。ここでは、前者をフローベースの移動、後者

をストックベースの移動と呼んでおきたい。ちなみに、日本の公的統計では、国内ないしは海外の移動先での滞在期間が3ヶ月未満の人を短期的な移動者とみなし、それ以上の滞在期間のある人のデータが詳しく掲載される。この基準を踏まえると、移動先の国で3ヶ月以上滞在する場合には、居住地変更があったとみなしていいことになる。なお、日本やいくつかの海外の国や地域における国際人口移動の現状と課題については、吉田・河野(2006)を参照いただくと、有り難い。

フローベースの国際人口移動については、『出入国管理統計年報』を用い、日本の出入国者数の変化を把握できる。しかし、これに該当する移動者の大半は国際観光客と考えられるので、フローベースの国際移動についての記述は、紙幅の制約から割愛したい。

図1は、ストックベースの国際人口移動のデータとして、1975年以降を対象に、『在留外国人統計』に記載された日本在住の外国人と、『海外在留邦人数調査統計』に記載された海外在住の日本人の数を示したものである。海外在留日本人は、日本企業の海外展開が見られ始めた1970年代以降、徐々に数が増え、2010年において114万人に達している。それに対し、在留外国人は1975年から1985年までは75万人から85万人へと、ゆるやかに増加していた。しかし、日本経済が好景気に沸いた1980年代後半に労働力不足が生じ、それを埋めるために外国人労働力が大量に流入することになった。1980年代前半以前に外国人の流入が少なかったのは、国内の農村部に余剰労働力が大量に滞留しており、これが、外国人労働力に代わる役割を担ったからと考えられる。1990年代以降は不況になったが、外国人の流入はやむことなく続いた。外国人の出身国と日本との間に大きな賃金格差があるため、日本で就労するメリットが広く知られるとともに、いったん流入した外国人の間で社会的ネットワークができてきたからである。2010年における在留外国人は、213万人である。

図1 国際人口移動（ストックベース）の推移（1975～2010年）



資料：『在留外国人統計』、『海外在留邦人数調査統計』

ストックベースから見た以上の日本の国際人口移動に関連し重要なのは、わが国の総人口が2008年の1億2,808万人をピークとして、以降減少が始まり、今後減少幅が次第に大

きくなっていくこと（国立社会保障・人口問題研究所 2012）、および、これはあくまで全国レベルのことであり、国内には、人口減少に関し大きな地域差があることである（国立社会保障・人口問題研究所 2013）。特定の国を対象とした国際人口移動は、様々な観点から論じることができようが、日本に視点を限定すると、このような減少が日本在留外国人の増加によってどの程度補完されるか、を論じることが重要であろう。

なお、日本を舞台とした国際人口移動に関する今後の見通しを描くのは、必ずしも容易でない。日本における在留外国人の数が2007年までは増加を続けてきたが、2008年に発生した世界経済危機と2011年に発生した東日本大震災の影響が、依然残っているからである。とはいえ、2009～2012年に減少を続けていた在留外国人の数は、2012～2013年に約3.3万人の増加を記録した。直近のこの変化や、現代世界におけるグローバリゼーションの進展を念頭に置くと、わが国を舞台とした国際人口移動も今後増え、外国人流入が再度活発化する可能性が大きいように思われる。

### Ⅲ 人口減少の地域差と外国人の流入

次に、国内における人口減の地域差に目を向けたい。この点で注目されるのは、1980年代に東京が世界都市化の動きを示し、国内移動に対する東京の吸引力が高まり、地方圏では転出が加速したことである（Ishikawa and Fielding 1998）。この結果、東京圏と大阪圏・名古屋圏の間に格差が生じることになった。

表1は、1975年以降の国勢調査実施年における全国および都道府県の人口を、ピーク時の人口を100.00とする指数で示したものである（100.00には網かけをしている）。三大都市圏に含まれる埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の11都府県のうち、埼玉・千葉・東京・神奈川の東京圏と愛知・滋賀・大阪では、ピークが2010年となっているが、それ以外の府県のピークは、2000年あるいは2005年となっていることから、東京圏の人口増の傾向が明らかである。地方圏に目を向けると、とりわけ東北、中国、四国、九州に位置する諸県では、東京の国内移動に対する吸引力が強化される直前の1985年に人口がピークとなり、その後減少が始まった県が少なくない。

つまり、全国の人口は、2009年から減少し始めたが、一部の県では人口減はずっと早く始まっている。地方圏では、人口再生産に必要な後継者が充足されず、死亡が出生を上回る自然減少が進行しており（丸山・大江 2008）、人口減関連の諸問題は、限界集落が多数見られることをはじめ、かなり深刻な状態に至っている（作野 2011）。地方圏における若年（20歳代～30歳代）の女子人口の流出が現状のまま進むと、消滅の可能性のある自治体が多数にのぼる、という予測もある（増田・人口減少問題研究会 2013）。これは、地方圏の衰退が国立社会保障・人口問題研究所による将来推計よりずっと早くなることを意味している。こうした厳しい状況を念頭に置くと、日本全体にとってのみならず、地方圏に位置する県にとって、その人口減を国際人口移動が補完できるのかどうかを、検討する必要がある（鈴木 2011）。



表1 全国および都道府県別の人口の推移（1975～2010年）

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
全国	87.41	91.41	94.53	96.53	98.06	99.12	99.77	100.00
北海道	93.78	97.96	99.77	99.14	100.00	99.84	98.87	96.73
青森	96.34	99.96	100.00	97.27	97.19	96.80	94.24	90.09
岩手	96.65	99.18	100.00	98.84	99.02	98.78	96.61	92.78
宮城	82.66	88.04	92.01	95.06	98.45	100.00	99.78	99.27
秋田	98.07	100.00	99.78	97.67	96.57	94.63	91.15	86.41
山形	96.72	99.23	100.00	99.74	99.63	98.61	96.40	92.65
福島	92.36	95.39	97.50	98.62	100.00	99.69	98.02	95.10
茨城	78.45	85.68	91.27	95.30	98.99	100.00	99.65	99.47
栃木	84.20	88.87	92.53	95.96	98.40	99.41	100.00	99.56
群馬	86.75	91.29	94.88	97.11	98.95	100.00	99.96	99.17
埼玉	67.01	75.34	81.50	89.03	93.95	96.43	98.05	100.00
千葉	66.75	76.18	82.82	89.37	93.27	95.33	97.43	100.00
東京	88.71	88.29	89.89	90.09	89.47	91.68	95.57	100.00
神奈川	70.71	76.53	82.14	88.20	91.13	93.83	97.16	100.00
新潟	96.12	98.51	99.60	99.45	100.00	99.49	97.71	95.42
富山	95.34	98.25	99.58	99.74	100.00	99.80	98.99	97.34
石川	90.59	94.78	97.57	98.62	99.92	100.00	99.41	99.05
福井	93.32	95.83	98.64	99.35	99.77	100.00	99.11	97.27
山梨	88.16	90.55	93.77	96.04	99.30	100.00	99.59	97.17
長野	91.08	94.08	96.47	97.36	99.04	100.00	99.14	97.17
岐阜	88.63	93.00	96.24	98.05	99.65	100.00	99.98	98.72
静岡	87.25	90.89	94.26	96.80	98.56	99.34	100.00	99.28
愛知	79.93	83.95	87.11	90.28	92.68	95.04	97.89	100.00
三重	87.09	90.36	93.59	96.01	98.63	99.48	100.00	99.34
滋賀	69.86	76.55	81.93	86.65	91.23	95.18	97.84	100.00
京都	91.58	95.46	97.69	98.29	99.32	99.88	100.00	99.56
大阪	93.39	95.58	97.78	98.53	99.23	99.32	99.46	100.00
兵庫	89.30	92.03	94.41	96.68	96.62	99.28	100.00	99.96
奈良	74.68	83.82	90.44	95.33	99.17	100.00	98.51	97.08
和歌山	98.61	99.98	100.00	98.82	99.38	98.41	95.29	92.18
鳥取	94.36	98.08	100.00	99.95	99.82	99.56	98.54	95.56
島根	96.76	98.76	100.00	98.29	97.08	95.83	93.40	90.28
岡山	92.70	95.59	97.94	98.40	99.67	99.67	100.00	99.39
広島	91.83	95.05	97.83	98.89	100.00	99.90	99.82	99.27
山口	97.10	99.09	100.00	98.19	97.12	95.40	93.19	90.62
徳島	96.44	98.85	100.00	99.61	99.71	98.71	97.01	94.08
香川	93.60	97.36	99.57	99.65	100.00	99.60	98.58	96.97
愛媛	95.77	98.47	100.00	99.02	98.48	97.59	95.94	93.56
高知	96.26	98.99	100.00	98.24	97.25	96.92	94.82	91.03
福岡	84.64	89.78	93.05	94.86	97.27	98.89	99.57	100.00
佐賀	94.73	97.88	99.51	99.27	100.00	99.13	97.97	96.10
長崎	98.62	99.79	100.00	98.05	96.92	95.14	92.76	89.51
熊本	92.23	96.26	98.81	98.95	100.00	99.98	99.06	97.72
大分	95.21	98.30	100.00	98.94	98.49	97.67	96.75	95.71
宮崎	92.28	97.94	99.98	99.41	100.00	99.51	98.06	96.55
鹿児島	94.76	98.10	100.00	98.82	98.62	98.18	96.37	93.79
沖縄	74.85	79.45	84.66	87.76	91.43	94.64	97.76	100.00

ピーク時の人口を100.00とする指数で示している。資料：『国勢調査』

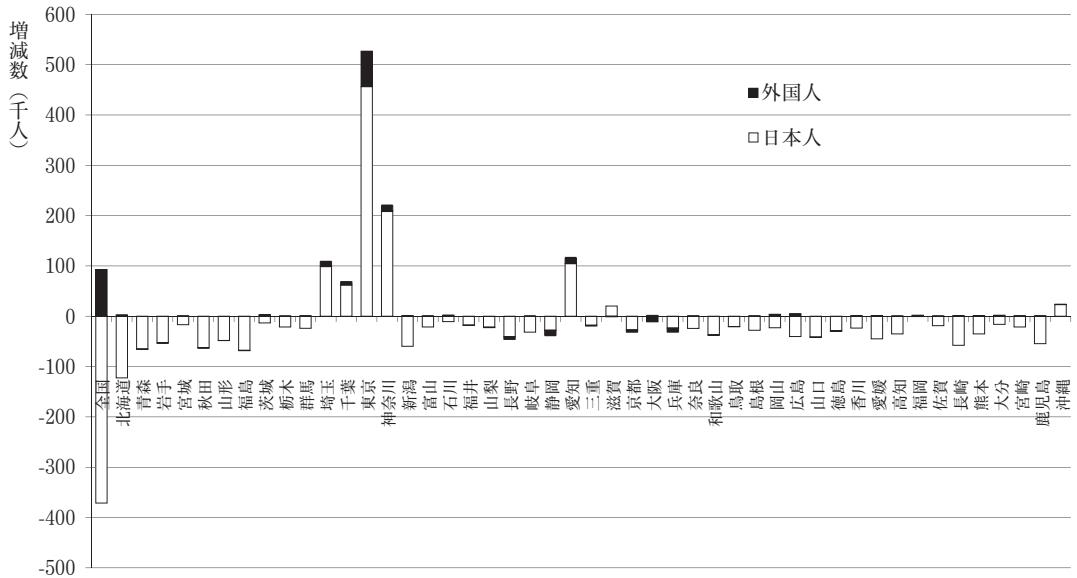


1980年後半以降、ヒトのみならず、モノ、カネ、情報の東京圏への一極集中が強まっている。日本では、三大都市圏とそれ以外という2大区分がよく使われるが、前者を中心部、後者を周辺部と呼ぶことも可能である（本稿では、周辺部＝地方圏としている）。人口減少時代を迎えた日本においては、中心部 vs 周辺部あるいは東京圏 vs 非東京圏の格差の拡大が懸念されるが、国際人口移動がこうした問題の是正にどの程度貢献するのか、が問われねばならない。日本の人口減少が間近となった世紀の代わり目の頃から、それまでの国土政策の重要なスローガンであった「国土の均衡ある発展」は影を潜め、「地域の自律的発展」が唱えられるようになった（近藤 2011）。こうしたスローガンの転換はやむを得ない面があるが、拡大しつつある地域格差の是正に対して、外国人が貢献しうるのか否かが、重要な検討課題となる。

この意味で、外国人の分布や移動が重要な関心事となる。一般的に、移民は特定の国の主要大都市に集中することが知られており（山下 2008）、日本でも同様の傾向がある。すなわち、2013年の時点で、登録外国人総数206.6万人のうち、19.7%が東京都に、38.9%が南関東の1都3県に集中している。しかし、興味深いことに、一部のOECD諸国において近年、国土の周辺部や農村部へ移民の分散が進行しているとの報告がある（Hugo and Morén-Alegret 2008; Parrado and Kandel 2008）。

近年の日本における日本人と外国人の分布変化や移動は、上述した格差拡大と表現できる状況の是正に貢献しているのだろうか？ この点を確認するために、2005～2010年における日本人と外国人の全国および都道府県別の増減数を図2にまとめた。

図2 日本人と外国人の増減数（2005～2010年）



資料：『国勢調査』

この期間において、全国で、日本人は37.1万人の減少を示したが、外国人は9.3万人の増加を示した。単純な言い方をすれば、全国レベルでは、外国人の増加は日本人の減少分のほぼ4分の1を補完したことになる。都道府県別にみると、日本人は8都府県（南関東の1都3県と愛知は、いずれも6万人以上）で増加しているに過ぎず、それ以外の39道府県では減少を記録している。それに対し、外国人は29都道県で増加しているが、多くは1,000人以下の微増にとどまっている。5,000人以上増加したのは、東京、神奈川、愛知、埼玉、千葉の1都4県にすぎない。外国人の東京圏集中が顕著であり、人口減少を記録している諸県での補完は、ほとんど観察されない。つまり、外国人の増加は人口減少の目立つ地方圏の諸県においてこそ必要であるが、こうした補完はほとんど見られない。

また、外国人の移動の動向についても、確認しておきたい。1995～2000年および2005～2010年の2つの期間における外国人の新規流入移動や国内移動のさいの目的地選択では、東京圏指向が顕著であった（リャウ・石川 2007; 石川・リャウ 2007; 石川ほか 2014）。とはいえ、1995～2000年には、愛知、静岡、岐阜、三重、長野など、名古屋大都市圏やそこに隣接した製造業の活発な地域も、外国人の重要な吸引地であったが、2005～2010年には、愛知を除き、それ以外の県では吸引力が弱まった。2008年からの世界経済危機による不況が、日系ブラジル人を直撃し、2010年までにその影響から回復していないからである。その結果、東京圏が目的地として選択される傾向が強まることになった。要するに、残念ながら、外国人の目的地選択が国内の地域格差を是正する方向に展開してきたとは言えない。

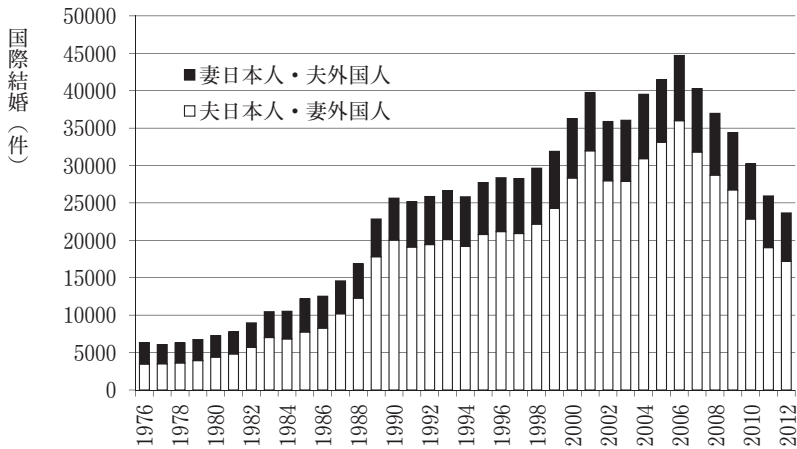
#### IV 国際結婚による流入

現代の日本では、国際結婚によって外国人が流入し、日本人の配偶者という在留資格で定住する事例が多数見られる。その意味で、国際結婚は、わが国の国際人口移動の重要な一角を占めている。国際結婚による外国人の流入は、人口減少時代を迎えた日本にとって、貴重で歓迎すべきことである。

周知のように、外国人の流入が顕著になり始めた1980年代から、国際結婚（配偶者の一方が日本人で、もう一方が外国人）による外国人の流入も増加するようになった。図3は、『人口動態統計』から作成したものであり、1976年以降の国際結婚件数の推移を示しているが、とりわけ1980年代後半から増加傾向が顕著になった。特に、夫が日本人で妻が外国人というカップルが、その逆のカップルよりずっと多い。ちなみに、2012年における国際結婚件数23,657件のうち、前者が72.1%を占めている。

国際結婚の発生件数は三大都市圏（11都府県）で全国の69.8%を占め、地方圏で少ない。特に東京圏での件数が目立っており、全国の42.8%を占めている。しかし、地方圏（特に中山間地域）の自治体における国際結婚は、数の点では少なくとも、当該自治体の人口が少ないため、比率という点では高く現れがちな点が注目される。地方圏における外国人の性比は一般的に低く、25以下（男性1名に対し女性4名以上）の数値を示す自治体さえ少

図3 国際結婚件数の推移（1976～2012年）



資料：『人口動態統計』

なくない（神谷 2011: 9）。これは、外国人の女性が男性よりずっと多い状態を意味しているが、その具体的な理由としては、日本人男性との国際結婚による外国人女性の流入を想定するのが妥当であろう。地方圏の多くの自治体では、全国の総人口が減少に転じると前から人口減少が始まっているケースが多く、国際結婚は外国人の流入と子供の誕生という形で、人口の急減に対する歯止めの役割を果たしてきた。ここに、現代日本（とりわけ地方圏）に対して持つ国際結婚の重要な意義がある。国際結婚がなければ、地方圏の人口減は現状以上に進展し、これに関連する問題が一層深刻化していたはずである。

以上のような重要な意義にもかかわらず、国際結婚には問題もある。第一に、新郎・新婦のエスニックな背景が大きく異なる場合が珍しくなく、それに起因するストレスや不和から離婚率が高くなりがちなのが指摘されている（落合ほか 2007: 311-313）。第二に、国際結婚は、一定期間の恋愛関係の結果としてではなく、仲介業者の斡旋によって実現することが多い。ちなみに、夫日本人、妻外国人という国際結婚の少なくとも3分の1が業者婚であるという推定もある（Ishikawa 2010）。しかし、悪質な業者も見られ、それが国際結婚の全般的評価を悪くすることにつながっている。

さらに、図3に明らかなように、2007年からは国際結婚件数が減少傾向にある。国際結婚の件数は、1980年代から2006年（44,701件）までほぼ一貫して増加してきた。しかし、2007年からは減少に転じ、2012年には、ピーク時の52.9%にあたる23,657件にまで減少している。この減少に関し、Takeshita (forthcoming) は、法務省が2006年から歌手やダンサーなどに対する在留資格「興行」の発給を厳格化したこと、警察庁が2007年から偽装結婚を斡旋する悪質な国際結婚仲介業者の摘発を強化したこと、近年におけるアジア諸国の経済成長や日本における2008年以降の不況、の3つを原因として挙げている。これらのうち、警察庁による摘発の強化は、上述した業者を利用した国際結婚の悪評を取り除く有効な措置と考えられる。

国際結婚は、基本的に、日本人の男女人口の不均衡から生じている（竹下 2000: 122-124）。もしこの不均衡が緩和されつつあるならば、族内婚としての日本人同士の結婚が生じやすくなり、少子化動向の顕著な日本にとって明るい材料となる。こうした観点から、男女人口の不均衡に基づいた結婚難の地域的パターンに関する既往研究が、参考になる。例えば、鈴木（1989）と同様の方法を用いて、石川（2003）が1985～2000年を対象に、全国および都道府県別に初婚・再婚を念頭に置いた結婚難の程度の変化を分析しているが、それによると、全国および34県で男子の結婚難が深刻化している。東西で比較すると、東日本で事態が厳しく西日本で緩い。この東西差は、鈴木が対象とした1980・85年と同様で、変化していない。また、特定の県の内部では、県庁所在都市の都市圏を中心に、女子人口が比較的多く、男子の結婚難はさほど厳しくならない。男子は都道府県間移動をする割合が高いが、女子は県内移動をする割合が高いからである（Liaw 2003）。一方、県庁所在都市やその周辺から遠い中山間地域では、男子人口の滞留が多く、彼らの結婚難が著しい。つまり、東西日本の差のみならず、県という空間的スケールでのこのような地域差も注目される（石川 2007）。

問題は、こうした異なる空間的スケールにおける重層的な結婚難の地域差が、固定的で解消される見込みがないように思えることである。その結果、日本人同士の結婚が増えることはなく、族外婚としての国際結婚が今後も継続していくと考えざるを得ないように思われる。つまり、こうした結婚難の地域的パターンが存在する限り、国際結婚の需要が弱まることはなく、今後も一定数が発生し続けると考えるべきであろう。しかも、かつては東北の農村部などに多かった国際結婚は、いまや大都市圏を含む全国に拡散しつつある（Kamiya forthcoming）。以上を念頭に置くと、国際結婚件数の減少はいずれ下げ止まると予想される。

なお、既往研究では、新規流入外国人（特に女性）が国際結婚を有力な入国戦略としているという見方の妥当性や、特に東北地方への女性流入者の移動に関連する一要因として、直系家族制度による外国人花嫁需要の重要性について、確認されている。ただし、日本を舞台とした国際結婚に関しては、かつては、こうした文脈での理解もあり、国際結婚によって東北などの農村部に流入するアジアから移住する外国人花嫁を、「犠牲者」とみるステレオタイプ的な見解が支配的であった。しかし、過去10年間に、結婚移住女性からの詳細な聞き取りを踏まえ、彼女たちを潜在的な能力が豊かで多様性に満ちた主体的な行為者とみる研究が増え、上述のような見方は否定されつつある（Takeshita forthcoming）。

本稿との関連では、地方圏に結婚移住した外国人女性たちの満足度や、定住あるいは大都市圏への転出の希望などが重要な関心事となるが、カップルごとにあるいは彼らを含む世帯ごとに事情は多様であり、単純な要約が難しい。ただし、円滑な定住や永住を促すための支援策は、一部の地方自治体では既に開始されているが、必ずしも充分とはいえず、一層の支援や、さらに、国としての社会統合策が必要であることについては、至る所で指摘されている（例えば、武田 2011: 83-86；賽漢卓娜 2011: 185-192；Hanaoka and Takeshita forthcoming；Kamiya forthcoming）。

## V 高度人材導入の優遇制度

周知のように、日本政府の公式のスタンスは、熟練労働力は受け入れるが、未熟練労働力は受け入れない、というものである。未熟練労働力の受け入れに関しては、「定住者」や「研修」といった在留資格を通じ、実質的に受け入れが進んでいる、など、問題が指摘されている。一方、熟練労働力に関しては、受け入れは表明されているにもかかわらず、現実にはなかなか進んでいなかった。

こうした実態を踏まえ、ポイント制度に基づいた外国人高度人材の新しい優遇制度が、2012年5月7日に導入された。その後11ヶ月が経過し、この制度の評価や見直しの結果が、第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会（2013）の報告にまとめられている。この制度の導入前の取り扱いでは、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要であったが、この優遇措置では、在留歴に係る永住許可要件を緩和し、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には、永住許可の対象とする、とされた。

これは、高度人材の認定条件の緩和によって、従来の基準を一步進めた政策として、評価できる。この新しい制度による高度人材の登録者数として、開始1年で2,000人という目標が掲げられていた。しかし、導入から11ヶ月経過した2013年4月6日時点のまとめによると、高度人材外国人として認定を受けたのはわずか434人であった。さらに、2014年1月までの約20ヶ月間でも、認定数は約900人であり、政府が見込んだ認定ペースの3分の1以下にとどまっている（日本経済新聞の2013年7月1日と2014年5月12日の記事〈電子版〉による）。これは目標値をかなり下回った数字であり、新しい制度の効果は、残念ながら顕著とは言えない。熟練労働力の受け入れを謳っている国の実績値としては、かなり低調と言わざるを得ない。このポイント制度では、高度学術研究分野、高度専門・技術分野、高度経営・管理分野の3つの活動分野を想定している。ちなみに、各分野ごとの11ヶ月間における認定数は、高度学術研究分野65人（全体の15.0%）、高度専門・技術分野345人（79.5%）、高度経営・管理分野24人（5.5%）であった。

認定者が少ない数にとどまっている理由として、上記の報告は、ポイント計算において年取の比重が高いことや、潜在的利用者や企業等の関係者への周知が不十分なこと、などを挙げている。ちなみに、三浦（2013）は、この制度の課題として、政府による周知不足、ポイント制度の運用改善の必要性、関係省庁の縦割りの影響、日本での就業を促す魅力の欠落、の4点を挙げている。しかし、高度人材は世界中で需要が大きく、日本より条件のいい国が少なくないと思われ、彼らの受け入れをめぐる日本は海外諸国との競争を強いられることを根本的な原因と考えるべきであろう。そのため、日本の高度人材の数を増やすためには、海外にいる人を呼ぶよりは、日本に既に在住している外国人の応募が増えるようにするのが望ましいように思われる。こうした観点から、ここでは、日本の大学にきている留学生を主要なターゲットとすることの意義を述べてみたい。



現行の制度では、70ポイントが高度人材申請の合格点となっており、高度学術研究分野、高度専門・技術分野、高度経営・管理分野の3分野とも、学歴のポイントのウェイトが高い。具体的に述べると、高度学術研究分野では、博士号取得者30ポイント、修士号取得者が20ポイント、高度専門・技術分野では、博士号取得者30ポイント、修士号取得者が20ポイント、大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者10ポイント、高度経営・管理分野では、博士号又は修士号取得者が20ポイント、大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者10ポイント、となっている。さらに、「本邦の高等教育機関において学位を取得」には10ポイント、また、「日本語能力試験 N1 取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者」には15ポイントが、ボーナスポイントとして加算される。以上は、日本の大学で学位を取得する留学生が、合格点を取得するのに、かなり有利な条件となっている。

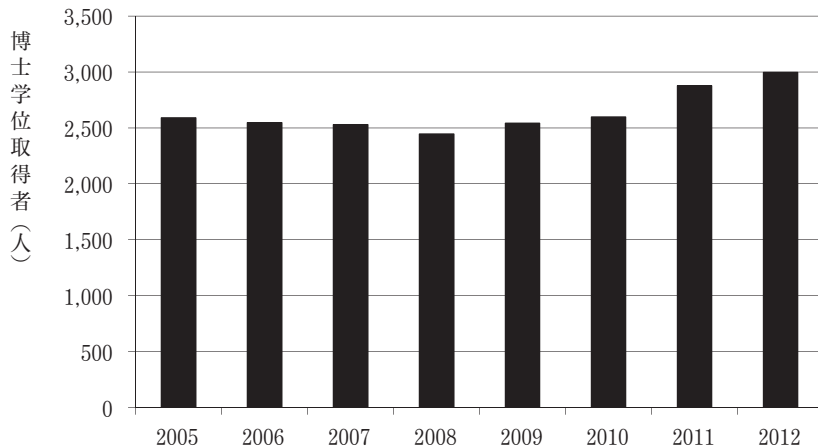
こうした有利な条件を生かすには、留学生にこの制度を周知させることに加え、永住までの在留歴を現行の5年間から、さらに短縮する必要があるだろう。例えば、申請に最も有利な博士課程に在学している多くの留学生の場合、博士の学位取得が当面の目標と思われる。が、在学中は、取得後の進路についてゆっくり考える余裕はおそらくあまりないはずで、懸命に努力して学位を取得したら、間もなく、あるいは、ただちに日本永住できる道が開かれているならば、その道を選択する人が多くなるように思われる。そのためには、学位取得後あまり長い時間をおかずに、あるいは、あえて大胆に述べれば、学位取得時点で認定を受けられるよう、この制度を修正することが望ましいように思える。ちなみに、2013年6月14日の閣議決定により、永住までの在留歴が現行の5年から3年に短縮される予定のようである（法務省入国管理局 2013）。高度人材の予備軍としての留学生の重要性を念頭に置くと、こうした短縮はおおいに効果的と思われる。

留学生を高度人材の重要なターゲットとして想定するメリットとして、高度人材の確保による日本の競争力の向上の他に、次のような点を考える。第一に、永住につながる高度人材応募のハードルが低くなることは、留学生の増加につながり、さらにそれが、この制度を利用した認定者の増加につながるという好循環を生む、と期待される。第二に、大学が人口減少問題の深刻化している地方圏に位置する場合、佐藤・橋本（2011）や佐藤（2012）に具体例が示されているように、地元の活性化につながる、留学生の様々な貢献を期待できる。

ちなみに、この新しい制度が当初の目標とした2,000人という数に対し、高学歴を持つ留学生が、数のうえでどれほどの寄与をする可能性があるのかも、確認しておきたい。図4は、日本学生支援機構の調査に基づいた留学生による博士号の学位取得者数をまとめたものである（これは、課程博士・論文博士の合計数であるが、大部分は博士課程による取得者である）。これによると、留学生による博士学位取得者は2,500人前後で推移していたが、2011年からは増加傾向にあり、2012年にはほぼ3,000人となっている。この数は、新たな制度の導入時に想定された数の約1.5倍にあたっている。

要するに、認定数が停滞している高度人材を増やすには、日本の大学に在籍している留

図4 留学生による博士号の学位取得者数（2005～2012年）



資料：日本学生支援機構『外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果』

学生を主なターゲットとして重視し、積極的な周知を試みるとともに、永住までの在留歴をできるだけ短縮する必要がある。なお、孫・阿部（2013）は、中国人元留学生の受け入れの多い福岡県における彼らの就業状況と継続意志について、興味深い報告を行っている。それによると、彼らは日中に生活の場を築くことを目標とした、トランスナショナルな意識を持っており、日本での永住権取得は、中国に帰国した後、満足できる仕事が見つからなかった場合に再度来日して働くための「保険」という意味合いも強い、という。熟練労働力としての高度人材の一部の人は、このように、必ずしも日本で定着せず、循環移動をする可能性も考えられよう。とはいえ、高度人材としての博士学位取得者の日本での定住や永住は、留学生の送り出し国の側からみれば、頭脳流出という問題でもあるので、こうした循環移動のほうがむしろ、送り出し国と日本の双方にとって望ましいかもしれない。

## VI 外国人の地方圏への政策的誘導

前掲の図2に基づいて、人口減少が顕著になっている地方圏においては、国際人口移動による補完がほとんど見られないことを述べた。かかる現状を念頭に置いた場合、具体的にどのような政策を考えうるであろうか。本章では、こうした状況において取りうる政策について目を向けたい。

一般的に、移民は特定の国の代表的な大都市に集中する傾向が強い。そのため、スウェーデン、イギリス、米国、カナダ、オーストラリアなどでは、国土の均衡ある発展をめざし、移民（難民を含む）を主要大都市から分散させ、国土の周辺部に誘導する政策が実行されている（Citizenship and Immigration Canada 2001）。前掲の図2によれば、日本人と外国人の双方とも東京圏での増加が目立っており、この現状が放置されれば、東京一極集



中が一層進行することになる。この問題を是正あるいは緩和するために、外国人の分散をめざす政策の採用が、日本でも積極的に検討されるべき時期にきているように思われる。本章では、紙幅の制約から、オーストラリアとカナダの事例のみを紹介したい。両国では、少子高齢化や人口減少が深刻で、経済的な停滞の見られる国土の周辺部に、国際移動者を誘導する、興味深い地域主導型の政策が実施され、高く評価されているからである。一般的に、入国管理により選別し制御されうる項目としては、国籍、規模、期間、分野、地域の5項目があるが、本章で扱うのは、地域の項目に関わる入国管理の事例である（明石2013）。

1990年代の中期以来、オーストラリアの移民プログラムは同国の地方圏（regional Australia）に熟練移動者が定住するのを促す、パラダイム転換が見られた。なお、以下の記述は、特に断らない限り、Hugo（2008a, b）に基づいている。同国では、1996年以来、州や準州が国の移民プログラムに地域的な変更を加えた政策によって、熟練労働力としての移民の流入に大きな役割を果たしている。これは、シドニー、メルボルンなどの主要都市への移民の集中を抑制し、地方圏への誘導を意図する政策である。同国の近年の移民政策は、彼らを定住者として受け入れることに焦点を置いており、移民の5分の1を国土の後進的な周辺部での定住あるいは永住に誘導することを想定した、いくつかの異なるビザの種類がある。

特に、州特定地域移動（State-Specific and Regional Migration, SSRM）計画が注目される。この計画による移民は、1997～98年の開始以来、同年の1,733人（全流入者数の2.3%）から徐々に増え、特に今世紀に入ってから増加は顕著で、2005～2006年には27,480人（同20.9%）となっている。また、2001～2006年におけるSSRMによる入国者の職業をみると、専門職52.8%、商人18.6%、管理職・行政職14.0%、などとなっている。また、同じ期間におけるSSRMによる移民受け入れの目立つ州や準州を挙げると、南オーストラリア州7,276人（同州受入総数の78.0%）、タスマニア州879人（51.2%）、オーストラリア首都圏654人（47.7%）、北部準州252人（32.3%）、ビクトリア州9,540人（29.5%）であった。

数および比率のいずれでも、南オーストラリア州が、この計画による重要な受け入れ先となっている。この背景として、同州の経済成長率や所得水準が長らくオーストラリアの平均以下であり、失業率は全国平均以上であったこと、および1990年代初頭の州立南オーストラリア銀行の倒産による経済的苦境にも直面していた。さらに、人口は停滞傾向にあり、高齢化が他州よりずっと進んでいたし、国内移動という点では転出超過を記録していた。これを受け、南オーストラリア州では、経済開発戦略の一部として、移民受け入れを3倍以上にするために、SSRMが使われた。

このSSRMは、オーストラリアの主要都市以外の中小都市や地域に、絶対数ではそれほど多くはないが、かなりの割合の移民を誘導してきたという意味で、一定の成功を収めた。こうした試みが成功したのは、新規移民を引きつけうる雇用機会を提供できたからである。この点の保障がないと、SSRMのような政策の成功はおぼつかない。これとは別

に、国および各州での移民の定住を容易にするような、国としての移民政策による支援も不可欠であった。

SSRM の評価は、いったん地方圏に流入した移民がそこに長期的に定着するかどうかにも、かかっている。この点に関し、Wulff and Dharmalingam (2008) は、様々なコミュニティ活動への定期的な参加度で示される「社会的結びつき」(social connectedness) の重要性に言及している。そして、小さな子どものいる家族、オーストラリア在住の長い家族、小都市居住の家族、米国、カナダ、南アフリカ、ジンバブエ生まれの家族が、それ以外の家族より、社会的結びつきがずっと強いことを指摘している。他に、到着時に雇用主から受けた援助を有益と感じた家族は、強い社会的結びつきを有する傾向にある、という。とはいえ、SSRM に該当する各人のビザのカテゴリーに関する居住義務がいったん満たされると、地方圏から主要大都市やその近郊に流出する傾向もある (Taylor *et al.* 2014)。ともあれ、オーストラリアにおける移民の地方誘導策は万全ではなく、限界を抱えていることにも留意する必要がある。

一方、カナダにおいても、少子高齢化により人口増加率が下がってきており、移民が人口や労働力の増加に対する主な対応策として注目されている。しかし、同国では、移民の大多数がトロント、モントリオール、バンクーバーの3都市に集中しており、これをいかにして国内に分散させるのが、重要な政策的課題であった。こうした背景を受けて、州指名プログラム (Provincial Nomination Program, PNP) が作られることになった。これは、各州が、カナダへの移民を希望し、特定の州への定住に関心のある個人を指名できる制度である。カナダの州と準州は、独自の指名プログラムを持っているが、ケベック州の制度はやや異なっている。各プログラムは、地元のコミュニティに効果的に貢献する移動者を選択するために、特定の州や準州の必要に合致するように調整されており、それぞれの州や準州は、こうした必要を満たす移民を直接選択することを可能にする協定を、カナダ市民権・移民局 (Citizenship and Immigration Canada) と結んでいる。

同国ではかつては、移民受け入れを連邦政府が推進する政策が主で、州や準州ごとの受け入れは基本的に難しかった。カナダの地域主導型の受け入れ政策は、上述した PNP によって推進され、移民の選択において州が大きな役割を担えるようになり、これまで量的拡大や多様化を遂げてきた。カナダで PNP が最初に行われたのはマニトバ州であり、1998年のことであった。これまでの同州の事例は、カナダの PNP の中での成功例と考えられており、とりわけ州内の小都市や農村部への移民誘導が高く評価されている (Carter *et al.* 2008)。

以下、主に Baglay (2012) に依りつつ、マニトバ州の PNP (Manitoba Provincial Nomination Program, MPNP) の内容を簡単に紹介したい。このプログラムに対する同州の関心は、連邦政府の移民プログラムでは対応しきれない労働市場の問題や熟練労働力の不足、人口流出、ウィニペグへの新規流入者の集中、といった様々な問題に起因していた。こうした状況は、1980年代半ば以来悪化していたし、新規流入者が大きく減少した1991~1996年に特に顕著になった。こうした一連の問題への対応策として、マニトバ州は

自州に焦点を置いた移民選択プログラムの導入に積極的になった。

MPNP の導入前の1996年には、3,940人の新規流入があったにすぎなかった。しかし、その後このプログラムによる流入が増え、2009年には13,520人（カナダへの全流入者の5.4%）にまで増加した。同州への新規流入者のうち、75%以上がMPNPに基づいており、連邦政府による代表的なプログラムである連邦熟練労働者プログラム（Federal Skilled Worker Program）による流入は、わずか4.4%を占めるにすぎない。なお、他州と異なり、マニトバ州ではPNP申請の選考料は徴収していない。MPNPの主眼は、雇用者の必要に対応するのみならず、州の長期的な人口学的・経済的成長への貢献にある。MPNPの特色は、多数の未熟練・半熟練分野の労働者を必要とする、州内の食品加工業や輸送業のような産業部門の比重の大きさに関係している。例えば、2009年に、同州への経済移民の3分1以上が、商業・輸送業・機器操作業や加工業・製造業における職業に就いている。また、上位の10職業には、食肉加工作業員、トラック運転手、溶接工、会計事務職、その他の事務職、が含まれている。つまり、MPNPは、未熟練・半熟練労働者も視野に入れた移民受け入れ政策であることが、注目される。

同州の事後評価によると、MPNPによる流入者の大部分は、到着後5年以内に他州への移動を計画していないだけでなく、居住地のコミュニティや定住支援に高い満足度を示している。こうした高い残留希望は、MPNPが成功と評価される有力な証左と考えられている一方、この評価は、同州が連邦政府との交渉によって、定住や統合に向けた諸サービスの提供のための権限委譲を獲得した結果でもある。

MPNP導入後10年以上が経過したが、この計画に対する評価としては、Carter *et al.* (2008) や Lewis (2010) の整理が参考になる。それによれば、同州への移民が増え、州内での移民の分散が進んだことについては、一定の評価が与えられている。その一方、移民への住宅提供が十分でないこと、とりわけ小都市では、移民数が少なく、言語のトレーニングや雇用に関する研修などの施策の提供が難しいうえ、家族や友人なども少ないために残留が難しく、一部の移民の流出を止めようがないこと、移民に対する地元コミュニティの役割が弱いこと、が指摘されている。さらに、定住に向けた州内のサービスに差が生まれていること、移民自身やコミュニティの負担が重くなっていること、MPNPの実施のさい、特定の雇用主、コンサルタント、民族文化組織などへの依存が、特定の集団のみが州に誘導され、しばしば特定の職業に就くことになり、他の集団はその職業を避けざるを得ない事態が多く、民族文化的な不均衡が生じている、という。

以上、オーストラリアとカナダにおいて実施されている、移民の周辺部への誘導政策について紹介した。Hugo (2008a) が述べるように、一般的に、今日のグローバル化の時代には、世界都市と評価されるような大都市は、国際移動者の吸引の重要な中心であり続けることになる。しかし、第2の人口転換後の社会では、国土の周辺部に位置する諸地域では、若年層の国内他地域への流出超過によって、人口動態が悪化していることが多く、少子高齢化のインパクトが強く懸念されている。こうした地域における経済発展は、多くの場合、国外から労働者（とくに熟練労働者）をどれほど引きつけうるかにかかっており、

国際移動がこうした文脈においてきわめて重要な役割を果たすことが期待される。わが国の東京は、バブル経済期より世界の都市システムにおける順位を下げたとはいえ、世界都市の一つであることは間違いない。その意味では、外国人の東京圏への集中は当然と言えるであろう。しかし、その一方で、地方圏の多くの県で1980年代後半から顕著になった人口流出による疲弊が目立ち、国内の地域格差拡大が懸念される。こうした現状を念頭に置くと、本章で紹介したオーストラリアとカナダのような国際移動者の誘導政策が、日本においても積極的に試みられる必要があるだろう。

## VII 結び

本稿では、わが国の国際人口移動、とりわけ外国人の流入が、人口減少国となった日本にとって果たす役割を念頭に置き、国際人口移動の推移を概観し、国内における人口減少の地域差に言及した後、具体的に、国際結婚による流入、高度人材の優遇制度、国際人口移動の地方圏への誘導政策、の3つのテーマを取り上げて、人口減少問題の緩和にどのように貢献するのかを検討した。

日本への国際人口移動を全国レベルでみると、日本人の減少分の一部を補う外国人の流入が見られ、その意味では、国際移動が人口減少国日本に一定の寄与をしているかに見える。しかし、地域レベルでみると、その主な目的地は三大都市圏（とりわけ東京圏）であり、1980年代以降人口減が深刻化し、国際移動による補完がなされるべき地方圏への流入は概して少ないため、国内の地域格差の拡大が懸念される。

日本への国際人口移動のうち、国際結婚による外国人女性の流入が地方圏に相対的に多いことは、貴重で重要な貢献と考えられる。また、日本政府が熟練労働力の受け入れを認めているにもかかわらず、2012年5月から始まった高度人材の優遇政策は、当初予定されていた認定数を達成しておらず、本稿ではその打開策として、留学生（特に博士の学位取得者）を有力なターゲットとすべきことを提案した。さらに、人口減少による疲弊が著しい地方圏に対しては、オーストラリアやカナダで実施されているような国際移動者の政策的誘導が有効と思われ、早い機会にその実施が検討される必要があるだろう。

人口減少時代を迎えた日本にとって、今後、国際人口移動者としての外国人の貢献を積極的に検討していく必要がある。ただし、そのための前提条件として、あるいは、そうした方向を確実にするためには、彼らの円滑な定住や永住を促す社会的統合政策の推進が不可欠である。外国人住民の多い一部の地方自治体では、こうした施策が試行錯誤的に実施されているが、国としての包括的な社会的統合政策は欠落したままである。人口減少をいかにして国際人口移動によって補完するかは、21世紀の日本にとって最大級の政策課題であるが、この政策の成否の重要な鍵は、この点にあるだろう。

## 謝辞

本稿は、2013年10月31日に開催された第18回厚生政策セミナー「国際人口移動の新たな側面—



「日本モデル」の構築に向けて」での基調講演に基づいたものである。会場で貴重なご意見をお寄せいただいた方々に、御礼を申し上げたい。

(2014年7月4日査読終了)

## 文献

- 明石純一 (2013) 「現代日本における入国管理政策の課題と展望」吉原和男編『現代における人の国際移動—アジアの中の日本—』慶應義塾大学出版, pp.63-83.
- 石川義孝 (2003) 「わが国農村部における男子人口の結婚難」石原潤編『農村空間の研究 (下)』大明堂, pp. 289-305.
- 石川義孝 (2007) 「現代日本における性比不均衡と国際結婚」紀平英作編『グローバル化時代の人文学—対話と寛容の知を求めて— 共生への問い』京都大学学術出版会, pp. 127-145.
- 石川義孝・竹下修子・花岡和聖 (2014) 「2005～2010年における新規流入移動と国内移動からみた外国人の目的地選択」『京都大学文学部研究紀要』第53号, pp. 293-318.
- 石川義孝・リャウ, K.-L. (2007) 「わが国在住外国人による都道府県間移動からみた目的地選択」石川義孝編『人口減少と地域—地理学的アプローチ—』京都大学学術出版会, pp.227-259.
- 落合恵美子・リャウ, K.-L.・石川義孝 (2007) 「日本への外国人流入からみた国際移動の女性化—国際結婚を中心に—」石川義孝編『人口減少と地域—地理学的アプローチ—』京都大学学術出版会, pp.291-319.
- 神谷浩夫 (2011) 「性比」石川義孝編『地図でみる日本の外国人』ナカニシヤ出版, pp. 8-9.
- 河内優子 (2002) 「少子・高齢化と国際人口移動—「補充移民」をめぐるの一考察—」『九州国際大学経営経済論集』第9巻第2号, pp.1-23.
- 北脇保之編 (2011) 『「開かれた日本」の構想—移民受け入れと社会統合—』ココ出版.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計) —平成23 (2011) 年～平成72 (2060) 年—」  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sH2401top.html> (最終閲覧日2014年5月25日)
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 「日本の地域別将来推計人口 (平成25年3月推計)」  
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp> (最終閲覧日2014年5月25日)
- 近藤共子 (2011) 「地域人口と国土計画・地域振興」吉田良生・廣嶋清志編『人口減少時代の地域政策』原書房, pp. 171-215.
- 賽漢卓娜 (2011) 『国際移動時代の国際結婚—日本の農村に嫁いだ中国人女性—』勁草書房.
- 作野広和 (2011) 「地方圏の人口地理」石川義孝・井上孝・田原裕子編『地域と人口からみる日本の姿』古今書院, pp. 99-106.
- 坂中英徳 (2012) 『人口崩壊と移民革命—坂中英徳の移民国家宣言—』日本加除出版.
- 佐藤由利子編 (2012) 『地域活性化を目指した留学生受け入れ・交流・ネットワークの仕組みづくり—課題解決の取組みと社会的変化の横断的分析—』2010～2012年度トヨタ財団研究助成報告書.
- 佐藤由利子・橋本博子 (2011) 「留学生受け入れによる地域活性化—自治体と大学の協働による取組みの横断的分析—」『比較教育学研究』第43号, pp. 131-153.
- 鈴木江理子 (2011) 「地域人口構造と外国人—「多文化共生」の可能性—」吉田良生・廣嶋清志編『人口減少時代の地域政策』原書房, pp.99-128.
- 鈴木透 (1989) 「結婚難の地域構造」『人口問題研究』第45巻第3号, pp.14-28.
- 孫艶・阿部康久 (2013) 「地方都市における中国人元留学生の就業状況と継続意志」『華僑華人研究』第10号, pp.5-21.
- 第6次出入国管理政策懇談会・外国人受け入れ制度検討分科会 (2013) 「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果 (報告)」  
<http://www.moj.go.jp/content/000112007.pdf> (最終閲覧日:2014年5月10日)

- 竹下修子 (2000) 『国際結婚の社会学』学文社.
- 武田里子 (2011) 『ムラの国際結婚再考—結婚移住女性と農村の社会変容—』めこん.
- 法務省入国管理局 (2013) 「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/pdf/leaflet\\_ja.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/leaflet_ja.pdf) (最終閲覧日2014年5月29日)
- 増田寛也・人口減少問題研究会 (2013) 「2040年、地方消滅—「極点社会」が到来する—」中央公論2013年12月号, pp.18-31.
- 丸山洋平・大江守之 (2008) 「潜在的他出者仮説の再検討—地域の差異とコーホート間差異に着目して—」『人口学研究』第42号, pp.1-19.
- 三浦秀之 (2013) 「外国人高度人材の日本への移動をめぐる一考察」『杏林社会科学研究』第29巻第1号, pp.51-76.
- 毛受敏浩 (2011) 『人口激減—移民は日本に必要である—』新潮新書.
- 柳下真知子 (2001) 「「補充移民」の発想と含意」『人口学研究』第29号, pp. 53-56.
- 山下清海編 (2008) 『エスニック・ワールド—世界と日本のエスニック社会—』明石書店.
- 吉田良生・河野稠果編 (2006) 『国際人口移動の新時代』(人口学ライブラリー4) 原書房.
- リャウ, K.-L.・石川義孝 (2007) 「日本への流入外国人による目的地選択」石川義孝編『人口減少と地域—地理学的アプローチ—』京都大学学術出版会, pp. 261-289.
- Baglay, S. (2012) "Provincial Nomination Program: A Note on Policy Implications and Future Research Needs," *Journal of International Migration and Integration*, Vol. 13, No. 1, pp.121-141.
- Barriga, W. (2013) "Migration Trends in the Contemporary World: an Overview," *Migration Policy Review*, No. 5, pp. 150-171.
- Carter, T., Morrish, M. and Amoyaw, B. (2008) "Attracting Immigrants to Smaller Urban and Rural Communities: Lessons Learned from the Manitoba Provincial Nominee Program," *Journal of International Migration and Integration*, Vol.9, No.2, pp.161-183.
- Citizenship and Immigration Canada (2001) "*Towards a More Balanced Geographic Distribution of Immigrants*"  
<http://publications.gc.ca/collections/Collection/Ci51-109-2002E.pdf> (最終閲覧日2014年5月26日)
- Coulmas, F. and Lützel, R. eds. (2011) *Imploding Populations in Japan and Germany*. Leiden, Brill.
- Hanaoka, K. and Takeshita, S. (forthcoming) "Fertility Outcomes and the Demographic and Socioeconomic Backgrounds among Cross-border, Immigrant and Native-born Married Couples," in Ishikawa, Y. ed. *International Migrants in Japan: Contributions in an Era of Population Decline*, Kyoto, Kyoto University Press.
- Hugo, G. (2008a) "Immigrant Settlement Outside of Australia's Capital Cities," *Population, Space and Place*, Vol. 14, No.6, pp.553-571.
- Hugo, G. (2008b) "Australia's State-specific and Regional Migration Scheme: an Assessment of Its Impacts in South Australia," *Journal of International Migration and Integration*, Vol. 9, No.2, pp.125-145.
- Hugo, G. and Morén-Alegret, R. (2008) "International Migration to Non-metropolitan Areas of High Income Countries: Editorial Introduction," *Population, Space and Place*, Vol. 14, No.6, pp.473-477.
- Ishikawa, Y. (2010) "Role of Matchmaking Agencies for International Marriage in Contemporary Japan," *Geographical Review of Japan Series B*, Vol. 83, No.1, pp. 1-14.
- Ishikawa, Y. and Fielding, A. J. (1998) "Explaining the Recent Migration Trends of the Tokyo Metropolitan Area," *Environment and Planning A*, Vol.30, No.10, pp. 1797-1814.
- Kamiya, H. (forthcoming) "Measures of Local Municipalities for Supporting Marriage Migrants in Japan," in Ishikawa, Y. ed. *International Migrants in Japan: Contributions in an Era of Population Decline*, Kyoto, Kyoto University Press.
- Lewis, M. N. (2010) "A Decade Later: Assessing Successes and Challenges in Manitoba's Provincial Immigrant Nominee Program," *Canadian Public Policy*, Vol.36, No.2, pp.241-264.
- Liaw, K.-L. (2003) "Distinctive Features in the Sex Ratio of Japan's Interprefectural Migrants: an Explanation Based on the Family System and Spatial Economy of Japan," *International Journal of*



- Population Geography*, Vol.9, No.3, pp.199-214.
- OECD (2013) *International Migration Outlook 2013*, OECD iLibrary.
- Parrado, E. A. and Kandel, W. (2008) "New Hispanic Migrant Destinations: a Tale of Two Industries," in Massey, D. S. ed., *New Faces in New Places: The Changing Geography of American Immigration*. New York, Russell Sage Foundation, pp. 99-123.
- Takeshita, S. (forthcoming) "Intermarriage and Japanese Identity," in Healy, E. and Aranachalam, D. eds. *Creating Social Cohesion in an Interdependent World: The Experiences of Australia and Japan*.
- Taylor, A. J., Bell, L. and Gerritsen, R. (2014) "Benefits of Skilled Migration Programs for Regional Australia: Perspectives from the Northern Territory," *Journal of Economic and Social Policy*, Vol.16, No.1, pp.1-23.
- United Nations (2001) *Replacement Migration: Is It a Solution to Declining and Ageing Populations?*, New York, United Nations.
- Wulff, M. and Dharmalingam, A. (2008) "Retaining Skilled Migrants in Regional Australia: The Role of Social Connectedness," *Journal of International Migration and Integration*, Vol. 9, No.2, pp.147-160.

# International Migration to Japan: Can It Be a Solution to Population Decline?

Yoshitaka ISHIKAWA

The purpose of this paper is to investigate the possible contribution of international migration to Japan, whose total population reached its peak in 2008 and has been in decline since then. After outlining the country's international migration and examining regional differences in the country's population decline, three topics are discussed: the influx of foreign women resulting from cross-border marriage, the new point system for attracting highly skilled people—with a focus on overseas students—and policies directing international migrants to peripheral regions, similar to those implemented in Australia and Canada. On the national scale, immigration of foreign nationals has certainly compensated for a part of the decline in Japanese nationals. On a regional scale, however, the trends indicate a growing regional disparity in international in-migration; since their main destination is the Tokyo metropolitan area, the immigration of foreigners to the peripheral regions, which have suffered various problems arising from serious depopulation, is much less significant. Accordingly, understanding the role international migration can play in alleviating population decline in Japan's peripheral areas has become particularly important. Furthermore, Japan's ability to successfully foster replacement migration will be a vital policy issue in the 21st century, so the national government should devise comprehensive social integration policies for the smooth settlement and permanent residence of immigrants.

Keywords: international migration, population decline, replacement migration, regional disparity, peripheral areas

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

## 人口移動モデルと国際結婚移動

井 上 孝\*

本稿は、日本を取り巻く国際人口移動を人口移動モデルという視点から論じる。議論にあたっては、まず移動モデルに関する従来の議論を整理するとともに、国際人口移動がこのモデルにおいてどのように位置づけられるかを考察する。つづいて、筆者が提示した国際結婚あるいは国際結婚移動に関するモデルを紹介し、日韓間の国際結婚に関するデータを用いてそのモデルの検証を行う。このモデルは、国際結婚における上方婚と下方婚に着目し、二国間における経済格差の変化が上方婚・下方婚とそれに伴う国際人口移動にどのように作用するかについて、その法則性を記述したものである。この検証の結果から得られた知見は次のように要約できる。すなわち、国際結婚移動は、経済格差に基づく修正重力モデルのアナロジーでおおむね説明できるが、上方婚・下方婚の視点から見たとき他の移動にないユニークな一面を有しているといえる。この知見は、モデルの検証に日韓間のデータを用いたことを考えれば、当然ながら日本を取り巻く国際人口移動の特徴の一つとみなすことができる。

### I. はじめに

本稿は、日本を取り巻く国際人口移動を人口移動モデルという視点から論じる。人口移動という語は、社会階層間の移動である社会的移動を含む場合もあるが、通常は地域間の移動である地理的移動を指す。本稿では、こうした地理的移動のうち常住地の変更を伴う移動を人口移動として扱い、そのうち国境を超える移動を国際人口移動として捉える。したがって、旅行やビジネス等による、常住地とは異なる国への一時的滞在は議論の対象としない。一方、本稿では人口移動モデルを「明確な方向性を持った大きな移動流がどのような要因によって生じるかを、その量や方向の側面に注目して数式もしくはそれに代わる何らかの数的表現を用いて説明したもの」とする。一般に人口移動は、国境を超える移動であるか否かによってその要因に大きな違いが生じることはない。すなわち、国際人口移動の基本的要因は国内人口移動と共通しており、同一の移動モデルで説明できる。

人口移動の量や方向にみられる法則性に言及したのは、ラベンスタインが1885年と89年に提示した、いわゆるラベンスタインの法則が最初とされる（岸本 1980）。この法則は、人口移動に関する経験則の集まりであるが、今日における日本の人口移動の量や方向をも十分に説明できる内容を含んでおり、最も古典的な移動モデルの一つといえよう。後述するように、ラベンスタイン以降さまざまな移動モデルが提示されてきたが、それらのモデ

---

\* 青山学院大学経済学部

ルの多くは職業移動またはこの移動を含む人口移動全体を対象としており、いずれにしても職業移動に大きな関心を寄せてきた。職業移動は、人口移動をその移動理由によって分類したときの一類型であり、就職、転勤、転職等に伴う移動を意味する。職業移動以外の類型としては、就学移動、婚姻移動、引退移動が主であり（岸本 1978）、これに住宅の住み替えに伴う比較的近距离の、いわゆる住宅移動<sup>1)</sup>が加わる。なお、労働力人口の地域間移動を意味する労働力移動は、文脈によっては職業移動とほぼ同義語として用いられるが、労働者に随伴する家族の移動を含む場合もある（たとえば、山本 1995）。また、婚姻移動や住宅移動のほとんどは労働力人口の地域間移動でもあるので、労働力移動は職業移動ほどは厳密に対象を限定しない、いわば職業移動の拡張概念とみなすことができる。本稿では、こうした広義の労働力移動に関する移動モデルを議論の対象とし、職業移動や婚姻移動に関するモデルをその部分集合として扱う。

日本の国内人口移動において職業移動の占める割合をみると、住宅移動に次いで高いことがわかる<sup>2)</sup>。さらに、国際人口移動では住宅移動があまり発生せず、また就学移動や婚姻移動も国内人口移動に比べて格段に少ないので、職業移動の割合がきわめて高くなる（人口問題審議会・厚生省人口問題研究所 1993）。こうした理由により、明確な方向性を持った大きな移動流は職業移動によってもたらされる場合が多く、それゆえに、多くの移動モデルが職業移動または労働力移動を対象としてきたといえる。

移動モデルが職業移動に着目するのは、Rogers（1984）によって提示された人口移動スケジュールモデルからも妥当であると判断できる。このモデルは、年齢別移動率のカーブを前労働力成分・労働力成分・後労働力成分・定数成分の4つに分解して説明を試みたものであり、このうち、15歳前後から60歳前後の移動を表す労働力成分がそのカーブの全体の形状を決めるといってよい。労働力成分は婚姻移動や住宅移動も表しているともいえるが、Rogers（1984）はこの成分が主として職業移動を表すものとの説明をしており、この点からみても職業移動が人口移動の主流とみなせるのである。

これに対して、職業移動以外の移動を対象とした移動モデルはあまり多くなく、とくに国際結婚移動については、管見では筆者が2010年に提示したモデル以外にほとんどない（Inoue 2010）。このモデルは、日韓間の国際結婚における上方婚（hypergamy）と下方婚（hypogamy）に着目し、二国間の経済格差が国際結婚にどのような影響を与えるかについて法則性を見出したものである。したがって、日本を取り巻く国際人口移動の一端を把握する上でこのモデルの意義は十分にあると考える。

かくして、本稿では第Ⅱ章において、職業移動あるいは労働力移動を対象とした移動モデルのうち代表的なものを紹介する。つづく第Ⅲ章では、Inoue（2010）による移動モデ

---

1) こうした移動を人口移動 migration の範疇に加えず、局地的移動 local movement と呼称すべきとの立場もある（岸本 1978）。住宅移動は、移動に伴って世帯主の身分・所属等に変更が生じない点において他の移動と決定的に異なるので、区別する相応の理由はある。

2) 国立社会保障・人口問題研究所の近年の移動調査によれば、2001、06、11年における職業移動とそれに伴う家族の移動とみられる随伴移動の合計の割合は25%前後であり、住宅移動は35%前後となっている（国立社会保障・人口問題研究所 2013）。

ルを取り上げ、日本における国際人口移動の一側面としての国際結婚移動について議論する。最後の第IV章では、それまでの議論を踏まえ日本を取り巻く国際人口移動の今後の見通しを述べ、むすびに代える。

## II. 人口移動モデル

本章では、まず第1節にて、前述したラベンスタインの法則を再整理する形で労働力移動の主要な3要因を提示したあと、これらの要因に基づく重力モデルならびに修正重力モデルについて、第2節と第3節にてそれぞれ議論する。

### 1. 労働力移動の要因

ラベンスタインの法則は人口移動全般にみられる法則性を経験則としてまとめたものであるが、その主要な関心は労働力移動にあるとよい。本稿では、ラベンスタインの法則において直接的あるいは間接的に言及された、そうした知見を再整理して議論の出発点とする。具体的には、労働力移動としての人口移動を規定する主な要因を次の3つ、すなわち、①距離摩擦要因、②人口規模要因、③経済格差要因、に整理して考察することとする。

まず、①距離摩擦要因は地理学の普遍的な概念の一つである。この概念は、一般には、2つの地域間の距離が増大するほどそれらの地域間の相互作用を縮減させ、人口移動の場合は発地着地間の距離が増加するほど移動量を減少させることを意味する。この現象は人口移動に関する経験則としてよく知られ、またラベンスタインが最も重視した移動法則の一つであり、あらゆるスケールの人口移動に適用可能である。次の②人口規模要因は、発地と着地の人口規模が大きいほどその間の移動量が増加するという、ほぼ自明ともいえるべき知見を意味する。ラベンスタインは、人口移動が大きな商工業の中心に向かって流れることを見出しており（岸本 1978）、これはいわば着地の人口規模に応じて人口移動が発生することを指摘したものとみなせる。したがって、この要因についてはラベンスタインの法則に間接的に含まれると解釈できよう。最後の③経済格差要因は、人口移動が経済水準のより高い地域に流れるとの知見を表している。ラベンスタインによれば、人々はよりよい経済的生活を求めて移動し、それによる移動量は他の要因すなわち政治的・社会的・自然的要因よりもきわめて多いと主張しており（岸本 1978）、経済格差要因の重要性を認識していたといえよう。この要因は移動量とともに移動の方向も規定するとみなすことができる。

上述した3つの要因のうち、①と②から以下に論じる重力モデルが導かれ、③から経済格差に基づく修正重力モデルが導かれる。すなわち、ラベンスタインの法則はその後に提示される移動モデルの基本概念にすでに言及していたことになる。

## 2. 重力モデル

2地域間に生じる移動量が、それぞれの人口規模の積に比例し2地域間の距離の何乗かに反比例することを表し、物理学における重力モデルのアナロジーから導かれるモデルである。人口移動に関する重力モデルは、地域*i*と地域*j*の間に生じる人口移動量 $M_{ij}$ とすると、

$$M_{ij} = k \cdot \frac{p_i^a p_j^b}{d_{ij}^c} \quad (1)$$

で表される(石川 1988)。ただし、 $p_i$ は地域*i*の人口、 $p_j$ は地域*j*の人口、 $d_{ij}$ は地域*ij*間の距離、 $k$ と $a$ 、 $b$ 、 $c$ は定数である。また、 $d_{ij}$ には物理的距離以外に、時間距離、費用距離などが当てはまる。

このモデルは、空間的相互作用モデルの基本形として、人口移動量だけでなく広く一般に地理的事象に当てはまることが知られている(杉浦編 2003)。すなわち、ヒトの流動だけでなくモノ、カネ、情報などの流動量(たとえば、2地域間の貨物流動量、郵便流通量、電話使用量など)が重力モデルで説明できることが知られている。このモデルの応用すなわち修正モデルは、式(1)の両辺に対数をとって線形化したあと、適当な説明変数を付加していく形が多い<sup>3)</sup>。すなわち、

$$\ln M_{ij} = a \ln p_i + b \ln p_j - c \ln d_{ij} + \sum_n \alpha_n \ln x_{in} + \sum_n \beta_n \ln x_{jn} + \gamma \quad (2)$$

ここで、 $x_{in}$ 、 $x_{jn}$ はそれぞれ地域*i*、*j*に関する何らかの経済的変数、 $\alpha_n$ 、 $\beta_n$ 、 $\gamma$ は定数である。

## 3. 経済格差に基づく修正重力モデル

地域*i*と地域*j*の間に生じる人口移動量 $M_{ij}$ のうち、地域*i*から地域*j*への移動量 $m_{ij}$ と、その逆方向の移動量 $m_{ji}$ との差(あるいは比)を経済格差要因で説明するモデルである(ただし、 $M_{ij} = m_{ij} + m_{ji}$ とする)。その基本形は式(2)の左辺を $m_{ij} - m_{ji}$ もしくは $m_{ij}/m_{ji}$ に置き換えたものになるので、修正重力モデルの一種とみなせる<sup>4)</sup>。ただし、通常、右辺には地域*ij*の経済格差に関する変数が含まれる。また、左辺を地域*j*の流入超過率 $(m_{ij} - m_{ji})/p_j$ とする場合もあり、この場合は流入超過率モデルとも呼称される(伊藤 2003)。このモデルで説明される典型的な移動は都市農村間移動であるが、途上国からより賃金水準の高い先進国への労働力移動もその対象になりうる。

修正重力モデルにおいて経済格差を表す変数としては、一般に賃金格差や有効求人倍率格差などが用いられる。しかし、Todaro (1969)は、途上国の都市農村間移動においては実際の賃金格差ではなく期待賃金格差に基づいて移動が生じるとのモデルを示した。途

3) こうした重力モデルあるいは修正重力モデルの適用例としては、たとえば、伊藤 (2003) などがある。

4) こうしたモデルの適用例としては、たとえば田淵 (1986) などがある。



上国では、農村出身者がフォーマルセクターに就業することを想定しその賃金を期待して都市に移動するが、実際にフォーマルセクターに就くのは希であり、結果的に都市において低賃金労働に従事することになる。つまり、トダロモデルは、途上国の都市農村間において実際の賃金格差以上に人口移動が生じる理由の説明を試みたモデルといえよう。

### Ⅲ. 国際結婚移動に関する新しいモデル

本章は、職業移動以外の国際人口移動を対象とするモデルとして、Inoue (2010) が提示した国際結婚移動に関する新しいモデルを紹介する。ちなみに、職業移動の範疇に入らない特徴的な国際人口移動としては国際結婚移動のほかに連鎖移動が知られる。連鎖移動は縁故移動とも呼ばれ（国際人口学会編 1994）、情報や援助の提供を期待できる親戚や友人が居住する場所への移動を意味し、外国に居住する親戚や友人を頼って移動する 경우가少なくない。こうした国際的な連鎖移動と国際結婚移動は、国境を超えた家族関係に基づいている点で共通している。

本章では、まず第1節において、国際結婚における上方婚と下方婚について議論したあと、続く第2節において国際結婚に関する移動モデルを構築するための仮説を提示し、第3節においてその仮説の検証を行う。

#### 1. 国際結婚における上方婚と下方婚

国際結婚とは異なる国籍を有する者同士の結婚を意味する。国際結婚はさまざまな事情により国際人口移動を伴わない場合もあるが<sup>5)</sup>、通常は当事国間の国際人口移動を伴うので、本稿では国際結婚が認知された時点で国際人口移動が発生したとみなす。なお、国際結婚は、国内結婚と異なり人口学的事象としての結婚と婚姻移動との間に相当のタイムラグが存在すると考えられる。通常、国内結婚は婚姻移動とほぼ同時に発生するが、国際結婚はそのような場合はむしろ希であり、何らかの理由で他国に移動したあとにその国の人と出会い結婚に至ると考えられるのである。

一方、一般に、社会的地位、収入、学歴等がより高い者と結婚することを上方婚、その逆を下方婚という。先進国、途上国を問わず、また国際結婚と国内結婚のいずれの場合も、女子のほうが上方婚を志向する傾向がより強いとされる<sup>6)</sup>。本稿では、国際結婚において、「経済水準のより高い国に居住しその国の国籍をもつ者」との結婚を上方婚、その逆を下方婚と定義する。

表1は、このように定義した上方婚、下方婚の視点から国際結婚を類型化したものである。表1の類型には、当事国以外の国籍を有する者同士の国際結婚（たとえば、日本人が

5) 日本に居住する韓国籍の特別永住者と日本人との結婚は、統計上国際結婚として認知されるが、この場合は国際人口移動を伴わない。こうした国際結婚と、通常の日韓間の国際結婚は統計上区別できないので、本稿ではいずれも国際人口移動が生じたとみなす。

6) 国際結婚においてこのような傾向が見られる点については、たとえば Blossfeld and Timm (2003)、竹下 (2000, 2004)、嘉本 (2001) らが指摘している。

アメリカ合衆国において韓国人と結婚する場合など)が含まれていないが、このような事例は本稿での上方婚・下方婚の定義に当てはめにくいので、議論から除外する。この表において、類型1と類型4が上方婚、類型2と類型3が下方婚に相当するので、類型1、4のほうが類型2、3よりも発生件数が多いと見込まれる。また、前章で言及したラベンスタインの法則に鑑みれば人口移動はより経済水準の高いほうに流れるので、類型1、2のほうが類型3、4よりも発生件数が多くなると見込まれる。以上の考察により、4種類の発生件数は類型1が最多となり類型3が最少となることが期待される。

表1 任意の二国間における国際結婚の4類型

国際結婚の類型	妻からの視点	結婚件数
類型1：経済発展水準が上位の国における、その国の夫と外国人の妻との結婚	上方婚	最多
類型2：経済発展水準が上位の国における、その国の妻と外国人の夫との結婚	下方婚	類型1より少ない
類型3：経済発展水準が下位の国における、その国の夫と外国人の妻との結婚	下方婚	最少
類型4：経済発展水準が下位の国における、その国の妻と外国人の夫との結婚	上方婚	類型3より多い

出典：Inoue (2010)

## 2. 国際結婚に関する移動モデルの提示

ここでは、国際結婚に関する移動モデルを構築するための仮説を提示する。仮説の提示に当たり、まず Inoue (2010) が提示した BG 比について説明する。BG 比とは、ある国において、妻 (Bride) が外国籍である国際結婚件数と夫 (Groom) が外国籍である国際結婚件数の比をいう。ただし、それぞれの配偶者は当事国の国籍を有しているものとする。表1における類型1と類型2の件数の比、および、類型3と類型4の件数の比はいずれも BG 比となる。

Inoue (2010) は、この BG 比に関して2つの仮説 (仮説1, 2とする) を設けた<sup>7)</sup>。ある2か国 ( $i$  国と  $j$  国とする) の間の国際結婚を想定したとき、まず、仮説1は「 $i$  国の対  $j$  国に関する BG 比は、 $j$  国の対  $i$  国に関する BG 比の逆数と一致する」と記述できる。ここで、 $i$  国の経済水準が  $j$  国を上回ると仮定すると、 $i$  国の対  $j$  国に関する BG 比は表1における類型1と類型2の結婚件数の比、 $j$  国の対  $i$  国に関する BG 比は同じく類型3と類型4の結婚件数の比となる。すなわち、前者の BG 比は1を上回り後者の BG 比は1を下回ることになる。さらに、前者の BG 比が1を上回る程度、および後者の BG 比が1を下回る程度は、 $i$  国と  $j$  国の経済格差によって決まると考えてよい。仮説1はこうした推論に基づいて設けられたものである。

7) Inoue (2010) は国際結婚に関してさらに別の仮説を設けたが、本稿ではそれには言及しない。

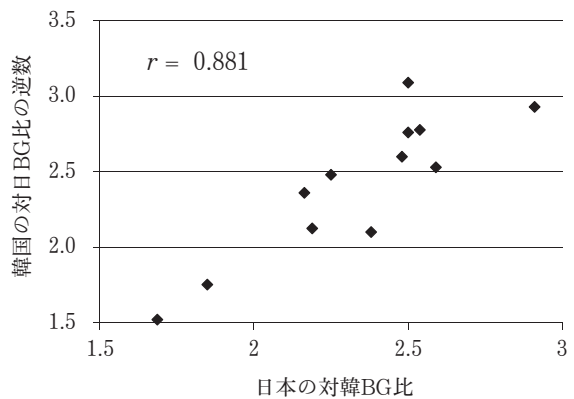
次に仮説2は、「 $i$ 国の対 $j$ 国に関するBG比、および、 $j$ 国の対 $i$ 国に関するBG比は、いずれも $ij$ 国間の経済格差に関する変量に連動して変化する。すなわち、 $ij$ 国間の経済格差が縮小するにつれて、いずれのBG比も1に近づき、経済格差が完全になくなったとき、 $i$ 国の対 $j$ 国に関するBG比 =  $j$ 国の対 $i$ 国に関するBG比 = 1となる」と記述できる。仮説2の前半部は仮説1を導く推論そのものであり、後半部は前半部から容易に導出できる。仮説2は、2つの変量の比を経済格差に関する変量で説明する形になっており、この点においては前章で紹介した経済格差に基づく修正重力モデルと同型となる。

かくして、国際結婚に関する2つの仮説が提示されたことになる。前述したように本稿では国際結婚に伴って国際人口移動が生じることを仮定しているので、これらの仮説は同時に国際結婚に関する移動モデルとして位置づけることができる。

### 3. 国際結婚に関する移動モデルの検証

ここでは、前節で示した国際結婚に関する移動モデルを、近年の日韓間の国際結婚のデータを用いて検証する。まず仮説1については表2に基づき検証を行う。表2は、2000～11年における国際結婚件数の推移を示したものである。この表によれば、この間、日韓ともにそれぞれを相手とする国際結婚は大きく減少している。一方、この表における日本のBG比と韓国の1/（BG比）の関係を示したものが図1である。これら2つの変数の相関係数は0.881と極めて高く、図1からもよく連動していることがわかる。こ

図1 日本の対韓BG比と韓国の対日BG比の比較



注：表2より作成

表2 日韓間における国際結婚件数の推移（2000～11年）

年次		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	韓国人の妻(人)	6214	6188	5353	5318	5730	6066	6041	5606	4558	4113	3664	3098
	韓国人の夫(人)	2509	2477	2379	2235	2293	2087	2335	2209	2107	1879	1982	1837
	合計(人)	8723	8665	7732	7553	8023	8153	8376	7815	6665	5992	5646	4935
	BG比	2.48	2.5	2.25	2.38	2.5	2.91	2.59	2.54	2.16	2.19	1.85	1.69
韓国	日本人の妻(人)	1131	976	959	1242	1224	1255	1484	1206	1162	1140	1193	1124
	日本人の夫(人)	2941	3011	2377	2613	3378	3672	3756	3349	2743	2422	2090	1709
	合計(人)	4072	3987	3336	3855	4602	4927	5240	4555	3905	3562	3283	2833
	1/(BG比)	2.6	3.09	2.48	2.1	2.76	2.93	2.53	2.78	2.36	2.12	1.75	1.52

出典：「人口動態統計」(日本), 「人口・社会統計局 HP」(韓国)

の結果は上述の仮説1を強く支持する形となっている。

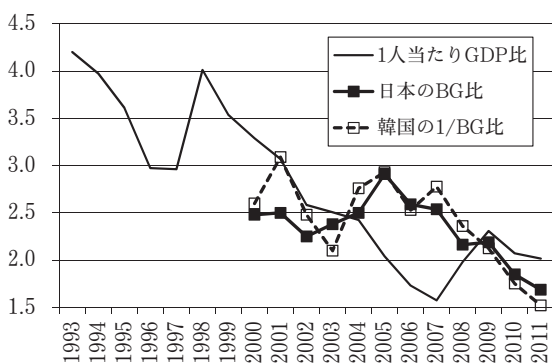
つづいて仮説2の検証を行いたい。表3は、1993～2011年における日韓の1人当たり名目GDPとその比の推移を示したものである。この表によれば、1人当たりGDPの比は、1993年時点で4.0を超えていたが、2011年時点ではほぼ2となり半減している。すなわち、この間、日韓の経済格差は大きく縮小したことがわかる。しかし、1997年の通貨危機や2008年のリーマンショックがとくに韓国経済に深刻な影響を与えたことにより、その年やその翌年にかけて1人当たりGDPの比が急上昇しており、この比は必ずしも単調に低下してはいることがわかる。図2は、日韓の1人当たりGDP比の変化とBG比の変化を重ね合わせたものである。この図によれば、BG比はおおむね1.0に近づく傾向が認められるものの、一人当たりGDP比との直接的関係は認められない。そこで、日本のBG比と韓国の1/(BG比)を7年分左方向にシフトさせた値をダミー値とし、1人当たりGDP比との関係を示すこととした(図3)。このようなダミー値を設定する理由は、前述したように、国際結婚においては人口学的イベントとしての婚姻移動と結婚との間に相当のタイムラグが生じると予想されるからである。図3によれば、日本のBG比と韓国の1/(BG比)のダミー値は、1人当たりGDP比とよく連動していることがわかる。この事実は、実際にはダミー値で表される程度の国際人口移動が生じたあと、その7年後にその移動量と同規模の国際結婚が生じたこととの推論を導く。この推論が正しいか否かを判断するにはより多くの事例について検証していく必要があるが、少なくとも図3が上述の仮説2を強く支持していることは否定できない。

表3 日韓における1人当たり名目GDPとその比の推移(1993～2011年)

年次	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
1人当たりGDP																			
日本	35.4	38.8	42.5	37.4	34.3	31.0	35.0	37.3	32.7	31.2	33.7	36.4	35.8	34.1	34.1	38.0	39.5	43.0	45.9
韓国	8.4	9.8	11.8	12.6	11.6	7.7	9.9	11.3	10.7	12.1	13.5	15.0	17.6	19.7	21.7	19.2	17.1	20.8	22.8
日本と韓国の比	4.20	3.97	3.61	2.97	2.96	4.01	3.53	3.29	3.07	2.58	2.51	2.43	2.04	1.73	1.57	1.98	2.31	2.07	2.02

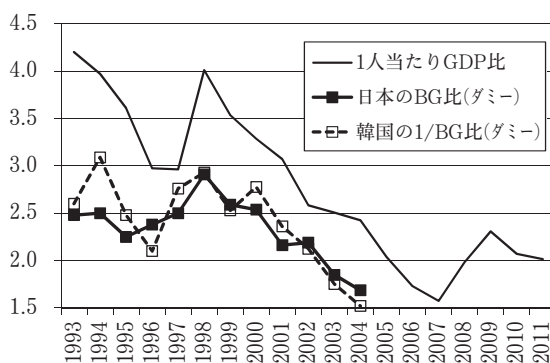
出典：IMF, World Economic Outlook Database 2012

図2 日韓における1人当たりGDP比とBG比の推移



注：表2、3より作成

図3 日韓における1人当たりGDP比とBG比(ダミー値)の推移



注：表2、3より作成

以上の考察により、前節で示された2つの仮説が支持され、国際結婚に関する新しい移動モデルが検証された。この結果は、経済格差に基づく修正重力モデルのアナロジーで、国際結婚移動をおおむね説明できることを意味する。ただし、修正重力モデルにおける目的変数は2地域間における逆方向の移動の量的差異であるのに対して、国際結婚に関するモデルの目的変数は上方婚と下方婚に伴う、同一方向の移動の量的差異である点が大きく異なる。すなわち、国際結婚移動には単なる職業移動とは異なる、きわめて特徴的なメカニズムがはたらいていると判断できる。

#### IV. 日本における国際人口移動の今後の見通し—むすびに代えて—

本稿は、日本を取り巻く国際人口移動を人口移動モデルという視点から論じた。その際、Inoue (2010) が提示した国際結婚あるいは国際結婚移動に関するモデルを紹介し、日韓間の国際結婚に関するデータを用いてそのモデルの検証を行った。その結果、国際結婚移動は上方婚・下方婚の視点からみたとき他の移動にないユニークな一面を有しているが、その基本的な部分は国際間の労働力移動のアナロジーで説明できることがわかった。この知見は、モデルの検証に日韓間のデータを用いたことを考えれば、当然ながら日本を取り巻く国際人口移動の特徴の一つとみなすことができよう。

以下では、こうした労働力移動の要因だけでなく、労働力移動のモデルに盛り込まれていない要因を考察することによって、日本における国際人口移動の今後の見通しについて私見を述べ、むすびに代えることとする。これまで議論してきた移動モデルに盛り込まれていない要因は、政策的、歴史的、社会・文化的要因など、主に定量化しにくいものである。これらは、国際人口移動に対してより強く作用すると考えられる。たとえば、今日、国内人口移動は多くの先進国で政策的に制限されることはないが、国際人口移動については過去から今日に至るまで移民政策、出入国管理政策の影響を強く受けてきた。すなわち、政策的要因は国際人口移動を強く規定するといつてよいのである。

しかし、今後、経済のグローバル化とブロック経済化が進行する中で<sup>8)</sup>、上述したような政策的、歴史的、社会・文化的バリアは小さくなっていくことが見込まれる。その結果、日本を発着地とする国際人口移動は、第II章で述べた、労働力移動の三大要因の変化でかなりの部分が説明できるのではないかと考える。まず距離摩擦要因については、国際航空ネットワークの拡充、LCCの台頭などにより、時間距離や費用距離の低減が予想されるので、移動量を増大させる方向に作用すると考えられる。つづいて人口規模要因については、相手国の人口が増加しても日本の人口は減少していくので、移動量への影響は中立的である。最後の経済格差要因については、とくにアジア諸国との格差の縮小に伴って、これらの国との移動を双方向化させるよう作用することが見込まれる。

8) 経済のグローバル化とブロック経済化は対照的な経済現象ともいえるが、外国とのヒト、モノ、カネ、情報等がより流動しやすくなる点では共通している（流動しやすくなる範囲が前者は全世界であり、後者は地域ブロック内という違いは当然ながらある）。



これまで日本は、その人口規模や経済規模に比して国際人口移動の規模がきわめて小さかったことは間違いない。しかし、上述した経済のグローバル化とブロック経済化、および、国内の労働力人口の急減は、中長期的には、日本を発着地とする国際人口移動の量と方向を日本の人口規模と経済規模に見合った水準に移行させていくものと思われる。

## 参考文献

- 石川義孝 (1988) 『空間的相互作用モデル—その系譜と体系—』 地人書房。
- 伊藤 薫 (2003) 「バブル経済期の男女・年齢別人口移動—1990年国勢調査人口移動集計結果を利用して—」 『地域学研究』 第33巻, 第3号, pp.85-102.
- 嘉本伊都子 (2001) 『国際結婚の誕生—文明国日本への道—』 新曜社。
- 岸本 實 (1978) 『人口移動論—その地理学的研究—』 二宮書店。
- 岸本 實 (1980) 『新訂 人口地理学』 大明堂。
- 国際人口学会編, 日本人口学会誌 (1994) 『人口学用語辞典』 厚生統計協会。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『2011年社会保障・人口問題基本調査 第7回人口移動調査報告書』 国立社会保障・人口問題研究所。
- 人口問題審議会・厚生省人口問題研究所編 (厚生省大臣官房政策課 監修) (1993) 『国際人口移動の実態—日本の場合・世界の場合—』 東洋経済新報社。
- 杉浦芳夫編 (2003) 『地理空間分析 シリーズ人文地理学3』 朝倉書店。
- 竹下修子 (2000) 『国際結婚の社会学』 学文社。
- 竹下修子 (2004) 『国際結婚の諸相』 学文社。
- 田淵隆俊 (1986) 「地域間所得格差と地域間人口移動」 『地域学研究』 第17巻, pp.215-226.
- 山本健兒 (1995) 『国際労働力移動の空間—ドイツに定住する外国人労働者—』 古今書院。
- Blossfeld, H. P. and Timm, A. eds. 2003. *Who married whom? Educational systems as marriage markets in modern societies*. Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- Inoue, T., 2010, Hypergamy and Hypogamy in International Marriage: A Case of Recent Marriage between Japanese and Korean. *The Aoyama Journal of Economics* (青山経済論集), Vol.62, No.3, pp.43-55.
- Rogers, A., 1984, *Migration, Urbanization, and Spatial Population Dynamics*. Boulder and London, Westview Press.
- Todaro, M. P., 1969, A Model of Labor Migration and Urban Unemployment in Less Developed Countries. *The American Economic Review*, Vol.59, No.1, pp.138-148.



# Migration Models and International Marriage Migration

Takashi INOUE

This paper considers international migration in Japan from the viewpoint of migration models. First, we discuss the following three main factors of labor force migration: distance friction factor, population size factor and economic difference factor, and introduce two notable migration models, i.e. gravity model and modified gravity model, which are derived from the above three factors. The gravity model shows that the amount of migration between two areas is proportional to the product of populations of the two areas in inverse proportion to  $n$ -th power of distance between the two areas. Meanwhile, the modified gravity model explains the quantitative difference between main stream and counter stream by the economic difference between the two areas.

Secondly, we introduce an international marriage model developed by the author as one of migration models. The author derived the model from the general principle that women are much likely to hope hypergamy, namely marriage to men of more developed countries, after defining B-G ratio as a ratio of the number of marriages with foreign brides to the number of marriages with foreign grooms. The model consists of the following two hypotheses using the B-G ratio: the B-G ratio of country  $i$  for country  $j$  conforms to the reciprocal of the B-G ratio of country  $j$  for country  $i$ ; the both B-G ratios of country  $i$  for country  $j$  and of country  $j$  for country  $i$  change according the economic difference between the two countries and the ratios become 1.0 when the economic difference completely disappears. The latter hypothesis takes a form that a ratio is explained by the economic difference, and the form is basically the same as that of the modified gravity model.

Thirdly, we examine the model using recent data of international marriage between Japanese and Korean. The results of the examination are summarized as follows: the B-G ratio of Japan for Korea approximates the reciprocal of the B-G ratio of Korea for Japan; the both ratios link to the economic difference between Japan and Korea, i.e., the ratio of the GDP per capita of Japan to that of Korea, with a seven-year time lag. These results suggest that international marriage migration in Japan can largely be explained on the analogy of modified gravity model based on the economic difference, although including unique migration occurring with hypergamy and hypogamy.

特集：第18回厚生政策セミナー

「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

## 国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界

明 石 純 一\*

本稿では、近年さらに活発な様相を呈す人の越境に対する管理という政策課題を取り上げ、その実効性と限界について論じている。多くの国において、政府は、自国への人の流入と定着を国益に適うかたちで制御しようと試みている。しかしその試みは、為政者や政策立案者の期待に沿った成果を必ずしも生み出してはいない。人の越境に関わる様々なステークホルダーの思惑や振る舞いが、政策の目的達成に親和的であるとは限らないほか、自国への「潜在的移民」の規模や属性が、政策の効果を左右するからである。昨今の日本でも、国際人口移動に対する政策的管理の実効性が問われる機会が増えている。一見すると、日本の実績は優れているとはいえない。その政策手段に内在する欠陥や、自国への潜在的移民の規模と属性が、政策の実効性を制約している。ただし、当該政策の意図の曖昧性や多義性がその効果の計測と評価を難しくしている、という点も併せて考慮すべきであろう。

### I はじめに

国家は、外国人の入国と滞在、そして就労を含む様々な活動の許否に関して、独自の基準を定めている。永住資格や国籍を希望するものに対しても、特定の要件を設けている。上記で挙げたような政策判断は、現在のところ受入国側の政府に専ら委ねられており、ボーダーレス化と称される現代にあって、領域主権国家体制が今もなお維持されていることを裏付けている。

受入国政府は、人の越境や移住先でのメンバーシップを制限しているだけではない。政府は、自国にとって「有益」とみなす人間を、その国籍や民族、人種にかかわらず誘致し、厚遇し、社会構成員として組み入れようとすることがある。当該人物のホスト社会での活動が、その国の為政者により想定される国益に資すると考えているからである。

とはいえ、活発化する国際人口移動の恩恵を享受しようとする国家のその試みは、必ずしも常に達成されるわけではない。同様に、望まない人口の流入と定着を規制できるとも限らない。むしろ、一般に「移民政策」と呼ばれるものは、多くの国で日頃からその効果や実績が疑問視され、恒常的に見直しを迫られている。すなわち移民政策には、そのパフォーマンスの存分な発揮を妨げる何らかの制約が課されていると思料できる。

---

\* 筑波大学人文社会系

この制約は何に由来するのだろうか。国家は、人の越境のどのような側面を政策的に管理できるのか、その制御能力はいかに測られるべきか。本稿は、上の問題意識を出発点とし、国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界についての予備的な考察を試みるものである。

移民政策の実効性に向けられた高い関心は、先進諸国を中心に共有されているものだが、日本においても例外ではない。日本は、外国人に対して「閉鎖的」と長年に渡り形容されてきた事例である。少子高齢化を伴う人口減少が、その日本に、海外から人を積極的に招き入れるという選択肢を採用させようとしている。少なくとも、そのような気配が見て取れる。こうした時事性の高さを鑑み、本稿では、近年の日本における政策動向を検討材料として取り上げてみたい。

以下第Ⅱ節では、国際人口移動に対する政策的管理が重要視されている近年の状況を概観する。第Ⅲ節では、上の政策的管理の範囲や対象について述べる。第Ⅳ節では、移民政策の実効性を左右する諸要因を整理する。第Ⅴ節では、ここ数年の間に導入された政策スキームを材料として、日本における政策的管理の実効性と限界について論じる。なお、本稿で論じる政策的管理は、人の越境に作用する数ある政策的アプローチのなかでも（明石2013b）、受入国政府が立案し実施する政策に限定している。

## Ⅱ 国際人口移動に対する政策的管理への関心

国際人口移動に対する政策的管理の重要性は、現在、広く認識されているところである。通常は移民政策と呼ばれる上記の政策・法執行領域は、もとより軽んじられるものではなかったはずであるが、海外からの人口流入圧力を常態的に受けている先進国においては特に、その政策課題としての優先順位がかつてよりも上がっているとの見方ができるかもしれない。

国際人口移動に関する政策研究や政治学関連分野における近年の学術的進展は、以上に述べた事情と呼応している。違う見方をすれば、比較的最近まで、この分野の研究蓄積は乏しいままであったと考えられている（Brochmann 1999, Lahav 2000）。例えば Freeman（2005）は、人の移住を研究する者はその政治的側面を軽視し、政治学者は移住という現象を長らく無視しがちであったと述べる。同氏によれば、こうした状況に多少なりとも変化が現れたのは、「国家の関心事～移民政策の理論化」（Zolberg 1999a）や「移民政策の政治～外在的な視点」（Zolberg 1999b）、「国際移民の政治～いかに国家を呼び戻すことができるのか」（Hollifield 2000）などの研究成果が相次いで示された2000年前後である。ただしここでは、1990年代の前半から中頃にかけて、後述する「乖離仮説」を含め、後年の研究の発展に寄与する議論が進んでいたことも付け加えておきたい（Hollifield 1992, Cornelius et al. 1994, Weiner 1995）。

学術的な営みにも反映されている国際人口移動に対する政策的管理への関心の向上には、いくつかの背景がある。そのひとつには、人の流入圧力が今後とも高い水準で持続するで

あろうという予想が、主要先進諸国において近年確信へと固まってきたことを挙げる事ができる。世界の人口が開発途上国を中心に今も増え続けている一方で、先進国では概して高齢化が進行している。高齢化が進む先進国では、海外出身者の労働力に依存しやすい状況が生まれている。

OECD (2013) の報告書によれば、2001年から2010年における OECD 諸国の人口増加の40%が、海外からの人の移住によるものであった。また、市場調査会社の IPSOS (2011) が2011年に23か国で総計17,601名を対象として実施した世論調査では、回答者全体のおよそ80%が、過去5年間に移民が増えていると答えている。統計上確認できる移民の増加は、ホスト社会の実感を伴っていることがわかる。

移民人口のプレゼンスの拡大が、労働市場や社会保障制度への影響を増幅させるであろうという認識も、人の越境に対する国家の制御能力への関心を高めている理由であろう。受入国は、海外からの移住人口の流入によって、自国では充足できない産業分野や職種での働き手を確保し、さらに税収を伸ばすことさえも見込む。もちろん、その種の公算が外れることは多々ある。移民やその第二世代は、公用語習得、教育到達度、雇用機会といった面でハンディキャップを背負いやすいことはよく知られている (OECD 2012)。増え続ける移住者が自国の労働市場に悪影響を及ぼし、社会保障財政に負荷をかけているのではないかという危惧が広がれば、当該政府の移民政策は批判的に評価され、政治的失点へとつながる。

先述の IPSOS の調査には、移民が自国に及ぼした影響に関する問いも設けられている。全体に占める回答の割合をみると、その影響を肯定的とするものが21%、否定的とするものがその倍以上の45%である。前者の割合が後者のそれと同等か、あるいは凌ぐという結果がみられた先進国は少なく、スウェーデン (37%と37%)、カナダ (39%と35%)、韓国 (27%と20%) に限られている。同調査には、「自国に移民が多すぎる」、「移民による自国の公共サービスへの負荷が大きすぎる」、「移民のために自国で仕事を得ることが難しくなっている」といった状況認識への賛否を問うものも含まれている。いずれも賛成派が反対派の倍近く、あるいは倍以上の回答数を占めており、この結果は、直接的には移民に対する風当たりの強さを、間接的には移民政策に対する不信と不満を物語っている。

アメリカ合衆国とヨーロッパの主要国 (フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、スペイン) において2011年に行われた別の調査によれば、移民は「好機 (opportunity)」よりもむしろ「問題 (problem)」として一般的に考えられている (German Marshall Fund of the United States 2011)。小幅ではあるが、「問題」とした回答の割合は2008年よりも増えている。2011年の割合が2008年と同じ数値を示した唯一の国スペインでも、58%と過半数を超える。もとより移民の流入は、ホスト社会に異なる宗教や言語、生活習慣等を混在させ、ひいては文化的軋轢をもたらす厄介事の種として語られやすい。加えて、治安悪化やテロの脅威にも結び付けられがちである。移民問題の安全保障化が、反移民を掲げる排外主義的なポピュリズム政党を台頭させる土壌を作り出し、ことあるたびに政局の不安定化を招いてきたことは周知の通りであろう。

時局的な性質を有するとはいえ、欧州において、反移民の姿勢を鮮明に示す政治勢力への支持は現在強まっている。例えば2014年5月に実施された欧州議会選挙においては、フランスの国民戦線、オーストリアの自由党、イギリス独立党、デンマーク国民党など、反EUとともに反移民の姿勢を掲げる右翼政党が多く得票を得て、勢力を伸ばしている。移民に対する否定的感情の広がりには、人の越境に対する「管理への探求」を国家に強いるであろう（Castles and Miller 2009）。

本稿の冒頭に述べたように、人の越境の管理は、国家の専権性が極めて色濃く現れる政策事項である。国際人口移動に対する政策的管理への注目の高まりは、にもかかわらず受入国政府が、自国への人の移住はこの先も止みそうにないという不可避性と同時に、この現象を政策の意図に適うかたちで制御することの困難さを強く自覚しているからに他ならない。

このような自覚は、本節で述べてきた移民への拒否感や移民規制の難しさとは若干異なる文脈のなかで、現在の日本にも看取できる。「異なる文脈」としたのは、昨今の日本においてはむしろ、この社会への移住者の流入と定着の抑制よりも、その促進に判定の目を向けるべき状況が局所的ながら現れているためである。本稿の第V節で取り上げるが、近年では、外国人看護師や介護福祉士の受入れ制度の実施（2008年）、第三国定住難民プログラムの始動（2010年）、高度人材ポイント制の導入（2012年）などが挙げられる。2014年に限定すると、在留資格「高度専門職」の新設ほか、技能実習制度の拡大運用や家事労働者受入れのための制度整備などが決定されている。海外から日本へと人を呼び寄せるための政策スキームが拡充されつつある現状は疑いえない。

内閣府が、これまでタブー視されてきた「移民」という言葉を用い、出生率の回復とともに、年間20万人の受入れにより日本の人口減少を一定程度留めることができるとの推計を示したのも、2014年のことであった。現時点において日本政府は、減少する人口を補填するという観点から、永住を前提とする移民を受入れるという決断には踏み切っていない。ただし50年後も人口を1億人規模で維持することを政策目標として掲げ、その方策の一部として、高度に専門的な技術、技能、知識を有する外国人、すなわち「有能」な外国人を招き入れることを公言している。外国人を受入れることの戦略的重要性がかつてよりも明確に意識されている状況を、今日の政府の言動から読み取ることができよう。

上述の政策動向や政府の言論は、移民や外国人労働者の受入れの是非をめぐる議論を広く喚起している。有識者・評論家は様々な賛成・反対意見を各種紙面で表明し、その例には枚挙に暇がない。しかし本稿の問題意識に立ち返るならば、検討すべきは、特定の政策を採用すべきか否の妥当性についてではなく、その是非はともかくとして、採用された政策の実効性についてである。すなわち、国際人口移動に対する政策的管理にはどこに限界があり、いかなる条件であれば実効性をもちうるのか。次節では、上の問いを念頭に置きながら、当該政策の範囲や対象について整理をしておきたい。



### Ⅲ 国際人口移動に対する政策的管理の範囲と対象

国際人口移動に対する政策的管理，特に受入国が講じる移民政策の作用は，外国人の入国および滞在の許否基準や，移住者がホスト社会で享受する法的地位についての規定を通じて顕著に表れる。移民政策の定義にもよるが，その影響は広範囲に及ぶ。

移民政策についての概念的な整理は以前からも取り組まれており（Hammer 1985），若干の蓄積がある。政策の種類や性質に着目すれば，入国管理などに代表される外部管理（external control）と入国後に実施される内部管理（internal control）に分けることができる（Brochmann 1999）。そのそれぞれに，直接的・明示的（direct/explicit）および間接的・黙示的（indirect/implicit）な手法がある。政策を段階論的に捉えれば，政策への要請（input），立案された政策・法制度（output），政策の実施・遂行（implementation），政策の効果（outcome）を異なる概念や変数として扱うことができる（Hollifield 1986, Money 1999, Bjerre et al. 2014）。

移民政策に対するこうした分類学的なアプローチは，当該政策を分析するための共通土台を準備するうえで欠かせない。政策の実効性を主題としている本稿においても，考察に有用と考えられる限りにおいて，国際人口移動を管理する仕組みについて説明を加えている。以下，簡単にまとめておきたい。

現在の国際社会では，受入国の在外公館を通じた入国前の査証発給審査が，ほぼ万国共通で実施されている。入国するために本来必要であるはずの査証が免除される活動の種類や対象国も政策的に判断される。順を追えば，査証審査の後に入国審査があり，入国後には在留審査がある。在留審査では，滞在期間の更新や滞在中の活動内容の変更の可否が決定される。当局による管理は，出国審査や強制退去に至るまで続く。

滞在期間が長引けば，移住者のなかには，ホスト社会でより安定した地位を求めるものも増える。端的に言えば，移住先での永住資格や国籍を取得しようとする。永住資格や国籍を求めるものに対して，受入国政府は，滞在年数，言語能力，生計能力，素行，現国籍離脱等の様々な要件を課す。何をどこまで要求するのかという判断も政策的管理の一部であり，外国出身者の定住過程を中長期的に左右する。

受入国政府は，このように連続するいくつかの局面において，海外からの人の流入と定着を制御しようと試みる。そして同一局面においても，異なる複数の条件を設けている。この条件とは，受入国政府が許容する，あるいは望ましいと判断する移住者を選び取るために定める基準である。この基準を便宜的に抽出するならば，海外からの移住者の国籍，規模，滞在する期間，地域，そして雇用ベースの受入れの場合であれば産業・職種といった政策的管理の対象が想定されよう（明石 2013a）。

一つ目の国籍の管理とは，直接的には受入れる外国人の国籍を，間接的には当該人物の人種や民族的出自などの属性を規定しようとするものである。一般に受入国政府は，送出国との歴史的関係や地理的關係，または外交上の思慮にもとづき，特定の国籍保有者の入



国、滞在、活動を優遇、あるいは冷遇することがある。数例のみを挙げれば、地理的に近接し、言語やエスニック的な共通性を多く持つオーストラリアとニュージーランド、シンガポールとマレーシア、地域統合が進んでいる EU や一部の中米諸国、ロシアと旧ソ連邦を構成していた中央アジア諸国の一部などでは、入国、滞在、就労のために通常は求められる査証の免除措置を含め、国籍別の例外的措置がなされている。

二つ目の規模の管理とは、文字通り、自国における外国籍人口の数を制御しようとするものである。受入国は、対象が移民か非移民かにかかわらず、受入数の上限等を定めることがある。労働市場テストを実施することで、労働需要に応じて受入数を調整することもできる。海外から労働者を受入れる企業・事業主といったスポンサーに対して労働市場テストを義務づけている国は多い。

三つ目の期間の管理とは、自国において外国人が滞在できる年月を規制するものである。上述の規模の管理と同じく、移住者のプレゼンスに影響する。資格の更新や変更、滞在期間の延長や永住資格の付与についての判断基準が、外国人の定着度に作用する。規模を規制しない国でも、期間についての管理は例外なく行われている。

四つ目の地域の管理とは、外国出身者の滞在や活動を認める場所についての規定である。例えば欧米諸国の一部で活用されている季節労働者プログラムは、国籍、規模、期間に加えて、外国人の就労先となる地域があらかじめ限定される。カナダやオーストラリアは、それぞれに「州指名プログラム (Provincial Nominees Program)」と「地域雇用主引き受け移住スキーム (Regional Sponsored Migration Scheme)」により、定められた期間、特定の地域において指定職種にフルタイムで勤めれば、当該移住者に対して永住資格を付与するというインセンティブを提供している。

五つ目の産業・職種の管理とは、外国人が働ける就労分野についての制限である。専門的な知識や技術が求められる相対的に給与水準が高い分野か、逆に、単純作業、低賃金、有期雇用であることを理由に自国労働者が忌避しがちな分野において、外国人の就労は認められやすい。移住者側の希望による雇用主の選択や職業変更の自由度を定めるルールも、この項目に含めてよいだろう。

このように移民政策は、移住希望者がある国に移動し定住へと至る一連の過程に作用する。あるいは、そのような状況には至らせない方向で広範囲かつ長期間に渡り人の越境を規制する。むしろ、海外からの人の移住に対する管理の局面をさらに細分化することもできるだろう。例えば本節では、移民のメンバーシップ管理や社会統合過程に関係する政策領域の大部分を省いている。ただしここであらためて確認したいのは、人の流入と定着を制御する仕組みをホスト国側が幾重に設けたところで、その目的が容易に達成されることはないという実情である。もしくは、ホスト社会のマジョリティを構成する人々からの賛同を得ていない、という移民政策の帰結である。前節で紹介した二つの国際調査の結果は、自国に流入する移民が増えていると感じる人々、そしてそれを問題視する人々が増えているという、ホスト社会が抱くある種の脅威認識の強まりを示すものであった。政策が期待通りの実績を生み出し、肯定的に評価されることはむしろ珍しい。

#### IV 国際人口移動に対する政策的管理の実効性

人の越境を自国に利するかたちで制御しようとする政策はなぜ意図通りの影響力を發揮しえないのか、移民政策の目的と社会的現実の間にはなぜ差異が生じるのか、この問いに応じるために、Corneliusら（1994, 2004）が「乖離仮説（Gap Hypothesis）」を示し、同仮説のもとで複数の事例の考察を試みたのは、今から20年前である。この乖離は、多くの先進国で一般的にみられる「観察事実」に過ぎないという指摘もあるが（小井土 2003）、その点は同仮説の提示者も自認しているところである。

政策の目的と現実の乖離が生じる理由として、Corneliusらが挙げる理由は、政策手段に内在する欠陥である。例としては、一時的滞在を条件として他国から労働力を受入れたゲストワーカープログラムが、定住を妨げる強制力を十分に持ち得なかったという欧州の戦後の経験に言及されている。また、不法就労者を雇用した使用者への処罰が期待通りの抑制効果を生まなかったこと、国境管理の厳格化がすでに国内に滞在している外国人の超過滞在を助長したことなどにも触れられている。

別の理由としては、ホスト社会における労働需要の存在が指摘されている。職務上の専門性が高くはなく、ゆえに賃金も低水準に留まっている特定の産業や職種では、一定の労働需要が恒常的に発生している。一方、多くの先進国に顕著にみられる出生率の低下と高齢化による年齢構成の変化、そして失業者への手厚い社会保障は、こうした分野への国内労働者の参入を抑制している。結果として移住労働者への依存は高まり、その依存状態は維持される。

「乖離仮説」の説明は、政策形成の過程にも及んでいる。例えば、ホスト社会の様々な利益集団が政府に圧力をかけ、移民政策の方向性を民意に反して左右することはおおいにある（Freeman 1995）。また、いったん政策が策定されても、自国の行政機関の裁量や司法機関の介入、また、国際機関や市民社会組織の働きかけにより、立案者の当初のねらいに沿わない状況が事後的に生まれる場合もある。人の越境に関わる様々なステークホルダーの思惑や関与が、受入国の政策の目的達成に親和的に作用するとは限らない。

先に述べた「政策手段に内在する欠陥」の範疇に属する要因ともいえるが、受入国政府がその裁量を相対的に発揮しにくい移民政策の対象というものがある。該当するのは家族ベースの移民である。主に先進国社会において、配偶者や実子の呼び寄せを過度に厳しく制限することはできない。人道ベースの難民に対しても、家族ベースの移民と同じく、国家の裁量は制約されやすい。難民条約を中核とする国際的な難民保護レジームに参加しているという事実は、西側先進諸国に一定数の難民の受入れを不可避としている。

確かに難民の受入国は、庇護申請に対する審査を厳格化することができるし、現にそのように振舞うことがある。それは他方で、人道や人権を基本的価値として掲げ推奨する「国際社会」から道徳的非難を招くリスクを高め、国家の自律性を制限しうる。人の国際移動の管理をめぐる国際制度と国家主権のこうしたせめぎあいは、Sassen（1996）ほか

移民に関する多数の研究のなかで扱われてきた論点としてよく知られている。なお、雇用ベースの移民や短期的な滞在を前提とする外国人労働者に対してであれば、受入国政府は大きな裁量を発揮できる。しかしこれも先に述べたように、政策の効果があらかじめ保障されているわけではない。

以上は概ね、国境の内側において移民政策の実効性を損なう内在的な要因である。厳密には切り分けて考えることは難しいが、他方で、政策の内身の如何によらず存在し、政策の実効性に作用している外在的な要因もあるだろう。

前述の「乖離仮説」のなかでも言及されているが (Cornelius et al. 2004)、移民が構築する越境的なエスニックネットワークは、外在的な要因のひとつとして数えられる。国境を越える人的な紐帯は、受入国が定める入国・滞在基準を満たさない外国人にとっても、移住の機会を広げる。また、移民産業の発展と人の越境の活発化には見逃せない関係がある (Gammeltoft-Hansen and Sørensen 2013)。今日ではより多くの人材派遣業者が、越境手段というサービスを提供するビジネスに従事していると考えられており、こうした現象も、政策に対する「錯乱要因」のひとつであろう (梶田 2005)。

上に例示した要因の多くが想起させるのは、巨大な人口移動圧力の存在である。調査会社のギャラップは、2007年から2010年の間に、148か国において約35万人の成人を対象に調査を実施した。その報告書『世界の潜在的移民 (*The World's Potential Migrants*)』によれば、世界における移住希望者は、国連が推計する現在の移民総数の3倍近くに上るといふ (Esipova et al. 2011a, 2011b)。チャンスさえあれば他国に移り住みたいという願望を持つ人間は少なくない。

なお「乖離仮説」では、政策の意図に反して移住者の数が増えるという一般的傾向に主眼が置かれており、それと対称的な状況は想定されていない。すなわち、政策の意図に反して移住者の数が増えない、という事態である。上述の報告書の題目に用いられている「潜在的移民」という概念は、受入国が歓迎しない外国人の流入と定着を抑制することの難しさに加えて、受入国が歓迎する外国人を海外から招き入れることの難しさを考えるうえでも、多分に示唆に富むと考えられる。極めて常識的な見方を確認しているに過ぎないが、ある国への移住を希望する人口規模が大きく、その人口の属性が当該国の望む外国人の条件に合致している場合、政府の期待に応じた人物の誘致は容易い。こうした供給源の有無と大小は、政策の実効性にとって重要な与件のひとつである。

とはいえ、自国にベクトルが向く潜在的移民の規模や属性がどのように決まるのかを正確に割り出すことはできそうもない。地理的・言語的条件や歴史的関係、雇用機会や所得水準の違いなどが、ある国から別の国への移住動機に作用している。景気動向を含む経済社会情勢の変化は、より短期的な影響をもたらすであろう。例えば、2008年のリーマンショックとそれ以降に続いた世界的経済危機は、当然ながら国際人口移動のパターンに変化をもたらした。そしてその影響が国や地域ごとに異なるかたちで現れたという事実は (明石 2011)、人の越境圧力を一様には捉えきれないことを示している。国際人口移動という現象を説明するグランドセオリーが打ち立てられていないことは (Massey 1998)、その試

みが今も重ねられていることから、うかがい知ることができる (Brettell and Hollifield 2008, Kim and Cohen 2010).

政策それ自体の基本的な方向性が、自国への人口移動圧力を促進あるいは抑制しうる点にも触れておきたい。もとより、入国前や入国時での永住権取得を制度的に可能としている移民国は、国の成り立ちや国是からしても、国境が「開放」されているイメージが抱かれやすい。移民国への移住希望者が恒常的に多いことは事実であり、例えばアメリカでは、特定の就労査証を得ようとする申請数が、受付開始からわずか数日のあいだに年間発行数の上限に達することが通常化している。

片や非移民国は、入国前や入国時はもちろん、入国後においても永住資格や国籍の付与を保証しない。そのために非移民国は、あくまでも一般論として述べれば、優先的な移住先候補としては選ばれにくく、同様の理由で、「優秀」な移住希望者にも選ばれにくい。むしろここでいう「移民国」と「非移民国」という区分は、あくまでも相対的な形式分類に過ぎない。移民国への移住者にも「非移民」が多くいる一方で、非移民国にも、社会的実態としては多くの「移民」が暮らしている。とはいえ後者では、キャリア形成、資産保持、社会保障・福祉の受給条件といった面で移住者が感じるリスクは大きい。このリスクの程度が、ある国への人の越境圧力に影響を及ぼし、ひいてはその国の移民政策の実効性を担保する、もしくは損なわせることは大いに考えられるだろう。

前節で述べたように、受入国政府は、様々な規制や基準を設けることにより、自国の経済と社会に利するかたちで人の流入と定着を管理しようと試行錯誤を重ねている。しかしその試みの成否は、自国への潜在的移民の規模や属性ほか、多岐に渡る要因に依拠している。そしてこの諸要因の存在は、同時に、人の越境に対する国家の制御能力を計測、評価することを困難な作業にしている。次節では、上の困難さを考慮しながら、近年の日本において導入された政策スキームを複数取り上げ、考察を加えてみたい。

## V 日本の事例

人の越境を管理しようとする政策の実効性が意識されている現状は、本稿の第Ⅱ節において論じたところである。この状況は、日本でも同様にみられる。日本は、総人口に占める外国籍住民の割合が他の先進国と比して突出して低い国であるとはいえ、現在その数は四半世紀前の倍、すなわち200万人台に届いている。

前節で扱った「乖離仮説」は、日本の事例も分析対象とし、同事例にも大きな乖離があると述べている (Tsuda and Cornelius 2004)。ただしその考証は、日本における外国人の受入れの制度概要と課題についての叙述に留まっており、分析上の限界を有している。むしろ同研究において興味深いのは、一般論として、政策の「意図せざる結果」といわれる状況のなかには実は「さほど意図から外れたものではなかった (not so unintended)」場合がありうる、という可能性に言及している点である。日本の事例に指摘されている政策の目的と現実の乖離は、政策アクター間の妥協による政策アイデアの折衷が生み出した



産物でもあり（明石 2010a），後者の解釈がより当てはまると思われる。

あらためて確認するならば，日本においても，自国への人の移動に対する政策的管理の実効性は重要視されている。さらに第Ⅱ節に述べた通り，「移住者の流入と定着の抑制よりも，その促進に判定の目を向けるべき状況」のなかで，政策の実績が問われ始めているという点に留意したい。実際にも，高齢化を伴う人口減少への懸念の高まりを反映してか，昨今，移民や外国人労働者受入れの是非についての政策論議が活発化し，目新しい政策展開も観察される。本稿の冒頭に触れたように，経済連携協定（Economic Partnership Agreement，以下 EPA）にもとづく看護師・介護福祉士の受入れ制度の実施，第三国定住難民プログラムの始動，高度人材ポイント制の導入，また，技能実習制度の拡大運用や家事労働者の受入れ方針の決定などであり，以下，本節でも横断的に取り上げていく。

日本は，EPA にもとづき，2008年以降はインドネシア，翌年からはフィリピン，2014年からはベトナムより，看護師および介護福祉士の候補生を受入れている。2010年から始まった第三国定住難民の受入れは，当初は3年間のパイロットケースとして実施されたが，その後5年間に延長され，2014年3月の閣議決定により恒常的に実施することが決まった。高度人材ポイント制は，2012年に導入されている。このポイント制において滞在が認められた外国人は，一定の条件のもとで親や家事使用人の帯同が認められるほか，永住資格の取得に要する日本での在留期間が5年に短縮されるなどの優遇措置を享受できる。なお2014年6月には改正入管法が成立し，「高度専門職」という在留資格の新設が決まった。取得3年後には期限なく滞在が認められる資格である。

同じく2014年，日本政府は，技能実習制度の拡大運用により，受入れる実習生の業種を広げ，かつ就労期間を延ばす方針を示した。「国家戦略特区」を利用し外国人家事労働者を受入れる構想も，同年に発表している。内閣府が，出生率の回復とともに年間20万人の移民の受入れにより日本の人口減少を一定程度留めることができるとの推計を示したのも2014年のことであった。日本の為政者や政策立案者がタブー視してきた「移民」という用語が使われたこともあり，報道各紙が大きく取り上げたことは記憶に新しい。

外国から日本社会へと人を呼び入れるルートが，局所的であるとはいえ開拓，拡充，あるいは新たに構想されている現状がある。以上に言及した政策スキームを，第Ⅲ節で述べた国際人口移動に対する政策的管理の項目に準じて整理しているのが，表1である。個々のスキームに備わる管理機能と言い換えてもよいだろう（明石 2013a）。表中の○，△，×の印は，受入国の管理当局が，それぞれのスキームにより政策対象者に課そうとする規制の程度を示している。同表には，2014年7月時点では詳細な運用ルールが明らかではないものや，構想レベルでの「移民の受入れ」も記載しており，それらの規制の程度については解釈が分かれるだろう。以下では，この表に沿って若干の補足説明を加えながら，日本の事例における政策の実効性について考察してみたい。

表の①にある，看護師・介護福祉士の候補生の受入れについては，EPA を締結した政府間の協定のなかで，就労先の産業・職種が規定されている。年間の受入れ上限と滞在年限も設けられている。ただし期間内に国家試験に合格し資格を取得すれば，引き続き就労

表1 国際人口移動に関する政策スキームと管理対象項目

	政策スキームの名称	国籍	規模	期間	産業・職種	地域
①	EPA にもとづく看護師・介護福祉士受入れ制度	○	○	△ <sup>(注1)</sup>	○	△
②	第三国定住難民プログラム	○	○	×	△	△
③	高度人材ポイント制／新規在留資格「高度専門職」	×	×	△ <sup>(注2)</sup>	△	×
④	技能実習制度	△	△ <sup>(注3)</sup>	○	○	△
⑤	「国家戦略特区」による家事労働者受入れ制度	○ <sup>(注4)</sup>	×	○	○	○ <sup>(注6)</sup>
⑥	移民の受入れ	×	△ <sup>(注7)</sup>	×	×	×

(注1) 試験合格後は継続的に就労可能

(注2) 条件はあるが「高度専門職」は取得3年後に無期限で在留可能

(注3) 既存の制度では事業所ごとの上限のみが定められ、全体数に制限はない

(注4) 東南アジア諸国が中心となる見通し

(注5) 上限は示されておらず市場で調整される

(注6) 当初は地域を限定した試験的な試みであるが、のちに全国展開される可能性がある

(注7) 移民の年間受入数には上限を設けることはできる

も認められるというのが、この制度の特徴である。

受入れ数は、この制度の運用が始まった2008年以降の5年間において、両職種合わせて2,000人に満たない。受からなければ帰国を余儀なくされる国家試験の合格者は、2014年度の試験までを含め400人に届いてない。日本側のハードルが高すぎるという批判を送出国政府から招いているような規模感でしかない。外交的配慮から当初定められていた滞在期間が延長されたほか、試験問題の形式等について優遇措置がはかられたことは周知の通りである。同じく知られていることであるが、外国人看護師や介護福祉士の受入れは、EPA 交渉に用いられた経済外交上のバスターであり、同分野における人手不足の解消策として始まったわけではない。ゆえにその政策実績への評価は立場によって異なるであろうが、海外からの人材の誘致という観点からは失策という評を免れていない。

表の②にある第三国定住難民プログラムでは、受入国による事前スクリーニングの実施が前提とされている。つまり政府は、民族的出自を含む様々な属性を政策的に判断したうえで、受入れる難民を選別する。年間30名の上限が設けられているが、「定住」の名が示すように、日本に滞在できる期間は無制限である。このプログラムは、運用上、受入れた難民を特定の地域の特定の就労分野に誘導することを可能としている。ただし、難民を当初の受入先に留め置く規制はなく、そのためのインセンティブを難民側に提供しているわけではない。第三国定住難民には、国内移動はもちろんのこと、職業選択の自由もある。日本政府は、第三国定住難民の受入れを通じて国際的な難民保護体制への関与を強めたという点で国際社会から肯定的な評価を受けたが、十分な実績が伴っているとはいえない。



来日する難民が皆無であった年があることに加え、受入れ上限の年間30人という数も、現在までのところ満たすことがない。

受入数が伸びないという点では、第三国定住難民の受入れと同年の5月に始まった、表の③にある「高度人材ポイント制」も同様である。第三国定住難民とは対照的に、国籍上の制限や受入れ人数の上限はない。学術研究、専門・技術、経営・管理に関係する職種が対象となるが、居住地域の限定はない。滞在期間は定まっているが、期間更新が認められ、在留資格「永住者」を取得するための要件でも優遇されている。新しく導入されたこの制度の効果は芳しいものとはいえず、高度人材の誘致に成功しているとはいえない。最初の1年で2,000人の受入れが政府により見込まれていたが（法務省 2011）、4分の1程度にしか届かなかった。上に述べた三つの政策スキームは、総じて、優れた成果を残しているとはいいがたい。看護・介護福祉士、第三国定住難民については、決して高くはない上限に達することなく、高度人材については当初の見込み数に届かない。どのような阻害要因をそこに見出せるだろうか。

内在的な要因としては、前節に述べた「政策手段に内在する欠陥」が挙げられるだろう。EPAにもとづく看護師・介護福祉士の受入れについては、その受益者のひとつでもある医療機関が、負担の大きさから、候補生を受入れる動機を高い水準で保っていないという事情がある。第三国定住難民プログラムについていえば、自治体への補助金といった財政面を含む支援の乏しさが、地域社会の協力的な参加を躊躇させている側面が否めない。高度人材ポイント制に関しては、その受入れ実績の低さの背景として、必ずしも政策目的とは合致しない日本企業の意識やニーズがあると考えられる（明石 2010b）。意識やニーズといった側面に着目すれば、第三国定住難民プログラムを実質的に担う自治体についても同じことがいえる。難民に限らず、海外からの移住者を永住ベースで受入れたいと積極的に表明する自治体を日本のなかで探し当てることは容易ではない（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2013）。

外在的な要因は、端的に言えば、日本への潜在的移民の規模である。自国の言語が世界的に普及しているとはいえず、既存の移民コミュニティのプレゼンスが大きいわけでもなく、永住の権利が制度的に保障されているわけではない非移民国の日本は、優先的な移住候補先としては選ばれにくい。

招き入れたい人材を誘致することの難しさは、日本の場合、労働市場の特性に帰すところも大きい。外部労働市場に比して内部労働市場が発達している日本では、労働市場の国際化が進みにくい。別の角度から述べれば、日本への移住者の多くは、終身雇用や年功序列に代表される日本の雇用制度や人事慣習のメリットを享受できない立場にある。日本が認定する高度人材が「普遍的」な意味でグローバルに競争力を持つ人材であればあるほど、その人物にとっては、居住し働く国の選択肢は数多あるのであり、就労先としての日本の魅力は減じるのである。こうした雇用・人事制度上の問題に加えて、日本における子供の教育環境や年金制度などが、高度人材の定住を抑制する要因として指摘される（大石 2014）。

いずれにしても、本節で取り上げた外国人看護師・介護福祉士受入れのための枠組み、

第三国定住難民プログラム、外国人高度人材ポイント制は、日本の労働市場や人口構造に実質的な影響を与えてはいない。ここで目を向けたいのは、外国人の定住を一定の条件下で認めるといふ、上の政策スキームに共通する制度的な特性である。仮説的に述べれば、外国人の定住化を阻まないかたちでの受入れは、自ずと、受入れた外国出身者に対する政府の裁量の範囲を長期的に狭めていく。それゆえに上に述べた政策スキームは、受入れ規模を容易に増やさない仕組みとしてのみ導入されることが可能であった、という解釈も後付けながら成立するであろう。とはいえそのような観点から昨今の日本の政策の実効性を理解しようとするならば、高い評価を得ようもない日本の受入れ実績は実際のところ政策の意図に反した結果なのか否かという問いに、断定的な回答を示すことができなくなる。日本の事例ならずとも、政策の意図が明確ではないとき、もしくは一枚岩ではないとき、政策の実績というものを簡単に評価することはできない (Guiraudon and Joppke 2001, Cornelius et al. 2004)。

上に述べたところの「制度的な特性」や「裁量の範囲」という面で対比させるならば、表の④にある技能実習制度は、国籍、規模、期間、地域、産業・職種のすべての項目を制御対象としている。「技能実習生」を代名詞とするいわゆる「単純労働者」に対して、政策的管理の及ぶ範囲は広く、統制力も強い。政府が2014年6月にその方針を示した、表の⑤にある国家戦略特区での外国人家事労働者の受入れの場合も同様である。今現在示されている条件によれば、単身のみ受入れが認められ、定住は禁じられる。

ここであらためて外在的要因の目を向ければ、前節で触れたギャラップの調査『世界の潜在的移民』は、日本への潜在的移民の規模を1,700万人と推計し、その属性として「若い」そして「教育水準が低い」ことを挙げている (Esipova et al. 2011a)。その規模と属性については別に精査する必要はあるものの、少なくとも同調査にもとづけば、多くの来日希望者の属性は「単純労働者」のイメージに合致している。良かれ悪しかれ、アベノミクス下で進められている今日の外国人労働者の受入れ拡大路線には沿っている。上の論点を敷衍するならば、表の⑥にある移民の受入れについては、今後とも論争が続くとしても、近い将来に積極派が優位に立つ可能性は低い。高齢化を伴う人口減少への危惧よりも、将来的には管理が及ばなくなる移民人口のプレゼンスが増えることへの躊躇が、今のところ勝っているからである。

本節では、比較的最近の動向に限り、外国人の受入れに関して日本政府が講じている政策スキームとその成果について述べてきた。日本の事例からは、一見、国際人口移動に対する政策的管理の実効性よりもむしろ限界が多く看取できる。ただし先述の通り、他国からの人の流入と定着を制御しようとする政策の意図の曖昧性や多義性は、当該政策の効果をいかに計測し判定すべきなのかという難問をほぼ必然的に惹起させる。つまり、政策への一般的評価を額面通りには受け取れない局面が少なからず生じるということを考慮しなければならない。

別のかたちで公平さを期せば、すべての面で政策の効果が生じなかったわけではない。ひとつの政策対象を例示するならば、30万人規模に増えた1993年をピークとする外国人の

不法滞在者の数が、政府の公式発表によれば、2014年1月時点で6万人を切るまでに減っている（法務省 2014）。この減少は政策が意図した帰結に他ならない。20年にも渡り不法滞在者数が一貫して減り続けている日本では、結果として、それに起因する社会不安が軽減されている可能性もなくはない。外国人が「不法滞在者」とラベリングされやすい状況を免れているように思える。一方で、外国人への監視や管理が強まっていることに対する強い懸念が、有識者や市民社会組織から多く示されていることも事実である（鈴木 2013）。これは、政策の実績に対する評価が両義的になされうること示す一例でもある。

## VI 小括

国境を越える人の移動がいつそう拡大、加速化することが見込まれる今後も、国家は、その現象に対して一定の強制力を発揮する中心的な存在であり続けるであろう。受入国政府が有する裁量は決して小さくない。第Ⅲ節で整理したように、政府は、多種多様な規制をもって、目的的かつ選別的に、人の越境のベクトルや規模、そしてその定住の形態を律しようとして試みている。ただし、とある国の政府が、特定の属性を有する人物の受入れを国益上の観点から是と判断することと、その方針に準じて政策が立案そして遂行されること、さらにはその当初の意図が実現することは、別の次元に属する事柄である。

国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界は、どのように規定されるのであろうか。第Ⅳ節で述べたように、様々な要因が、移民政策の効果を不確実なものとしている。例えば、人の越境に関わるステークホルダーにとって、諸外国から人を招き入れるための政策・法制度が活用に十分に値するものでなければ、政府の目的は達成されにくい。そのステークホルダーとは、移住者本人、移住を促進する人材派遣業者、スポンサーでもある企業・事業主、そして自治体を含め多岐に渡るが、それらがおのおのの判断で合理的に振舞う結果、政策の実効性が損なわれもする。

上述の「移住者本人」に関係するが、自国への人口移動圧力は、政策の意図が実現するかどうかにとって無視できない外在的な要因である。第Ⅴ節で取り上げた日本の事例からも、この点は明らかであろう。潜在的移民の規模と属性は、受入国政府がそれらを読み違えることも含めて、政策の実績を左右する。

ただしその実績の評価の仕方については、本論でも述べたとおり、なおも難題が残る。例えば日本政府は、特定の外国人の定住を可能とする政策スキームを導入しながらも、その制度を活用しようとする移住者を含む当事者に対して容易に満たしえない条件を課している。海外から人を呼び入れるために門戸を開きながら、幾重にもハードルを設けるのであれば、受入数が増加しないことに不思議さはなかろう。実施されたとしても社会的影響が限定的であるからこそ、立案が現実的に可能であったというべきかもしれない。このような経緯は、当該政策に対する一義的な評定を難しくさせる。

国境を越える人の移動がこの先さらに活発化し、そのパターンを複雑化させていくことは十分に予見できる。他方で、人の越境を制御しようとする政策の実効性については、そ

の効果の計測の仕方も含め、理論研究と実証分析の両面から体系的に検証する余地が大いに残されている。したがって今後は、詳細な事例分析と複数の事例間の比較考察を積み上げることにより、国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界についての理解を深めていくことが、いっそう求められるであろう。本稿の論考は、そのための論点整理に過ぎない。筆者もまた、上の要請に回答していくことを、この先の課題として据えておきたい。

## 参考文献

- 明石純一 (2010a) 『入国管理政策——「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版, pp. 281-283.
- 明石純一 (2010b) 「外国人『高度人材』の誘致をめぐる期待と現実——日本の事例分析」五十嵐泰正編『労働再審2 越境する労働と<移民>』大月書店, pp.62-67.
- 明石純一編 (2011) 『移住労働者と世界的経済危機』明石書店, pp.14-16.
- 明石純一 (2013a) 「現代日本における入国管理政策の課題と展望」吉原和男編『現代における人の国際移動——アジアの中の日本』慶應義塾大学出版会, pp.72-78.
- 明石純一 (2013b) 「国際労働力移動をめぐるガバナンスの一考察——インド・ケララ州の事例を通して」『移民政策研究』, pp.51-53.
- 大石奈々 (2014) 「高度人材はなぜ来ないか」『別冊 還』20, 藤原書店, pp.128-129.
- 梶田孝道 (2005) 「人の移動と国家の制御——出入国管理からネーションフッドの再定義へ」梶田孝道, 丹野清人, 樋口直人『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会, pp.31-33.
- 小井土彰宏 (2003) 「移民受け入れ国の政策比較——重層的管理構造の形成の傾向と多様性」小井土彰宏編『移民政策の国際比較』(講座 グローバル化する日本と移民問題 第I期 第3巻), 明石書店, p.361.
- 鈴木江理子 (2013) 「新たな在留管理制度に内在する暴力——日本社会に蔓延する無自覚な外国人差別」小林真生編『レイシズムと外国人嫌悪』明石書店.
- 法務省 (2011) 「法務大臣臨時記者会見の概要」法務省ウェブサイト  
[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00240.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00240.html) (2014年6月30日最終アクセス)
- 法務省 (2014) 「本邦における不法残留者数について (平成26年1月1日現在)」法務省ウェブサイト  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00041.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00041.html) (2014年6月30日最終アクセス)
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2013) 『基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査』, pp.23-28.
- Bjerre, Liv et al. (2014) "Conceptualizing and Measuring Immigration Policies: A Comparative Perspective," *International Migration Review*, (first published online: 22 May, 2014), pp.6-7.
- Brettell, Caroline B. and Hollifield, James F. (2008) "International Migration: Talking Across Disciplines," Brettell, Caroline B. and Hollifield, James F. eds., *International Migration: Talking Across Disciplines*, Routledge, pp.2-3.
- Brochmann, Grete (1999) "The Mechanisms of Control," Brochmann, Grete and Hammer, Tomas eds., *Mechanisms of Immigration Control: A Comparative Analysis of European Regulation Policies*, Berg, pp.7-8.
- Castles, Stephen and Miller, Mark J. (2009) *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World, Fourth Edition*, Palgrave Macmillan, p.181.
- Cornelius, Wayne A. et al., eds. (1994) *Controlling Migration: A Global Perspective*, Stanford University Press.
- Cornelius, Wayne A. et al., eds. (2004) *Controlling Migration: A Global Perspective, Second Edition*, Stanford University Press, p.6., 10.
- Esipova, Neli et al. (2011a) *The World's Potential Migrants: Who They are, Where They Want to Go, and Why It Matters*, Gallup, p.3, 6.



- Esipova, Neli et al. (2011b) *Gallup World Poll: The Many Faces of Global Migration*, IOM Migration Research Series No. 43, pp.20-21.
- Freeman, Gary P. (1995) "Modes of Immigration Politics in Liberal Democratic States," *International Migration Review*, 23 (3).
- Freeman, Gary P. (2005) "Political Science and Comparative Immigration Politics," Bommers, Michael and Morawska, Ewa eds., *International Migration Research*, Ashgate, p.111.
- Gammeltoft-Hansen, Tomas and Sørensen, Ninna Nyberg eds. (2013) *The Migration Industry and the Commercialization of International Migration*, Routledge.
- German Marshall Fund of the United States (2011) *Transatlantic Trends: Immigration*.
- Guiraudon, Virginie and Joppke, Christian (2001) "Controlling a New Migration World," Guiraudon, Virginie and Joppke, Christian eds., *Controlling a New Migration World*, Routledge, p. 11.
- Hammer, Tomas (1985) "Immigration Regulation and Aliens Control," Hammer, Tomas ed., *European Immigration Policy: A Comparative Study*, Cambridge University Press.
- Hollifield, James F. (1986) "Immigration Policy in France and Germany: Outputs Versus Outcomes," *Annals of the American Academy of Political and Social Science* 485, pp. 114-115.
- Hollifield, James F. (1992) *Immigrants, Markets, and States: The Political Economy of Postwar Europe*, Harvard University Press.
- Hollifield, James F. (2000) "The Politics of International Migration: How Can We 'Bring the State Back In?'," Brettell, Caroline B. and Hollifield, James F. eds., *International Migration: Talking Across Disciplines*, Routledge.
- IPSOS (2011) *Global Views on Immigration*.  
[http://www.ipsos.fr/sites/default/files/attachments/globaladvisor\\_immigration.pdf](http://www.ipsos.fr/sites/default/files/attachments/globaladvisor_immigration.pdf)  
 (2014年6月30日最終アクセス)
- Kim, Keuntae and Cohen, Joel E. (2010) "Determinants of International Migration Flows to and from Industrialized Countries: A Panel Data Approach Beyond Gravity," *International Migration Review*, 44 (4).
- Lahav, Gallya (2000) "The Rise of Nonstate Actors in Migration Regulation in the United State and Europe: Changing the Gatekeepers or Bringing Back the State," Foner, Nancy et al. eds., *Immigration Research for a New Century*, Russell Sage Foundation, pp.217-218.
- Massey, Douglas S. (1998) "Contemporary Theories of International Migration," Massey, Douglas, S. et al. eds., *Worlds in Motion: Understanding International Migration at the End of the Millennium*, Oxford University Press, p. 17.
- Money, Jeannette (1999) *Fences and Neighbors: The Political Geography of Immigration Control*, Cornell University Press.
- OECD (2012) *Settling in: OECD Indicators of Immigrant Integration*.
- OECD (2013) *International Migration Outlook 2013*, p.36.
- Sassen, Saskia (1996) *Losing Control?: Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press.
- Tsuda, Takeyuki and Cornelius, Wayne A. (2004) "Japan: Government Policy, Immigrant Reality," Cornelius, Wayne A. et al. eds., *Controlling Migration: A Global Perspective, Second Edition*, Stanford University Press, p. 462.
- Weiner, Myron (1995) *The Global Migration Crisis: Challenge to States and to Human Rights*, Harper Collins.
- Zolberg, Aristide (1999a) "Matters of State: Theorizing Immigration Policy," Hirschman, Charles et al. eds., *The Handbook of International Migration: The American Experience*, Russell Sage Foundation.
- Zolberg, Aristide (1999b) "The Politics of Immigration Policy: An Externalist Perspective," *American Behavioral Scientist*, 42 (9).

## Policy Control over International Population Movements: Its Effectiveness and Limitations

Jun-ichi AKASHI

The sovereign state is a major player even in times of growing cross-border migration. With its exclusive and coercive power, the state seeks an effective immigration policy as a means to bring in migrants beneficial to the host society and to stem the inflows of those who are unwanted. Immigration policy directly shapes the directions and scales of international population movements. It also influences and motivates people who are willing to transcend national boundaries and live outside their countries of origin.

However, the state's attempt to control immigration often fails to yield the intended outcomes. Today, the citizens of major receiving societies are rarely content with the social consequences of the immigration policy formulated and implemented by their governments. Anti-immigration groups have increasingly gained popular support. The growing public resentment against immigrants is evident and commonly seen in developed countries, particularly in Europe. Thus, immigration policy is frequently under pressure to reform.

This essay examines the factors that influence the effectiveness and ineffectiveness of immigration policy. In other words, it investigates the conditions for immigration policy to function as intended by the policy makers. The essay deals conceptually with immigration policy performance and then discusses the issue in a more or less experimental manner, focusing on the case of Japan.

Japan has been long described as a "zero-immigration country" with the proof that the country's foreign residents accounts for below two per cent of the total population. Notably, Japan, whose population size is rapidly shrinking, has recently implemented several policy initiatives, including the EPA scheme for foreign nurses and care-givers, third-country refugees program, and points system for foreign talents. However, these initiatives have reportedly fallen far short of expectations in terms of their effectiveness. The low performance of Japan's immigration policy can be partially attributed to the deficiencies embedded in its own policy frameworks and to the insufficient scale of potential migrants interested in moving to Japan.

The determinants of immigration policy effectiveness tend to vary across nations. For this reason, scholars need to establish a systematic analytical methodology with a view to explore the mechanism of how immigration policy fails to achieve its objectives despite the monopolistic power exerted by the state over immigration. Therefore, the pursuit of effective immigration policy with a clearer understanding of its limitations is, and will continue to be, a key issue in the face of the expected expansion of cross-border migration.



---

## 資 料

---

### 日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)<sup>1</sup>

— 2010(平成22)年～2035(平成47)年 —

2014(平成26)年4月推計

鈴木 透・小山泰代・菅 桂太・山内昌和・  
小池司朗・貴志匡博・鎌田健司・西岡八郎<sup>2</sup>

#### はじめに

国立社会保障・人口問題研究所では、これまで1966(昭和41)年、1971(昭和46)年、1995(平成7)年、2000(平成12)年、2005(平成17)年、2009(平成21)年の6回にわたって都道府県別世帯数の将来推計を公表しており、今回は2009(平成21)年12月に発表された『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2009年12月推計)』<sup>3</sup>(以下、「前回推計」)に続く7回目の公表となる。特に1995年以降は家族類型別に推計を行っており、家族類型別世帯数の将来推計としては今回で5回目となる。なお、本推計による都道府県別の世帯数の合計は、2013(平成25)年1月に発表された『日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013年1月推計)』<sup>4</sup>(以下、「全国推計」)に合致する。また、本推計で必要となる将来の都道府県別人口には『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』<sup>5</sup>(以下、「地域人口の将来推計」)の結果を用いた(図1)。

---

<sup>1</sup> 本稿は、2014(平成26)年4月11日公表資料(概要)に基づく。なお、紙幅の都合で一部を割愛した。資料(概要)全体は本研究所のWebサイト(<http://www.ipss.go.jp>)を参照されたい。

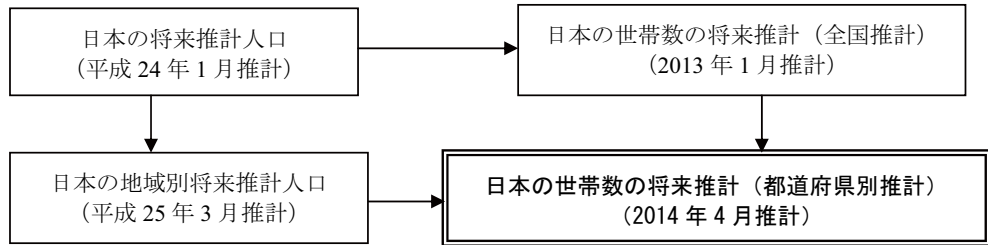
<sup>2</sup> 早稲田大学人間総合研究センター

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所、『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)－2005(平成17)年～2030(平成42)年－(2009(平成21)年12月推計)』, 研究資料第323号, 2010年2月

<sup>4</sup> 国立社会保障・人口問題研究所、『日本の世帯数の将来推計(全国推計)－2010(平成22)年～2035(平成47)年－(2013(平成25)年1月推計)』, 研究資料第329号, 2013年2月

<sup>5</sup> 国立社会保障・人口問題研究所、『日本の地域別将来推計人口－平成22(2010)～52(2040)年－平成25年3月推計』, 研究資料第333号, 2013年12月

図1 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計  
(平成22年国勢調査を基準とするもの)



## I 推計の枠組み

### 1. 推計期間

推計期間は2010(平成22)年～2035(平成47)年の25年間である。推計は5年ごとに行った。

### 2. 推計方法

推計には世帯主率法を用いた。世帯主率法は、世帯数が世帯主数に等しいことを利用して、人口に世帯主率(人口に占める世帯主数の割合)を乗じることによって世帯主数、すなわち世帯数を求める手法である。

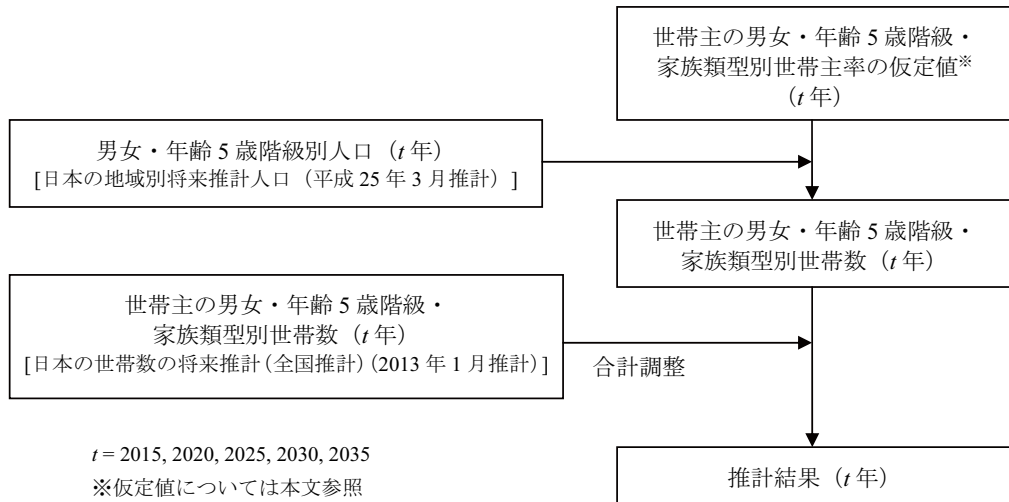
$$\text{世帯数} = \text{世帯主数} = \text{人口} \times \text{人口に占める世帯主数の割合}$$

すなわち、将来の人口と将来の世帯主率を掛け合わせれば、将来の世帯数が得られることになる。将来の世帯数を得るために必要な将来の人口と世帯主率のうち、人口はすでに公表されている「地域人口の将来推計」を利用することとし、本推計では将来の世帯主率について仮定値を設定する。将来の世帯主率の仮定値設定においては、「前回推計」と同様に、全国の世帯主率と各都道府県の世帯主率との相対的な関係に着目し、将来の全国の世帯主率をもとに都道府県ごとの将来の世帯主率を設定した。具体的な方法については後述する。

本推計では、世帯主率を世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型別に区分してあつかう。本推計で用いる家族類型は、全国推計と同様に、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子から成る世帯」、「ひとり親と子から成る世帯」、「その他の一般世帯」の5類型である。

なお、世帯主率法によって都道府県別の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別にみた都道府県別世帯数の合計が、「全国推計」の結果に一致するよう補正を行ったものを最終的な推計結果とした。本推計の枠組みは図2のフローチャートの通りである。

図2 都道府県別世帯数の将来推計のフローチャート



### 3. 基準世帯数・人口等

推計の対象は国勢調査(総務省統計局)における一般世帯<sup>6</sup>とし、国勢調査の一般世帯の家族類型を集約して本推計の5区分の世帯数を得た(表1)。推計の起点となる基準世帯数と基準人口はそれぞれ、国勢調査による2010年10月1日現在の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数、男女・年齢5歳階級別総人口である。

また、将来の都道府県別人口として、「地域人口の将来推計」による男女・年齢5歳階級別・都道府県別総人口、全国の世界帯数として「全国推計」による世帯主の男女・年齢5歳階級別一般世帯数を用いた。

なお、2010年の国勢調査から一般世帯数に家族類型不詳の世帯数が含まれるようになった。これについては、男女・年齢5歳階級別に按分して含めた。

### 4. 推計結果の表章

推計は世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に行い、都道府県別に世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数および割合を求めた。本稿では都道府県別・家族類型別一般世帯数および割合について報告する。

<sup>6</sup> 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しており、2010年の世帯数はそれぞれ51,842,307世帯と108,197世帯で、ほとんどが一般世帯である。国勢調査における「一般世帯」とは次のものをいう。

① 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める)

② 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

表 1 本推計と国勢調査における世帯の家族類型

本推計における家族類型		国勢調査における家族類型		世帯数 <sup>注)</sup>	
				51,842	
一般世帯	単独世帯	単独世帯		16,785	
	核家族世帯	核家族世帯	夫婦のみの世帯	10,244	
			夫婦と子から成る世帯	14,440	
			ひとり親と子から成る世帯	664	
	その他の一般世帯	親族のみの世帯	核家族世帯	夫婦と子供から成る世帯	3,859
				夫婦と両親から成る世帯	232
				夫婦とひとり親から成る世帯	731
				夫婦、子供と両親から成る世帯	920
			核家族以外の世帯	夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1,516
				夫婦と他の親族(親, 子供を含まない)から成る世帯	122
				夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	431
				夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	106
				夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	350
				兄弟姉妹のみから成る世帯	316
				他に分類されない世帯	586
		非親族を含む世帯	456		
				108	
		施設等の世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒	7	
			病院・療養所の入院者	13	
			社会施設の入所者	47	
			自衛隊営舎内居住者	3	
			矯正施設の入所者	1	
			その他	39	

注: 世帯数は2010年国勢調査の値(単位は千世帯)。ただし、一般世帯総数に世帯の家族類型「不詳」(85,798)を含む。

### 5. 将来の世帯主率仮定値の設定

前述の通り、世帯主率法を用いて将来の世帯数を求めるためには、将来の世帯主率を仮定する必要がある。将来の世帯主率は、全国については、すでに公表されている「全国推計」の結果から将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を求めることができる。そこで、ここでは、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率について、全国の値と各都道府県の値との相対的な関係の将来の動向を設定し、それと将来の世帯主率の全国値から各都道府県の将来の世帯主率を求める方法をとった。具体的には以下の通りである。

ある都道府県*i*について、年次*t*の性別*s*、年齢*j*の人口を $P_i^s(t,j)$ 、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯主率を $r_i^s(t,j,k)$ とすると、世帯主の性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯数 $H_i^s(t,j,k)$ は

$$H_i^s(t,j,k) = P_i^s(t,j) \cdot r_i^s(t,j,k) \quad \dots(1)$$

で求められる。都道府県*i*の年次*t*、性別*s*、年齢*j*の人口 $P_i^s(t,j)$ は公表されている「地域人口の将来推計」の結果を利用できるので、世帯数 $H_i^s(t,j,k)$ を求めるためには、目標とする年次*t*の世帯主率 $r_i^s(t,j,k)$ を与えればよい。

本推計では、すでに公表された「全国推計」による将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯

主率の推移に連動させて、将来の都道府県別世帯主率の仮定値を設定する。このため、まず都道府県別の将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の全国値に対する相対的格差を設定し、その上で全国の世帯主率を基準として都道府県別の将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を得る。

全国の年次 $t$ ( $t=2015, 2020, \dots, 2035$ 年)、性別 $s$ ( $s=$ 男, 女)、年齢 $j$ ( $j=20$ 歳未満,  $20\sim 24$ 歳,  $\dots, 80\sim 84$ 歳,  $85$ 歳以上)、家族類型 $k$ ( $k=$ 単独世帯, 夫婦のみの世帯, 夫婦と子から成る世帯, ひとり親と子から成る世帯, その他の一般世帯)の世帯主率を $r^s(t, j, k)$ 、都道府県 $i$ の世帯主率を $r_i^s(t, j, k)$ とし、全国の世帯主率に対する相対的格差 $D_i^s(t, j, k)$ を次のように定義する。

$$\begin{aligned} D_i^s(t, j, k) &= \{ r_i^s(t, j, k) - r^s(t, j, k) \} / r^s(t, j, k) \\ &= r_i^s(t, j, k) / r^s(t, j, k) - 1 \end{aligned} \quad \dots(2)$$

(2)より、都道府県 $i$ の世帯主率は全国の世帯主率と相対的格差を用いて次のように表すことができる。

$$r_i^s(t, j, k) = r^s(t, j, k) \{ D_i^s(t, j, k) + 1 \} \quad \dots(3)$$

ここで全国の世帯主率 $r^s(t, j, k)$ は「全国推計」の結果から得られるので、将来の年次 $t$ における相対的格差 $D_i^s(t, j, k)$ を与えることで都道府県別に世帯主率 $r_i^s(t, j, k)$ を求めることができる。

相対的格差の将来の動向を設定するにあたり、1995、2000、2005、2010年の4時点について<sup>7</sup>、男女・家族類型別に世帯主率の相対的格差の動向を検討した。それぞれの年次で都道府県別に算出される男女・家族類型別世帯主率の相対的格差をもとに、都道府県の相対的格差の標準偏差を男女・家族類型別世帯主率に算出し、それを時系列で観察したところ、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」を除いて、相対的格差の標準偏差には直線的な減少傾向がみられた。そこで、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」以外の家族類型については、1995～2010年の相対的格差の標準偏差に回帰直線をあてはめ、この関係を将来に延長して2035年の標準偏差を推定した。その上で、2010年の値に対する2035年について推定された値の比を参考に将来の相対的格差の水準を設定した。また、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」については、相対的格差の標準偏差が拡大する傾向がみられたが、将来にわたり相対的格差の水準は2010年と同一と仮定した。本推計で設定した2035年の相対的格差の水準は以下の通りである(いずれも2010年の相対的格差を1としたときの2035年の相対的格差であり、以下では性別 $s$ 、家族類型 $k$ の値を $C^s(k)$ と表記する。)

<sup>7</sup> 2010年の国勢調査では2005年以前からの家族類型の定義に若干の変更が加えられた。しかしながら、1995年から2005年については、同じ定義による家族類型別世帯数が遡及集計されており利用可能である。

	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
男	0.7	0.4	0.5	1.0	1.0
女	0.6	0.7	0.8	0.7	0.8

ただし、世帯主の年齢別に家族類型別世帯主率の相対的格差を観察すると、過去の時系列変動はより多様であった。そこで、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」以外の家族類型については、1995、2000、2005、2010年の4時点の国勢調査から得られる都道府県別の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の相対的格差を分析し、この間の動向に応じて将来の相対的格差の動向をさらに次の3つのパターンに類型化した。

[相対的格差の過去の動向]		[将来の動向]
①：過去15年間（5年ごと3期間）に一貫して縮小している	→	過去の趨勢の延長で縮小する
②：過去15年間（5年ごと3期間）に一貫して拡大している	→	2010年の水準に固定する
③：①、②以外	→	ゆるやかに縮小する

①については、相対的格差が先に定めた水準に向かって直線的に縮小することとし、③については、縮小の幅を①における幅の2分の1とした。

なお、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」については、先述の分析結果を踏まえ、男女ともすべての年齢階級で家族類型別世帯主率の相対的格差は2010年の水準に固定、すなわち上記3パターンとの関連では類型②に分類した<sup>8</sup>。

以上より、2035年における都道府県*i*の性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯主率 $r_i^s(2035, j, k)$ は、

$$r_i^s(2035, j, k) = r_i^s(2035, j, k) \times \{ D_i^s(2010, j, k) \times (C^s(k) + (1 - C^s(k)) \times \alpha^s(j, k)) + 1 \} \quad \cdots(4)$$

$$\text{ただし } \alpha^s(j, k) = \begin{cases} 0 & \text{(①の場合)} \\ 1 & \text{(②の場合)} \\ 0.5 & \text{(③の場合)} \end{cases}$$

で求められる。ここで、(4)式の

$$D_i^s(2010, j, k) \times (C^s(k) + (1 - C^s(k)) \times \alpha^s(j, k)) = D_i^s(2035, j, k)$$

とおくと、 $D_i^s(2035, j, k)$ は2035年の都道府県*i*、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の相対的格差となり、(4)式

<sup>8</sup> 女性世帯主の「夫婦のみの世帯」および「夫婦と子から成る世帯」については、過去一貫して世帯主率がきわめて低く、その変化も微小であることから、全年齢階級で2035年までの家族類型別世帯主率は2010年の水準に固定した。



は(3)式について $t=2035$ とおいた式となる。なお、2015年から2030年の年次 $t$ における都道府県 $i$ 、性別 $s$ 、年齢 $j$ 、家族類型 $k$ の相対的格差 $D^s_i(t,j,k)$ は、2010年の相対的格差 $D^s_i(2010,j,k)$ から2035年の相対的格差 $D^s_i(2035,j,k)$ まで値が直線的に変化すると仮定して設定した。

## 6. 平均世帯人員の算出

都道府県別の平均世帯人員は、「都道府県別一般世帯人員÷都道府県別一般世帯総数」によって求めることができるが、「地域人口の将来推計」による将来の人口(外国人を含む総人口)には一般世帯人員のほか施設等の世帯人員が含まれている。そのため、平均世帯人員を算出するには、都道府県別一般世帯人員を別途求める必要がある。本推計では、2010年の国勢調査から施設等の世帯人員を除く一般世帯人員の総世帯数に占める割合を都道府県別に求め、これと全国推計による一般世帯人員の将来の総人口に対する割合をもとに、将来の都道府県別一般世帯人員を求めた。

## II 推計結果の概要<sup>9</sup>

### 1. 一般世帯数と平均世帯人員

#### (1) 一般世帯数

一般世帯の総数について、2010年と2035年を比較すると全国では4.4%減少する。都道府県別にみると、同期間には41道府県で減少し、秋田県(-21.4%)など20道県で10%以上減少する(表2、図3)。対照的に、同期間に増加するのは沖縄県(13.1%)など6都県である。

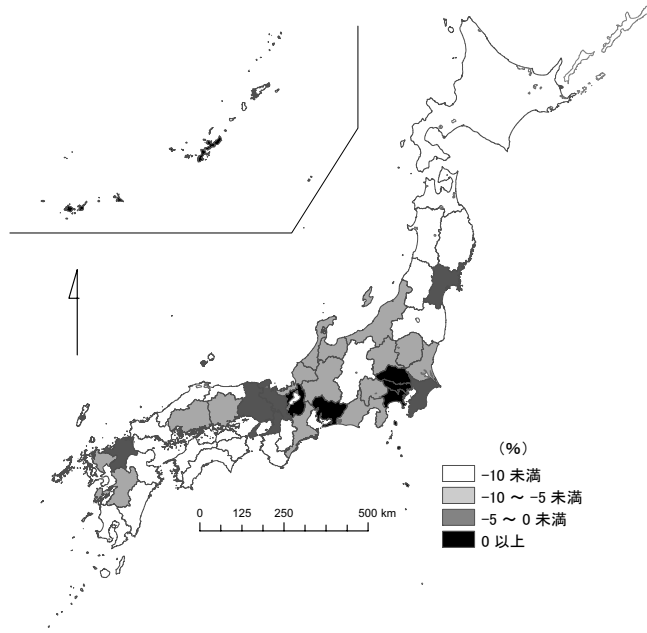
5年ごとの推移をみると、全国では2020年以降に減少する。都道府県別にみると、2010～2015年には15県、2015～2020年には34道県、2020～2025年には42道府県で減少し、2025～2030年と2030～2035年は沖縄県を除く46都道府県で減少する。

#### (2) 平均世帯人員

平均世帯人員は、2010年(全国2.42人)の2.03人(東京都)～2.94人(山形県)から2035年(全国2.20人)の1.87人(東京都)～2.59人(山形県)へ推移し、すべての都道府県で減少する(表3、図4)。2010年にはすべての都道府県で2人以上3人未満となっているが、2015年には東京都(1.97)で2人を下回る。推計期間を通じて、大都市地域で世帯人員が少なく、東北から中部並びに西日本の日本海側で多いという地理的傾向は維持される。

<sup>9</sup> 率や割合の推移についての記述は、四捨五入の関係で、表と若干異なる場合がある。例えば、表では2010年と2015年の値が同じであるにもかかわらず本文中で上昇(あるいは低下)と記述しているのは、本文の作成に際して四捨五入する前の数値を用いたためである。また、増加率が-0.0%というのは-0.05%より大きく、0.00%より小さいことを表す。

図3 一般世帯総数の増加率（2010～2035年）



## 2. 家族類型別世帯数および割合

### (1) 家族類型別世帯数

[単独世帯] (表4)

単独世帯の世帯数について、2010年と2035年を比較すると、全国では10.0%増加する。都道府県別にみると、43都府県で増加し、このうち、沖縄県(34.0%)、滋賀県(25.8%)、埼玉県(20.5%)の3県で増加率が20%を超える。一方、高知県(-4.6%)、秋田県(-0.6%)、北海道(-0.6%)、山口県(-0.4%)の4道県で減少する。

5年ごとの推移をみると、増加率は逓減する傾向にある。全国では2030～2035年に減少に転じるが、都道府県別にみると、2020～2025年に高知県(-1.0%)、秋田県(-0.3%)、鹿児島県(-0.2%)の3県で減少し、2025～2030年には20都道府県、2030～2035年には44都道府県で減少する。2030～2035年に増加するのは沖縄県(2.5%)、滋賀県(1.3%)、愛知県(0.0%)である。

[夫婦のみの世帯] (表5)

夫婦のみの世帯の世帯数について、2010年と2035年を比較すると、全国では2.3%増加する。都道府県別にみると、ばらつきが大きく、沖縄県(34.2%)や滋賀県(16.1%)、宮城県(13.9%)、東京都(13.7%)など23都府県で増加するのに対し、山口県(-20.2%)や鹿児島県(-17.4%)、高知県(-15.8%)など24道府県で減少する。

5年ごとの推移をみると、増加率は逓減する傾向にあり、2015～2020年には13道府県で減少し、2020～2025年には31道府県、2025～2030年には42道府県、2030～2035年には沖縄県(1.7%)、

滋賀県(0.2%)、東京都(0.2%)を除く44道府県で減少する。

#### [夫婦と子から成る世帯](表6)

夫婦と子から成る世帯の世帯数について、2010年と2035年の比較では、全国では20.3%減少する。都道府県別にみても、すべての都道府県で減少する。減少率が大きいのは秋田県(-30.7%)、鹿児島県(-30.5%)、高知県(-30.1%)、和歌山県(-30.1%)の順で、もっとも小さい東京都(-9.0%)でも減少率は1割に近い。

5年ごとの推移をみると、2010～2015年に増加するのは東京都(3.2%)、沖縄県(0.6%)、神奈川県(0.4%)、愛知県(0.1%)の4都県、2015～2020年に増加するのは東京都(0.6%)のみで、2020～2025年以降はすべての都道府県で減少する。

#### [ひとり親と子から成る世帯](表7)

ひとり親と子から成る世帯の世帯数について、2010年と2035年を比較すると、全国では24.5%増加する。都道府県別にみると、秋田県(-1.9%)と青森県(-0.2%)を除く45都道府県で増加する。増加率は、東京都(45.2%)、神奈川県(41.2%)、滋賀県(37.7%)の順に高い。

5年ごとの推移をみると、増加率は逡減する傾向にあり、2020～2025年に秋田県(-1.3%)、青森県(-0.7%)、高知県(-0.7%)の3県で減少し、2025～2030年には17道県、2030～2035年には29道府県で減少する。

#### [その他の一般世帯](表8)

その他の一般世帯の世帯数について、2010年と2035年を比較すると、全国では40.8%減少する。都道府県別にみても、すべての都道府県で減少する。減少率が大きいのは、高知県(-52.2%)、秋田県(-51.9%)、岩手県(-51.0%)、島根県(-50.6%)の順で、もっとも小さい沖縄県(-28.4%)でも減少率は3割近い。5年ごとの推移をみると、減少幅は縮小する傾向にあるものの、すべての都道府県で一貫して減少する。

### (2) 一般世帯の家族類型別割合

全国では、2010年以降、最大の割合を占める家族類型は単独世帯、2番目は夫婦と子から成る世帯である。都道府県別に最大の割合を占める家族類型をみると、2010年では、28都道府県で単独世帯、18県で夫婦と子から成る世帯、1県でその他の一般世帯であった。2025年にはすべての都道府県で単独世帯の割合が最大となり、以後2035年まで単独世帯はいずれの都道府県でも最大の家族類型となる(図5、表9、表10、表11、表12)。

また、2番目に大きな割合を占める家族類型は、2010年では、27都道府県で夫婦と子から成る世帯、19県で単独世帯、1県でその他の一般世帯であったが、2035年には、32都道府県で夫婦と子から成る世帯となり、15道県で夫婦のみの世帯となる。

#### [単独世帯](表13)

単独世帯の割合について、2010年と2035年を比較すると、全国では2010年の32.4%から37.2%へ増加する。都道府県別にみると、2010年の23.2%(山形県)～45.8%(東京都)から2035年の29.4%(山形県)～46.0%(東京都)へ推移し、すべての都道府県で上昇する。5年ごとの推移では、東京都で2010～2015年、2015～2020年に僅かに低下するのを除き、すべての都道府県で推計期間を通じて上昇する。

#### [夫婦のみの世帯](表13)

夫婦のみの世帯の割合について、2010年と2035年を比較すると、全国では19.8%から21.2%へ増加する。都道府県別にみると、2010年の14.5%(沖縄県)～24.1%(山口県)から2035年の17.2%(沖縄県)～23.7%(北海道)へ推移し、この間に山口県、鹿児島県、宮崎県、北海道、愛媛県の5道県で割合が低下する。

2010年では、山口県を初め西日本に高い値が目立ち、こうした傾向は2035年も同様である。ただし、5年ごとの推移をみると、2020年以降は西日本を中心に低下する自治体が目立つのに対し、東日本を中心に28都県で2010年から2035年まで一貫して上昇する。2035年には大阪府(19.9%)、東京都(18.7%)、沖縄県(17.2%)以外の44道府県で20%を超える。

#### [夫婦と子から成る世帯](表14)

夫婦と子から成る世帯の割合について、2010年と2035年を比較すると、全国では27.9%から23.3%へ減少する。都道府県別にみると、2010年の22.4%(秋田県)～33.4%(埼玉県)から2035年の19.7%(秋田県)～26.3%(埼玉県)へ推移し、すべての都道府県で低下する。2010年には埼玉県(33.4%)など大都市周辺や沖縄県(33.2%)で高い。この傾向はその後も続き、2035年には埼玉県など18県で全国値を上回るが、2025年以降はすべての都道府県で30%を下回る。

#### [ひとり親と子から成る世帯](表14)

ひとり親と子から成る世帯の割合について、2010年と2035年を比較すると、全国では8.7%から11.4%へ増加する。都道府県別にみると、2010年の7.6%(東京都)～12.9%(沖縄県)から2035年の10.1%(滋賀県)～15.7%(沖縄県)へ推移し、すべての都道府県で上昇する。5年ごとの推移をみても、すべての都道府県で一貫して上昇し、2035年にはすべての都道府県で10%を超える。

#### [その他の一般世帯](表15)

その他の一般世帯の割合について、2010年と2035年を比較すると、全国では11.1%から6.9%へ低下する。都道府県別にみると、すべての都道府県で一貫して低下する。2010年については、山形県(28.5%)を除くと、5.7%(東京都)～23.3%(秋田県)の範囲にある。2035年では、山形県(17.1%)を除くと、3.7%(東京都)～14.7%(福井県)の範囲となる。山形県で一貫してもっとも高いが、割合は2010年から2035年までに10ポイント以上低下する。2010年時点では、先に挙げた山形

県をはじめ東北・北陸などの日本海側で高い値を示し、9県で20%を超える。これらの県では、2035年の割合も相対的には高いものの、低下の幅が大きく、山形県(17.1%)を除き15%未満となる。

### 3. 高齢世帯

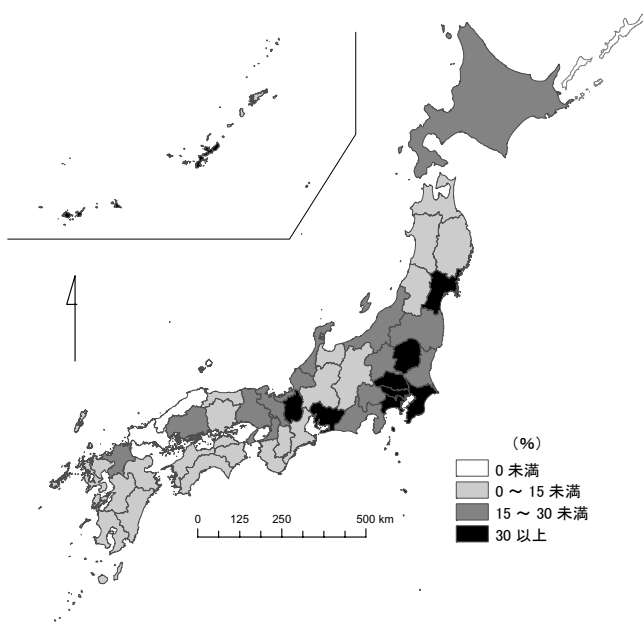
#### (1) 高齢世帯総数

世帯主が65歳以上の世帯(以下、高齢世帯と呼ぶ)の総数について、2010年と2035年を比較すると、全国では24.8%増加する。都道府県別にみると、山口県(-1.7%)と島根県(-0.3%)を除く45都道府県で増加する(図6、表16)。高齢世帯総数の増加率が高いのは沖縄県(61.7%)、神奈川県(45.4%)、東京都(41.7%)の順で、大都市地域を中心に9都県で増加率が30%を超える。

5年ごとの推移をみると、増加率はおおむね遞減傾向にあり、2015～2020年まではすべての都道府県で増加するが、2020～2025年には23府県、2025～2030年には39道府県、2030～2035年には36道府県で減少する。

高齢世帯が一般世帯に占める割合(全世帯主に占める高齢世帯主の割合)は、全国では2010年の31.2%から2035年の40.8%へと上昇する。都道府県別では、2010年の26.2%(東京都)～40.5%(秋田県)から2035年の35.8%(東京都)～52.1%(秋田県)へ推移する。2010年では、大都市地域と沖縄県で相対的に低く、9都県で20%台となる(表17、図7)。2020年にはすべての都道府県で30%以上となり、2025年には秋田県(51.1%)で50%を超え、2035年には41道府県で40%以上となる。

図6 高齢世帯総数の増加率(2010～2035年)



## (2) 高齢世帯の単独世帯

高齢世帯のうち単独世帯の数について、2010年と2035年を比較すると、全国では53.1%増加する。都道府県別にみると、すべての都道府県で増加する(表18)。もともと単独世帯数の多い東京都では、2010年の64万7千世帯から、2035年には104万3千世帯となり、100万世帯を超える。増加率は、沖縄県(92.3%)、埼玉県(82.7%)、神奈川県(81.4%)、滋賀県(78.0%)、宮城県(74.7%)、千葉県(74.4%)など、東日本の大都市地域に高いところが目立つ。5年ごとの増加率は通減傾向にあり、2015～2020年まではすべての都道府県で増加するが、2020～2025年には高知県(-0.2%)で減少し、2025～2030年では山口県(-1.9%)、高知県(-1.4%)、島根県(-0.1%)の3県、2030～2035年ではこれらを含めた11県で減少する。

さらに、高齢世帯の単独世帯のうち、世帯主が75歳以上の世帯をみると、2010年と2035年を比較すると、全国では73.1%増加しており、すべての都道府県で増加する(表19)。増加率は、埼玉県(135.1%)、千葉県(119.4%)、神奈川県(110.0%)、沖縄県(108.5%)の4県で100%を超え、2010～2035年に75歳以上の単独世帯の数が2倍以上となる。

一般世帯総数に占める家族類型別高齢世帯割合(家族類型別の高齢世帯数が一般世帯総数に占める割合)は、単独世帯の場合、全国では2010年の9.6%から2035年の15.4%へ増加する。都道府県別にみると、2010年の7.1%(滋賀県)～14.6%(高知県)から2035年の12.2%(滋賀県)～20.1%(鹿児島県)へ推移し、すべての都道府県で上昇する(表20、図8)。5年ごとの推移をみると、すべての都道府県で一貫して上昇する。2010年に10%以上の値を示すのは高知県など22都道府県であるが、2025年にはすべての都道府県で10%以上となり、2035年には24都道府県で15%以上となる。この間、西日本で高く東日本で低いという地理的なパターンが維持され、2035年には、鹿児島県(20.1%)、高知県(20.0%)、和歌山県(19.4%)の順に高い値を示す。

高齢世帯に占める家族類型別割合は、単独世帯の場合、全国では2010年の30.7%から2035年の37.7%へ増加する。都道府県別にみると、2010年の20.7%(山形県)～38.7%(東京都)から2035年の28.3%(山形県)～44.0%(東京都)へ推移し、すべての都道府県で上昇する(表21、図9)。2010年に30%以上の値を示すのは東京都(38.7%)など18都道府県であり、西日本に多い。2035年には山形県(28.3%)以外の46都道府県で30%を超え、そのうち東京都(44.0%)、大阪府(43.8%)など9都道府県では40%を上回る。

なお、高齢世帯の単独世帯主が65歳以上人口に占める割合は、全国では2010年の16.9%から2035年の20.4%へ上昇する。都道府県別にみると、2010年の9.5%(山形県)～24.2%(東京都)から2035年の13.6%(山形県)～27.7%(東京都)へ推移し、すべての都道府県で一貫して上昇する(参考表)。



表2 都道府県別 一般世帯総数の推移

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	51 842	52 904	53 053	52 439	51 231	49 555	-4.4	2.0	0.3	-1.2	-2.3
北海道	2 418	2 428	2 392	2 321	2 225	2 103	-13.0	0.4	-1.5	-2.9	-4.2	-5.5
青森県	511	505	492	472	449	423	-17.3	-1.2	-2.7	-4.0	-4.9	-5.8
岩手県	483	475	463	446	426	405	-16.1	-1.6	-2.5	-3.7	-4.4	-5.0
宮城県	900	911	916	907	891	868	-3.6	1.2	0.5	-0.9	-1.8	-2.6
秋田県	389	380	365	346	327	306	-21.4	-2.4	-3.9	-5.1	-5.7	-6.3
山形県	388	383	374	362	348	334	-14.0	-1.2	-2.4	-3.3	-3.8	-4.1
福島県	719	708	711	687	660	630	-12.4	-1.7	0.5	-3.3	-3.9	-4.6
茨城県	1 087	1 103	1 102	1 087	1 061	1 028	-5.4	1.5	-0.1	-1.4	-2.4	-3.1
栃木県	744	755	754	745	728	707	-5.0	1.5	-0.1	-1.3	-2.2	-2.9
群馬県	754	763	760	748	729	704	-6.7	1.2	-0.4	-1.6	-2.6	-3.4
埼玉県	2 837	2 938	2 983	2 977	2 926	2 843	0.2	3.6	1.5	-0.2	-1.7	-2.8
千葉県	2 512	2 580	2 604	2 585	2 528	2 444	-2.7	2.7	1.0	-0.7	-2.2	-3.3
東京都	6 382	6 663	6 789	6 814	6 752	6 614	3.6	4.4	1.9	0.4	-0.9	-2.0
神奈川県	3 830	3 997	4 086	4 106	4 060	3 966	3.5	4.4	2.2	0.5	-1.1	-2.3
新潟県	837	839	828	808	783	755	-9.9	0.2	-1.3	-2.4	-3.0	-3.7
富山県	382	384	380	371	360	346	-9.4	0.4	-1.1	-2.2	-3.0	-3.8
石川県	440	446	445	440	431	417	-5.3	1.2	-0.1	-1.2	-2.2	-3.1
福井県	275	276	273	268	261	252	-8.2	0.4	-1.0	-2.0	-2.6	-3.3
山梨県	327	328	325	318	308	295	-9.8	0.4	-1.0	-2.2	-3.2	-4.1
長野県	793	792	780	761	736	706	-11.0	-0.2	-1.5	-2.4	-3.3	-4.1
岐阜県	736	738	730	716	695	672	-8.7	0.3	-1.0	-2.0	-2.8	-3.4
静岡県	1 397	1 412	1 405	1 381	1 345	1 300	-7.0	1.1	-0.5	-1.7	-2.6	-3.4
愛知県	2 930	3 032	3 081	3 088	3 059	3 006	2.6	3.5	1.6	0.2	-0.9	-1.8
三重県	703	709	705	692	674	652	-7.3	0.9	-0.7	-1.7	-2.6	-3.4
滋賀県	517	534	542	545	542	535	3.5	3.2	1.6	0.5	-0.5	-1.2
京都府	1 120	1 145	1 150	1 138	1 110	1 071	-4.4	2.2	0.4	-1.1	-2.4	-3.5
大阪府	3 823	3 935	3 968	3 928	3 823	3 679	-3.8	2.9	0.8	-1.0	-2.7	-3.8
兵庫県	2 252	2 303	2 310	2 283	2 229	2 153	-4.4	2.2	0.3	-1.2	-2.4	-3.4
奈良県	523	527	522	510	492	470	-10.1	0.8	-0.9	-2.3	-3.5	-4.4
和歌山県	393	389	380	366	350	332	-15.6	-0.9	-2.4	-3.6	-4.5	-5.3
鳥取県	211	210	205	199	192	183	-13.2	-0.7	-2.1	-3.1	-3.7	-4.3
島根県	261	257	250	240	229	218	-16.5	-1.4	-2.9	-3.8	-4.4	-5.0
岡山県	753	759	754	741	722	698	-7.3	0.8	-0.6	-1.8	-2.6	-3.3
広島県	1 183	1 202	1 200	1 181	1 148	1 103	-6.7	1.6	-0.2	-1.6	-2.8	-3.8
山口県	596	591	576	555	528	498	-16.4	-0.9	-2.5	-3.8	-4.8	-5.6
徳島県	302	299	292	282	270	257	-14.9	-0.8	-2.3	-3.4	-4.3	-5.0
香川県	390	391	386	377	364	348	-10.7	0.3	-1.3	-2.4	-3.4	-4.3
愛媛県	590	586	574	555	532	505	-14.4	-0.6	-2.1	-3.3	-4.2	-5.1
高知県	321	317	309	296	281	265	-17.5	-1.1	-2.8	-4.0	-4.9	-5.9
福岡県	2 107	2 160	2 171	2 152	2 111	2 047	-2.8	2.5	0.5	-0.9	-1.9	-3.0
佐賀県	294	295	292	286	279	270	-8.2	0.3	-1.0	-2.0	-2.6	-3.2
長崎県	557	553	542	523	501	475	-14.7	-0.7	-2.1	-3.3	-4.2	-5.2
熊本県	686	689	681	667	648	626	-8.8	0.4	-1.1	-2.1	-2.8	-3.5
大分県	480	482	475	463	449	431	-10.4	0.3	-1.4	-2.4	-3.2	-4.0
宮崎県	459	461	454	442	427	408	-11.1	0.3	-1.5	-2.7	-3.4	-4.3
鹿児島県	727	724	707	683	655	622	-14.5	-0.4	-2.4	-3.5	-4.1	-5.0
沖縄県	519	549	569	581	587	587	13.1	5.8	3.6	2.0	1.0	0.1

注) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(再掲) 地域ブロック別 一般総世帯総数の推移

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	51 842	52 904	53 053	52 439	51 231	49 555	-4.4	2.0	0.3	-1.2	-2.3
北海道	2 418	2 428	2 392	2 321	2 225	2 103	-13.0	0.4	-1.5	-2.9	-4.2	-5.5
東 北	3 391	3 362	3 320	3 221	3 101	2 965	-12.6	-0.9	-1.2	-3.0	-3.7	-4.4
関 東	18 147	18 799	19 078	19 061	18 784	18 306	0.9	3.6	1.5	-0.1	-1.5	-2.5
北関東	2 585	2 621	2 616	2 579	2 518	2 439	-5.7	1.4	-0.2	-1.4	-2.4	-3.1
東京圏	15 562	16 178	16 462	16 482	16 266	15 867	2.0	4.0	1.8	0.1	-1.3	-2.4
中 部	8 821	8 956	8 953	8 844	8 653	8 400	-4.8	1.5	-0.0	-1.2	-2.2	-2.9
近 畿	8 629	8 833	8 872	8 769	8 546	8 240	-4.5	2.4	0.4	-1.2	-2.5	-3.6
中 国	3 005	3 019	2 986	2 916	2 819	2 701	-10.1	0.5	-1.1	-2.4	-3.3	-4.2
四 国	1 602	1 594	1 561	1 510	1 448	1 374	-14.2	-0.5	-2.1	-3.2	-4.2	-5.1
九州・沖縄	5 830	5 913	5 891	5 797	5 656	5 466	-6.2	1.4	-0.4	-1.6	-2.4	-3.4

注1) 地域ブロックの区分は右の通り

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

[地域ブロックの区分]

北海道 : 北海道  
 東 北 : 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島  
 関 東 : 北関東 : 茨城・栃木・群馬  
 東京圏 : 埼玉・千葉・東京・神奈川  
 中 部 : 新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重  
 近 畿 : 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山  
 中 国 : 鳥取・島根・岡山・広島・山口  
 四 国 : 徳島・香川・愛媛・高知  
 九州・沖縄 : 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

表3 都道府県別 平均世帯人員の推移

都道府県	平均世帯人員					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	2.42	2.34	2.29	2.25	2.22	2.20
北海道	2.21	2.14	2.10	2.07	2.05	2.04
青森県	2.61	2.51	2.44	2.38	2.34	2.30
岩手県	2.69	2.60	2.53	2.48	2.44	2.40
宮城県	2.56	2.48	2.43	2.38	2.35	2.32
秋田県	2.71	2.62	2.55	2.50	2.45	2.41
山形県	2.94	2.84	2.77	2.71	2.65	2.59
福島県	2.76	2.65	2.58	2.53	2.49	2.45
茨城県	2.68	2.60	2.54	2.49	2.45	2.41
栃木県	2.65	2.56	2.50	2.45	2.41	2.38
群馬県	2.61	2.53	2.47	2.43	2.39	2.37
埼玉県	2.50	2.42	2.35	2.31	2.28	2.26
千葉県	2.44	2.36	2.31	2.27	2.25	2.24
東京都	2.03	1.97	1.93	1.90	1.88	1.87
神奈川県	2.33	2.25	2.19	2.15	2.13	2.12
新潟県	2.77	2.68	2.61	2.55	2.49	2.45
富山県	2.79	2.70	2.64	2.58	2.54	2.50
石川県	2.58	2.51	2.46	2.41	2.38	2.36
福井県	2.86	2.77	2.71	2.65	2.60	2.56
山梨県	2.58	2.49	2.43	2.38	2.34	2.32
長野県	2.66	2.59	2.53	2.49	2.45	2.43
岐阜県	2.78	2.71	2.66	2.61	2.57	2.54
静岡県	2.65	2.57	2.51	2.47	2.43	2.39
愛知県	2.49	2.43	2.38	2.34	2.31	2.29
三重県	2.59	2.52	2.46	2.42	2.39	2.36
滋賀県	2.69	2.62	2.57	2.52	2.49	2.46
京都府	2.31	2.24	2.18	2.15	2.13	2.11
大阪府	2.28	2.20	2.14	2.10	2.08	2.07
兵庫県	2.44	2.36	2.30	2.26	2.23	2.22
奈良県	2.63	2.55	2.49	2.45	2.43	2.40
和歌山県	2.50	2.41	2.35	2.31	2.28	2.25
鳥取県	2.71	2.63	2.57	2.53	2.50	2.46
島根県	2.66	2.58	2.53	2.50	2.47	2.44
岡山県	2.52	2.46	2.41	2.38	2.35	2.33
広島県	2.36	2.29	2.24	2.21	2.20	2.19
山口県	2.36	2.29	2.25	2.22	2.20	2.20
徳島県	2.52	2.44	2.38	2.34	2.31	2.28
香川県	2.49	2.41	2.36	2.32	2.29	2.27
愛媛県	2.37	2.30	2.25	2.22	2.20	2.19
高知県	2.30	2.22	2.16	2.12	2.10	2.08
福岡県	2.35	2.27	2.22	2.19	2.17	2.15
佐賀県	2.80	2.72	2.66	2.61	2.58	2.55
長崎県	2.47	2.39	2.33	2.29	2.27	2.25
熊本県	2.57	2.50	2.45	2.42	2.39	2.37
大分県	2.41	2.35	2.31	2.28	2.26	2.24
宮崎県	2.40	2.33	2.29	2.26	2.24	2.23
鹿児島県	2.27	2.20	2.16	2.15	2.14	2.14
沖縄県	2.63	2.51	2.43	2.37	2.33	2.30

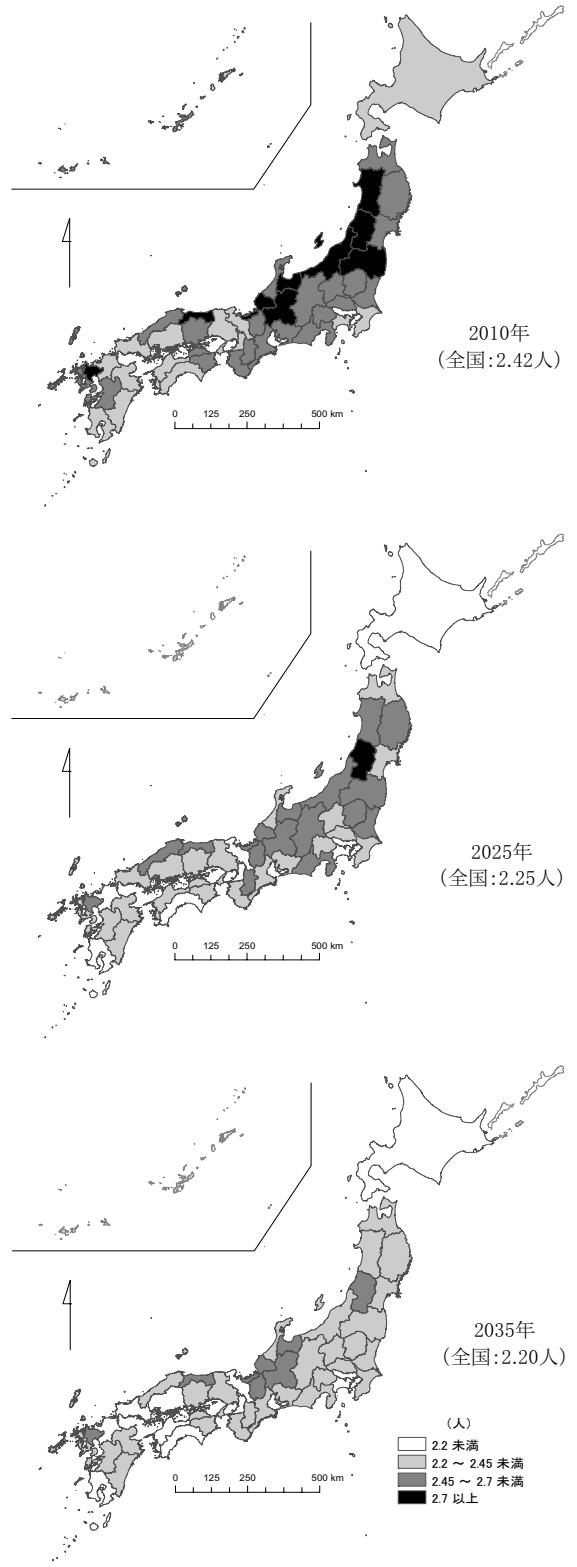


図4 平均世帯人員の推移(上:2010年 中:2025年 下:2035年)

表4 都道府県別 家族類型別世帯数の推移 [単独世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
全 国	16 785	17 637	18 270	18 648	18 718	18 457	10.0	5.1	3.6	2.1	0.4	-1.4
北海道	843	871	886	887	871	838	-0.6	3.3	1.7	0.1	-1.7	-3.9
青森県	141	146	150	150	147	142	0.3	3.7	2.2	0.1	-1.9	-3.6
岩手県	132	137	139	139	138	134	0.9	3.1	1.8	0.3	-1.3	-2.9
宮城県	281	291	299	305	307	305	8.3	3.5	2.6	1.9	0.7	-0.7
秋田県	96	99	100	100	98	95	-0.6	3.1	1.6	-0.3	-1.6	-3.4
山形県	90	94	97	99	99	98	9.2	4.5	3.2	1.7	0.4	-0.8
福島県	189	193	203	205	205	202	6.9	2.3	5.0	1.3	-0.0	-1.8
茨城県	280	297	312	322	327	325	16.2	6.1	5.0	3.4	1.4	-0.4
栃木県	203	214	223	231	234	233	14.7	5.3	4.3	3.2	1.4	-0.3
群馬県	198	210	219	226	229	227	14.9	6.0	4.7	3.1	1.1	-0.7
埼玉県	807	869	920	958	975	972	20.5	7.7	6.0	4.1	1.8	-0.3
千葉県	761	805	845	872	881	872	14.5	5.8	4.9	3.2	1.0	-1.0
東京都	2 922	3 033	3 077	3 096	3 089	3 042	4.1	3.8	1.5	0.6	-0.2	-1.5
神奈川県	1 294	1 373	1 438	1 484	1 503	1 495	15.5	6.1	4.7	3.2	1.3	-0.6
新潟県	215	226	234	238	240	238	10.8	5.0	3.6	2.0	0.7	-0.9
富山県	92	98	103	106	107	105	13.9	5.6	5.1	3.4	0.8	-1.6
石川県	130	136	142	145	146	144	10.5	4.6	4.1	2.5	0.5	-1.4
福井県	67	71	75	77	78	77	14.8	5.8	4.7	2.9	1.4	-0.7
山梨県	90	95	98	100	99	98	8.5	5.1	3.6	1.5	-0.1	-1.8
長野県	204	213	222	227	228	224	9.8	4.6	3.9	2.5	0.3	-1.6
岐阜県	174	185	195	202	205	204	17.4	6.4	5.4	3.7	1.3	-0.4
静岡県	374	394	411	423	427	424	13.4	5.3	4.3	3.0	1.1	-0.8
愛知県	923	981	1 030	1 069	1 088	1 088	17.8	6.2	5.1	3.7	1.8	0.0
三重県	189	201	210	216	219	216	14.4	6.0	4.6	3.1	1.1	-1.0
滋賀県	141	151	161	169	175	177	25.8	7.3	6.4	5.2	3.4	1.3
京都府	401	417	430	436	436	427	6.5	4.1	3.0	1.5	-0.1	-2.1
大阪府	1 368	1 450	1 512	1 543	1 537	1 502	9.8	6.0	4.3	2.1	-0.4	-2.3
兵庫県	681	729	766	790	797	789	15.9	7.0	5.1	3.1	1.0	-1.0
奈良県	124	134	143	148	150	148	19.8	8.3	6.4	3.9	1.2	-1.1
和歌山県	108	114	118	119	118	115	6.9	5.7	3.5	1.2	-0.8	-2.6
鳥取県	57	59	61	61	61	60	5.3	3.6	2.4	1.3	-0.1	-1.8
島根県	72	74	75	75	74	72	0.2	2.9	1.5	0.2	-1.2	-3.0
岡山県	226	236	244	249	250	246	8.8	4.4	3.5	1.9	0.3	-1.5
広島県	388	406	420	428	428	419	8.2	4.7	3.4	1.9	0.0	-2.0
山口県	183	189	193	193	189	182	-0.4	3.3	2.0	0.2	-2.0	-3.8
徳島県	87	90	92	93	92	90	2.4	3.3	2.2	0.7	-1.0	-2.8
香川県	112	117	121	124	124	121	7.8	4.4	3.5	2.1	-0.1	-2.1
愛媛県	183	189	193	194	192	186	2.1	3.5	2.3	0.6	-1.1	-3.1
高知県	108	111	112	111	108	103	-4.6	2.5	0.7	-1.0	-2.5	-4.2
福岡県	736	771	795	809	813	801	8.8	4.7	3.1	1.7	0.5	-1.4
佐賀県	73	77	80	82	84	83	14.4	5.6	4.4	2.8	1.4	-0.4
長崎県	164	170	174	175	173	168	2.6	3.9	2.4	0.5	-1.0	-3.0
熊本県	197	207	213	217	218	216	9.5	4.7	3.1	1.8	0.7	-1.1
大分県	148	154	158	160	160	156	5.4	4.1	2.5	1.1	-0.2	-2.1
宮崎県	137	144	148	150	150	148	8.2	5.1	3.2	1.4	0.2	-1.8
鹿児島県	243	251	254	253	250	244	0.3	3.2	1.1	-0.2	-1.1	-2.6
沖縄県	153	168	181	191	199	204	34.0	9.9	7.7	5.9	4.2	2.5

注)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別世帯数の推移 [単独世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
全 国	16 785	17 637	18 270	18 648	18 718	18 457	10.0	5.1	3.6	2.1	0.4	-1.4
北海道	843	871	886	887	871	838	-0.6	3.3	1.7	0.1	-1.7	-3.9
東 北	929	960	987	998	994	974	4.9	3.3	2.9	1.0	-0.4	-2.0
関 東	6 465	6 801	7 035	7 189	7 238	7 167	10.8	5.2	3.4	2.2	0.7	-1.0
北関東	681	721	755	779	789	786	15.4	5.8	4.7	3.3	1.3	-0.5
東京圏	5 784	6 080	6 281	6 410	6 448	6 381	10.3	5.1	3.3	2.1	0.6	-1.0
中 部	2 459	2 598	2 718	2 803	2 836	2 818	14.6	5.7	4.6	3.1	1.2	-0.6
近 畿	2 822	2 995	3 129	3 206	3 213	3 159	11.9	6.1	4.5	2.4	0.2	-1.7
中 国	925	964	992	1 006	1 002	979	5.9	4.2	3.0	1.4	-0.4	-2.3
四 国	491	508	519	522	516	501	2.0	3.4	2.2	0.6	-1.1	-3.0
九州・沖縄	1 851	1 941	2 003	2 038	2 048	2 021	9.2	4.9	3.2	1.7	0.5	-1.3

注1)地域ブロックの区分は表2参照

注2)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

表5 都道府県別 家族類型別世帯数の推移 [夫婦のみの世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	10 269	10 861	11 037	10 973	10 782	10 500	2.3	5.8	1.6	-0.6	-1.7
北海道	579	592	582	560	533	498	-14.0	2.2	-1.7	-3.7	-5.0	-6.5
青森県	95	99	99	98	94	90	-5.6	3.7	0.4	-1.6	-3.2	-5.0
岩手県	88	91	92	91	89	86	-2.8	3.5	1.2	-0.9	-2.4	-4.1
宮城県	157	168	175	179	179	178	13.9	7.1	4.6	1.7	0.5	-0.6
秋田県	78	80	80	78	74	70	-10.3	2.5	-0.6	-2.6	-4.1	-5.8
山形県	66	71	73	74	74	72	9.2	6.7	3.5	1.3	-0.4	-2.0
福島県	129	136	143	143	141	136	6.1	5.6	5.4	0.1	-1.5	-3.3
茨城県	212	227	234	235	232	228	7.8	7.2	2.9	0.4	-0.9	-1.8
栃木県	137	147	153	155	154	152	11.3	7.6	3.5	1.3	-0.1	-1.2
群馬県	153	161	164	164	161	157	2.7	5.4	2.0	-0.1	-1.6	-2.8
埼玉県	570	613	629	630	624	615	7.7	7.5	2.7	0.1	-1.0	-1.5
千葉県	522	558	570	568	559	546	4.6	7.0	2.2	-0.4	-1.6	-2.3
東京都	1 088	1 179	1 217	1 230	1 234	1 237	13.7	8.3	3.3	1.0	0.4	0.2
神奈川県	768	830	857	865	864	856	11.4	8.1	3.2	1.0	-0.1	-0.9
新潟県	152	162	166	167	166	162	6.6	6.2	2.7	0.6	-0.8	-2.1
富山県	72	76	78	78	76	74	3.0	5.7	2.1	-0.1	-1.7	-2.8
石川県	85	90	92	92	91	89	4.9	6.0	2.3	0.4	-1.2	-2.4
福井県	50	53	55	55	55	54	7.6	6.5	3.0	0.9	-0.7	-2.1
山梨県	66	69	70	70	69	67	1.3	5.1	1.9	-0.1	-1.9	-3.5
長野県	167	173	174	173	169	163	-2.2	3.8	0.9	-0.8	-2.3	-3.6
岐阜県	148	155	157	156	154	150	1.2	4.8	1.2	-0.7	-1.6	-2.4
静岡県	274	291	297	298	295	289	5.5	6.1	2.2	0.2	-1.0	-2.0
愛知県	558	599	615	620	621	620	11.1	7.3	2.7	0.8	0.2	-0.1
三重県	152	158	159	157	154	149	-1.9	4.1	0.5	-1.2	-2.2	-2.9
滋賀県	97	105	109	111	112	112	16.1	8.6	4.0	1.8	0.7	0.2
京都府	217	230	234	232	226	219	0.9	6.4	1.5	-1.0	-2.5	-3.2
大阪府	740	783	789	777	757	733	-1.0	5.8	0.8	-1.5	-2.6	-3.2
兵庫県	475	499	503	497	484	467	-1.7	5.1	0.9	-1.3	-2.5	-3.5
奈良県	117	122	122	119	114	108	-7.3	4.6	-0.1	-2.8	-4.1	-4.8
和歌山県	90	91	89	86	81	76	-14.9	1.4	-1.8	-3.7	-5.2	-6.4
鳥取県	38	40	41	40	39	38	-0.5	4.9	1.5	-0.7	-2.4	-3.6
島根県	54	55	55	53	51	48	-9.5	2.5	-0.5	-2.3	-4.1	-5.4
岡山県	155	161	162	159	155	150	-3.1	4.1	0.4	-1.4	-2.6	-3.4
広島県	256	267	268	263	254	242	-5.6	4.2	0.4	-1.9	-3.5	-4.7
山口県	144	144	139	133	124	115	-20.2	0.2	-3.1	-5.0	-6.5	-7.5
徳島県	63	65	65	63	60	57	-9.0	3.3	-0.3	-2.5	-4.2	-5.4
香川県	86	89	89	88	85	80	-6.2	3.7	0.2	-1.7	-3.5	-4.9
愛媛県	135	137	135	130	123	115	-14.5	1.5	-1.6	-3.4	-5.1	-6.6
高知県	68	69	68	65	62	57	-15.8	1.2	-1.7	-3.6	-5.4	-7.2
福岡県	395	422	431	431	424	412	4.3	6.7	2.2	-0.1	-1.6	-2.7
佐賀県	53	56	58	58	57	55	4.1	6.0	2.3	0.1	-1.4	-2.7
長崎県	121	124	123	120	114	107	-11.1	2.6	-0.6	-2.7	-4.5	-6.2
熊本県	136	142	143	141	138	132	-2.7	4.4	0.8	-1.2	-2.6	-3.9
大分県	108	111	110	107	102	97	-9.8	2.7	-0.7	-2.6	-4.1	-5.2
宮崎県	108	111	109	105	100	94	-13.1	2.3	-1.4	-3.3	-4.8	-6.4
鹿児島県	174	176	172	164	155	144	-17.4	1.2	-2.4	-4.2	-5.7	-7.4
沖縄県	75	84	91	96	99	101	34.2	12.4	7.6	5.2	3.8	1.7

注)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別世帯数の推移 [夫婦のみの世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	10 269	10 861	11 037	10 973	10 782	10 500	2.3	5.8	1.6	-0.6	-1.7
北海道	579	592	582	560	533	498	-14.0	2.2	-1.7	-3.7	-5.0	-6.5
東 北	613	644	663	662	652	633	3.2	5.1	2.9	-0.0	-1.5	-3.0
関 東	3 450	3 716	3 824	3 846	3 829	3 791	9.9	7.7	2.9	0.6	-0.4	-1.0
北関東	502	535	550	553	548	538	7.2	6.8	2.8	0.5	-0.9	-1.9
東京圏	2 949	3 180	3 274	3 293	3 281	3 253	10.3	7.9	2.9	0.6	-0.4	-0.8
中 部	1 724	1 827	1 864	1 867	1 850	1 818	5.4	5.9	2.1	0.2	-0.9	-1.7
近 畿	1 735	1 830	1 847	1 821	1 774	1 715	-1.1	5.5	0.9	-1.4	-2.6	-3.3
中 国	646	667	665	649	624	593	-8.3	3.2	-0.4	-2.4	-3.9	-4.9
四 国	351	359	356	346	330	310	-11.8	2.3	-0.9	-2.9	-4.6	-6.1
九州・沖縄	1 170	1 226	1 237	1 222	1 190	1 143	-2.3	4.8	0.9	-1.2	-2.6	-4.0

注1)地域ブロックの区分は表2参照

注2)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

表6 都道府県別 家族類型別世帯数の推移 [夫婦と子から成る世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	14 474	14 274	13 814	13 132	12 340	11 532	-20.3	-1.4	-3.2	-4.9	-6.0
北海道	587	566	537	502	465	428	-27.2	-3.6	-5.2	-6.5	-7.4	-8.0
青森県	122	117	110	102	94	86	-29.8	-4.5	-6.3	-7.4	-7.8	-8.2
岩手県	111	108	103	97	91	85	-23.9	-3.1	-4.3	-5.8	-6.4	-6.8
宮城県	235	233	228	218	206	194	-17.5	-0.8	-2.0	-4.4	-5.5	-6.1
秋田県	87	83	78	72	66	60	-30.7	-4.3	-6.4	-7.9	-8.2	-8.5
山形県	88	86	82	78	73	69	-21.3	-1.9	-4.0	-5.6	-5.9	-5.9
福島県	180	174	170	159	148	137	-24.0	-3.7	-2.2	-6.4	-7.1	-7.2
茨城県	320	315	303	288	271	254	-20.7	-1.6	-3.6	-5.2	-5.9	-6.3
栃木県	212	210	202	191	179	167	-21.5	-1.4	-3.7	-5.6	-6.3	-6.6
群馬県	229	223	213	200	187	175	-23.8	-2.6	-4.6	-6.0	-6.6	-6.7
埼玉県	949	937	907	861	805	747	-21.3	-1.2	-3.2	-5.1	-6.5	-7.3
千葉県	780	767	739	698	650	602	-22.8	-1.7	-3.6	-5.5	-6.9	-7.3
東京都	1 525	1 574	1 584	1 550	1 478	1 388	-9.0	3.2	0.6	-2.1	-4.7	-6.1
神奈川県	1 194	1 199	1 178	1 131	1 066	996	-16.6	0.4	-1.8	-3.9	-5.8	-6.6
新潟県	210	206	198	187	175	164	-22.1	-1.9	-4.2	-5.6	-6.1	-6.5
富山県	102	100	96	90	85	80	-21.3	-1.8	-4.3	-5.7	-5.8	-5.6
石川県	119	117	113	108	103	98	-17.6	-1.3	-3.1	-4.4	-4.9	-5.2
福井県	71	70	68	64	61	58	-18.7	-1.9	-3.7	-4.7	-5.0	-5.0
山梨県	93	90	85	80	75	70	-25.1	-3.4	-5.0	-6.1	-6.6	-7.0
長野県	216	210	199	186	174	163	-24.7	-2.9	-5.1	-6.4	-6.6	-6.4
岐阜県	215	209	199	188	176	166	-23.1	-3.1	-4.6	-5.7	-6.0	-6.1
静岡県	395	387	370	348	325	304	-23.2	-2.1	-4.4	-6.0	-6.5	-6.6
愛知県	898	898	881	848	807	764	-14.8	0.1	-1.9	-3.8	-4.8	-5.3
三重県	204	199	191	181	170	160	-21.5	-2.3	-4.1	-5.3	-5.9	-6.0
滋賀県	163	162	159	154	147	141	-13.5	-0.1	-2.0	-3.5	-4.2	-4.5
京都府	308	303	294	280	263	245	-20.4	-1.4	-3.1	-4.8	-6.1	-6.7
大阪府	1 093	1 071	1 029	972	906	841	-23.1	-2.1	-3.9	-5.6	-6.8	-7.2
兵庫県	687	669	640	604	565	527	-23.2	-2.6	-4.3	-5.7	-6.4	-6.7
奈良県	170	162	153	143	133	123	-27.7	-4.5	-5.6	-6.7	-7.2	-7.4
和歌山県	109	103	97	90	83	76	-30.1	-5.4	-6.5	-7.3	-7.6	-7.7
鳥取県	51	50	48	45	42	39	-23.1	-2.4	-4.5	-6.0	-6.4	-6.3
島根県	58	57	55	51	48	46	-21.9	-2.2	-4.5	-5.7	-5.8	-5.9
岡山県	207	203	195	186	176	167	-19.4	-1.9	-3.6	-4.8	-5.3	-5.5
広島県	330	322	310	293	274	257	-22.1	-2.2	-3.9	-5.5	-6.3	-6.5
山口県	153	147	138	129	120	111	-27.2	-4.3	-5.6	-6.7	-7.0	-7.2
徳島県	77	74	70	66	61	57	-26.4	-3.6	-5.4	-6.5	-6.9	-7.3
香川県	105	102	97	91	85	80	-24.6	-2.9	-5.0	-6.4	-6.5	-6.5
愛媛県	154	148	139	130	120	111	-27.8	-4.3	-5.8	-6.9	-7.3	-7.3
高知県	78	74	69	64	59	54	-30.1	-4.9	-6.4	-7.4	-7.8	-8.0
福岡県	569	561	543	517	488	457	-19.7	-1.4	-3.3	-4.7	-5.7	-6.3
佐賀県	80	78	75	71	67	64	-20.6	-2.5	-4.2	-5.1	-5.2	-5.4
長崎県	146	139	130	121	112	104	-28.8	-5.0	-6.3	-6.9	-7.1	-7.5
熊本県	181	176	169	161	152	143	-20.7	-2.5	-4.1	-5.0	-5.4	-5.7
大分県	123	120	116	110	104	98	-20.5	-2.2	-3.8	-4.9	-5.6	-5.8
宮崎県	123	118	112	105	99	92	-25.0	-4.0	-5.3	-6.0	-6.2	-6.4
鹿児島県	194	183	170	158	146	135	-30.5	-5.7	-6.9	-7.4	-7.5	-7.6
沖縄県	172	173	171	166	160	153	-11.4	0.6	-1.5	-3.0	-3.7	-4.3

注)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別世帯数の推移 [夫婦と子から成る世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	14 474	14 274	13 814	13 132	12 340	11 532	-20.3	-1.4	-3.2	-4.9	-6.0
北海道	587	566	537	502	465	428	-27.2	-3.6	-5.2	-6.5	-7.4	-8.0
東 北	824	801	772	726	678	631	-23.4	-2.8	-3.6	-5.9	-6.6	-6.9
関 東	5 209	5 224	5 126	4 920	4 636	4 328	-16.9	0.3	-1.9	-4.0	-5.8	-6.6
北関東	761	747	718	679	636	595	-21.9	-1.8	-3.9	-5.5	-6.2	-6.5
東京圏	4 448	4 477	4 408	4 241	4 000	3 733	-16.1	0.7	-1.5	-3.8	-5.7	-6.7
中 部	2 523	2 486	2 400	2 280	2 151	2 026	-19.7	-1.5	-3.5	-5.0	-5.6	-5.8
近 畿	2 530	2 471	2 372	2 242	2 097	1 953	-22.8	-2.3	-4.0	-5.5	-6.5	-6.9
中 国	799	779	746	704	661	619	-22.5	-2.5	-4.2	-5.6	-6.2	-6.3
四 国	414	398	376	350	325	302	-27.2	-3.9	-5.6	-6.8	-7.1	-7.2
九州・沖縄	1 588	1 549	1 485	1 408	1 327	1 246	-21.6	-2.5	-4.1	-5.2	-5.8	-6.1

注1)地域ブロックの区分は表2参照

注2)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

表7 都道府県別 家族類型別世帯数の推移 [ひとり親と子から成る世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	4 535	4 982	5 338	5 558	5 648	5 645	24.5	9.9	7.2	4.1	1.6
北海道	224	240	250	253	250	244	8.8	7.1	4.1	1.1	-1.1	-2.5
青森県	57	60	61	60	59	57	-0.2	4.6	1.8	-0.7	-2.4	-3.2
岩手県	47	50	52	52	51	50	5.7	5.2	3.2	0.2	-1.3	-1.6
宮城県	80	88	95	98	100	101	25.7	9.4	7.6	4.1	1.9	0.7
秋田県	38	39	39	39	38	37	-1.9	3.7	1.2	-1.3	-2.6	-2.8
山形県	33	36	37	37	37	37	11.0	6.3	3.6	1.1	-0.2	-0.2
福島県	69	73	77	78	77	76	10.4	5.3	6.6	0.4	-0.9	-1.1
茨城県	97	106	112	116	118	118	22.4	9.3	6.2	3.6	1.6	0.1
栃木県	65	71	76	79	80	80	23.1	9.6	6.4	3.4	1.6	0.4
群馬県	67	73	77	80	81	81	21.0	8.9	6.0	3.3	1.4	0.0
埼玉県	247	277	303	321	330	332	34.2	12.3	9.3	5.9	2.8	0.4
千葉県	206	230	251	265	271	271	31.3	11.5	8.9	5.6	2.4	-0.0
東京都	484	552	615	665	692	703	45.2	13.9	11.5	8.1	4.2	1.6
神奈川県	312	355	393	422	436	440	41.2	13.9	10.8	7.2	3.4	1.0
新潟県	75	80	84	87	88	88	17.3	7.6	5.1	2.7	0.9	0.1
富山県	32	35	37	38	39	39	19.9	8.1	5.6	3.1	1.6	0.2
石川県	35	39	41	43	44	44	23.6	9.1	6.5	3.7	2.0	0.5
福井県	22	24	25	26	26	26	18.1	7.9	5.3	2.5	1.1	0.3
山梨県	30	32	34	34	35	34	14.7	7.5	5.0	2.4	0.3	-1.1
長野県	67	72	76	78	79	78	16.9	7.9	5.3	2.7	0.7	-0.6
岐阜県	59	64	68	70	71	71	20.9	8.7	6.1	3.4	1.3	0.1
静岡県	120	130	139	143	145	145	21.0	9.1	6.4	3.5	1.2	-0.4
愛知県	229	258	283	300	309	313	36.5	12.6	9.4	6.1	3.2	1.3
三重県	57	62	65	67	68	68	19.9	8.6	5.9	3.1	1.2	-0.0
滋賀県	39	44	48	51	53	54	37.7	12.3	9.1	6.0	3.8	2.2
京都府	96	106	114	119	121	121	25.4	9.9	7.3	4.3	2.0	0.1
大阪府	366	404	433	450	454	447	22.2	10.3	7.3	4.0	0.8	-1.4
兵庫県	204	224	238	247	250	248	21.4	9.4	6.6	3.6	1.1	-0.6
奈良県	48	52	54	56	56	55	13.5	7.7	5.0	2.2	-0.1	-1.6
和歌山県	38	40	41	41	40	39	4.3	5.2	2.6	0.2	-1.2	-2.3
鳥取県	21	22	23	23	23	23	9.1	6.0	3.4	0.8	-0.5	-0.8
島根県	23	24	25	25	25	25	10.2	5.8	3.4	1.0	0.1	-0.4
岡山県	63	69	73	75	77	77	21.4	8.4	5.9	3.3	1.8	0.5
広島県	99	108	114	118	119	119	20.4	9.2	6.1	3.0	1.2	-0.2
山口県	54	57	59	59	59	58	6.5	5.7	3.0	0.5	-0.8	-1.9
徳島県	28	29	30	30	30	29	6.7	5.9	3.0	0.4	-1.0	-1.5
香川県	34	37	38	39	38	38	11.2	6.9	3.9	1.2	-0.2	-0.9
愛媛県	57	60	62	62	62	61	7.3	5.9	3.3	0.5	-0.8	-1.6
高知県	34	35	36	35	35	34	1.4	4.4	1.7	-0.7	-1.6	-2.3
福岡県	202	221	236	245	248	248	23.0	9.7	6.6	3.7	1.4	0.0
佐賀県	29	32	33	34	34	34	14.5	7.2	4.5	1.9	0.4	-0.1
長崎県	58	61	62	63	62	61	5.4	5.6	2.8	0.3	-1.2	-1.9
熊本県	66	70	74	75	75	75	14.5	7.3	4.5	1.9	0.3	-0.1
大分県	42	45	47	48	48	48	13.8	6.7	4.2	1.9	0.6	-0.1
宮崎県	45	48	50	50	50	50	11.2	6.7	3.7	1.2	-0.1	-0.6
鹿児島県	69	74	76	77	76	75	8.6	6.4	3.4	0.6	-0.8	-1.1
沖縄県	67	75	82	86	90	92	37.2	12.5	8.6	5.5	3.5	2.8

注)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別世帯数の推移 [ひとり親と子から成る世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	4 535	4 982	5 338	5 558	5 648	5 645	24.5	9.9	7.2	4.1	1.6
北海道	224	240	250	253	250	244	8.8	7.1	4.1	1.1	-1.1	-2.5
東 北	325	345	361	364	362	358	10.3	6.1	4.6	1.0	-0.6	-1.1
関 東	1 478	1 664	1 828	1 947	2 009	2 026	37.0	12.6	9.8	6.5	3.2	0.8
北関東	229	250	266	275	279	280	22.2	9.3	6.2	3.5	1.6	0.2
東京圏	1 249	1 414	1 562	1 672	1 730	1 746	39.7	13.2	10.5	7.0	3.4	0.9
中 部	726	797	852	887	903	906	24.8	9.7	7.0	4.1	1.8	0.3
近 畿	792	869	928	963	973	964	21.8	9.7	6.8	3.7	1.0	-0.9
中 国	260	280	294	301	303	302	16.0	7.7	5.0	2.2	0.7	-0.4
四 国	152	161	166	166	165	162	6.8	5.8	3.0	0.4	-0.9	-1.6
九州・沖縄	578	627	660	677	683	683	18.2	8.4	5.3	2.6	0.9	-0.0

注1)地域ブロックの区分は表2参照

注2)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない



表8 都道府県別 家族類型別世帯数の推移 [その他の一般世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全国	5 779	5 150	4 594	4 127	3 743	3 421	-40.8	-10.9	-10.8	-10.2	-9.3
北海道	185	160	137	119	106	96	-48.5	-13.9	-14.0	-13.0	-11.3	-9.9
青森県	96	84	72	63	55	49	-49.2	-12.8	-13.2	-13.1	-12.6	-11.6
岩手県	103	89	77	66	58	51	-51.0	-13.6	-13.6	-14.0	-13.3	-11.8
宮城県	147	131	118	107	98	90	-39.0	-11.0	-9.6	-9.4	-8.8	-8.2
秋田県	91	79	68	58	50	44	-51.9	-13.2	-14.3	-14.2	-13.7	-12.8
山形県	111	97	85	74	65	57	-48.4	-12.2	-12.9	-12.8	-12.4	-11.7
福島県	153	132	118	102	89	79	-48.4	-13.4	-11.1	-13.4	-12.6	-11.5
茨城県	179	159	141	126	113	103	-42.6	-11.2	-11.1	-10.7	-10.2	-9.4
栃木県	126	112	100	90	81	74	-41.2	-10.9	-10.7	-10.2	-9.6	-9.0
群馬県	108	96	86	78	70	64	-40.5	-10.7	-10.7	-9.9	-9.2	-8.9
埼玉県	264	242	223	206	191	177	-33.0	-8.5	-8.0	-7.5	-7.1	-7.4
千葉県	243	219	199	182	167	153	-37.0	-9.8	-9.1	-8.6	-8.3	-8.3
東京都	362	325	295	274	258	245	-32.4	-10.2	-9.2	-7.3	-5.8	-5.2
神奈川県	262	240	220	204	191	180	-31.5	-8.6	-8.2	-7.2	-6.3	-6.1
新潟県	185	165	146	129	115	103	-44.4	-11.0	-11.5	-11.5	-11.1	-10.3
富山県	84	75	67	59	53	48	-42.9	-10.4	-11.3	-11.0	-10.5	-10.0
石川県	71	64	57	52	47	43	-40.0	-10.2	-10.6	-9.9	-9.3	-8.6
福井県	64	58	51	46	41	37	-42.1	-10.0	-10.9	-10.8	-10.4	-9.7
山梨県	48	43	37	33	30	27	-44.3	-11.7	-12.0	-11.5	-10.6	-9.5
長野県	140	124	109	97	87	78	-44.0	-11.4	-11.8	-11.3	-10.5	-9.8
岐阜県	140	125	111	99	89	81	-42.0	-10.7	-10.8	-10.5	-10.1	-9.5
静岡県	234	211	189	169	153	139	-40.9	-10.1	-10.5	-10.2	-9.8	-9.3
愛知県	321	296	272	252	235	220	-31.7	-8.0	-7.9	-7.4	-6.9	-6.5
三重県	101	89	79	70	63	58	-43.0	-11.6	-11.6	-11.0	-10.0	-9.0
滋賀県	78	71	65	59	55	51	-34.0	-8.7	-8.8	-8.0	-7.4	-7.0
京都府	99	88	79	71	65	60	-39.5	-10.7	-10.7	-9.7	-8.7	-8.1
大阪府	256	228	205	186	170	156	-39.1	-10.9	-10.3	-9.3	-8.6	-8.1
兵庫県	205	183	162	146	132	121	-41.1	-11.1	-11.1	-10.2	-9.2	-8.5
奈良県	64	56	50	44	40	36	-44.1	-12.1	-11.7	-10.7	-10.3	-10.1
和歌山県	49	42	36	31	27	24	-49.7	-14.1	-14.2	-13.3	-12.0	-10.6
鳥取県	44	39	34	29	26	23	-47.4	-12.4	-12.8	-12.5	-11.7	-10.7
島根県	54	47	41	35	30	27	-50.6	-13.3	-14.0	-13.9	-13.0	-11.6
岡山県	102	90	80	71	64	59	-42.4	-11.4	-11.6	-10.7	-9.8	-8.7
広島県	111	99	88	79	72	66	-40.1	-10.6	-11.1	-10.1	-8.8	-8.1
山口県	63	54	47	41	36	33	-47.8	-13.1	-13.8	-13.0	-11.2	-9.9
徳島県	47	41	35	31	27	24	-48.6	-13.0	-13.6	-12.9	-11.8	-10.9
香川県	52	46	40	35	32	29	-44.4	-11.7	-12.3	-11.3	-10.3	-9.7
愛媛県	62	53	45	39	35	31	-49.6	-13.9	-14.4	-13.7	-11.8	-10.1
高知県	33	29	24	21	18	16	-52.2	-14.3	-15.1	-14.8	-13.2	-11.3
福岡県	204	184	166	151	138	128	-37.4	-9.9	-10.0	-9.1	-8.1	-7.5
佐賀県	59	52	47	42	38	34	-42.1	-10.9	-10.9	-10.6	-10.1	-9.4
長崎県	69	60	52	45	40	35	-48.7	-13.2	-13.4	-13.0	-12.1	-10.9
熊本県	106	94	82	73	65	59	-44.9	-11.9	-12.0	-11.7	-10.8	-9.6
大分県	59	51	44	39	34	31	-47.2	-13.4	-13.6	-12.7	-11.0	-9.3
宮崎県	46	40	35	30	27	24	-48.0	-12.9	-13.6	-13.3	-11.7	-9.8
鹿児島県	47	41	35	31	27	24	-47.8	-12.8	-13.3	-13.1	-11.8	-9.7
沖縄県	52	49	45	42	39	37	-28.4	-6.9	-7.1	-7.1	-6.2	-5.0

注)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別世帯数の推移 [その他の一般世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全国	5 779	5 150	4 594	4 127	3 743	3 421	-40.8	-10.9	-10.8	-10.2	-9.3
北海道	185	160	137	119	106	96	-48.5	-13.9	-14.0	-13.0	-11.3	-9.9
東北	701	612	538	470	414	369	-47.4	-12.6	-12.1	-12.6	-11.9	-11.0
関東	1 544	1 393	1 264	1 160	1 072	995	-35.5	-9.8	-9.3	-8.3	-7.5	-7.2
北関東	413	368	328	294	265	241	-41.6	-11.0	-10.9	-10.3	-9.7	-9.1
東京圏	1 131	1 026	937	866	807	754	-33.3	-9.3	-8.7	-7.6	-6.8	-6.6
中部	1 389	1 249	1 119	1 007	913	832	-40.1	-10.1	-10.4	-10.0	-9.4	-8.8
近畿	751	668	596	537	489	448	-40.3	-11.0	-10.8	-9.8	-9.0	-8.4
中国	374	330	289	256	229	208	-44.4	-11.8	-12.3	-11.6	-10.4	-9.3
四国	193	168	145	126	111	100	-48.4	-13.2	-13.8	-13.0	-11.6	-10.4
九州・沖縄	643	571	506	452	408	373	-42.0	-11.2	-11.3	-10.8	-9.7	-8.6

注1)地域ブロックの区分は表2参照

注2)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

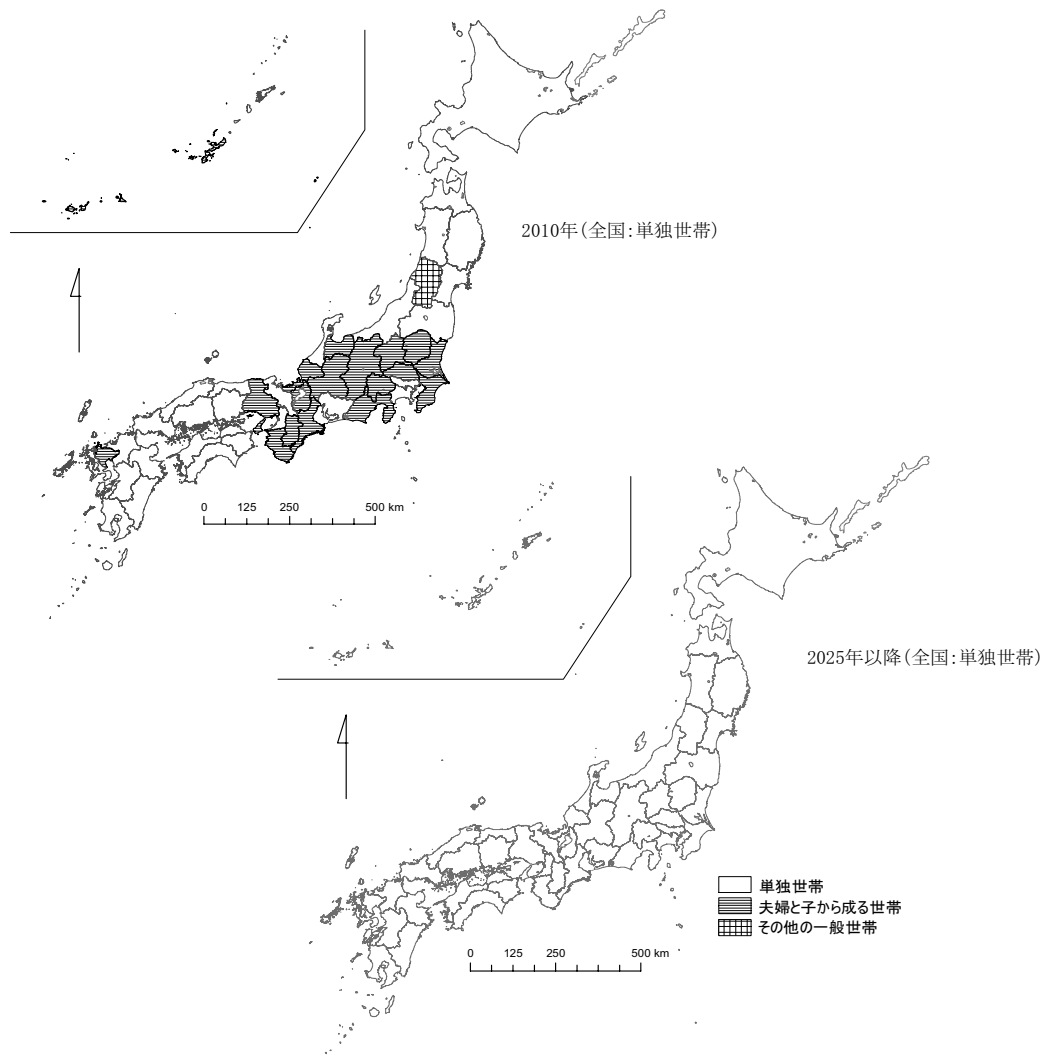


図5 最大の家族類型別割合をもつ家族類型の推移(上:2010年 下:2025年以降)

表9 家族類型別割合の順位別都道府県数

家族類型	2010年(実績値)						2015年						
	全国における順位	順位別都道府県数					全国における順位	順位別都道府県数					
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位	
単独世帯	1	28	19	0	0	0	1	37	10	0	0	0	0
夫婦のみの世帯	3	0	0	36	11	0	3	0	1	43	3	0	0
夫婦と子から成る世帯	2	18	27	2	0	0	2	9	36	2	0	0	0
ひとり親と子から成る世帯	5	0	0	0	7	40	4	0	0	0	17	30	0
その他の一般世帯	4	1	1	9	29	7	5	1	0	2	27	17	0

家族類型	2020年						2025年						
	全国における順位	順位別都道府県数					全国における順位	順位別都道府県数					
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位	
単独世帯	1	45	2	0	0	0	1	47	0	0	0	0	0
夫婦のみの世帯	3	0	5	41	1	0	3	0	8	39	0	0	0
夫婦と子から成る世帯	2	2	39	6	0	0	2	0	39	8	0	0	0
ひとり親と子から成る世帯	4	0	0	0	21	26	4	0	0	0	26	21	0
その他の一般世帯	5	0	1	0	25	21	5	0	0	0	21	26	0

家族類型	2030年						2035年						
	全国における順位	順位別都道府県数					全国における順位	順位別都道府県数					
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位	
単独世帯	1	47	0	0	0	0	1	47	0	0	0	0	0
夫婦のみの世帯	3	0	11	36	0	0	3	0	15	32	0	0	0
夫婦と子から成る世帯	2	0	36	11	0	0	2	0	32	15	0	0	0
ひとり親と子から成る世帯	4	0	0	0	31	16	4	0	0	0	35	12	0
その他の一般世帯	5	0	0	0	16	31	5	0	0	0	12	35	0

表10 都道府県別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [2010年, 2015年]

都道府県	2010年					2015年				
	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 から成る 世帯	ひとり親と子 から成る 世帯	その他の 一般世帯	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 から成る 世帯	ひとり親と子 から成る 世帯	その他の 一般世帯
全 国	32.4	19.8	27.9	8.7	11.1	33.3	20.5	27.0	9.4	9.7
北海道	34.8	23.9	24.3	9.3	7.7	35.9	24.4	23.3	9.9	6.6
青森県	27.6	18.6	23.9	11.2	18.7	29.0	19.5	23.1	11.8	16.5
岩手県	27.4	18.2	23.1	9.8	21.4	28.7	19.2	22.7	10.5	18.8
宮城県	31.2	17.4	26.1	8.9	16.3	32.0	18.4	25.6	9.7	14.4
秋田県	24.6	20.1	22.4	9.6	23.3	26.0	21.1	21.9	10.3	20.8
山形県	23.2	17.1	22.6	8.6	28.5	24.5	18.4	22.4	9.3	25.4
福島県	26.2	17.9	25.1	9.6	21.3	27.3	19.2	24.5	10.3	18.7
茨城県	25.7	19.5	29.4	8.9	16.5	26.9	20.6	28.5	9.6	14.4
栃木県	27.3	18.4	28.5	8.8	16.9	28.4	19.5	27.8	9.5	14.9
群馬県	26.2	20.2	30.4	8.9	14.3	27.5	21.1	29.3	9.5	12.6
埼玉県	28.4	20.1	33.4	8.7	9.3	29.6	20.9	31.9	9.4	8.2
千葉県	30.3	20.8	31.1	8.2	9.7	31.2	21.6	29.7	8.9	8.5
東京都	45.8	17.1	23.9	7.6	5.7	45.5	17.7	23.6	8.3	4.9
神奈川県	33.8	20.1	31.2	8.1	6.8	34.4	20.8	30.0	8.9	6.0
新潟県	25.7	18.2	25.1	8.9	22.1	26.9	19.3	24.6	9.6	19.7
富山県	24.2	18.9	26.6	8.5	21.9	25.4	19.9	26.0	9.1	19.6
石川県	29.6	19.3	26.9	8.0	16.2	30.5	20.2	26.3	8.7	14.4
福井県	24.5	18.1	26.0	8.0	23.3	25.8	19.2	25.4	8.6	20.9
山梨県	27.5	20.1	28.5	9.1	14.7	28.8	21.1	27.4	9.8	13.0
長野県	25.7	21.0	27.2	8.4	17.6	26.9	21.9	26.5	9.1	15.6
岐阜県	23.6	20.1	29.2	8.0	19.0	25.1	21.1	28.3	8.7	16.9
静岡県	26.8	19.6	28.3	8.6	16.8	27.9	20.6	27.4	9.2	14.9
愛知県	31.5	19.0	30.6	7.8	11.0	32.3	19.7	29.6	8.5	9.8
三重県	26.9	21.7	29.0	8.1	14.4	28.3	22.3	28.1	8.7	12.6
滋賀県	27.2	18.7	31.5	7.6	15.0	28.3	19.7	30.4	8.3	13.3
京都府	35.8	19.3	27.5	8.6	8.8	36.4	20.1	26.5	9.3	7.7
大阪府	35.8	19.4	28.6	9.6	6.7	36.8	19.9	27.2	10.3	5.8
兵庫県	30.2	21.1	30.5	9.1	9.1	31.7	21.7	29.0	9.7	7.9
奈良県	23.7	22.4	32.5	9.2	12.2	25.5	23.2	30.8	9.9	10.7
和歌山県	27.4	22.8	27.8	9.6	12.4	29.2	23.3	26.6	10.2	10.7
鳥取県	27.0	18.0	24.2	9.9	20.8	28.2	19.1	23.8	10.6	18.4
島根県	27.6	20.5	22.4	8.7	20.9	28.8	21.4	22.2	9.3	18.4
岡山県	30.0	20.5	27.5	8.4	13.6	31.1	21.2	26.7	9.1	11.9
広島県	32.8	21.7	27.9	8.4	9.4	33.8	22.2	26.8	9.0	8.2
山口県	30.6	24.1	25.7	9.1	10.5	31.9	24.3	24.8	9.7	9.2
徳島県	29.0	20.8	25.6	9.1	15.5	30.2	21.6	24.9	9.8	13.5
香川県	28.8	22.0	27.1	8.8	13.3	30.0	22.8	26.2	9.4	11.7
愛媛県	31.0	22.9	26.2	9.6	10.4	32.2	23.3	25.2	10.2	9.0
高知県	33.8	21.2	24.2	10.5	10.4	35.0	21.7	23.2	11.1	9.0
福岡県	35.0	18.8	27.0	9.6	9.7	35.7	19.5	26.0	10.3	8.5
佐賀県	24.7	18.1	27.2	10.0	20.0	26.0	19.1	26.4	10.7	17.7
長崎県	29.4	21.7	26.2	10.3	12.4	30.8	22.4	25.0	11.0	10.8
熊本県	28.8	19.8	26.3	9.6	15.5	30.0	20.6	25.6	10.2	13.6
大分県	30.9	22.4	25.6	8.8	12.3	32.1	22.9	25.0	9.4	10.6
宮崎県	29.8	23.6	26.8	9.8	10.1	31.2	24.0	25.7	10.4	8.8
鹿児島県	33.4	23.9	26.7	9.5	6.4	34.6	24.3	25.3	10.2	5.6
沖縄県	29.4	14.5	33.2	12.9	10.0	30.5	15.4	31.5	13.7	8.8

注) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [2010年, 2015年]

地域 ブロック	2010年					2015年				
	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 から成る 世帯	ひとり親と子 から成る 世帯	その他の 一般世帯	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 から成る 世帯	ひとり親と子 から成る 世帯	その他の 一般世帯
全 国	32.4	19.8	27.9	8.7	11.1	33.3	20.5	27.0	9.4	9.7
北海道	34.8	23.9	24.3	9.3	7.7	35.9	24.4	23.3	9.9	6.6
東 北	27.4	18.1	24.3	9.6	20.7	28.5	19.2	23.8	10.3	18.2
関 東	35.6	19.0	28.7	8.1	8.5	36.2	19.8	27.8	8.9	7.4
北関東	26.3	19.4	29.4	8.9	16.0	27.5	20.4	28.5	9.5	14.0
東京圏	37.2	18.9	28.6	8.0	7.3	37.6	19.7	27.7	8.7	6.3
中 部	27.9	19.5	28.6	8.2	15.7	29.0	20.4	27.8	8.9	13.9
近 畿	32.7	20.1	29.3	9.2	8.7	33.9	20.7	28.0	9.8	7.6
中 国	30.8	21.5	26.6	8.7	12.4	31.9	22.1	25.8	9.3	10.9
四 国	30.6	21.9	25.9	9.5	12.1	31.9	22.6	25.0	10.1	10.5
九州・沖縄	31.7	20.1	27.2	9.9	11.0	32.8	20.7	26.2	10.6	9.7

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

表11 都道府県別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [2020年, 2025年]

都道府県	2020年					2025年				
	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
全 国	34.4	20.8	26.0	10.1	8.7	35.6	20.9	25.0	10.6	7.9
北海道	37.0	24.3	22.4	10.4	5.7	38.2	24.1	21.6	10.9	5.1
青森県	30.4	20.2	22.3	12.4	14.7	31.7	20.7	21.5	12.8	13.3
岩手県	30.0	19.9	22.3	11.1	16.7	31.2	20.5	21.8	11.6	14.9
宮城県	32.6	19.2	25.0	10.3	12.9	33.6	19.7	24.1	10.9	11.8
秋田県	27.5	21.8	21.4	10.8	18.5	28.9	22.4	20.7	11.2	16.8
山形県	25.9	19.5	22.0	9.9	22.6	27.3	20.5	21.5	10.3	20.4
福島県	28.5	20.1	23.9	10.9	16.6	29.9	20.8	23.1	11.3	14.8
茨城県	28.3	21.2	27.5	10.2	12.8	29.6	21.6	26.5	10.7	11.6
栃木県	29.6	20.2	26.8	10.1	13.3	31.0	20.8	25.6	10.6	12.1
群馬県	28.9	21.6	28.0	10.2	11.3	30.3	21.9	26.8	10.7	10.4
埼玉県	30.9	21.1	30.4	10.2	7.5	32.2	21.2	28.9	10.8	6.9
千葉県	32.5	21.9	28.4	9.6	7.6	33.7	22.0	27.0	10.2	7.0
東京都	45.3	17.9	23.3	9.1	4.3	45.4	18.0	22.8	9.8	4.0
神奈川県	35.2	21.0	28.8	9.6	5.4	36.1	21.1	27.6	10.3	5.0
新潟県	28.2	20.0	23.9	10.2	17.6	29.5	20.7	23.1	10.7	16.0
富山県	27.0	20.5	25.2	9.8	17.5	28.6	20.9	24.2	10.3	16.0
石川県	31.8	20.7	25.5	9.2	12.9	33.0	21.0	24.6	9.7	11.7
福井県	27.3	20.0	24.7	9.2	18.8	28.6	20.6	24.0	9.6	17.1
山梨県	30.2	21.7	26.3	10.3	11.5	31.3	22.1	25.3	10.8	10.4
長野県	28.4	22.4	25.5	9.7	14.0	29.8	22.7	24.4	10.2	12.7
岐阜県	26.7	21.5	27.2	9.3	15.2	28.2	21.8	26.2	9.8	13.9
静岡県	29.2	21.2	26.3	9.9	13.4	30.6	21.6	25.2	10.4	12.3
愛知県	33.4	19.9	28.6	9.2	8.8	34.6	20.1	27.5	9.7	8.2
三重県	29.8	22.6	27.1	9.3	11.2	31.2	22.7	26.2	9.7	10.2
滋賀県	29.6	20.2	29.4	8.9	11.9	31.0	20.4	28.2	9.4	10.9
京都府	37.4	20.3	25.6	9.9	6.9	38.4	20.4	24.6	10.4	6.3
大阪府	38.1	19.9	25.9	10.9	5.2	39.3	19.8	24.7	11.5	4.7
兵庫県	33.2	21.8	27.7	10.3	7.0	34.6	21.8	26.4	10.8	6.4
奈良県	27.3	23.4	29.3	10.4	9.5	29.1	23.3	28.0	10.9	8.7
和歌山県	31.0	23.5	25.4	10.7	9.4	32.5	23.4	24.5	11.1	8.5
鳥取県	29.5	19.8	23.3	11.2	16.3	30.8	20.3	22.6	11.6	14.8
島根県	30.1	21.9	21.8	9.9	16.3	31.3	22.2	21.4	10.4	14.6
岡山県	32.4	21.4	25.9	9.7	10.6	33.6	21.5	25.1	10.2	9.6
広島県	35.0	22.3	25.8	9.5	7.3	36.2	22.3	24.8	10.0	6.7
山口県	33.4	24.2	24.0	10.3	8.1	34.8	23.9	23.3	10.7	7.4
徳島県	31.6	22.1	24.1	10.3	12.0	32.9	22.3	23.3	10.7	10.8
香川県	31.5	23.1	25.2	9.9	10.4	32.9	23.3	24.2	10.2	9.4
愛媛県	33.7	23.4	24.2	10.8	7.9	35.0	23.4	23.3	11.2	7.0
高知県	36.2	21.9	22.4	11.6	7.9	37.4	22.0	21.6	12.0	7.0
福岡県	36.6	19.9	25.0	10.9	7.6	37.6	20.0	24.0	11.4	7.0
佐賀県	27.5	19.7	25.5	11.3	16.0	28.8	20.2	24.7	11.7	14.6
長崎県	32.2	22.7	24.0	11.5	9.6	33.5	22.9	23.1	12.0	8.6
熊本県	31.3	21.0	24.8	10.8	12.1	32.5	21.2	24.1	11.3	10.9
大分県	33.3	23.1	24.4	9.9	9.3	34.5	23.1	23.7	10.3	8.3
宮崎県	32.6	24.1	24.7	11.0	7.7	34.0	23.9	23.8	11.4	6.8
鹿児島県	35.9	24.3	24.1	10.8	5.0	37.1	24.1	23.1	11.3	4.5
沖縄県	31.7	16.0	30.0	14.4	7.9	32.9	16.4	28.5	14.9	7.2

注) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [2020年, 2025年]

地域ブロック	2020年					2025年				
	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
全 国	34.4	20.8	26.0	10.1	8.7	35.6	20.9	25.0	10.6	7.9
北海道	37.0	24.3	22.4	10.4	5.7	38.2	24.1	21.6	10.9	5.1
東 北	29.7	20.0	23.2	10.9	16.2	31.0	20.6	22.5	11.3	14.6
関 東	36.9	20.0	26.9	9.6	6.6	37.7	20.2	25.8	10.2	6.1
北関東	28.8	21.0	27.5	10.2	12.5	30.2	21.4	26.3	10.7	11.4
東京圏	38.2	19.9	26.8	9.5	5.7	38.9	20.0	25.7	10.1	5.3
中 部	30.4	20.8	26.8	9.5	12.5	31.7	21.1	25.8	10.0	11.4
近 畿	35.3	20.8	26.7	10.5	6.7	36.6	20.8	25.6	11.0	6.1
中 国	33.2	22.3	25.0	9.9	9.7	34.5	22.3	24.2	10.3	8.8
四 国	33.2	22.8	24.1	10.6	9.3	34.6	22.9	23.2	11.0	8.3
九州・沖縄	34.0	21.0	25.2	11.2	8.6	35.2	21.1	24.3	11.7	7.8

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

表12 都道府県別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [2030年, 2035年]

(%)

都道府県	2030年					2035年				
	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
全 国	36.5	21.0	24.1	11.0	7.3	37.2	21.2	23.3	11.4	6.9
北海道	39.2	23.9	20.9	11.2	4.8	39.8	23.7	20.3	11.6	4.5
青森県	32.7	21.1	20.9	13.1	12.3	33.5	21.2	20.3	13.5	11.5
岩手県	32.3	20.9	21.3	12.0	13.5	33.0	21.1	20.9	12.4	12.5
宮城県	34.5	20.1	23.2	11.3	11.0	35.1	20.6	22.3	11.6	10.3
秋田県	30.1	22.8	20.2	11.6	15.3	31.0	22.9	19.7	12.0	14.3
山形県	28.4	21.2	21.1	10.7	18.6	29.4	21.7	20.7	11.1	17.1
福島県	31.1	21.4	22.4	11.7	13.5	32.0	21.7	21.7	12.1	12.5
茨城県	30.8	21.9	25.5	11.1	10.7	31.6	22.2	24.7	11.5	10.0
栃木県	32.1	21.2	24.5	11.0	11.2	33.0	21.6	23.6	11.4	10.5
群馬県	31.4	22.2	25.7	11.1	9.7	32.3	22.3	24.8	11.5	9.1
埼玉県	33.3	21.3	27.5	11.3	6.5	34.2	21.6	26.3	11.7	6.2
千葉県	34.9	22.1	25.7	10.7	6.6	35.7	22.3	24.6	11.1	6.3
東京都	45.8	18.3	21.9	10.3	3.8	46.0	18.7	21.0	10.6	3.7
神奈川県	37.0	21.3	26.3	10.7	4.7	37.7	21.6	25.1	11.1	4.5
新潟県	30.7	21.1	22.4	11.2	14.7	31.5	21.5	21.7	11.6	13.7
富山県	29.7	21.2	23.6	10.8	14.7	30.4	21.5	23.1	11.2	13.8
石川県	33.9	21.2	23.9	10.1	10.9	34.5	21.3	23.4	10.5	10.3
福井県	29.8	21.0	23.4	10.0	15.8	30.6	21.3	23.0	10.3	14.7
山梨県	32.3	22.5	24.4	11.2	9.6	33.1	22.6	23.6	11.6	9.1
長野県	30.9	23.0	23.6	10.7	11.8	31.7	23.1	23.0	11.1	11.1
岐阜県	29.4	22.1	25.4	10.3	12.9	30.4	22.3	24.6	10.6	12.0
静岡県	31.8	21.9	24.2	10.8	11.4	32.6	22.3	23.4	11.1	10.7
愛知県	35.5	20.3	26.4	10.1	7.7	36.2	20.6	25.4	10.4	7.3
三重県	32.4	22.8	25.3	10.1	9.4	33.2	22.9	24.6	10.4	8.8
滋賀県	32.2	20.7	27.2	9.8	10.2	33.1	21.0	26.3	10.1	9.6
京都府	39.2	20.3	23.7	10.9	5.9	39.8	20.4	22.9	11.3	5.6
大阪府	40.2	19.8	23.7	11.9	4.4	40.8	19.9	22.9	12.2	4.2
兵庫県	35.8	21.7	25.4	11.2	5.9	36.7	21.7	24.5	11.5	5.6
奈良県	30.5	23.1	27.0	11.3	8.1	31.6	23.0	26.1	11.6	7.6
和歌山県	33.8	23.3	23.7	11.5	7.8	34.7	23.0	23.1	11.9	7.4
鳥取県	31.9	20.6	22.0	12.0	13.5	32.8	20.7	21.5	12.4	12.6
島根県	32.4	22.3	21.1	10.9	13.3	33.1	22.2	20.9	11.4	12.4
岡山県	34.6	21.5	24.4	10.6	8.9	35.2	21.5	23.9	11.0	8.4
広島県	37.3	22.1	23.9	10.4	6.3	38.0	21.9	23.3	10.8	6.0
山口県	35.8	23.5	22.7	11.2	6.9	36.5	23.0	22.4	11.6	6.6
徳島県	34.1	22.3	22.7	11.1	9.9	34.9	22.2	22.1	11.5	9.3
香川県	34.1	23.2	23.4	10.6	8.7	34.8	23.1	22.8	11.0	8.3
愛媛県	36.2	23.2	22.6	11.6	6.5	36.9	22.8	22.1	12.0	6.1
高知県	38.3	21.9	20.9	12.4	6.4	39.0	21.6	20.5	12.9	6.0
福岡県	38.5	20.1	23.1	11.8	6.6	39.1	20.1	22.3	12.1	6.2
佐賀県	30.0	20.4	24.1	12.1	13.4	30.9	20.5	23.5	12.5	12.6
長崎県	34.6	22.8	22.4	12.3	7.9	35.4	22.6	21.9	12.8	7.4
熊本県	33.7	21.3	23.5	11.6	10.0	34.5	21.2	22.9	12.0	9.4
大分県	35.6	22.8	23.2	10.7	7.7	36.3	22.6	22.7	11.2	7.3
宮崎県	35.3	23.5	23.1	11.8	6.3	36.2	23.0	22.6	12.2	5.9
鹿児島県	38.2	23.7	22.3	11.6	4.1	39.2	23.1	21.7	12.1	3.9
沖縄県	34.0	16.9	27.2	15.3	6.7	34.8	17.2	26.0	15.7	6.4

注) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [2030年, 2035年]

(%)

地域ブロック	2030年					2035年				
	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
全 国	36.5	21.0	24.1	11.0	7.3	37.2	21.2	23.3	11.4	6.9
北海道	39.2	23.9	20.9	11.2	4.8	39.8	23.7	20.3	11.6	4.5
東 北	32.1	21.0	21.9	11.7	13.4	32.9	21.3	21.3	12.1	12.4
関 東	38.5	20.4	24.7	10.7	5.7	39.1	20.7	23.6	11.1	5.4
北関東	31.3	21.8	25.3	11.1	10.5	32.2	22.0	24.4	11.5	9.9
東京圏	39.6	20.2	24.6	10.6	5.0	40.2	20.5	23.5	11.0	4.8
中 部	32.8	21.4	24.9	10.4	10.5	33.6	21.6	24.1	10.8	9.9
近 畿	37.6	20.8	24.5	11.4	5.7	38.3	20.8	23.7	11.7	5.4
中 国	35.5	22.1	23.5	10.7	8.1	36.3	22.0	22.9	11.2	7.7
四 国	35.7	22.8	22.5	11.4	7.7	36.4	22.6	22.0	11.8	7.3
九州・沖縄	36.2	21.0	23.5	12.1	7.2	37.0	20.9	22.8	12.5	6.8

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

表13 都道府県別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [単独世帯, 夫婦のみの世帯]

都道府県	単独世帯 (%)						夫婦のみの世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	32.4	33.3	34.4	35.6	36.5	37.2	19.8	20.5	20.8	20.9	21.0	21.2
北海道	34.8	35.9	37.0	38.2	39.2	39.8	23.9	24.4	24.3	24.1	23.9	23.7
青森県	27.6	29.0	30.4	31.7	32.7	33.5	18.6	19.5	20.2	20.7	21.1	21.2
岩手県	27.4	28.7	30.0	31.2	32.3	33.0	18.2	19.2	19.9	20.5	20.9	21.1
宮城県	31.2	32.0	32.6	33.6	34.5	35.1	17.4	18.4	19.2	19.7	20.1	20.6
秋田県	24.6	26.0	27.5	28.9	30.1	31.0	20.1	21.1	21.8	22.4	22.8	22.9
山形県	23.2	24.5	25.9	27.3	28.4	29.4	17.1	18.4	19.5	20.5	21.2	21.7
福島県	26.2	27.3	28.5	29.9	31.1	32.0	17.9	19.2	20.1	20.8	21.4	21.7
茨城県	25.7	26.9	28.3	29.6	30.8	31.6	19.5	20.6	21.2	21.6	21.9	22.2
栃木県	27.3	28.4	29.6	31.0	32.1	33.0	18.4	19.5	20.2	20.8	21.2	21.6
群馬県	26.2	27.5	28.9	30.3	31.4	32.3	20.2	21.1	21.6	21.9	22.2	22.3
埼玉県	28.4	29.6	30.9	32.2	33.3	34.2	20.1	20.9	21.1	21.2	21.3	21.6
千葉県	30.3	31.2	32.5	33.7	34.9	35.7	20.8	21.6	21.9	22.0	22.1	22.3
東京都	45.8	45.5	45.3	45.4	45.8	46.0	17.1	17.7	17.9	18.0	18.3	18.7
神奈川県	33.8	34.4	35.2	36.1	37.0	37.7	20.1	20.8	21.0	21.1	21.3	21.6
新潟県	25.7	26.9	28.2	29.5	30.7	31.5	18.2	19.3	20.0	20.7	21.1	21.5
富山県	24.2	25.4	27.0	28.6	29.7	30.4	18.9	19.9	20.5	20.9	21.2	21.5
石川県	29.6	30.5	31.8	33.0	33.9	34.5	19.3	20.2	20.7	21.0	21.2	21.3
福井県	24.5	25.8	27.3	28.6	29.8	30.6	18.1	19.2	20.0	20.6	21.0	21.3
山梨県	27.5	28.8	30.2	31.3	32.3	33.1	20.1	21.1	21.7	22.1	22.5	22.6
長野県	25.7	26.9	28.4	29.8	30.9	31.7	21.0	21.9	22.4	22.7	23.0	23.1
岐阜県	23.6	25.1	26.7	28.2	29.4	30.4	20.1	21.1	21.5	21.8	22.1	22.3
静岡県	26.8	27.9	29.2	30.6	31.8	32.6	19.6	20.6	21.2	21.6	21.9	22.3
愛知県	31.5	32.3	33.4	34.6	35.5	36.2	19.0	19.7	19.9	20.1	20.3	20.6
三重県	26.9	28.3	29.8	31.2	32.4	33.2	21.7	22.3	22.6	22.7	22.8	22.9
滋賀県	27.2	28.3	29.6	31.0	32.2	33.1	18.7	19.7	20.2	20.4	20.7	21.0
京都府	35.8	36.4	37.4	38.4	39.2	39.8	19.3	20.1	20.3	20.4	20.3	20.4
大阪府	35.8	36.8	38.1	39.3	40.2	40.8	19.4	19.9	19.9	19.8	19.8	19.9
兵庫県	30.2	31.7	33.2	34.6	35.8	36.7	21.1	21.7	21.8	21.8	21.7	21.7
奈良県	23.7	25.5	27.3	29.1	30.5	31.6	22.4	23.2	23.4	23.3	23.1	23.0
和歌山県	27.4	29.2	31.0	32.5	33.8	34.7	22.8	23.3	23.5	23.4	23.3	23.0
鳥取県	27.0	28.2	29.5	30.8	31.9	32.8	18.0	19.1	19.8	20.3	20.6	20.7
島根県	27.6	28.8	30.1	31.3	32.4	33.1	20.5	21.4	21.9	22.2	22.3	22.2
岡山県	30.0	31.1	32.4	33.6	34.6	35.2	20.5	21.2	21.4	21.5	21.5	21.5
広島県	32.8	33.8	35.0	36.2	37.3	38.0	21.7	22.2	22.3	22.3	22.1	21.9
山口県	30.6	31.9	33.4	34.8	35.8	36.5	24.1	24.3	24.2	23.9	23.5	23.0
徳島県	29.0	30.2	31.6	32.9	34.1	34.9	20.8	21.6	22.1	22.3	22.3	22.2
香川県	28.8	30.0	31.5	32.9	34.1	34.8	22.0	22.8	23.1	23.3	23.2	23.1
愛媛県	31.0	32.2	33.7	35.0	36.2	36.9	22.9	23.3	23.4	23.4	23.2	22.8
高知県	33.8	35.0	36.2	37.4	38.3	39.0	21.2	21.7	21.9	22.0	21.9	21.6
福岡県	35.0	35.7	36.6	37.6	38.5	39.1	18.8	19.5	19.9	20.0	20.1	20.1
佐賀県	24.7	26.0	27.5	28.8	30.0	30.9	18.1	19.1	19.7	20.2	20.4	20.5
長崎県	29.4	30.8	32.2	33.5	34.6	35.4	21.7	22.4	22.7	22.9	22.8	22.6
熊本県	28.8	30.0	31.3	32.5	33.7	34.5	19.8	20.6	21.0	21.2	21.3	21.2
大分県	30.9	32.1	33.3	34.5	35.6	36.3	22.4	22.9	23.1	23.1	22.8	22.6
宮崎県	29.8	31.2	32.6	34.0	35.3	36.2	23.6	24.0	24.1	23.9	23.5	23.0
鹿児島県	33.4	34.6	35.9	37.1	38.2	39.2	23.9	24.3	24.3	24.1	23.7	23.1
沖縄県	29.4	30.5	31.7	32.9	34.0	34.8	14.5	15.4	16.0	16.4	16.9	17.2

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [単独世帯, 夫婦のみの世帯]

地域 ブロック	単独世帯 (%)						夫婦のみの世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	32.4	33.3	34.4	35.6	36.5	37.2	19.8	20.5	20.8	20.9	21.0	21.2
北海道	34.8	35.9	37.0	38.2	39.2	39.8	23.9	24.4	24.3	24.1	23.9	23.7
東 北	27.4	28.5	29.7	31.0	32.1	32.9	18.1	19.2	20.0	20.6	21.0	21.3
関 東	35.6	36.2	36.9	37.7	38.5	39.1	19.0	19.8	20.0	20.2	20.4	20.7
北関東	26.3	27.5	28.8	30.2	31.3	32.2	19.4	20.4	21.0	21.4	21.8	22.0
東京圏	37.2	37.6	38.2	38.9	39.6	40.2	18.9	19.7	19.9	20.0	20.2	20.5
中 部	27.9	29.0	30.4	31.7	32.8	33.6	19.5	20.4	20.8	21.1	21.4	21.6
近 畿	32.7	33.9	35.3	36.6	37.6	38.3	20.1	20.7	20.8	20.8	20.8	20.8
中 国	30.8	31.9	33.2	34.5	35.5	36.3	21.5	22.1	22.3	22.3	22.1	22.0
四 国	30.6	31.9	33.2	34.6	35.7	36.4	21.9	22.6	22.8	22.9	22.8	22.6
九州・沖縄	31.7	32.8	34.0	35.2	36.2	37.0	20.1	20.7	21.0	21.1	21.0	20.9

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない



表14 都道府県別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [夫婦と子から成る世帯, ひとり親と子から成る世帯]

都道府県	夫婦と子から成る世帯 (%)						ひとり親と子から成る世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	27.9	27.0	26.0	25.0	24.1	23.3	8.7	9.4	10.1	10.6	11.0	11.4
北海道	24.3	23.3	22.4	21.6	20.9	20.3	9.3	9.9	10.4	10.9	11.2	11.6
青森県	23.9	23.1	22.3	21.5	20.9	20.3	11.2	11.8	12.4	12.8	13.1	13.5
岩手県	23.1	22.7	22.3	21.8	21.3	20.9	9.8	10.5	11.1	11.6	12.0	12.4
宮城県	26.1	25.6	25.0	24.1	23.2	22.3	8.9	9.7	10.3	10.9	11.3	11.6
秋田県	22.4	21.9	21.4	20.7	20.2	19.7	9.6	10.3	10.8	11.2	11.6	12.0
山形県	22.6	22.4	22.0	21.5	21.1	20.7	8.6	9.3	9.9	10.3	10.7	11.1
福島県	25.1	24.5	23.9	23.1	22.4	21.7	9.6	10.3	10.9	11.3	11.7	12.1
茨城県	29.4	28.5	27.5	26.5	25.5	24.7	8.9	9.6	10.2	10.7	11.1	11.5
栃木県	28.5	27.8	26.8	25.6	24.5	23.6	8.8	9.5	10.1	10.6	11.0	11.4
群馬県	30.4	29.3	28.0	26.8	25.7	24.8	8.9	9.5	10.2	10.7	11.1	11.5
埼玉県	33.4	31.9	30.4	28.9	27.5	26.3	8.7	9.4	10.2	10.8	11.3	11.7
千葉県	31.1	29.7	28.4	27.0	25.7	24.6	8.2	8.9	9.6	10.2	10.7	11.1
東京都	23.9	23.6	23.3	22.8	21.9	21.0	7.6	8.3	9.1	9.8	10.3	10.6
神奈川県	31.2	30.0	28.8	27.6	26.3	25.1	8.1	8.9	9.6	10.3	10.7	11.1
新潟県	25.1	24.6	23.9	23.1	22.4	21.7	8.9	9.6	10.2	10.7	11.2	11.6
富山県	26.6	26.0	25.2	24.2	23.6	23.1	8.5	9.1	9.8	10.3	10.8	11.2
石川県	26.9	26.3	25.5	24.6	23.9	23.4	8.0	8.7	9.2	9.7	10.1	10.5
福井県	26.0	25.4	24.7	24.0	23.4	23.0	8.0	8.6	9.2	9.6	10.0	10.3
山梨県	28.5	27.4	26.3	25.3	24.4	23.6	9.1	9.8	10.3	10.8	11.2	11.6
長野県	27.2	26.5	25.5	24.4	23.6	23.0	8.4	9.1	9.7	10.2	10.7	11.1
岐阜県	29.2	28.3	27.2	26.2	25.4	24.6	8.0	8.7	9.3	9.8	10.3	10.6
静岡県	28.3	27.4	26.3	25.2	24.2	23.4	8.6	9.2	9.9	10.4	10.8	11.1
愛知県	30.6	29.6	28.6	27.5	26.4	25.4	7.8	8.5	9.2	9.7	10.1	10.4
三重県	29.0	28.1	27.1	26.2	25.3	24.6	8.1	8.7	9.3	9.7	10.1	10.4
滋賀県	31.5	30.4	29.4	28.2	27.2	26.3	7.6	8.3	8.9	9.4	9.8	10.1
京都府	27.5	26.5	25.6	24.6	23.7	22.9	8.6	9.3	9.9	10.4	10.9	11.3
大阪府	28.6	27.2	25.9	24.7	23.7	22.9	9.6	10.3	10.9	11.5	11.9	12.2
兵庫県	30.5	29.0	27.7	26.4	25.4	24.5	9.1	9.7	10.3	10.8	11.2	11.5
奈良県	32.5	30.8	29.3	28.0	27.0	26.1	9.2	9.9	10.4	10.9	11.3	11.6
和歌山県	27.8	26.6	25.4	24.5	23.7	23.1	9.6	10.2	10.7	11.1	11.5	11.9
鳥取県	24.2	23.8	23.3	22.6	22.0	21.5	9.9	10.6	11.2	11.6	12.0	12.4
島根県	22.4	22.2	21.8	21.4	21.1	20.9	8.7	9.3	9.9	10.4	10.9	11.4
岡山県	27.5	26.7	25.9	25.1	24.4	23.9	8.4	9.1	9.7	10.2	10.6	11.0
広島県	27.9	26.8	25.8	24.8	23.9	23.3	8.4	9.0	9.5	10.0	10.4	10.8
山口県	25.7	24.8	24.0	23.3	22.7	22.4	9.1	9.7	10.3	10.7	11.2	11.6
徳島県	25.6	24.9	24.1	23.3	22.7	22.1	9.1	9.8	10.3	10.7	11.1	11.5
香川県	27.1	26.2	25.2	24.2	23.4	22.8	8.8	9.4	9.9	10.2	10.6	11.0
愛媛県	26.2	25.2	24.2	23.3	22.6	22.1	9.6	10.2	10.8	11.2	11.6	12.0
高知県	24.2	23.2	22.4	21.6	20.9	20.5	10.5	11.1	11.6	12.0	12.4	12.9
福岡県	27.0	26.0	25.0	24.0	23.1	22.3	9.6	10.3	10.9	11.4	11.8	12.1
佐賀県	27.2	26.4	25.5	24.7	24.1	23.5	10.0	10.7	11.3	11.7	12.1	12.5
長崎県	26.2	25.0	24.0	23.1	22.4	21.9	10.3	11.0	11.5	12.0	12.3	12.8
熊本県	26.3	25.6	24.8	24.1	23.5	22.9	9.6	10.2	10.8	11.3	11.6	12.0
大分県	25.6	25.0	24.4	23.7	23.2	22.7	8.8	9.4	9.9	10.3	10.7	11.2
宮崎県	26.8	25.7	24.7	23.8	23.1	22.6	9.8	10.4	11.0	11.4	11.8	12.2
鹿児島県	26.7	25.3	24.1	23.1	22.3	21.7	9.5	10.2	10.8	11.3	11.6	12.1
沖縄県	33.2	31.5	30.0	28.5	27.2	26.0	12.9	13.7	14.4	14.9	15.3	15.7

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [夫婦と子から成る世帯, ひとり親と子から成る世帯]

地域 ブロック	夫婦と子から成る世帯 (%)						ひとり親と子から成る世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	27.9	27.0	26.0	25.0	24.1	23.3	8.7	9.4	10.1	10.6	11.0	11.4
北海道	24.3	23.3	22.4	21.6	20.9	20.3	9.3	9.9	10.4	10.9	11.2	11.6
東 北	24.3	23.8	23.2	22.5	21.9	21.3	9.6	10.3	10.9	11.3	11.7	12.1
関 東	28.7	27.8	26.9	25.8	24.7	23.6	8.1	8.9	9.6	10.2	10.7	11.1
北関東	29.4	28.5	27.5	26.3	25.3	24.4	8.9	9.5	10.2	10.7	11.1	11.5
東京圏	28.6	27.7	26.8	25.7	24.6	23.5	8.0	8.7	9.5	10.1	10.6	11.0
中 部	28.6	27.8	26.8	25.8	24.9	24.1	8.2	8.9	9.5	10.0	10.4	10.8
近 畿	29.3	28.0	26.7	25.6	24.5	23.7	9.2	9.8	10.5	11.0	11.4	11.7
中 国	26.6	25.8	25.0	24.2	23.5	22.9	8.7	9.3	9.9	10.3	10.7	11.2
四 国	25.9	25.0	24.1	23.2	22.5	22.0	9.5	10.1	10.6	11.0	11.4	11.8
九州・沖縄	27.2	26.2	25.2	24.3	23.5	22.8	9.9	10.6	11.2	11.7	12.1	12.5

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

表15 都道府県別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [その他の一般世帯]

都道府県	その他の一般世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	11.1	9.7	8.7	7.9	7.3	6.9
北海道	7.7	6.6	5.7	5.1	4.8	4.5
青森県	18.7	16.5	14.7	13.3	12.3	11.5
岩手県	21.4	18.8	16.7	14.9	13.5	12.5
宮城県	16.3	14.4	12.9	11.8	11.0	10.3
秋田県	23.3	20.8	18.5	16.8	15.3	14.3
山形県	28.5	25.4	22.6	20.4	18.6	17.1
福島県	21.3	18.7	16.6	14.8	13.5	12.5
茨城県	16.5	14.4	12.8	11.6	10.7	10.0
栃木県	16.9	14.9	13.3	12.1	11.2	10.5
群馬県	14.3	12.6	11.3	10.4	9.7	9.1
埼玉県	9.3	8.2	7.5	6.9	6.5	6.2
千葉県	9.7	8.5	7.6	7.0	6.6	6.3
東京都	5.7	4.9	4.3	4.0	3.8	3.7
神奈川県	6.8	6.0	5.4	5.0	4.7	4.5
新潟県	22.1	19.7	17.6	16.0	14.7	13.7
富山県	21.9	19.6	17.5	16.0	14.7	13.8
石川県	16.2	14.4	12.9	11.7	10.9	10.3
福井県	23.3	20.9	18.8	17.1	15.8	14.7
山梨県	14.7	13.0	11.5	10.4	9.6	9.1
長野県	17.6	15.6	14.0	12.7	11.8	11.1
岐阜県	19.0	16.9	15.2	13.9	12.9	12.0
静岡県	16.8	14.9	13.4	12.3	11.4	10.7
愛知県	11.0	9.8	8.8	8.2	7.7	7.3
三重県	14.4	12.6	11.2	10.2	9.4	8.8
滋賀県	15.0	13.3	11.9	10.9	10.2	9.6
京都府	8.8	7.7	6.9	6.3	5.9	5.6
大阪府	6.7	5.8	5.2	4.7	4.4	4.2
兵庫県	9.1	7.9	7.0	6.4	5.9	5.6
奈良県	12.2	10.7	9.5	8.7	8.1	7.6
和歌山県	12.4	10.7	9.4	8.5	7.8	7.4
鳥取県	20.8	18.4	16.3	14.8	13.5	12.6
島根県	20.9	18.4	16.3	14.6	13.3	12.4
岡山県	13.6	11.9	10.6	9.6	8.9	8.4
広島県	9.4	8.2	7.3	6.7	6.3	6.0
山口県	10.5	9.2	8.1	7.4	6.9	6.6
徳島県	15.5	13.5	12.0	10.8	9.9	9.3
香川県	13.3	11.7	10.4	9.4	8.7	8.3
愛媛県	10.4	9.0	7.9	7.0	6.5	6.1
高知県	10.4	9.0	7.9	7.0	6.4	6.0
福岡県	9.7	8.5	7.6	7.0	6.6	6.2
佐賀県	20.0	17.7	16.0	14.6	13.4	12.6
長崎県	12.4	10.8	9.6	8.6	7.9	7.4
熊本県	15.5	13.6	12.1	10.9	10.0	9.4
大分県	12.3	10.6	9.3	8.3	7.7	7.3
宮崎県	10.1	8.8	7.7	6.8	6.3	5.9
鹿児島県	6.4	5.6	5.0	4.5	4.1	3.9
沖縄県	10.0	8.8	7.9	7.2	6.7	6.4

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯の家族類型別世帯割合の推移 [その他の一般世帯]

地域 ブロック	その他の一般世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	11.1	9.7	8.7	7.9	7.3	6.9
北海道	7.7	6.6	5.7	5.1	4.8	4.5
東 北	20.7	18.2	16.2	14.6	13.4	12.4
関 東	8.5	7.4	6.6	6.1	5.7	5.4
北関東	16.0	14.0	12.5	11.4	10.5	9.9
東京圏	7.3	6.3	5.7	5.3	5.0	4.8
中 部	15.7	13.9	12.5	11.4	10.5	9.9
近 畿	8.7	7.6	6.7	6.1	5.7	5.4
中 国	12.4	10.9	9.7	8.8	8.1	7.7
四 国	12.1	10.5	9.3	8.3	7.7	7.3
九州・沖縄	11.0	9.7	8.6	7.8	7.2	6.8

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも100にならない

表16 都道府県別 高齢世帯総数の推移

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全国	16 200	18 887	20 060	20 154	20 111	20 215	24.8	16.6	6.2	0.5	-0.2
北海道	765	886	945	946	933	911	19.0	15.7	6.7	0.1	-1.3	-2.4
青森県	183	205	216	216	211	203	10.9	12.0	5.4	-0.2	-2.3	-3.6
岩手県	173	189	199	198	193	185	7.2	9.2	5.5	-0.4	-2.6	-4.1
宮城県	263	303	335	347	351	353	34.3	15.2	10.8	3.5	1.1	0.6
秋田県	158	172	179	177	170	159	1.2	9.1	4.1	-1.2	-4.1	-6.1
山形県	148	163	173	173	169	162	9.6	10.3	5.8	0.4	-2.5	-4.1
福島県	239	268	299	304	299	289	20.8	12.2	11.4	1.7	-1.5	-3.4
茨城県	332	392	425	429	424	422	27.2	18.0	8.5	1.0	-1.3	-0.4
栃木県	222	263	289	295	295	295	32.9	18.7	9.6	2.3	-0.3	0.1
群馬県	248	289	307	307	303	302	21.6	16.4	6.3	-0.0	-1.3	-0.4
埼玉県	817	992	1 069	1 077	1 081	1 109	35.7	21.5	7.7	0.8	0.4	2.6
千葉県	742	901	972	978	978	994	34.1	21.5	7.9	0.6	-0.0	1.7
東京都	1 673	1 957	2 076	2 124	2 222	2 371	41.7	17.0	6.1	2.3	4.6	6.7
神奈川県	1 058	1 282	1 381	1 411	1 461	1 539	45.4	21.1	7.7	2.2	3.5	5.3
新潟県	302	342	363	364	357	349	15.5	13.4	6.2	0.2	-2.0	-2.3
富山県	140	162	168	164	159	154	10.2	15.8	3.5	-2.0	-3.4	-2.8
石川県	139	165	173	174	171	169	21.7	18.4	5.2	0.2	-1.4	-1.1
福井県	99	113	119	119	118	115	16.5	14.1	5.3	0.5	-1.0	-2.5
山梨県	110	125	132	133	133	132	20.2	13.1	5.6	0.7	0.0	-0.1
長野県	289	321	332	328	322	317	9.8	11.3	3.2	-1.1	-1.9	-1.6
岐阜県	253	291	303	299	294	289	14.2	14.9	4.1	-1.2	-1.9	-1.5
静岡県	458	533	566	569	565	565	23.4	16.4	6.2	0.5	-0.7	-0.1
愛知県	822	980	1 037	1 044	1 058	1 094	33.2	19.2	5.8	0.7	1.4	3.4
三重県	235	266	275	273	270	268	14.2	13.3	3.7	-1.0	-1.0	-0.8
滋賀県	146	174	188	192	194	197	34.9	19.2	7.8	2.0	1.2	1.7
京都府	354	422	443	440	435	435	23.0	19.5	4.8	-0.7	-1.0	-0.1
大阪府	1 198	1 424	1 491	1 467	1 453	1 472	22.9	18.9	4.7	-1.6	-1.0	1.3
兵庫県	735	861	906	903	898	901	22.6	17.2	5.2	-0.3	-0.6	0.3
奈良県	180	210	220	217	211	206	14.5	16.4	4.8	-1.5	-2.5	-2.3
和歌山県	154	170	173	169	163	156	1.6	10.5	1.9	-2.4	-3.6	-4.1
鳥取県	76	85	90	90	87	83	9.5	12.1	5.6	-0.2	-3.1	-4.4
島根県	101	112	115	113	107	101	-0.3	10.3	3.0	-2.1	-4.9	-5.8
岡山県	259	294	304	300	290	282	9.0	13.5	3.4	-1.3	-3.2	-2.8
広島県	388	453	477	476	466	458	18.0	16.8	5.4	-0.3	-2.1	-1.8
山口県	230	257	263	254	240	226	-1.7	11.5	2.5	-3.2	-5.7	-5.8
徳島県	109	124	130	128	124	118	8.4	13.4	4.9	-1.0	-3.7	-4.4
香川県	137	158	165	164	158	153	11.4	15.6	4.3	-0.9	-3.3	-3.5
愛媛県	211	237	246	242	234	223	6.1	12.5	3.7	-1.5	-3.4	-4.4
高知県	124	138	141	138	132	124	0.0	11.4	2.4	-2.5	-4.4	-5.9
福岡県	641	761	825	839	834	830	29.4	18.6	8.4	1.7	-0.6	-0.5
佐賀県	107	119	128	129	126	122	13.9	11.9	7.1	0.8	-2.1	-3.6
長崎県	201	225	239	240	234	224	11.6	11.6	6.4	0.5	-2.4	-4.2
熊本県	242	271	288	291	286	276	14.3	11.9	6.4	1.1	-1.7	-3.4
大分県	169	190	199	198	191	183	8.0	12.5	4.8	-0.7	-3.6	-4.4
宮崎県	163	184	195	197	192	183	12.3	12.8	6.3	0.7	-2.5	-4.6
鹿児島県	271	296	311	312	304	290	6.7	8.9	5.3	0.3	-2.7	-4.7
沖縄県	139	164	191	206	216	224	61.7	18.0	16.5	8.2	4.8	3.8

注1) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

注2) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

(再掲) 地域ブロック別 高齢世帯総数の推移

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全国	16 200	18 887	20 060	20 154	20 111	20 215	24.8	16.6	6.2	0.5	-0.2
北海道	765	886	945	946	933	911	19.0	15.7	6.7	0.1	-1.3	-2.4
東北	1 163	1 300	1 401	1 415	1 393	1 352	16.2	11.7	7.8	1.0	-1.6	-2.9
関東	5 092	6 077	6 518	6 622	6 764	7 032	38.1	19.4	7.3	1.6	2.1	4.0
北関東	802	944	1 021	1 032	1 022	1 019	27.1	17.7	8.1	1.1	-1.0	-0.3
東京圏	4 290	5 133	5 497	5 591	5 742	6 013	40.2	19.7	7.1	1.7	2.7	4.7
中部	2 846	3 297	3 468	3 467	3 446	3 453	21.3	15.9	5.2	-0.0	-0.6	0.2
近畿	2 766	3 262	3 421	3 388	3 354	3 367	21.7	17.9	4.9	-1.0	-1.0	0.4
中国	1 054	1 200	1 249	1 232	1 190	1 150	9.1	13.9	4.1	-1.3	-3.4	-3.4
四国	580	657	682	672	647	618	6.5	13.2	3.8	-1.5	-3.7	-4.5
九州・沖縄	1 933	2 209	2 376	2 412	2 383	2 332	20.6	14.3	7.6	1.5	-1.2	-2.2

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注3) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

表17 都道府県別 一般世帯総数に占める高齢世帯総数の割合の推移

都道府県	割合 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全国	31.2	35.7	37.8	38.4	39.3	40.8
北海道	31.7	36.5	39.5	40.7	42.0	43.3
青森県	35.8	40.6	44.0	45.7	47.0	48.0
岩手県	35.8	39.7	43.0	44.4	45.3	45.8
宮城県	29.2	33.2	36.6	38.2	39.3	40.6
秋田県	40.5	45.3	49.1	51.1	52.0	52.1
山形県	38.2	42.6	46.1	47.9	48.6	48.6
福島県	33.2	37.9	42.0	44.2	45.3	45.9
茨城県	30.5	35.5	38.6	39.5	39.9	41.1
栃木県	29.8	34.9	38.3	39.7	40.4	41.7
群馬県	32.9	37.9	40.4	41.1	41.6	42.9
埼玉県	28.8	33.8	35.8	36.2	36.9	39.0
千葉県	29.5	34.9	37.3	37.8	38.7	40.7
東京都	26.2	29.4	30.6	31.2	32.9	35.8
神奈川県	27.6	32.1	33.8	34.4	36.0	38.8
新潟県	36.1	40.8	43.9	45.1	45.6	46.2
富山県	36.6	42.2	44.2	44.3	44.1	44.5
石川県	31.6	36.9	38.9	39.4	39.8	40.6
福井県	36.0	40.9	43.5	44.6	45.3	45.7
山梨県	33.7	37.9	40.5	41.7	43.1	44.9
長野県	36.4	40.6	42.5	43.1	43.8	44.9
岐阜県	34.4	39.5	41.5	41.8	42.2	43.0
静岡県	32.8	37.7	40.3	41.2	42.0	43.4
愛知県	28.0	32.3	33.6	33.8	34.6	36.4
三重県	33.3	37.5	39.1	39.4	40.0	41.1
滋賀県	28.3	32.7	34.7	35.2	35.7	36.8
京都府	31.6	36.9	38.5	38.7	39.2	40.6
大阪府	31.3	36.2	37.6	37.4	38.0	40.0
兵庫県	32.6	37.4	39.2	39.6	40.3	41.8
奈良県	34.5	39.9	42.1	42.5	43.0	43.9
和歌山県	39.2	43.7	45.6	46.2	46.6	47.2
鳥取県	35.9	40.5	43.7	45.1	45.4	45.3
島根県	38.7	43.4	46.0	46.9	46.6	46.2
岡山県	34.4	38.7	40.3	40.5	40.2	40.4
広島県	32.8	37.7	39.8	40.3	40.6	41.5
山口県	38.6	43.4	45.6	45.9	45.4	45.4
徳島県	36.2	41.3	44.3	45.5	45.7	46.1
香川県	35.2	40.5	42.8	43.4	43.5	43.9
愛媛県	35.7	40.4	42.8	43.6	43.9	44.3
高知県	38.6	43.5	45.8	46.5	46.8	46.8
福岡県	30.4	35.2	38.0	39.0	39.5	40.5
佐賀県	36.3	40.4	43.8	45.0	45.2	45.0
長崎県	36.1	40.6	44.1	45.9	46.7	47.2
熊本県	35.2	39.3	42.3	43.7	44.1	44.2
大分県	35.2	39.5	42.0	42.7	42.6	42.4
宮崎県	35.4	39.9	43.0	44.5	44.9	44.8
鹿児島県	37.3	40.8	44.0	45.7	46.4	46.6
沖縄県	26.7	29.8	33.5	35.5	36.9	38.2

注) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

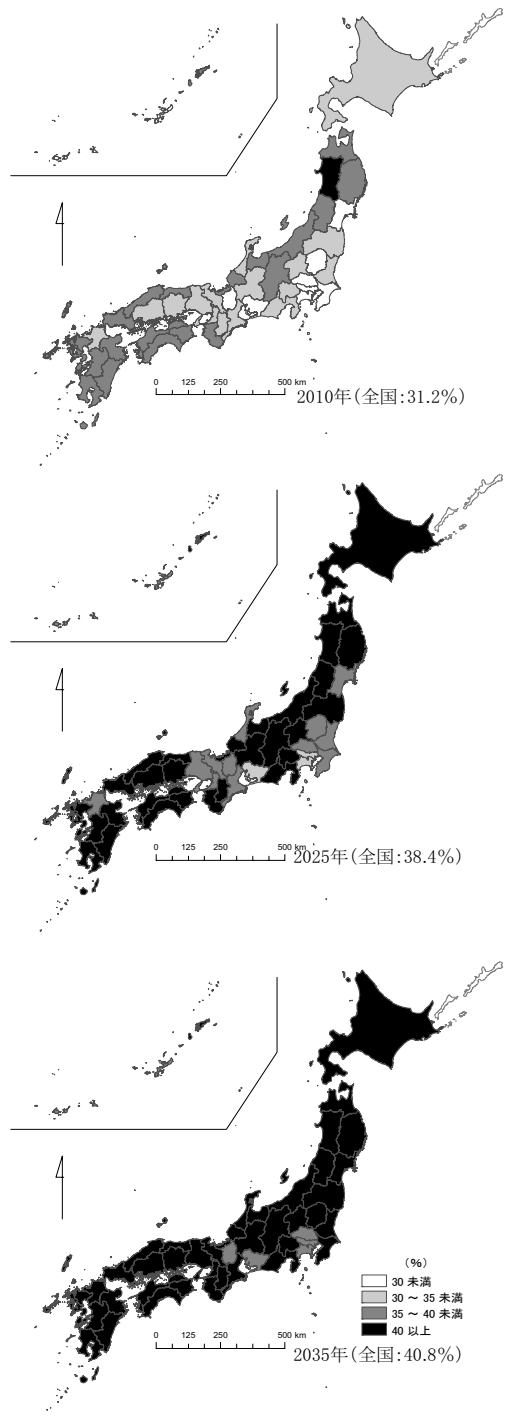


図7 一般世帯総数に占める高齢世帯総数の割合の推移  
(上:2010年 中:2025年 下:2035年)

注) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯総数に占める高齢世帯総数の割合の推移

地域ブロック	割合 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全国	31.2	35.7	37.8	38.4	39.3	40.8
北海道	31.7	36.5	39.5	40.7	42.0	43.3
東北	34.3	38.7	42.2	43.9	44.9	45.6
関東	28.1	32.3	34.2	34.7	36.0	38.4
北関東	31.0	36.0	39.0	40.0	40.6	41.8
東京圏	27.6	31.7	33.4	33.9	35.3	37.9
中部	32.3	36.8	38.7	39.2	39.8	41.1
近畿	32.1	36.9	38.6	38.6	39.2	40.9
中国	35.1	39.7	41.8	42.3	42.2	42.6
四国	36.2	41.2	43.7	44.5	44.7	45.0
九州・沖縄	33.2	37.4	40.3	41.6	42.1	42.7

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

表18 都道府県別 家族類型別高齢世帯数の推移 [単独世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
全 国	4 980	6 008	6 679	7 007	7 298	7 622	53.1	20.7	11.2	4.9	4.2	4.4
北海道	264	316	352	367	377	380	44.2	19.8	11.3	4.2	2.7	1.0
青森県	52	60	66	68	70	70	35.7	15.4	9.6	3.8	2.3	1.0
岩手県	45	51	56	58	60	61	35.4	13.8	9.7	4.0	2.9	1.4
宮城県	67	80	94	102	109	116	74.7	20.6	16.5	8.8	7.2	6.5
秋田県	40	45	49	51	51	51	27.9	12.8	8.5	3.5	1.6	-0.6
山形県	31	35	40	42	44	46	49.9	16.0	11.8	6.6	4.9	3.3
福島県	63	72	84	89	92	94	49.2	14.9	15.7	5.7	3.8	2.3
茨城県	78	97	112	121	127	133	70.8	24.0	15.7	7.6	5.2	5.1
栃木県	57	70	81	87	92	97	69.9	22.9	15.3	7.7	5.4	5.6
群馬県	65	79	88	93	97	101	54.0	20.7	11.9	5.1	4.0	4.3
埼玉県	208	270	313	336	356	380	82.7	29.6	15.9	7.4	5.9	6.9
千葉県	202	259	298	317	333	352	74.4	28.2	15.1	6.5	5.0	5.7
東京都	647	777	849	890	954	1 043	61.0	20.0	9.3	4.8	7.1	9.3
神奈川県	316	403	458	491	528	574	81.4	27.2	13.8	7.1	7.6	8.7
新潟県	68	80	90	96	101	105	55.1	18.9	12.4	6.3	4.8	4.1
富山県	33	39	43	45	46	47	43.8	19.8	10.1	4.4	2.4	1.9
石川県	38	46	51	54	56	58	52.8	20.9	11.0	5.8	4.0	3.4
福井県	23	28	30	32	34	35	49.2	17.9	10.6	5.8	5.0	3.0
山梨県	30	36	39	41	43	45	49.1	17.1	10.4	5.2	4.9	4.5
長野県	70	81	88	92	96	99	41.5	15.9	8.9	4.4	3.7	3.6
岐阜県	59	72	80	84	88	91	53.6	20.6	11.5	5.5	4.2	3.8
静岡県	111	136	153	163	172	181	63.3	22.5	13.0	6.5	5.2	5.3
愛知県	231	289	325	346	366	393	70.1	25.1	12.6	6.2	6.0	7.1
三重県	66	77	85	88	92	95	44.2	17.5	9.6	4.6	3.9	3.1
滋賀県	37	45	52	56	61	65	78.0	24.0	14.7	8.7	7.5	7.1
京都府	120	148	163	170	175	180	49.8	23.1	10.3	4.1	3.1	2.9
大阪府	446	548	601	613	623	645	44.8	23.0	9.6	2.1	1.7	3.5
兵庫県	245	297	328	343	355	368	50.1	21.2	10.6	4.4	3.5	3.6
奈良県	49	60	67	71	73	75	52.7	22.1	12.4	5.5	3.2	2.1
和歌山県	53	60	64	65	65	64	21.4	13.5	6.2	1.2	0.2	-0.7
鳥取県	21	24	26	27	28	28	32.9	14.1	9.0	4.0	2.2	0.5
島根県	28	32	34	34	34	33	18.4	11.8	6.0	1.5	-0.1	-1.5
岡山県	76	89	96	100	102	103	34.6	16.8	8.3	3.6	1.6	1.1
広島県	129	154	169	176	179	182	41.1	19.3	9.9	4.1	2.0	1.5
山口県	77	87	93	94	92	89	16.5	13.6	6.4	0.8	-1.9	-2.6
徳島県	35	40	43	44	45	45	28.8	14.6	8.3	3.0	1.0	-0.2
香川県	42	49	53	55	56	56	34.1	17.2	8.4	3.5	1.5	0.5
愛媛県	72	83	89	90	91	90	25.0	14.2	7.4	2.2	0.6	-0.8
高知県	47	53	55	55	54	53	12.8	12.5	4.7	-0.2	-1.4	-2.8
福岡県	218	263	294	309	318	327	50.2	20.7	11.9	5.0	3.0	2.8
佐賀県	27	31	34	36	37	38	40.4	14.5	10.8	5.3	3.2	1.8
長崎県	65	74	81	83	85	85	29.8	13.4	8.9	3.6	1.6	-0.1
熊本県	72	83	91	95	98	99	37.0	14.4	9.6	4.6	3.0	1.3
大分県	55	63	68	70	71	71	27.9	14.5	8.1	3.1	0.8	-0.6
宮崎県	55	63	69	72	73	73	32.9	15.0	9.4	4.1	1.8	-0.4
鹿児島県	105	115	123	125	126	125	18.8	9.9	6.4	2.1	0.4	-1.0
沖縄県	42	51	62	69	75	81	92.3	21.3	20.7	11.5	8.7	8.4

注1) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

注2) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別高齢世帯数の推移 [単独世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
全 国	4 980	6 008	6 679	7 007	7 298	7 622	53.1	20.7	11.2	4.9	4.2	4.4
北海道	264	316	352	367	377	380	44.2	19.8	11.3	4.2	2.7	1.0
東 北	297	344	388	410	427	438	47.7	15.9	12.6	5.7	4.1	2.8
関 東	1 574	1 954	2 199	2 335	2 486	2 680	70.2	24.1	12.6	6.2	6.5	7.8
北関東	201	246	281	301	315	331	65.1	22.6	14.4	6.9	4.9	5.0
東京圏	1 374	1 708	1 918	2 034	2 171	2 349	71.0	24.3	12.3	6.1	6.7	8.2
中 部	729	884	986	1 043	1 094	1 149	57.6	21.2	11.6	5.7	4.9	5.0
近 畿	949	1 158	1 275	1 318	1 352	1 397	47.2	22.0	10.1	3.3	2.6	3.3
中 国	331	386	418	431	434	435	31.5	16.4	8.3	3.0	0.9	0.2
四 国	196	224	240	245	246	244	24.7	14.5	7.1	2.1	0.4	-0.8
九州・沖縄	639	743	821	859	882	898	40.4	16.2	10.5	4.7	2.7	1.7

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

注3) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

表19 都道府県別 家族類型別世帯主75歳以上の世帯数の推移 [単独世帯]

都道府県	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	2 693	3 265	3 820	4 473	4 726	4 660	73.1	21.2	17.0	17.1	5.7
北海道	147	178	203	237	254	249	69.8	21.2	14.4	16.5	7.2	-1.9
青森県	28	32	35	40	43	43	56.3	16.2	9.0	13.6	7.8	0.7
岩手県	26	30	32	36	38	39	52.4	16.0	8.1	10.9	7.9	1.5
宮城県	36	43	50	60	68	71	99.3	20.0	15.9	19.5	13.7	5.5
秋田県	23	27	28	31	33	34	44.4	13.6	5.2	10.9	7.9	1.0
山形県	18	21	22	26	28	30	63.4	14.7	8.0	13.4	10.9	4.9
福島県	36	40	45	51	56	59	63.0	11.8	12.7	12.6	10.5	4.0
茨城県	41	49	58	71	79	80	96.6	20.1	19.7	21.9	11.0	1.1
栃木県	30	35	41	50	56	58	93.0	17.3	16.3	22.1	12.3	3.2
群馬県	36	42	48	57	62	61	71.2	16.7	15.8	19.0	7.7	-1.1
埼玉県	95	129	169	211	227	223	135.1	35.7	31.2	24.9	7.5	-1.7
千葉県	95	126	162	200	214	209	119.4	32.3	28.6	23.3	7.0	-2.3
東京都	336	415	490	565	584	577	71.8	23.6	18.0	15.4	3.2	-1.1
神奈川県	161	213	267	322	341	337	110.0	32.7	25.5	20.3	5.9	-1.0
新潟県	39	45	51	59	65	67	70.9	16.7	11.4	16.7	10.3	2.1
富山県	19	21	25	29	31	30	60.2	15.5	14.6	19.6	4.9	-3.5
石川県	22	25	29	35	37	37	71.1	15.0	16.0	22.0	6.4	-1.2
福井県	14	15	17	20	22	22	62.8	14.4	11.8	16.6	8.2	0.9
山梨県	18	20	23	26	27	28	56.8	14.4	12.1	14.1	6.7	0.4
長野県	42	48	53	60	63	63	48.8	13.2	11.5	13.1	5.1	-0.8
岐阜県	33	39	46	54	57	56	72.2	19.7	16.5	18.1	5.9	-1.2
静岡県	57	70	83	100	108	109	91.1	22.4	19.6	19.8	8.1	0.8
愛知県	116	149	184	222	234	231	98.7	28.4	23.4	20.6	5.3	-1.2
三重県	38	45	51	58	61	60	57.7	16.8	13.8	14.9	4.9	-1.5
滋賀県	20	24	29	35	38	39	93.6	19.2	19.0	22.2	9.7	1.9
京都府	67	82	98	116	120	116	73.7	22.9	19.2	18.9	3.7	-3.9
大阪府	218	283	347	406	410	384	75.7	29.6	22.7	16.9	0.8	-6.3
兵庫県	134	162	192	225	235	229	71.7	21.6	18.2	17.4	4.5	-2.5
奈良県	27	33	40	48	50	49	82.6	22.3	21.1	20.0	5.8	-2.8
和歌山県	31	35	39	43	43	42	32.8	12.2	9.7	10.8	1.5	-4.2
鳥取県	13	14	15	17	18	18	43.6	10.2	6.8	12.8	7.5	0.6
島根県	18	20	20	22	23	23	24.4	8.3	3.7	9.5	3.6	-2.4
岡山県	45	51	58	66	69	67	48.4	13.7	12.6	14.8	3.7	-2.6
広島県	76	88	102	119	124	120	58.5	16.8	15.3	16.4	4.3	-3.0
山口県	47	52	57	64	65	61	31.4	11.6	9.0	12.1	1.8	-5.4
徳島県	21	23	24	28	30	29	40.9	10.6	6.8	14.0	6.3	-1.5
香川県	25	28	31	36	38	37	46.9	11.6	9.5	16.9	5.3	-2.3
愛媛県	44	49	53	59	62	60	36.7	11.7	8.0	12.1	4.0	-2.8
高知県	29	31	33	36	37	35	23.4	8.2	6.0	10.3	1.9	-4.2
福岡県	117	140	161	190	205	203	72.6	19.4	14.5	18.3	7.8	-0.9
佐賀県	16	18	19	22	24	24	51.5	11.7	7.3	13.1	9.6	1.9
長崎県	39	44	47	52	56	56	43.0	12.3	6.4	11.3	7.4	0.2
熊本県	44	50	53	59	64	65	48.3	13.3	7.1	11.5	7.8	1.6
大分県	33	38	41	46	48	48	42.5	12.5	8.5	12.5	5.4	-1.6
宮崎県	34	39	42	46	50	50	47.1	13.8	7.0	11.7	7.3	0.8
鹿児島県	70	76	77	81	86	86	23.2	8.9	1.8	5.2	5.1	0.5
沖縄県	22	27	31	36	42	46	108.5	24.4	11.7	16.1	17.7	9.7

注)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

(再掲) 地域ブロック別 家族類型別世帯主75歳以上の世帯数の推移 [単独世帯]

地域 ブロック	世帯数 (1,000世帯)						増加率 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2010年 ↓ 2035年	2010年 ↓ 2015年	2015年 ↓ 2020年	2020年 ↓ 2025年	2025年 ↓ 2030年	2030年 ↓ 2035年
	全 国	2 693	3 265	3 820	4 473	4 726	4 660	73.1	21.2	17.0	17.1	5.7
北海道	147	178	203	237	254	249	69.8	21.2	14.4	16.5	7.2	-1.9
東 北	167	193	213	243	267	276	65.5	15.5	10.6	14.0	10.2	3.2
関 東	793	1 009	1 236	1 477	1 562	1 546	94.9	27.2	22.5	19.5	5.8	-1.1
北関東	106	126	147	178	197	199	87.0	18.1	17.4	21.0	10.3	1.0
東京圏	687	883	1 089	1 299	1 366	1 347	96.1	28.6	23.2	19.3	5.2	-1.4
中 部	396	478	561	664	706	702	77.0	20.5	17.4	18.3	6.3	-0.6
近 畿	497	620	744	873	898	859	72.8	24.6	20.1	17.4	2.8	-4.3
中 国	198	225	252	288	298	289	45.8	13.7	11.7	14.3	3.7	-3.2
四 国	118	131	141	159	166	161	36.4	10.6	7.6	13.1	4.2	-2.8
九州・沖縄	376	432	470	532	574	578	53.7	14.9	8.9	13.2	7.8	0.7

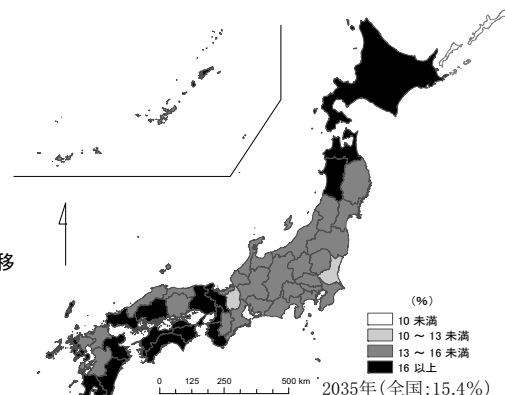
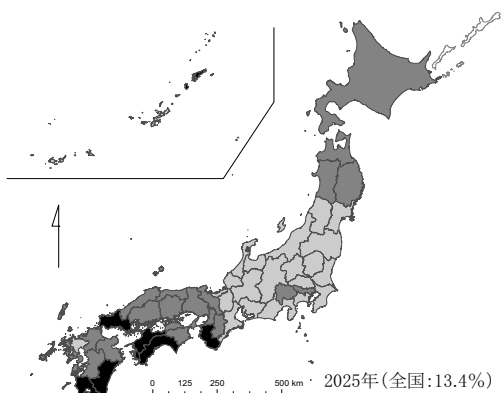
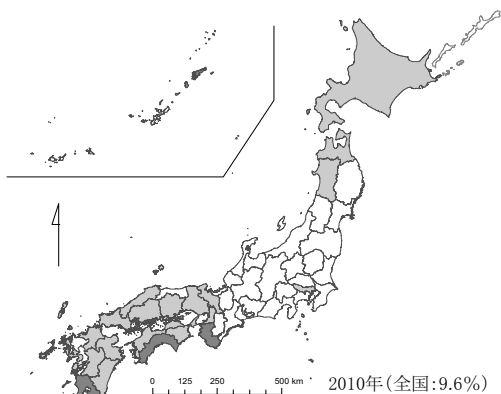
注1)地域ブロックの区分は表2参照

注2)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない



表20 都道府県別 一般世帯総数に占める家族類型別高齢世帯割合の推移  
〔単独世帯〕

都道府県	単独世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	9.6	11.4	12.6	13.4	14.2	15.4
北海道	10.9	13.0	14.7	15.8	16.9	18.1
青森県	10.1	11.8	13.3	14.4	15.5	16.6
岩手県	9.3	10.7	12.1	13.1	14.0	15.0
宮城県	7.4	8.8	10.2	11.2	12.3	13.4
秋田県	10.3	11.9	13.4	14.6	15.8	16.7
山形県	7.9	9.3	10.6	11.7	12.8	13.8
福島県	8.8	10.2	11.8	12.9	13.9	14.9
茨城県	7.2	8.8	10.2	11.1	12.0	13.0
栃木県	7.7	9.3	10.7	11.7	12.6	13.7
群馬県	8.7	10.4	11.6	12.4	13.3	14.3
埼玉県	7.3	9.2	10.5	11.3	12.2	13.4
千葉県	8.0	10.0	11.4	12.3	13.2	14.4
東京都	10.1	11.7	12.5	13.1	14.1	15.8
神奈川県	8.3	10.1	11.2	12.0	13.0	14.5
新潟県	8.1	9.6	10.9	11.9	12.8	13.9
富山県	8.5	10.2	11.3	12.1	12.7	13.5
石川県	8.7	10.4	11.5	12.3	13.1	14.0
福井県	8.5	10.0	11.1	12.0	13.0	13.8
山梨県	9.3	10.9	12.1	13.0	14.1	15.4
長野県	8.8	10.3	11.3	12.1	13.0	14.0
岐阜県	8.1	9.7	10.9	11.8	12.6	13.6
静岡県	7.9	9.6	10.9	11.8	12.8	13.9
愛知県	7.9	9.5	10.6	11.2	12.0	13.1
三重県	9.3	10.9	12.0	12.8	13.6	14.6
滋賀県	7.1	8.5	9.6	10.4	11.2	12.2
京都府	10.7	12.9	14.2	14.9	15.8	16.8
大阪府	11.7	13.9	15.1	15.6	16.3	17.5
兵庫県	10.9	12.9	14.2	15.0	15.9	17.1
奈良県	9.4	11.4	12.9	14.0	14.9	16.0
和歌山県	13.5	15.5	16.8	17.7	18.5	19.4
鳥取県	9.9	11.3	12.6	13.6	14.4	15.1
島根県	10.8	12.3	13.4	14.2	14.8	15.4
岡山県	10.1	11.7	12.8	13.5	14.1	14.7
広島県	10.9	12.8	14.1	14.9	15.6	16.5
山口県	12.9	14.8	16.1	16.9	17.4	17.9
徳島県	11.5	13.3	14.7	15.7	16.5	17.4
香川県	10.8	12.6	13.8	14.7	15.4	16.2
愛媛県	12.2	14.1	15.4	16.3	17.1	17.9
高知県	14.6	16.6	17.9	18.6	19.3	20.0
福岡県	10.3	12.2	13.5	14.3	15.1	16.0
佐賀県	9.1	10.4	11.7	12.5	13.3	14.0
長崎県	11.7	13.4	14.9	15.9	16.9	17.8
熊本県	10.5	12.0	13.3	14.2	15.1	15.8
大分県	11.5	13.1	14.4	15.2	15.8	16.4
宮崎県	12.0	13.7	15.2	16.3	17.2	17.9
鹿児島県	14.4	15.9	17.4	18.4	19.2	20.1
沖縄県	8.1	9.3	10.9	11.9	12.8	13.8



注) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

(再掲) 地域ブロック別 一般世帯総数に占める家族類型別高齢世帯割合の推移  
〔単独世帯〕

地域ブロック	単独世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	9.6	11.4	12.6	13.4	14.2	15.4
北海道	10.9	13.0	14.7	15.8	16.9	18.1
東 北	8.8	10.2	11.7	12.7	13.8	14.8
関 東	8.7	10.4	11.5	12.2	13.2	14.6
北関東	7.8	9.4	10.7	11.7	12.5	13.6
東京圏	8.8	10.6	11.6	12.3	13.3	14.8
中 部	8.3	9.9	11.0	11.8	12.6	13.7
近 畿	11.0	13.1	14.4	15.0	15.8	17.0
中 国	11.0	12.8	14.0	14.8	15.4	16.1
四 国	12.2	14.1	15.4	16.2	17.0	17.8
九州・沖縄	11.0	12.6	13.9	14.8	15.6	16.4

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

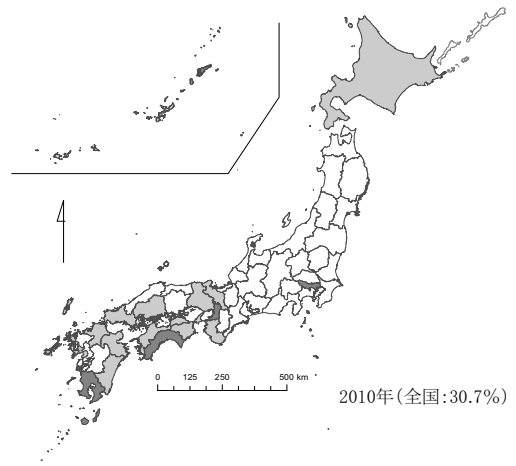
図8 一般世帯総数に占める高齢単独世帯割合の推移  
(上:2010年 中:2025年 下:2035年)

注) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

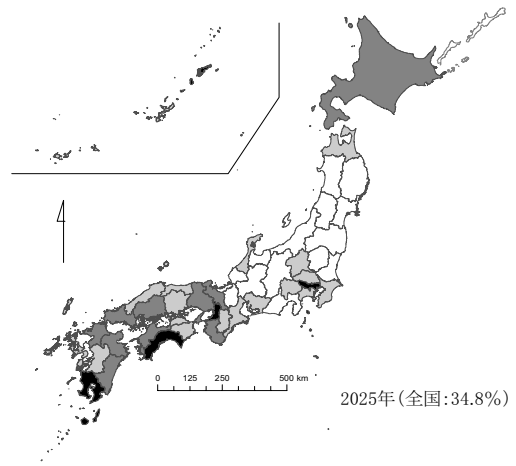
表21 都道府県別 高齢世帯の家族類型別世帯割合の推移 [単独世帯]

都道府県	単独世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	30.7	31.8	33.3	34.8	36.3	37.7
北海道	34.5	35.7	37.2	38.8	40.3	41.8
青森県	28.3	29.1	30.3	31.5	33.0	34.6
岩手県	25.9	27.0	28.1	29.4	31.0	32.8
宮城県	25.4	26.6	27.9	29.4	31.2	33.0
秋田県	25.4	26.2	27.3	28.6	30.3	32.1
山形県	20.7	21.8	23.0	24.4	26.2	28.3
福島県	26.4	27.0	28.1	29.2	30.7	32.6
茨城県	23.5	24.7	26.3	28.1	29.9	31.6
栃木県	25.7	26.6	28.0	29.5	31.2	32.9
群馬県	26.3	27.3	28.8	30.2	31.9	33.4
埼玉県	25.5	27.2	29.2	31.2	32.9	34.3
千葉県	27.2	28.7	30.7	32.4	34.1	35.4
東京都	38.7	39.7	40.9	41.9	42.9	44.0
神奈川県	29.9	31.4	33.2	34.8	36.1	37.3
新潟県	22.4	23.5	24.9	26.4	28.2	30.0
富山県	23.2	24.1	25.6	27.3	28.9	30.3
石川県	27.5	28.1	29.6	31.3	33.0	34.5
福井県	23.6	24.4	25.6	27.0	28.6	30.2
山梨県	27.6	28.6	29.9	31.3	32.8	34.3
長野県	24.3	25.3	26.6	28.1	29.7	31.3
岐阜県	23.4	24.6	26.4	28.2	29.9	31.5
静岡県	24.2	25.5	27.1	28.7	30.4	32.1
愛知県	28.1	29.5	31.4	33.1	34.6	35.9
三重県	28.0	29.1	30.7	32.4	34.1	35.4
滋賀県	25.0	26.0	27.7	29.5	31.4	33.0
京都府	34.0	35.0	36.8	38.6	40.2	41.4
大阪府	37.2	38.5	40.3	41.8	42.9	43.8
兵庫県	33.3	34.4	36.2	37.9	39.5	40.8
奈良県	27.3	28.6	30.7	32.9	34.8	36.4
和歌山県	34.5	35.4	36.9	38.3	39.8	41.2
鳥取県	27.5	28.0	28.9	30.1	31.8	33.4
島根県	28.0	28.4	29.2	30.3	31.8	33.2
岡山県	29.5	30.3	31.8	33.3	35.0	36.4
広島県	33.3	34.0	35.4	37.0	38.5	39.8
山口県	33.4	34.0	35.3	36.8	38.2	39.5
徳島県	31.8	32.1	33.2	34.5	36.1	37.7
香川県	30.6	31.1	32.3	33.7	35.4	36.8
愛媛県	34.3	34.8	36.0	37.4	38.9	40.4
高知県	37.9	38.2	39.1	40.0	41.3	42.7
福岡県	33.9	34.5	35.6	36.8	38.1	39.4
佐賀県	25.2	25.8	26.7	27.9	29.4	31.0
長崎県	32.4	32.9	33.7	34.8	36.2	37.7
熊本県	29.9	30.6	31.5	32.6	34.1	35.8
大分県	32.7	33.2	34.3	35.6	37.2	38.7
宮崎県	33.7	34.4	35.4	36.6	38.2	39.9
鹿児島県	38.7	39.0	39.5	40.2	41.5	43.1
沖縄県	30.4	31.3	32.4	33.4	34.6	36.2

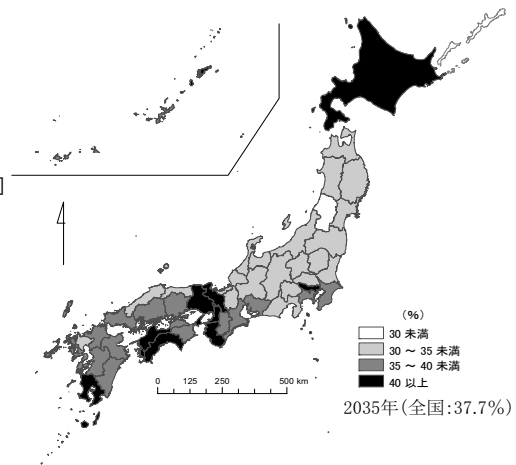
注) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう



2010年(全国:30.7%)



2025年(全国:34.8%)



2035年(全国:37.7%)

図9 高齢世帯総数に占める高齢単独世帯割合の推移  
(上:2010年 中:2025年 下:2035年)

注) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

(再掲) 地域ブロック別 高齢世帯の家族類型別世帯割合の推移 [単独世帯]

地域 ブロック	単独世帯 (%)					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	30.7	31.8	33.3	34.8	36.3	37.7
北海道	34.5	35.7	37.2	38.8	40.3	41.8
東 北	25.5	26.5	27.7	29.0	30.6	32.4
関 東	30.9	32.1	33.7	35.3	36.8	38.1
北関東	25.0	26.0	27.5	29.1	30.9	32.5
東京圏	32.0	33.3	34.9	36.4	37.8	39.1
中 部	25.6	26.8	28.4	30.1	31.7	33.3
近 畿	34.3	35.5	37.3	38.9	40.3	41.5
中 国	31.4	32.1	33.5	34.9	36.5	37.9
四 国	33.7	34.1	35.2	36.5	38.0	39.5
九州・沖縄	33.1	33.6	34.6	35.6	37.0	38.5

注1) 地域ブロックの区分は表2参照

注2) 高齢世帯とは世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいう

参考表 都道府県別 65歳以上人口に占める世帯主65歳以上の単独世帯主の割合

都道府県	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	16.9	17.7	18.5	19.2	19.8	20.4
北海道	19.4	20.1	20.7	21.4	22.0	22.4
青森県	14.6	15.2	15.8	16.4	17.0	17.7
岩手県	12.4	13.2	13.8	14.4	15.2	15.9
宮城県	12.7	13.5	14.3	15.0	15.9	16.7
秋田県	12.5	13.1	13.7	14.4	15.2	15.9
山形県	9.5	10.3	11.1	11.8	12.7	13.6
福島県	12.4	13.2	13.8	14.4	15.1	15.9
茨城県	11.7	12.5	13.3	14.0	14.7	15.4
栃木県	12.9	13.6	14.4	15.1	15.9	16.7
群馬県	13.8	14.5	15.3	16.0	16.7	17.3
埼玉県	14.2	15.1	16.1	16.9	17.6	18.2
千葉県	15.1	16.0	16.9	17.6	18.3	18.8
東京都	24.2	25.2	26.2	26.8	27.3	27.7
神奈川県	17.3	18.3	19.3	20.1	20.6	21.1
新潟県	10.8	11.7	12.5	13.3	14.2	15.0
富山県	11.4	12.0	12.8	13.5	14.2	14.7
石川県	13.8	14.3	15.1	15.9	16.6	17.1
福井県	11.5	12.1	12.8	13.4	14.1	14.8
山梨県	14.3	15.1	15.8	16.4	17.1	17.7
長野県	12.3	13.0	13.7	14.3	15.0	15.6
岐阜県	11.8	12.6	13.4	14.1	14.8	15.4
静岡県	12.4	13.2	14.1	14.8	15.6	16.4
愛知県	15.3	16.1	17.1	17.8	18.4	18.9
三重県	14.6	15.3	16.0	16.8	17.4	17.9
滋賀県	12.5	13.2	14.0	14.7	15.4	16.0
京都府	19.5	20.2	21.2	22.0	22.7	23.0
大阪府	22.5	23.4	24.3	24.9	25.2	25.3
兵庫県	19.0	19.8	20.7	21.4	22.0	22.4
奈良県	14.6	15.3	16.2	17.1	17.7	18.2
和歌山県	19.4	20.1	20.8	21.4	21.9	22.3
鳥取県	13.4	14.0	14.6	15.1	15.7	16.3
島根県	13.6	14.1	14.6	15.1	15.6	16.1
岡山県	15.6	16.2	17.0	17.6	18.3	18.7
広島県	18.8	19.4	20.2	20.8	21.4	21.7
山口県	18.9	19.4	20.1	20.7	21.3	21.6
徳島県	16.3	16.8	17.4	18.0	18.6	19.2
香川県	16.3	16.8	17.5	18.2	18.9	19.3
愛媛県	18.9	19.4	20.0	20.6	21.2	21.6
高知県	21.3	21.9	22.4	22.8	23.3	23.7
福岡県	19.2	19.7	20.3	20.8	21.3	21.8
佐賀県	12.9	13.3	13.8	14.3	14.9	15.5
長崎県	17.6	18.1	18.5	19.0	19.6	20.1
熊本県	15.5	16.1	16.6	17.1	17.8	18.4
大分県	17.3	17.8	18.4	18.9	19.5	20.0
宮崎県	18.7	19.3	19.8	20.3	21.0	21.5
鹿児島県	23.2	23.8	23.9	24.0	24.4	24.8
沖縄県	17.4	18.3	19.1	19.5	20.1	20.8

# 2010年の国勢調査における「不詳」の発生状況： 5年前の居住地を中心に

小池司朗・山内昌和

## I. はじめに

人口センサスは、人口の規模と構造を把握するために実施される全数調査である。日本では国勢調査がこれに相当する。国勢調査は、1920年に開始されて以来、ほぼ5年おきに実施されてきた。国勢調査の調査事項は、年齢や国籍をはじめ多岐にわたる。多くの調査事項は、多少の変更を含みながらも毎回の国勢調査で継続的に調査されるのに対し、5年前の居住地や学歴など一部の調査事項は10年に1度の大規模調査年（西暦の末尾が0の年に相当）においてのみ調査される。

国勢調査は、人口研究において頻繁に利用される統計資料の1つである。しかし、近年の国勢調査には、調査事項にかかわらず不詳や分類不能（以下、原則として「不詳」とする）の数の大幅な増加がみられ<sup>1)</sup>、国勢調査を利用する上で看過しがたい状況も生じている。例えば、総務省統計局では、2010年国勢調査の国籍または年齢が「不詳」である人口を国籍別年齢別に按分して含めた人口を公表し<sup>2)</sup>、国立社会保障・人口問題研究所（2013a）では、2010年国勢調査で初めて現れた家族類型が「不詳」の一般世帯数<sup>3)</sup>を既知の家族類型に按分することで一般世帯数の将来推計を実施した（鈴木 2014）。

国勢調査に含まれる「不詳」は、国勢調査の精度を左右する問題である。国勢調査の精度に関する研究はこれまで一定の蓄積がみられ（例えば伊藤 1985）、2000年代には以下のような研究が行われた。菅（2007）は、国勢調査の日本人人口と住民基本台帳の人口を年齢別に比較し、国勢調査の日本人人口の精度は年齢別にみると必ずしも十分でないことを指摘した。石川（2005）は、国勢調査と外国人登録人口にみられる外国人人口の乖離を多角的に検討して、国勢調査の外国人人口の過少計上を指摘した。山田（2001, 2007, 2008, 2010, 2011, 2012）は、年齢や配偶関係、労働力状態、従業上の地位、産業、職業などの調査事項に関して、「不詳」の発生状況や既存の統計調査の結果との比較を行い、より新

- 
- 1) 「不詳」はそれ自体として集計表に示されることもあれば、総数に含める形で示されることもある。
  - 2) 按分の詳細は、総務省統計局のホームページ内にある「平成22年国勢調査による基準人口」(<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm> 最終閲覧2014年7月16日)にまとめられている。国勢調査における国籍・年齢が「不詳」の人口は以前から存在したが、総務省統計局がこれらを按分した人口を公表したのは今回が初めてである。按分の結果は、総務省統計局が公表する「人口推計」や国立社会保障・人口問題研究所（2012, 2013b）で利用されている。
  - 3) 2005年までの国勢調査には、家族類型が不詳の一般世帯数は存在しなかったが、2010年の国勢調査では家族類型が不詳の一般世帯が85,798現れることになった。

しい年に実施された国勢調査ほど精度に問題がみられることを指摘した。阿部(2004, 2013)は、労働力状態の「不詳」が多いために就業者の増減を把握できない地域が存在することを指摘するとともに、「不詳」の存在を前提とした地域分析のあり方について検討した。

これらの研究は、それぞれに重要な知見を提示している。しかしながら、管見の限り、人口移動に関する調査事項である5年前の居住地の精度に関する検討はなされていないようである<sup>4)</sup>。5年前の居住地に関する情報から得られる移動人口は、国籍別・年齢別に把握できることや、現住地ベースで転入元と転出先を把握できること等の利点があり、地域人口の変動要因として重要な人口移動に関する貴重な情報源となってきた。このため、国勢調査の5年前の居住地について、その利用可能性を評価しておくことは重要である。

以上を踏まえ、本稿では、2010年の国勢調査における5年前の居住地の「不詳」発生状況を年齢別ならびに地域別に整理することを目的とする。以下、II章では、近年の国勢調査の調査法の変更と回収状況を整理し、あわせて国勢調査の第2巻から第4巻に含まれる幾つかの集計事項、および人口移動集計に含まれる5年前の居住地に関して「不詳」の発生状況を都道府県別に整理する。これらの作業は、III章の分析結果を多面的に理解する為に実施するものである。III章では、5年前の居住地の「不詳」の発生状況を男女年齢別に都道府県および市区町村別に整理し、さらに産業大分類および職業大分類にも整理する。これらの結果を踏まえて、IV章で全体をまとめる。

なお、本稿の執筆はI章とII章を山内、III章とIV章を小池が主に担当した。

## II. 国勢調査の回収状況と主要な調査事項にみられる「不詳」の発生状況

### 1. 国勢調査の方法と近年の変更

国勢調査にみられる「不詳」の多寡は、直接的には調査票の回収状況ならびに被験者による調査票の記入状況に左右されるが、これらはいずれも調査法の影響を受ける。以下では、近年の国勢調査の調査法の変更について、調査票の回収ならびに被験者による調査票の記入に影響すると考えられる範囲で整理する。

調査票の回収については、2010年の調査法の変更が大きな影響を持つと考えられる<sup>5)</sup>。国勢調査では、2005年までは国勢調査員が調査票の回収にあたっていたが、2010年国勢調査では、被験者が希望すれば郵送回収が可能になった<sup>6)</sup>。この回収法の変更は、被験者の

4) 国勢調査と住民基本台帳人口移動報告では人口移動の定義が異なることや、それぞれの統計資料で把握された人口移動現象にどのような異同があるか検討したものに大友(1996)や伊藤(2011)などがある。

5) 国勢調査では、世帯を単位として調査票の配布と回収がなされる。全数調査を旨とする国勢調査の場合、さまざまな事情で調査票による調査ができなかった世帯については、国勢調査令第9条第2項に基づいて「国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査」(総務省統計局 2012, pp.459)する。したがって、回収状況が悪化、すなわち調査票による調査ができなかった世帯が増加すると、人口と性別、世帯員数以外の調査項目は「不詳」の数が増える。

6) 東京都に限ってインターネットでの回収も可能になった。

利便性の向上を通じて回収状況の改善につながる可能性がある。被験者にとってみれば、国勢調査員との間で調査票を受け渡すための日程調整が不要になり、調査票の提出方法を状況に応じて選択できるからである。しかし、回収状況の悪化につながる可能性も否定できない。調査票の回収が調査員に一元化されている場合、国勢調査員が調査票の提出状況を容易に把握でき、未提出者に対して提出を促すことで回収状況を高水準に保ちやすいと推察される。反面、国勢調査員による回収と郵送回収のいずれも可能である場合、とりわけ国勢調査のような大規模調査では、国勢調査員が調査票の回収状況を把握することが困難となるため、未提出者への働きかけに支障が生じ、回収状況が悪くなる可能性がある。

他方、被験者による調査票の記入状況については、2つの調査法の変更が大きな影響を持つと考えられる。1点目は、1995年までは調査項目の中に国勢調査員が対象世帯から聴取して記入するものがあったが、2000年以降はそうした項目がなくなった。2点目は、2005年以前は記入済みの調査票を提出する際に国勢調査員が調査票の記入内容を確認していたが<sup>7)</sup>、2010年にはそうした確認作業は廃止し、封入済みの調査票を提出することになった。これら調査法の変更は、プライバシーへの配慮といった点では被験者の調査への協力を促し、記入状況の改善効果が期待される。その反面、調査票を提出する段階での確認がなされないため、記入状況の悪い調査票をそのまま回収することで、結果として記入状況が悪化する可能性がある<sup>8)</sup>。

このように、近年の国勢調査における調査法の変更は、「不詳」の減少と増加のいずれにも寄与する可能性をもつ。なお、国勢調査の調査法は、変更点を含めて一定の手続きを経て定められている点には留意すべきであろう<sup>9)</sup>。

## 2. 国勢調査の回収状況

国勢調査の調査票の回収について、国勢調査令第9条第2項に基づいて調査した世帯の割合、すなわち調査票を回収できなかった世帯の割合が公表されており、全国については1995年に0.5%、2000年に1.7%、2005年に4.4%、2010年に8.8%と徐々に増加した<sup>10)</sup>。

この値を都道府県別にみると(表1)、2010年に関しては、最大の東京都が20.1%、続いて高知県が13.2%、福岡県が12.1%、大阪府が11.7%、愛知県が10.2%の順である。総じて大都市圏で高い値を示す傾向にあるが、高知県や沖縄県(9.3%)のように非大都市

7) 2005年国勢調査からは封入した状態で回収することも認められるようになった。

8) 東京都に限定して実施されたインターネットでの提出については、記入エラーや未記入を防ぐことは技術的に可能であり、記入状況の悪化を防ぐ効果をもつ可能性もある。

9) 国勢調査の方法に関しては総務省統計局で研究会・懇談会が開催され、議論されている。国勢調査の実施をめぐって社会的にも注目されることになった2005年国勢調査の実施後には「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」が開催され、その後の改善方針が報告書(国勢調査の実施に関する有識者懇談会2006)として示された。

10) 2010年の値は一般世帯のものである。2005年以前の値は、明示的な記載はないが、総世帯のものと推察される。これらの値は、2005年以前については「国勢調査の実施に関する有識者懇談会(第5回)(平成18年5月30日開催)」の配布資料「平成17年国勢調査の実施状況」(<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/pdf/situation.pdf> 最終閲覧2014年7月16日)、2010年については「平成27年国勢調査の企画に関する検討会(第2回)(平成23年11月18日開催)」の配布資料「平成22年国勢調査の実施状況」(<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/kentou27/pdf/02sy02.pdf> 最終閲覧2014年7月16日)から得た。



表1 都道府県別にみた調査票の回収状況

都道府県	2005年		2010年				回収できなかった世帯の割合
	回収できた世帯の割合	回収できなかった世帯の割合	回収できた世帯の割合				
			総計	調査員回収	郵送回収	被験者が持参	
全国	95.6	4.4	91.2	32.3	58.4	0.5	8.8
北海道	98.5	1.5	93.6	37.1	55.6	0.9	6.5
青森県	98.0	2.0	96.3	55.3	40.5	0.5	3.7
岩手県	98.6	1.4	96.7	51.3	44.9	0.5	3.2
宮城県	93.2	6.8	91.4	28.9	61.9	0.6	8.6
秋田県	98.3	1.7	98.3	54.5	43.3	0.5	1.7
山形県	98.4	1.6	96.3	50.0	45.6	0.7	3.7
福島県	96.4	3.6	94.5	41.7	51.8	1.0	5.4
茨城県	98.5	1.5	95.2	49.5	45.2	0.5	4.8
栃木県	96.1	3.9	92.2	40.6	51.0	0.6	7.8
群馬県	99.0	1.0	94.8	40.7	53.3	0.8	5.2
埼玉県	95.7	4.3	93.1	25.2	67.5	0.4	6.9
千葉県	96.0	4.0	93.9	27.0	66.5	0.4	6.1
東京都	86.7	13.3	79.8	12.9	66.7	0.2	20.1
神奈川県	95.9	4.1	90.2	16.4	73.5	0.3	9.8
新潟県	98.2	1.8	96.1	50.7	44.9	0.5	3.9
富山県	97.9	2.1	96.2	54.6	41.2	0.4	3.8
石川県	96.4	3.6	94.9	51.9	42.6	0.4	5.1
福井県	97.5	2.5	95.3	51.0	43.7	0.6	4.8
山梨県	98.6	1.4	95.6	51.0	43.6	1.0	4.4
長野県	98.7	1.3	97.1	57.8	38.5	0.8	2.9
岐阜県	98.8	1.2	97.4	45.5	50.9	1.0	2.7
静岡県	97.5	2.5	95.6	34.4	60.8	0.4	4.4
愛知県	95.0	5.0	89.8	22.5	66.9	0.4	10.2
三重県	97.6	2.4	97.5	49.5	47.4	0.6	2.6
滋賀県	96.5	3.5	93.8	44.9	48.4	0.5	6.2
京都府	93.9	6.1	93.5	38.6	54.5	0.4	6.5
大阪府	94.6	5.4	88.2	17.5	70.3	0.4	11.7
兵庫県	96.5	3.5	91.6	29.0	62.3	0.3	8.4
奈良県	98.2	1.8	97.0	43.7	52.5	0.8	3.1
和歌山県	98.6	1.4	98.9	56.3	42.2	0.4	1.1
鳥取県	97.1	2.9	95.3	54.3	40.5	0.5	4.7
島根県	99.0	1.0	97.5	56.3	40.8	0.4	2.4
岡山県	97.9	2.1	92.9	37.1	55.2	0.6	7.2
広島県	96.0	4.0	91.5	36.6	54.5	0.4	8.6
山口県	97.6	2.4	96.2	50.1	45.6	0.5	3.8
徳島県	97.8	2.2	96.8	46.1	49.7	1.0	3.2
香川県	97.2	2.8	93.7	40.0	52.6	1.1	6.3
愛媛県	95.8	4.2	94.8	52.7	41.6	0.5	5.2
高知県	97.9	2.1	86.8	37.8	48.1	0.9	13.2
福岡県	93.9	6.1	87.9	29.4	58.0	0.5	12.1
佐賀県	98.7	1.3	96.7	50.9	44.9	0.9	3.3
長崎県	98.6	1.4	96.8	55.0	41.3	0.5	3.3
熊本県	97.9	2.1	96.7	53.2	42.9	0.6	3.3
大分県	97.5	2.5	96.7	53.4	42.9	0.4	3.4
宮崎県	97.3	2.7	95.4	50.9	43.9	0.6	4.6
鹿児島県	97.7	2.3	96.6	54.1	41.7	0.8	3.3
沖縄県	93.4	6.6	90.7	42.4	47.5	0.8	9.3

注1) 回収できなかった世帯とは、国勢調査令第9条第2項に基づいて調査された世帯のことである。

注2) 2005年の回収できた世帯の割合は、100から回収できなかった世帯の割合を引いて算出した。

注3) 2010年については四捨五入の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

注4) 2010年の東京都の郵送回収にはインターネット回答を含む。

注5) 2010年は一般世帯の値である。

2005年は「国勢調査の実施に関する有識者懇談会(第5回)(平成18年5月30日開催)」における配布資料「平成17年国勢調査の実施状況」(<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/pdf/situation.pdf> 最終閲覧2014年7月16日)より

2010年は「平成27年国勢調査の企画に関する検討会(第2回)(平成23年11月18日開催)」における配布資料「平成22年国勢調査の実施状況」(<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/kentou27/pdf/02sy02.pdf> 最終閲覧2014年7月16日)より

圏でも高い例はある<sup>11)</sup>。

大都市圏と非大都市圏の間にみられる回収状況の差は、2005年にも認められる。しかし、2005年と2010年の値を比較すると、都道府県によって変化のパターンは異なる。例えば、東京都のように2005年に既に13.3%に達し、2010年にかけても大幅に伸びた例、秋田県のように2005年と2010年がともに1.7%で変化していない例、高知県のように全国的にみても低水準だった2005年の2.1%から大幅に伸びて2010年には10%を超えた例、宮城県のように2005年には全国値を上回る6.8%であったが2010年には全国値を下回る8.6%への微増にとどまった例などがある。

他方、2010年について、回収できた世帯の割合を回収方法別にみると（表1）、2005年までの方法である調査員回収の割合は、総じて非大都市圏で高く、大都市圏で低い傾向を示す。ただし、調査員回収の割合がもっとも高い長野県でもその値は57.8%であり、50%に達しない例も少なくない。調査員回収の割合が郵送回収の割合と大きな差があるとは言いがたい状況にあり、大都市圏を中心に、郵送回収の割合の方が調査員回収の割合を上回る例も少なからずみられる。

### 3. 主要な調査事項にみられる「不詳」の発生状況

#### (1) 指標の定義

「不詳」の発生状況を表す指標について説明する前に、国勢調査の「不詳」に関して留意すべき3つの点について整理する。

1 点目は、年齢と他の変数との「不詳」の関係である。一般的な社会調査では、年齢と年齢以外の変数 A があった場合、回答状況によって、(a)年齢と変数 A のいずれも回答あり、(b)年齢のみ「不詳」、(c)変数 A のみ「不詳」、(d)年齢と変数 A のいずれも「不詳」、という4通りの組合せが生じる。しかし国勢調査に関しては、(b)のケース、例えば、年齢は「不詳」だが労働力状態には回答があるといったケースは基本的に存在しない<sup>12)</sup>。また、国勢調査で変数 A の「不詳」として示されるのは (c)のみで、(d)は含まれない。

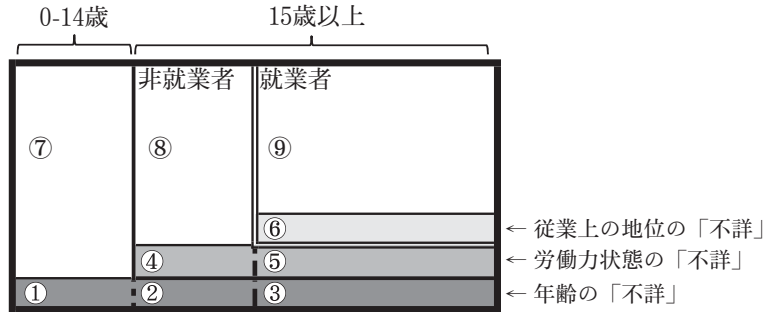
2 点目は、主問と枝問の不詳の関係である。これについては、一般的な社会調査と同様に、国勢調査でも主問の「不詳」は枝問の「不詳」には含めていない。図1に示した労働力状態と従業上の地位を例にとると<sup>13)</sup>、労働力状態が「不詳」のケース（④と⑤）は枝問に当たる従業上の地位の集計には含まれないために、国勢調査で従業上の地位の「不詳」として示されているのは図1の⑥のみとなる。本来ならば、労働力状態が「不詳」の一部（図1の⑤）は従業上の地位も「不詳」になるはずである。

11) 本稿で用いる大都市圏や非大都市圏という用語は、大都市圏には日本の三大都市や地方中核都市とその圏域を、非大都市圏は大都市圏以外の地域を想定して用いるが、個々の自治体がどちらに属するかを必ずしも厳密に定めている訳ではない。

12) 例外として確認できたのは、2010年の国勢調査の5年前の居住地に関するもので、年齢は「不詳」だが5年前の居住地が判明している人口が存在する。

13) 労働力状態が就業者の場合に従業上の地位が調査される関係にあるため、労働力状態が主問、従業上の地位が枝問となる。

図1 不詳の概念図



①と②と③は年齢不詳の人口、④と⑤は労働力状態不詳の人口⑥は従業上の地位不詳の人口を表す。国勢調査における労働力状態別人口は、④・⑤・⑥・⑧・⑨のみで、②と③は含まれない。同様に従業上の地位別人口は⑥・⑨のみで③と⑤は含まれない。  
 国勢調査の従業上の地位別人口の不詳割合（本稿でいう不詳割合と同じ）は  

$$\frac{⑥}{⑥+⑧+⑨}$$
 である。本稿で提起する従業上の地位別人口の潜在的な不詳割合は  

$$\frac{③+⑤+⑥}{③+⑤+⑥+⑨}$$
 である。

3点目は、年齢の「不詳」に関するものである。国勢調査では2010年には年齢の「不詳」として集計されているが、2005年までは国籍または年齢の「不詳」として集計され、年齢のみ「不詳」は集計されていなかった。2010年国勢調査の総人口128,057,352人に対し、年齢のみ「不詳」が589,739人（0.5%）、国籍のみ「不詳」が663,777人（0.5%）、国籍と年齢のいずれも「不詳」が386,684人（0.3%）であり、国籍または年齢の「不詳」は1,640,200人（1.3%）である。

以上を踏まえて「不詳」の発生状況を検討するが、その指標として2種類の不詳割合を用いる。第1に、一般に用いられる意味での不詳割合である。従業上の地位を例にとると、就業者に占める従業上の地位が不詳の人口の割合のことであり、図1では、 $\frac{⑥}{⑥+⑨}$ となる。この指標を、以下では不詳割合とする。

第2に、本稿で潜在的な不詳割合と呼ぶものである。この指標は15歳以上人口が対象となる調査事項や枝間に相当する調査事項に用いる。従業上の地位を例にとると、年齢が「不詳」ならびに労働力状態が「不詳」の人口を考慮して従業上の地位の不詳割合を算出したもので、図1では、 $\frac{③+⑤+⑥}{③+⑤+⑥+⑨}$ となる。ただし、国勢調査から直接得ることのできない③と⑤の人口は次のように推定した。すなわち、総務省統計局が国籍または年齢が「不詳」の人口を按分した人口<sup>14)</sup>を利用して図1の②と③の人口を算出し、就業者と非就業者の人口分布に応じて按分することで③の人口を推定する。労働力状態が「不詳」の人口（図1の④と⑤）についても、就業者と非就業者の人口分布に応じて按分することで⑤の値を推定する。

なお、不詳割合については比較のために2000年と2005年の数値も示すが、先述のように

14) 総務省統計局のホームページ内にある「平成22年国勢調査による基準人口」にまとめられている値のこと（<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm> 最終閲覧2014年7月16日）。

2000年と2005年は国籍または年齢の「不詳」が2010年における年齢の「不詳」に相当するため、国籍または年齢の「不詳」を除き、年齢が関係する調査事項については、厳密な意味で2010年の値を2005年以前の値と比較できない点に注意が必要である。

## (2) 「不詳」の発生状況

8種の調査事項について全国の不詳割合を整理したのが表2である。国籍または年齢の不詳割合については、2005年までは1%未満であったが、2010年には1%を超えた。他の調査事項については、先述のように2005年以前との厳密な意味での比較ではないが、いずれも不詳割合は2000年以降、一貫して増加した。配偶関係については、比較的变化は小さく、2000年の0.9%から2010年の1.9%へと1ポイントの変化にとどまった。それ以外の調査事項については少なからぬ変化がみられた。とくに教育は2010年の不詳割合が10%を超えており、2000年の不詳割合から8ポイントを超える大幅な増加となった。産業大分類や職業大分類、労働力状態に関しては、教育ほどではないものの、2010年の不詳割合は5%を超えた。こうした中で5年前の居住地の不詳割合は2000年の0.0%から6ポイント以上増え、2010年は6.5%であった。

2010年の不詳割合と潜在的不詳割合を都道府県別に示したのが表3である。不詳割合の都道府県別の分布は、その水準を別にすれば、東京都を中心として総じて大都市圏で高く、非大都市圏で低いことはいずれの調査事項にも共通する。都道府県別にみた調査事項別の不詳割合は、おおむね表2で示した全国値の水準を反映して各都道府県の値も変化する。ただし、不詳割合の全国値が高いほど都道府県別の不詳割合の標準偏差も大きくなる傾向にあり、不詳割合の全国値が高い場合には東京都をはじめとする大都市圏の不詳割合がかなり高い値を示す反面、非大都市圏の不詳割合は数%程度にとどまる例が少ない。例えば、教育の場合、東京都の不詳割合は25.7%であるが、もっとも低い福井県では2.7%であり、10県で5%未満にとどまった。

5年前の居住地の不詳割合について都道府県別の分布をみると、東京都が18.7%、大阪府がこれに次ぐ10.3%である。大都市圏が含まれる府県では概ね5%超となっているが、非大都市圏では3%未満の例も多くみられる。

表2 2000年以降の調査事項別にみた不詳割合

調査事項	2000年	2005年	2010年
国籍または年齢	0.2	0.4	1.3
配偶関係	0.9	1.3	1.9
労働力状態	1.6	3.1	5.6
従業上の地位	0.0	0.0	3.8
産業大分類	1.2	1.9	5.8
職業大分類	1.2	1.8	5.7
教育	3.5	-	12.1
5年前の居住地	0.0	-	6.5

表3 都道府県別にみた不詳割合と潜在的な不詳割合（2010年）

都道府県	不詳割合								潜在的な不詳割合					
	国籍 または 年齢	配偶 関係	労働力 状態	従業上 の地位	産業 大分類	職業 大分類	教育	5年前 の 居住地	配偶 関係	労働力 状態	従業上 の地位	産業 大分類	職業 大分類	教育
全国	1.3	1.9	5.6	3.8	5.8	5.7	12.1	6.5	2.7	6.4	10.0	11.9	11.8	12.9
北海道	0.2	1.0	3.7	3.7	5.5	5.4	10.4	4.7	1.2	3.9	7.5	9.1	9.1	10.6
青森県	0.5	0.4	1.2	1.6	2.7	2.7	3.4	1.9	0.8	1.6	3.2	4.3	4.2	3.8
岩手県	0.5	0.9	1.7	0.4	1.4	1.3	3.7	1.5	1.3	2.1	2.5	3.5	3.5	4.1
宮城県	0.9	2.5	4.5	0.8	2.4	2.2	7.4	4.6	3.3	5.3	6.0	7.5	7.4	8.2
秋田県	0.5	0.5	2.5	0.6	1.5	1.4	4.6	1.8	0.7	2.7	3.3	4.1	4.0	4.8
山形県	0.4	0.3	1.6	0.4	1.7	1.7	2.8	1.5	0.7	1.9	2.3	3.6	3.5	3.1
福島県	0.7	1.5	4.6	1.1	3.2	3.1	8.2	2.6	2.2	5.3	6.3	8.3	8.2	8.8
茨城県	0.5	0.7	2.8	3.0	5.1	5.1	7.8	3.2	1.2	3.3	6.3	8.3	8.2	8.3
栃木県	1.2	1.0	4.1	2.1	4.0	3.9	8.6	4.2	2.0	5.1	7.0	8.9	8.8	9.5
群馬県	0.7	0.7	2.6	1.5	3.1	3.0	6.7	2.8	1.4	3.2	4.6	6.2	6.1	7.2
埼玉県	1.0	1.7	5.1	4.9	7.3	7.2	13.4	6.0	2.1	5.5	10.1	12.4	12.3	13.8
千葉県	2.7	2.0	6.5	3.8	6.4	6.2	13.7	7.9	3.4	7.9	11.4	13.8	13.7	15.0
東京都	2.6	5.7	13.8	11.3	13.7	13.4	25.7	18.7	7.1	15.2	24.7	26.8	26.6	26.8
神奈川県	1.2	2.1	9.5	2.6	4.9	4.8	15.2	8.6	2.7	10.0	12.4	14.5	14.3	15.8
新潟県	0.6	0.5	2.3	0.8	2.5	2.4	6.5	1.4	1.0	2.8	3.6	5.2	5.2	7.0
富山県	0.6	0.7	1.7	0.8	2.0	1.9	5.4	1.9	1.1	2.1	2.9	4.1	4.0	5.8
石川県	1.0	1.2	2.5	3.1	4.7	4.7	9.6	4.0	2.1	3.4	6.4	8.0	7.9	10.4
福井県	1.1	0.4	1.6	0.3	1.7	1.7	2.7	2.4	1.5	2.7	3.0	4.4	4.3	3.7
山梨県	0.7	0.8	3.8	0.6	2.1	2.0	5.9	3.4	1.4	4.4	5.0	6.4	6.3	6.5
長野県	0.3	0.5	1.3	2.1	3.4	3.3	6.3	1.6	0.8	1.6	3.7	5.0	4.9	6.6
岐阜県	0.6	0.5	1.5	2.1	3.3	3.2	4.6	2.5	1.0	2.0	4.1	5.3	5.2	5.1
静岡県	0.7	0.7	1.4	1.7	2.6	2.6	5.1	2.5	1.3	2.0	3.6	4.6	4.5	5.8
愛知県	1.4	1.6	4.7	4.4	6.4	6.3	12.8	5.8	2.6	5.6	9.8	11.7	11.6	13.7
三重県	0.9	1.2	3.4	3.1	5.2	5.1	10.1	3.7	1.9	4.2	7.1	9.2	9.1	10.8
滋賀県	1.4	1.0	3.6	2.6	5.1	5.0	9.1	4.2	2.1	4.7	7.2	9.5	9.4	10.2
京都府	2.2	1.9	5.4	6.0	8.8	8.7	15.1	8.4	3.6	7.1	12.7	15.2	15.1	16.6
大阪府	1.9	3.1	9.3	5.1	8.0	7.9	17.8	10.3	4.1	10.2	14.8	17.5	17.3	18.7
兵庫県	1.3	1.7	5.6	3.2	5.8	5.7	12.5	5.7	2.3	6.2	9.1	11.6	11.5	13.1
奈良県	0.7	1.0	4.9	1.9	4.2	4.0	8.5	4.0	1.6	5.5	7.3	9.4	9.3	9.1
和歌山県	1.0	0.8	2.7	1.5	3.0	3.0	7.0	2.8	1.7	3.6	5.1	6.6	6.5	7.9
鳥取県	1.1	1.0	2.3	3.1	5.4	5.4	9.7	3.2	2.0	3.2	6.2	8.5	8.4	10.6
島根県	0.7	0.8	2.7	1.0	2.9	2.8	7.6	2.2	1.4	3.2	4.2	6.0	5.9	8.1
岡山県	1.2	0.6	1.5	2.7	4.9	4.9	4.2	2.8	1.6	2.5	5.2	7.3	7.2	5.1
広島県	1.6	1.1	5.1	2.6	4.8	4.7	13.5	4.5	2.4	6.3	8.7	10.8	10.7	14.6
山口県	0.4	0.7	2.3	1.0	2.1	2.0	5.5	2.3	1.1	2.7	3.7	4.7	4.6	5.9
徳島県	1.2	2.0	4.6	1.4	3.8	3.7	10.4	4.2	3.0	5.6	6.9	9.2	9.1	11.3
香川県	1.8	0.7	3.0	0.8	2.4	2.4	7.1	3.7	2.4	4.6	5.4	6.9	6.9	8.7
愛媛県	0.8	0.9	1.5	2.2	2.9	2.9	4.9	3.3	1.6	2.1	4.3	5.0	5.0	5.5
高知県	0.9	1.4	6.6	1.1	2.7	2.7	10.9	6.1	2.2	7.4	8.4	10.0	9.9	11.7
福岡県	1.4	1.9	5.5	3.4	5.5	5.4	12.6	6.0	2.7	6.3	9.5	11.5	11.4	13.3
佐賀県	0.5	0.6	0.9	1.7	3.0	3.0	4.7	2.0	1.0	1.3	3.0	4.3	4.2	5.1
長崎県	0.6	0.7	1.1	2.1	3.3	3.2	6.6	2.2	1.2	1.6	3.7	4.8	4.8	7.0
熊本県	0.9	1.1	4.1	1.1	2.7	2.6	8.5	3.4	1.8	4.7	5.8	7.3	7.2	9.1
大分県	0.8	0.7	1.3	2.1	3.3	3.2	4.0	2.7	1.3	1.9	3.9	5.1	5.1	4.6
宮崎県	0.6	0.8	2.1	2.3	3.5	3.5	7.5	2.9	1.2	2.5	4.8	6.0	5.9	8.0
鹿児島県	0.6	0.7	2.8	2.6	3.9	3.9	8.0	2.6	1.2	3.2	5.8	7.0	6.9	8.4
沖縄県	0.9	2.1	7.3	6.3	8.7	8.5	15.0	8.2	2.8	7.9	13.7	16.0	15.8	15.5

注) 潜在的な不詳割合の定義は図1および本文に詳しい



他方、15歳以上人口が対象となる調査事項や枝間に相当する調査事項である6種の調査事項について潜在的な不詳割合をみると、いずれの調査事項においても不詳割合より高い値を示す。とくに従業上の地位や産業大分類、職業大分類については、労働力状態が「不詳」の影響もあるため不詳割合との差が大きく、教育とほぼ同水準の値となった。都道府県別の分布パターンについては、水準の差はみられるものの、不詳割合と同様の傾向を示す。これら6種の調査事項の中では、労働力状態の潜在的な不詳割合が5年前の居住地の不詳割合と近い水準である。

これらの都道府県別の不詳割合や潜在的な不詳割合は、回収状況とも関連している。5年前の居住地の不詳割合の場合、表1に示した都道府県別の回収できなかった世帯の割合との相関係数は0.85であった。

### Ⅲ. 5年前の居住地の不詳割合

国勢調査の人口移動に関する問いは、これまで大規模調査年に限って設けられ、直近の3回の大規模調査(1990年・2000年・2010年)においては、5年前の居住地を尋ねている。2010年国勢調査の人口移動集計では、主に男女年齢別の結果を表象する「移動人口の男女・年齢等集計」、主に産業大分類別・教育程度別の結果を表象する「移動人口の産業等集計」、主に職業大分類別の結果を表象する「移動人口の職業等集計」の3種類の集計結果が存在する。

以下では、「移動人口の男女・年齢等集計」のなかの都道府県別および市区町村別の集計結果を主対象とし、5年前の居住地の不詳割合について、地域別・年齢別にみた分布を中心に述べることとする<sup>15)</sup>。

#### 1. 「移動人口の男女・年齢等集計」における不詳の概要

まず、「移動人口の男女・年齢等集計」の全国集計結果から全年齢を通した不詳割合を算出すると、男性7.5%、女性5.7%であった。ちなみに2000年国勢調査の人口移動集計において同様に不詳割合を算出すると、男性・女性とも0.0%であり<sup>16)</sup>、ともに急増していることがわかる。

不詳割合は、年齢別に大きく異なっている(図2)。最も不詳割合が高いのは男性で26歳(13.7%)、女性で25歳(11.0%)となる一方で、最も不詳割合が低いのは男性で81歳(2.6%)、女性で70歳(2.4%)であり、全体として移動率と不詳割合との相関が高いこと(すなわち、移動率の高い年齢で不詳割合も高いこと)が窺える。

また、年齢別の不詳割合は都道府県別の差が大きい。全年齢での不詳割合が最も高い東京都(18.7%)と最も低い新潟県(1.4%)について、男性の年齢別の不詳割合を示した

15) 年齢別の不詳割合を算出する際に用いる年齢別人口には、年齢が「不詳」の人口は含まない。

16) 5歳以上について算出した値。2000年国勢調査においては、調査時点で5歳未満の子どもは人口移動集計の対象となっていない。



のが図3である。新潟県の男性では最も不詳割合が高い24歳においても3.2%にとどまっているのに対し、東京都の男性では26歳において34.4%に達しており、23～32歳においてはすべて30%以上となっている。これは、国勢調査時点において東京都に居住していた若年層男性のなかで、5年前の居住地が「不詳」である人の割合が30%以上であることを意味しており、とくに東京都を中心とする大都市圏において、他地域からの転入数を本集計結果から精確に把握するのが非常に困難な状況となっていることがわかる。

不詳割合を市区町村別にみると、その較差はさらに拡大する（市区町村別不詳割合のヒストグラムを図4に示す）。全年齢での不詳割合が1%未満の市区町村が過半数（52.9%）を占める一方で、不詳割合が10%以上の市区町村も5.9%を占める。また、人口規模の大きい自治体ほど不詳割合は高くなる傾向があり、不詳割合が10%以上の市区町村人口が全国人口に占める割合は17.7%に達する。表4は、不詳割合の上位10市区町村を示したものであるが、不詳割合の上位には軒並み東京都の特別区や大阪市の行政区が並び、人口移動の活発な地域ほど不詳割合の高いことが知られる。

図2 「移動人口の男女・年齢等集計」における年齢別不詳割合

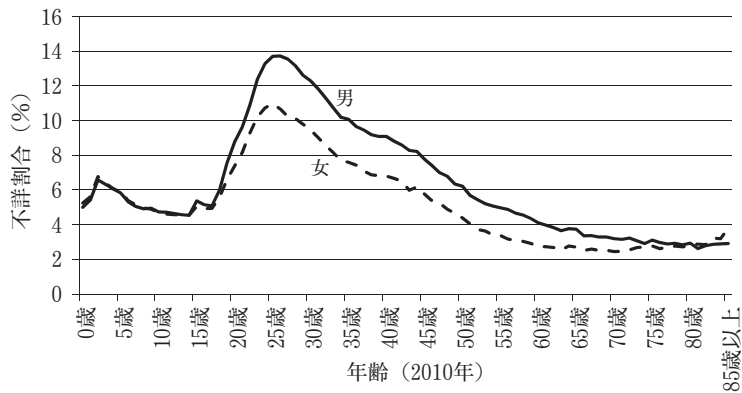


図3 年齢別不詳割合の分布（東京都男性と新潟県男性）

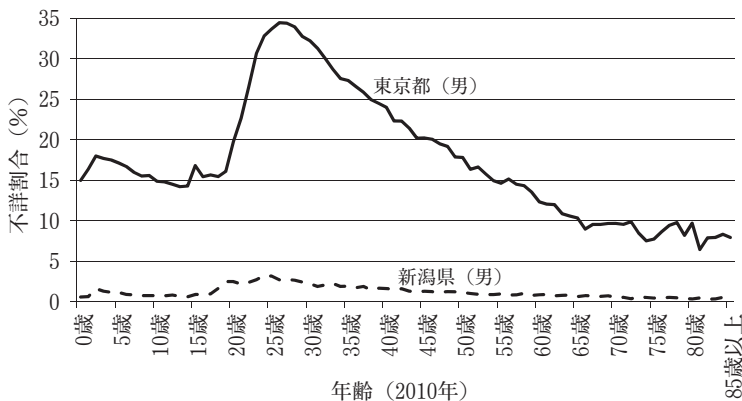


図4 市区町村別不詳割合の分布

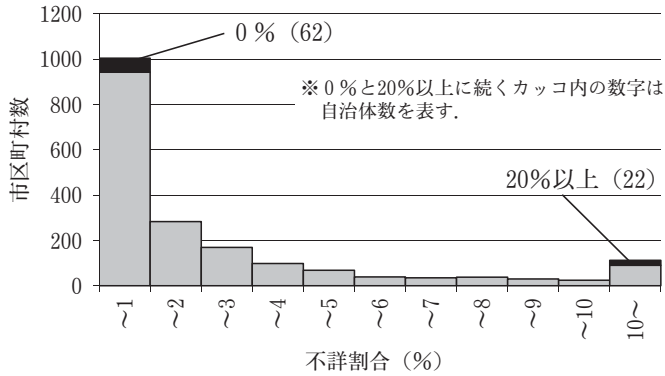


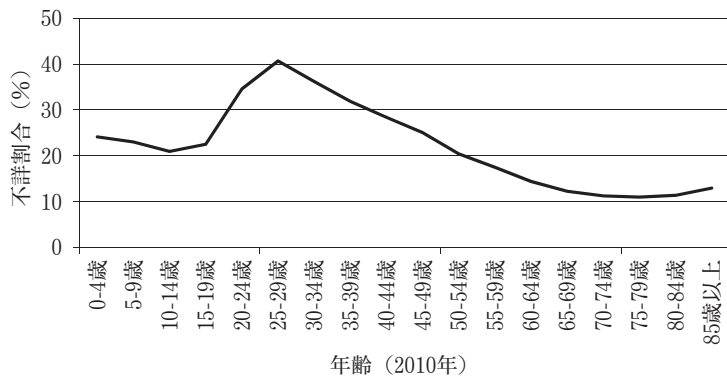
表4 不詳割合の上位10市区町村

コード	市区町村	不詳割合 (%)
27111	大阪市浪速区	35.3
13104	東京都新宿区	34.3
13116	東京都豊島区	34.2
13103	東京都港区	33.2
27106	大阪市西区	30.0
27128	大阪市中央区	28.9
13113	東京都渋谷区	28.8
13101	東京都千代田区	25.7
13114	東京都中野区	25.6
13106	東京都台東区	23.7

さらに、不詳割合が20%以上の市区を抽出して年齢別（男女計）の不詳割合を算出すると（図5）、やはり若年層での不詳割合の高さが目立ち、とりわけ25～29歳では40%を超える。こうした状況により、2005年の国勢調査から推定される転入超過数と「移動人口の男女・年齢等集計」から得られる転入超過数に不整合が生じる場合がある。一例として東京都千代田区の男性30～34歳を取り上げ、詳細をみてみることにする。

2010年国勢調査による千代田区の男性の30～34歳人口は2,276人（年齢不詳を除く）であり、対応するコーホートである2005年国勢調査における同区の男性の25～29歳人口（1,983人（年齢不詳を除く））から293人の増加となっている。当該年齢における死亡の発生はごくわずかであるため、転入超過によって人口が増加したと考えられるが、「移動人口の男女・年齢等集計」から、千代田区男性の30

図5 不詳割合20%以上の市区の年齢別不詳割合



～34歳の転出入状況をみると、転入人口が811人（自市内他区366人、県内他市区町村60人、他都道府県348人、国外37人）、転出人口が1,012人（自市内他区525人、県内他市区町村84人、他都道府県403人）であり、201人の転出超過となっている。国勢調査では国外に転出した人口は調査対象外であり、国外転出も含めれば、見かけ上の転出超過数はさらに増加することになる。しかし、上記の転入人口に5年前の居住地が現住地（487人）または自区内（90人）の577人を加えても1,388人であり、 $2,276 - 1,388 = 888$ 人の5年前の居住地は「不詳」となっている（不詳割合： $888 / 2,276 = 39.0\%$ ）。この888人のなかで、実際には区外から転入してきた人が多分に含まれると考えられる。一方で、国勢調査時点で千代田区外に居住していた人のなかで5年前の居住地が千代田区の場合は、千代田区からの転出としてカウントされるが、転出先の自治体で5年前の居住地が「不詳」になっているケースもあり得るため、国勢調査で集計された転出人口も実際より少ない可能性が高い。2010年の30～34歳人口と2005年の25～29歳人口の差をみる限り、転出人口より転入人口の集計の方がより過小になっていると考えられるものの、それ以上の情報を本集計結果から得ることはできない。

このように、東京都や大阪府の都心部を中心として不詳割合が高いということは、都心部からの転出人口と比較して、都心部への転入人口がより過小に集計されている可能性が高いことを意味する。2010年国勢調査の「移動人口の男女・年齢等集計」の結果を利用する際には、その点に十分注意する必要があるだろう。

## 2. 「移動人口の産業等集計」・「移動人口の職業等集計」における不詳の概況

最後に、「移動人口の産業等集計」および「移動人口の職業等集計」の状況についても概観しておく。

「移動人口の産業等集計」から、男女・年齢・都道府県をすべて合計した労働力状態別に5年前の居住地の不詳割合を算出すると、不詳割合が最も高いのは労働力状態が「不詳」の場合の62.1%で、次いで「通学」（5.5%）、「完全失業者」（2.8%）の順である。労働力状態が「不詳」の場合の多くが5年前の居住地も「不詳」となっていることがわかる。同様に、産業大分類別に5年前の居住地の不詳割合を算出すると、「T 分類不能の産業」で40.0%となっている以外は、すべて0.2%～0.4%と低い値である。さらに、男女・年齢・都道府県をすべて合計した教育分類別の不詳割合を算出すると、最終学歴が判明している場合の不詳割合は低く、「小学校・中学校」が0.7%、「高校・旧中」が0.7%、「短大・高専」が0.5%、「大学・大学院」が0.3%となっている。一方で、「（最終学歴）不詳」の不詳割合は高く（41.8%）、「在学者」（5.1%）、「未就学者」（5.8%）も比較的高い水準となっている。

また、「移動人口の職業等集計」から、男女・年齢・都道府県をすべて合計した従業上の地位別の5年前の居住地の不詳割合を算出すると、従業上の地位が「不詳」の場合に61.2%で最も高く、それ以外は0.2%～0.6%と低い値である。同様に、職業大分類別に5年前の居住地の不詳割合を算出すると、「T 分類不能の職業」で40.7%のほかは、すべて

0.1%～0.5%である。

なお、これらの集計結果について都道府県別にみると、Ⅱ章でも述べているとおり、不詳割合の低い分類では各都道府県とも不詳割合は一様に低い反面、不詳割合の高い分類においては不詳割合に大きな較差があり、全体として大都市圏で不詳割合が高い傾向がある。こうした傾向は、大都市圏において回答状況が全面的に芳しくない票の割合が高いことを示唆するものであると考えられる。

#### IV. おわりに

本稿では、国勢調査における「不詳」の発生状況について、人口移動に関する調査事項である5年前の居住地を中心に概観してきた。Ⅱ章では、調査法の変更や回収状況を整理し、5年前の居住地以外の調査事項も含めた「不詳」の発生状況を確認した。その結果、「不詳」は増加傾向にあり、属性別人口の時系列での分析、とりわけ大都市圏を対象とする場合には多大な注意を払う必要が生じてきていることが明らかになった。Ⅲ章で触れた人口移動集計は、現住地ベースでの移動状況が男女年齢別等に把握できる大変貴重な資料であるが、上述のように不詳割合が大幅に増加すると同時に、不詳割合の地域別・年齢別の差異が際立っており、地域間の人口移動を精確に捉えることは非常に困難な状況となっている。国立社会保障・人口問題研究所が実施している地域別の将来人口推計に人口移動集計を直接的に活用できず、代替として2時点における国勢調査の男女年齢別人口から推定される純移動率を基準としているのも、こうしたことが一因となっている。しかし、男女年齢別人口も大都市圏を中心に「不詳」が大幅に増加し、また「不詳」の年齢別分布に大きな偏りがあると推定される状況において、地域や年齢によっては、この純移動率も実態と乖離している可能性が否定できなくなりつつある。

2010年の国勢調査では、東京都を対象としてインターネット回答が初めて導入されるなど、様々な対応策を駆使して調査票回収率の向上が図られた。インターネット回答が一定の成果を挙げた一方で、「不詳」が急増した背景としては、オートロックマンションの普及などによる調査環境の悪化とともに、個人情報漏洩に対する危機意識の高まりが挙げられるだろう。確かに昨今、個人情報が悪用されるケースは多発しており、なかには国勢調査をかたって個人情報を聞き出す事例もみられたという。しかしこうした事例は、回収率の低下や回答状況の悪い調査票の増加をもたらし、統計の精度低下という重大な問題を引き起こす要因となり得る。精度を欠いた統計に基づく分析は精度を欠いた考察結果を誘発し、ひいては国や地方自治体による政策立案にも支障をきたしかねない。国勢調査は個人情報保護法の対象外であるが、当然ながら国勢調査の回答内容は統計作成以外の目的には利用されず、票の管理にも万全が期されており、個人情報の漏洩を防ぐための体制がとられている。2015年の国勢調査実施まで残り約1年となったが、上述のような危機意識が共有されると同時に、調査が円滑に実施されることを強く願う次第である。

## 文献

- 阿部隆 (2004) 「就業人口減少の時代を迎えて一従業員人口の地域的分布の変化と労働力状態「不詳」人口急増の影響一」『統計』2004年10月号, pp.15-22
- 阿部隆 (2013) 「国勢調査結果の「不詳数」に係わる諸問題」『統計』2013年12月号, pp.51-54
- 石川義孝 (2005) 「外国人関係の2統計の比較」『人口学研究』第37号, pp.83-94
- 伊藤薫 (2011) 「統計調査における流入超過数の差異の要因について一国勢調査, 住民基本台帳人口移動報告と岐阜県人口動態統計調査の差異の検討一」『Review of economics and information studies (岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要)』Vol.12 No.1・2, pp.23-38
- 伊藤達也 (1985) 「戦後日本人人口の改算」(厚生省人口問題研究所『戦後の日本人人口ならびに人口動態率改算の試み』人口問題研究所研究資料第238号), pp.4-18
- 大友篤 (1996) 『日本の人口移動』大蔵省印刷局
- 国勢調査の実施に関する有識者懇談会 (2006) 『国勢調査の実施に関する有識者懇談会 報告』  
(<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/pdf/report.pdf> 最終閲覧2014年7月16日)
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 『日本の将来推計人口一平成23 (2011) ~72 (2060) 年一附: 参考推計平成73 (2061) ~122 (2110) 年 平成24年1月推計』人口問題研究所研究資料第326号
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013a) 『日本の世帯数の将来推計 (全国推計) —2010 (平成22) ~2035 (平成47) 年— 2013 (平成25) 年1月推計』人口問題研究所研究資料第329号
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013b) 『日本の地域別将来推計人口一平成22 (2010) ~52 (2040) 年— 平成25年3月推計』人口問題研究所研究資料第330号
- 菅桂太 (2007) 「近年の「国勢調査」日本人人口の精度に関する一考察」『人口学研究』第41号, pp.61-73
- 鈴木透 (2014) 「全国世帯推計の方法論的諸問題」『人口問題研究』第70巻第2号, pp.81-96
- 総務省統計局 (2012) 『平成22年国勢調査報告 第1巻 人口・世帯総数』
- 山田茂 (2001) 「抽出速報集計結果からみた2000年国勢調査結果の精度の概況」『国士館大学政経論叢』平成13年第4号, pp.153-187
- 山田茂 (2007) 「第1次・第2次基本集計結果からみた2005年国勢調査結果の精度の概況 (1)」『国士館大学政経論叢』平成19年第3号, pp.55-84
- 山田茂 (2008) 「第1次・第2次基本集計結果からみた2005年国勢調査結果の精度の概況 (2・完)」『国士館大学政経論叢』平成20年第1号, pp.37-64
- 山田茂 (2010) 「大都市地域における性別年齢別静態人口データの相違に関する考察」『国士館大学政経論叢』平成22年第1号, pp.109-143
- 山田茂 (2011) 「抽出速報集計からみた2010年国勢調査結果の精度について」『国士館大学政経論叢』平成23年第4号, pp.71-95
- 山田茂 (2012) 「2010年国勢調査が把握した大都市地域の性別年齢別人口の精度に関する考察」『国士館大学政経論叢』平成24年第2号, pp.35-67



---

 書 評 ・ 紹 介
 

---

Stephen Castles, Hein de Haas, and Mark J. Miller

*The Age of Migration: International Population Movements  
in the Modern World, 5th Edition.*

Basingstoke: Palgrave-Macmillan, 2014, x + 410pp.

1993年にその初版が発表されて以来、S. Castles と M. Miller による “The Age of Migration” は、ほぼ5年ごとに改版が重ねられ、多様化しながらも拡大をつづける国際人口移動の動向を捉えるうえで、多岐にわたる重要なトピックを包括的に網羅したキー・レファレンスとなっている。実際、世界中の大学・大学院において国際人口移動や移民に関する標準的なテキストブックの一つとして活用され、初版と第4版については、『国際移民の時代』（関根政美・関根薫 訳、名古屋大学出版会）として邦訳も出版されている。2009年以降の改版となる第5版では、近年、経済発展と国際人口移動の関連を「人口移動転換」の概念を拡張して体系的に理論化する注目すべき研究を発表している Hein de Haas（オックスフォード大学国際移民研究所）を新たに著者に加え、内容についても初版以来の大幅な再編となった第4版に匹敵する改訂が施されている。

「まえがき」において著者らが述べているように、本書の一貫した特徴は、国際人口移動をめぐる歴史および最新の状況と変化を豊富なデータソースと事例に依拠して整理したうえで、その背景ならびに影響に関する理論的考察の基盤をわかりやすく提供している点にある。具体的には、序章につづく2章と3章において理論に関する整理を行っているが、今回の第5版では、近年の社会科学の諸分野で応用が進んでいるネットワーク理論やソーシャル・キャピタル理論に依拠した研究の紹介が拡充されている。ただし、移住・定住過程におけるネットワークの役割については、「連鎖移民」(chain migration) の概念を提示した C. Price による1960年代の研究以降、その重要性が繰り返し指摘されており、D. Massey を中心とする一連の実証研究によっても検証が蓄積されていることから、こうした古典的な研究の現代的解釈として明確に位置づけられたほうが適切であったように思われる。

理論パートで追加されたその他の注目すべき内容として、W. Zelinsky 以来の「人口移動転換理論」を、経済発展段階と人口の国外流出の関連についての「逆U字仮説」などによって補強したうえで、「国際人口移動転換理論」としての拡張可能性を提示している点が挙げられる。とくに、近年の国際人口移動研究における実証分析の精緻化と表裏一体ともいえるマイクロ要因を重視したアプローチへの偏重、さらには上述のネットワーク理論等の援用に依拠したメソレベル・アプローチへの関心が高まるなかで、こうした壮大なスケールでの体系的整理には、「(国際人口移動の) マクロ理論の再生」への意気込みが感じられ、知的好奇心が大いに刺激される。なお、「人口移動転換」という概念には、「人口転換理論」との関連を想起させられるが、ここでは死亡率および出生率の低下、そして T. Dyson が指摘するような人口転換過程の「副産物」としての国内人口移動と国際移動の関連についての言及がほとんどなく、人口研究者はやや物足りなさを感じるかもしれない。

国際人口移動の歴史と現状が整理されている4章以降では、これまで同じ章で取り扱われていた「伝統的」な主要移民受け入れ地域が分割され、「北米」については「中南米」に関する章と統合されたほか、「オセアニア」が「アジア・太平洋地域」に関する章に組み入れられている。加えて、「アフリカ・中東」に関しても新たに独立の章が設けられるなど、近年の地域内移動の拡大を反映した構成となっている。また、いわゆる「リーマン・ショック」に端を発した世界金融危機と、その後の欧州信用不安を背景とした景気後退の影響など、興味深い動向も紹介されているが、本書の概説書としての高い評価は、版を重ねるごとに充実度を増す前半の理論パートに拠るところが大きいであろう。外国人労働者や移民問題が今後ますます身近になるであろう日本においても、国際的水準での問題整理を行うための羅針盤ともいえる本書が、より多くの読者に読まれることを願う。(中川雅貴)



---

## 研究活動報告

---

### 経済協力開発機構地域開発政策委員会専門家会合

経済協力開発機構 (OECD) 地域開発政策委員会の専門家会合が、4月9日から10日にかけて同機構の本部のあるフランス・パリで開催された。この委員会は、都市と農村の地域開発に関する重要問題について意見交換、政策分析を行う委員会である。その活動の一環として、OECD加盟国の国内の地域格差指標の作成も行っている。今回の専門家会合では、国内の地域区分 (わが国の都道府県レベルの地域を、都市的地域とその他の地域に分類) について、人口のメッシュ統計を活用したより精緻化した方法の提案、中心地である都市と周辺地域との関係に着目した、地域の細かい分類などが提案された。また、国内の地域別にみた Well-Being の格差、地域別の人口などのデータ整備の例の報告なども行われた。わが国からは国土交通省国土政策局総務課企画室の近藤共子室長が代表者として出席し質議を行ったが、当研究所からは OECD 統計局および厚生労働省からの要請により、金子能宏政策研究連携担当参与、小島克久国際関係部第2室長が参加し、わが国の現状と課題について報告した。(金子能宏 記)

### 日本老年社会科学会第56回大会

日本老年社会科学会第56回大会が、6月7日から8日にかけて下呂交流会館アクティブ (岐阜県下呂市) で開催された (主催校は中部学院大学)。大会のテーマは、「続・生老病死の科学と教育—いかに生きるか、いかに生ききるか—」であった。期間中は、特別講演、シンポジウム、大会企画フォーラム、自主企画フォーラム、一般報告等で活発な議論が行われた。今回の大会では、一般報告はポスター発表のみで行われた (117演題)。当研究所からは、小島克久国際関係部第2室長、泉田信行社会保障応用分析研究部第1室長、白瀬由美香社会保障応用分析研究部第3室長が以下の演題でポスター発表を行った。

小島克久「高齢者の健康状態の地域差に関するマルチレベル分析—「第7回人口移動調査」(2011年)を用いた分析—」

泉田信行・白瀬由美香・大塚理加・大津唯「高齢者ふれあいサロンへの参加・非参加が低BMIに与える影響—ふれあいサロン参加者と一般市民に対する質問紙調査に基づく分析—」

白瀬由美香・大塚理加・大津唯・泉田信行「高齢者ふれあいサロンの会食の場としての機能に関する検討—サロン参加者へのインタビュー調査に基づく質的分析—」

(小島克久 記)

### 日本人口学会第66回大会

日本人口学会第66回大会は、2014年6月13日 (金) ~ 6月15日 (日) に明治大学で開催された。ただし6月13日 (金) は大会前日の特別セッションとして「第4回地方行政のためのGISチュートリ

アルセミナー」が開催されたもので、正式な大会日程は6月14日（土）～15日（日）の二日間である。前日のチュートリアルセミナーには、次のように当研究所から二名が講師として登壇した。

●特別セッション：第4回地方行政のためのGISチュートリアルセミナー

組織者：井上 孝（青山学院大学）

座長：阿部 隆（日本女子大学）

- 1) 小地域人口統計の分析手法—都市・防災・福祉計画の視点から … 井上 孝（青山学院大学）
- 2) 小地域統計の活用 …………… 貴志匡博（国立社会保障・人口問題研究所）
- 3) GISを用いた施設の適正配置の考え方と適用例 …………… 鎌田健司（国立社会保障・人口問題研究所）
- 4) 住民基本台帳を地理空間情報として変換・活用する有益性 …… 長谷川普一（新潟市）
- 5) 公園緑地行政とGIS …………… 細江まゆみ（柏市みどりの基金）

正式日程である二日間に行われた学会報告は、次の通りである。第1日の会員総会に続く学会賞授与式では、受賞者または代理人によるスピーチが行われた。

第1日 6月14日（土）

●企画セッション：少子化論のパラダイム転換—出生数増加の決め手は何か—

組織者：加藤彰彦（明治大学）

座長・討論者：松田茂樹（中京大学）

討論者：平井晶子（神戸大学）

- 1) 置換水準の出生力回復には何が必要か？ …………… 原 俊彦（札幌市立大学）
- 2) 結婚と出生—出産離れがもたらす未婚化— …………… 岩澤美帆（国立社会保障・人口問題研究所）
- 3) 就業と出生：JGGS2013の分析 …………… 菅 桂太（国立社会保障・人口問題研究所）
- 4) 家族と出生：世代間連帯と世代再生産 …………… 加藤彰彦（明治大学）

●企画セッション：情報技術で拓く歴史人口学の世界—台湾プロジェクトの動向—

組織者：川口 洋（帝塚山大学）

座長：林 玲子（国立社会保障・人口問題研究所）

討論者：黒須里美（麗澤大学）

鈴木 透（国立社会保障・人口問題研究所）

- 1) Perspectives of GIS-based historical demography in Taiwan: Spatial distribution of fertility and life expectancy during the Japanese colonial period …………… 范毅軍・詹大千・廖法銘・黄郁麟（中央研究院）
- 2) Spouses' family socio-demographic background and their marriage choices in six northern Taiwanese villages, 1906-1945 …………… 楊文山（中央研究院）
- 3) Regional variation of marriage patterns in Taiwan: A re-consideration with additional data …………… 李俊豪（元智大学）
- 4) The cowpox vaccination and its impact in colonial Taiwan: a review of vaccination police and demographic impacts …………… 劉士永（中央研究院）

●企画セッション：日本の少子化に効く経済政策を考えよう

組織者：和田光平・阿部正浩・松浦 司（中央大学）

座長：阿部正浩（中央大学）

討論者：桃田 朗（筑波大学）

水落正明（南山大学）

1) 少子化対策について ..... 中井雅之（厚生労働省）

2) 出生行動と経済成長 ..... 木村匡子（名古屋市立大学）

3) 極点社会の到来—人口移動と出生率— ..... 加藤久和（明治大学）

4) 子ども数が夫婦の幸福度に与える影響—World Value Survey を用いた検証—  
..... 松浦 司（中央大学）

影山純二（明海大学）

5) 子育てをする企業の特徴 ..... 阿部正浩（中央大学）

児玉直美（一橋大学）

齋藤隆志（明治学院大学）

朝井友紀子（東京大学）

●自由論題報告 A

A1 東アジア I East Asia I

座長：早瀬保子（元ジェトロアジア経済研究所）

1) 韓国の母親の就業と保育サービスの利用 ..... 可部繁三郎（日本経済研究センター）

2) 韓国における出生数変動の構造分析 ..... 文 浩一（大阪大学）

3) 初婚と家族形成のタイミング：日韓比較分析 ..... 曹 成虎（韓国保健社会研究院）

津谷典子（慶應義塾大学）

A2 東アジア II East Asia II

座長：若林敬子（東京農工大学）

4) 最近の中国人口政策動向 ..... 尹 豪（福岡女子大学）

5) 中国の一人っ子政策による人口移動への影響—香港への越境出産・双非児童・  
越境通学の実態調査に基づく ..... 聶 海松（東京農工大学）

6) 出生登録のマイクロデータから見た香港の少子化 … Nancy, Ling Sze LEUNG（立命館大学）

●会員総会，学会賞受賞式

●公開シンポジウム：少子化対策のパラダイム転換—新しい家族政策へ—

組織者：高橋重郷（明治大学）

座長：安藏伸治（明治大学）

討論者：原 俊彦（札幌市立大学）

基調講演：少子化対策，政府の取組 ..... 森まさこ（内閣府特命担当大臣（少子化対策））

1) 人口統計学の視点から—少子化の構造と動向 ..... 金子隆一（国立社会保障・人口問題研究所）

2) 生殖医療の視点から—産婦人科の立場からミクロの人口転換に寄与する  
因子について考える— ..... 早乙女智子（神奈川県立汐見台病院）

3) 結婚・出生研究の視点から—政策のメインターゲットと結婚・出生の実態のミスマッチ—  
..... 松田茂樹（中京大学）

4) 家族研究の視点から—出生促進政策と家族・世代・共同体の再生産—  
..... 加藤彰彦（明治大学）

●自由論題報告 B

B1 歴史人口 I Historical Demography I 座長：川口 洋（帝塚山大学）

1) 結婚年齢と離婚の地域性—近世後期から近代移行期の西南海村の事例を通じて—  
..... 中島満大（神戸大学）

2) 近世近代移行期南関東における百姓遺跡の管理と再興  
—村による世帯のライフサイクル管理システム— ..... 戸石七生（東京大学）

3) 歴史人口学から考える女性のライフコース ..... 高橋美由紀（立正大学）

B2 歴史人口 II Historical Demography II 座長：鬼頭 宏（上智大学）

4) 明治期からの助産師職の発展と乳児死亡の関連—島根県の検討—  
..... 宮本恭子（島根大学）

5) 地域健康指標としての乳児・新生児死亡の精度  
—戦前・占領期・復帰後の沖縄の分析例— ..... 逢見憲一（国立保健医療科学院）

6) 旧神奈川縣における牛痘種痘法の普及にとともなう天然痘死亡率の急減  
..... 川口 洋（帝塚山大学）

●自由論題報告 C

C1 地域人口 I Regional Demography I 座長：廣嶋清志（島根大学）

1) ポスト人口転換期における地域の結婚・夫婦出生の動向と社会経済的指標との関連  
..... 鎌田健司（国立社会保障・人口問題研究所）

2) ポスト人口転換期における日本の地域人口の変化 ..... 山内昌和（国立社会保障・人口問題研究所）

3) 地域別の高齢化とその人口学的要因 ..... 小池司朗（国立社会保障・人口問題研究所）

C2 地域人口 II Regional Demography II 座長：高橋眞一（新潟産業大学）

4) 地方人口性比の上昇—その要因と影響 ..... 廣嶋清志（島根大学）

5) 成長行列を用いた地域別人口推計—ロジャース・モデルの応用として—  
..... 飯塚健太（中央大学）

6) 地域人口の流動性および凝集性と高齢者の健康格差：マルチレベル分析による検証  
..... 中川雅貴（国立社会保障・人口問題研究所）

●自由論題報告 D

D1 人口統計 Population Statistics 座長：川崎 茂（日本大学）

1) 市区町村別将来人口推計における女性子ども比の分母年齢設定 ... 丸山洋平（新宿自治創造研究所）

2) 事業所を調査客体とする統計調査が把握した就業人口データの精度について  
..... 山田 茂（国士舘大学）

3) 平成27年国勢調査の実施に向けて～検討状況報告～ ..... 保高博之（総務省統計局）

D2 死亡 Mortality 座長：稲葉 寿（東京大学）

4) 日本版死亡データベース（JMD）の開発と人口分析への応用  
..... 石井 太（国立社会保障・人口問題研究所）

5) 拡張 Lee-Carter モデルを用いた死亡率の異質性に関する考察 ..... 井川孝之（あらた監査法人）

6) ヒト老衰コホート集団における生物物理学的解析 ..... 須田 斎（東海大学）

第2日 6月15日(日)

●企画セッション：

カイロ会議から20年：第1部：人口開発問題とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ

組織者：阿藤 誠（厚生労働統計協会）

池上清子（日本大学）

座長：池上清子（日本大学）

阿藤 誠（厚生労働統計協会）

- 1) 人口開発問題とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ …………… 阿藤 誠（厚生労働統計協会）
  - 2) カイロ会議より20年—ガーナの事例より …………… 西田良子（公益財団法人ジョイセフ）
  - 3) イスラム圏の人口開発問題—ヨルダンの事例を踏まえて …………… 佐藤都喜子（名古屋外国語大学）
  - 4) ブラジルの人口・開発問題～カイロ後の20年間を振り返って～ …… 小貫大輔（東海大学）
  - 5) 日本におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ …………… 池上清子（日本大学）
- <特別討論者> 国際家族連盟（IPPF）から見た20年：成果と課題，未来へのアクション  
…………… テウォドロス・メレッセ（国際家族計画連盟）

●テーマセッション：妊孕力と人口

組織者：小西祥子（東京大学）

座長：高坂宏一（杏林大学）

討論者：中澤 港（神戸大学）

森木美恵（国際基督教大学）

- 1) 妊娠企図の延期と出生力低下 …………… 仙田幸子（東北学院大学）
- 2) 日本における Current Duration Approach の適用 …………… 小西祥子（東京大学）  
玉置えみ（立命館大学）
- 3) 生活習慣と月経不順の関連：インターネット調査の予備分析から  
…………… 玉置えみ（立命館大学）  
小西祥子（東京大学）
- 4) パラベン類曝露による月経周期への影響 …………… 西浜柚季子（東京大学）  
飯田彩花（北里大学）  
吉永 淳（東京大学）  
今井秀樹（東京医療保健大学）  
小西祥子（東京大学）  
中島大介（国立環境研究所）  
米山美幸（国立環境研究所）  
白石寛明（国立環境研究所）

●テーマセッション：宗教と人口

組織者・座長：小島 宏（早稲田大学）

討論者：早瀬保子（元ジェトロアジア経済研究所）

鈴木 透（国立社会保障・人口問題研究所）

- 1) イスラム教徒人口の将来推計 …………… 店田廣文（早稲田大学）
- 2) 宗教と人口分布・人口移動—日本を事例として …………… 新田目夏実（拓殖大学）

- 3) 国際人口移動における宗教の役割—メキシコ・中米のカトリック教会を中心に—  
 ..... 三澤健宏 (津田塾大学)
- 4) 東アジアにおける宗教と健康—EASS2010の比較分析— ..... 小島 宏 (早稲田大学)

●自由論題報告 E

E1 人口移動 Migration 座長：小池司朗 (国立社会保障・人口問題研究所)

- 1) 外国人女性の流入によるわが国のジェンダー関係の変容について  
 ..... 是川 夕 (国立社会保障・人口問題研究所)
- 2) 2005～2010年における新規流入移動と国内移動からみた外国人の目的地選択  
 ..... 石川義孝 (京 都 大 学)  
 竹下修子 (愛知学院大学)  
 花岡和聖 (東 北 大 学)
- 3) 東京圏をめぐる1990年代後半以降の人口移動 ..... 中川聡史 (神 戸 大 学)

E2 結婚 Marriage 座長：加藤彰彦 (明 治 大 学)

- 4) 女子教育と結婚行動—女子高校，短期大学，女子大学への就学による影響—  
 ..... 中村真理子 (明 治 大 学)
- 5) 日本の女性における学歴と離婚行動の関連の再検証 ..... 茂木 暁 (東 京 大 学)
- 6) 日本における再婚過程 ..... 岩澤美帆 (国立社会保障・人口問題研究所)  
 ジェームズ・レイモ (ウィスコンシン大学)

●企画セッション：

カイロ会議から20年：第2部：人口開発問題の多様化とポスト2015年開発アジェンダ

組織者：林 玲子 (国立社会保障・人口問題研究所)

座長：佐藤龍三郎 (中 央 大 学)

討論者：佐崎淳子 (国連人口基金)

山谷裕幸 (外務省国際協力局)

- 1) 国際保健の現状と課題について ..... 山内和志 (厚生労働省)
- 2) グローバル・エイジング—ヘルスサービスリサーチの視点から—  
 ..... 田宮菜奈子 (筑 波 大 学)
- 3) 発展途上国の都市化—都市化・メガシティ問題 ..... 新田目夏実 (拓 殖 大 学)
- 4) ガバナンスと人口データ整備 ..... 西 文彦 (総務省統計研修所)
- 5) 地球規模課題としての国際人口移動 ..... 林 玲子 (国立社会保障・人口問題研究所)

●自由論題報告 F

F1 出生 I Fertility I 座長：津谷典子 (慶應義塾大学)

- 1) 生涯未婚率の上昇による出生率への影響 ..... 伊原 一 (総務省統計研修所)
- 2) 夫の家事・育児参加と第2子出生 ..... 福田節也 (国立社会保障・人口問題研究所)
- 3) 出産および女性の就業に対する次世代育成支援対策推進法の影響：  
 21世紀成年者縦断調査を用いた分析 ..... 水落正明 (南 山 大 学)
- 4) 夫妻の時間配分と子供 ..... 吉田千鶴 (関東学院大学)

F2 出生 II Fertility II 座長：岩澤美帆 (国立社会保障・人口問題研究所)

- 5) わが国の出生意欲と出生行動の関係 ..... 津谷典子 (慶應義塾大学)



- 6) 女子学生の妊娠・出産に関する知識の有無を左右するもの  
 京阪神の女子学生1,113人の調査から ..... 前田正子 (甲南大学)
- 7) 子どもの人口環境の変動—国勢調査の整理から— ..... 坂井博通 (埼玉県立大学)
- 8) 出生促進政策に至る人口問題の認識—1940年頃の日本の事例—  
 ..... 今井博之 (国立社会保障・人口問題研究所)

●自由論題報告 G

- G1 経済人口学 I Population Economics I 座長：小川直宏 (日本大学)
- 1) 日本の少子化の原因と経済対策 ..... 笠原弘義
- 2) 少子高齢化現象の経済的帰結 (簡易人口経済計量モデルの活用) ... 大塚友美 (日本大学)
- 3) 日本の農家男子の結婚と農業経営—2010年農業センサスによる分析—  
 ..... 西村教子 (鳥取環境大学)  
 仙田徹志 (京都大学)
- G2 経済人口学 II Population Economics II 座長：加藤久和 (明治大学)
- 4) 暮らしと健康の調査 (JSTAR) から見た高齢者の就業行動変化  
 ..... 小川直宏 (日本大学)  
 松倉力也 (日本大学)
- 5) Agent Based Model による潜在的購買人口の移動と分布の統計解析  
 ..... 井上 希 (中央大学)
- 6) 教育費負担の決定要因についての分析 ..... 増田幹人 (内閣府)
- 7) 妻の労働供給—就業構造基本調査を用いた分析— ..... 田中規子 (お茶の水女子大学)

●自由論題報告 H

- H1 形式人口学 Formal Demography 座長：高橋重郷 (明治大学)
- 1) 医療コストと平均余命等価年齢を考慮した調整人口構造指数の提案  
 ..... 濱松由莉 (東京大学)  
 梅崎昌裕 (東京大学)  
 金子隆一 (国立社会保障・人口問題研究所)
- 2) 出生と死亡のモデルのパラメータ変化に時系列解析を適用した人口予測  
 ..... 中澤 港 (神戸大学)
- 3) 日本の世帯数の将来推計 (全国推計) に関わる諸問題 ..... 鈴木 透 (国立社会保障・人口問題研究所)
- H2 高齢化 Aging 座長：金子隆一 (国立社会保障・人口問題研究所)
- 4) 疾病別にみた健康寿命の動向 ..... 別府志海 (国立社会保障・人口問題研究所)  
 高橋重郷 (明治大学)
- 5) 自殺死亡の高齢化要因・社会経済要因と余命に及ぼす影響  
 ..... 金子能宏 (国立社会保障・人口問題研究所)
- 6) 日本の人口転換前半過程における死亡率と出生率の変化の特徴 ... 高橋眞一 (新潟産業大学)  
 (鈴木 透 記)

## ヨーロッパ人口学会2014年大会

2014年ヨーロッパ人口学会大会 (European Population Conference 2014) が2014年6月25日～28日にかけてハンガリーの首都ブダペストで開催された。ヨーロッパ人口学会 (European Association for Population Studies) は1983年に設立された学際的な国際学会であり、なかでもヨーロッパにおける人口問題について精力的に研究活動を行っているものである。ヨーロッパ人口学会は2年毎に大会を開催しており、本大会は英国のリバプール (2006)、スペインのバルセロナ (2008)、オーストリアのウィーン (2010)、スウェーデンのストックホルム (2012) に続いて開催されたものである。本大会では「転換期における機会と脅威 (Transitions: Opportunities and Threats)」の解明が共通の主眼とされた。

大会はオープニングセッションにおける4報告及びパネルディスカッションに始まり、会期中の3日間で14に大別された多岐にわたる各テーマ (「特別企画転換期における機会と脅威」, 「出生力」, 「リプロダクティブヘルス」, 「家族と世帯」, 「ライフコース」, 「高齢化と世代間関係」, 「国内人口移動と都市化」, 「国際人口移動と移民」, 「健康と厚生」, 「死亡と寿命」, 「歴史人口」, 「人口データ及び手法」, 「経済, 人的資本と労働市場」, 「人口政策」, 「開発と環境」) について, 合計117のセッション (約550の口頭報告) と約250のポスター報告が行われた。また, 27日には Paul Demeny 氏による「諸国は出生率を上げることができるのか」と題された特別講演があり, いずれにおいても活発な研究交流が行われた。

当研究所からは金子隆一 (副所長), 石井太 (人口動向研究部長), 林玲子 (国際関係部長), 岩澤美帆 (人口動向研究部室長), 暮石渉 (社会保障基礎理論研究部室長), 菅桂太 (人口構造研究部室長), 是川夕 (人口動向研究部研究員) 及び佐藤龍三郎 (名誉所員) が参加し, それぞれが研究報告を行った。 (菅 桂太 記)

## 浜野潔氏追悼セミナー

2014年7月12日 (土) 10:00～13:00, 麗澤大学東京研究センター (於:新宿) にて行われた歴史人口学セミナー第54回研究会にて, 昨年12月に急逝された浜野潔氏の追悼セミナーが行われた。浜野氏は「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」に参加され, また, 近世京都人口研究に多大な業績を残したが, それにとどまらず, 環境・疾病といった複合領域に広がる, 我が国の歴史人口学研究の要であった。セミナーでは高橋美由紀氏 (大正大学) による浜野氏の研究業績取りまとめについての発表, その後, 斎藤修氏 (一橋大学) ・村越一哲氏 (駿河台大学) による「近世都市の死亡構造を読む」, 浜野氏と長く共同研究を行っていた Mary Louise Nagata 氏 (Francis Marion University) の「幕末京都における世帯内の力関係」と題する発表がそれぞれ行われ, 全体討論が行われた。浜野氏, Nagata 氏らによる京都の宗門改帳研究は, 刻々と対象町数が拡大されており, 当セミナーでの発表時点ではその数は30町にのぼっていた。氏の遺志を継いで, 今後も研究を進めていくことが, 一番の供養になるのではないだろうか。謹んでご冥福をお祈りいたします。 (林 玲子 記)

## 第18回世界社会学会議

2014年7月13日～19日にかけて国際社会学会（International Sociological Association: ISA）の第18回世界社会学会議（XVIII ISA World Congress of Sociology）がパシフィコ横浜で開催された。世界社会学会議は4年毎に開催される社会学界最大の研究集会で、東アジアでの開催は今回が初めてである。ISA 創立の1949年からメンバーである日本社会学会にとって、世界社会学会議の日本開催は1960年代後半からの懸案であり、過去にも何度となくISA 側から要請を受け、日本社会学会の理事会で可能性が探られていた。今回の日本開催に関しては2005年から小委員会を立ち上げるなどの準備を重ね、2008年3月のISA 理事会で、トロント・横浜・サラゴサ（スペイン）がプレゼンテーションを行い、満場一致で2014年の世界社会学会議の横浜開催が決定したとのことである。（開催までの道のりについては、<http://www.wcs2014.net/content/history> に詳しい。）

国際社会学会は、国別の社会学会評議会と研究領域ごとのリサーチ・コミッティ（Research Committee: RC, 2014年7月現在55グループ）から構成されている。それに加えRCの前段階と位置づけられるワーキング・グループ（Working Group: WG, 現在4グループ）やテーマグループ（Thematic Group: TG, 現在4グループ）がある。大会ではRCやWGに所属する会員数によって部屋の大きさやセッション数が割り当てられる。横浜大会での報告者は参加費用（5万円前後）を払うが、ISAの会員になる必要はなかった。ただし報告するセッションによっては、それを組織しているRCの会員になることが義務づけられる場合もあった。

本大会のテーマはFacing an Unequal World: Challenges for Global Sociologyで、プレジデンシャル・セッションや連日のプレナリー・セッションで多方面から不平等の問題が取り上げられていた。筆者は主にRC06 Family Research（家族研究）やRC32 Women in Society（社会における女性）の組織するセッションに出ているが、全般にフレンドリーな雰囲気で見聞交換が行われていた。

筆者は香港の研究者と共同で、RC32（Women in Society）でセッションをオーガナイズした。報告者募集から最終的なプログラム決定に至るまでのオーガナイザーへの指示は、比較的きちんとしたもので、進めやすかった。当セッションには多くの報告申し込みがあり、うれしい悲鳴ではあったが、110分で報告できる数は限られているため、選考を行う必要が生じた。その過程でプログラム・コーディネーターから適切な数の口頭報告に加え、distributed papers（当日はセッションに出席し、ペーパーを配布する形で報告）の枠を必ず設けるようにとの指示があった。国際学会であることや、参加費が高額であることで、報告がアクセプトされても登録しなかったり、登録しても来なかったりすることが見込まれるため、口頭報告のロットに空きがでたら、これらの人が登壇する、という仕組みになっているとのことであった。オーガナイザーとしては、万が一来られない人が続出した場合の不安は解消されたものの、プログラムに掲載され、実際に会場に来ている「報告者」の中に、登壇する人とならない人がいるという違和感は拭いきれなかった。筆者が参加した他のセッションでは、報告予定の5名中3名のみが会場に来たが、各報告に時間をかけ、質問やディスカッションの時間をたっぷりとり、結果的に議論を深めることができているものもあったので、本人が希望するならともかく、distributed papersの枠を設けることについては、疑問を持っている。

大会プログラムは500頁、アブストラクト集は1,000頁を超えるほど規模が大きいので、事前にすべてを確認することができず、終わってから聞きたかった報告を見ついたり、知り合いが来ていたことを発見したりする始末であったが、個人的には、日本にいながら国際会議の雰囲気を満喫することができ、その中で新しい出会いがあり、思わぬ人との再会もあり、研究を続けていく意欲を駆り立ててくれた大会であった。

本大会には104の国・地域から6,000人を超える参加者があり盛會に終わった。100人以上の参加者

があったのは、日本 986, アメリカ 599, ドイツ 408, イギリス 317, フランス 266, オーストラリア 251, ブラジル 228, インド 189, カナダ 187, ロシア 169, メキシコ 144, スウェーデン 140, オランダ 128, イタリア 128, 韓国 127, 台湾 125, 中国 124, スペイン 121である。RC別の登録参加者が200人以上であったものは、多い順から、社会における女性 (RC32 Women in Society 328人), 教育社会学 (RC04 Sociology of Education 316人), 家族研究 (RC06 Family Research 289人), 環境と社会 (RC24 Environment and Society 264人), 地域・都市開発 (RC21 Regional and Urban Development 245人), 健康の社会学 (RC15 Sociology of Health 243人), 経済と社会 (RC02 Economy and Society 240人), 移動の社会学 (RC31 Sociology of Migration 237人), 貧困, 社会福祉, 社会政策 (RC19 Poverty, Social Welfare and Social Policy 221人), 人種差別, ナショナリズムと民族関係 (RC05 Racism, Nationalism and Ethnic Relations 216人), 若者の社会学 (RC34 Sociology of Youth 208人), エイジングの社会学 (RC11 Sociology of Aging 206人)である。登録参加者が100人台のRCも20以上あり, その一つが人口の社会学 (RC41 Sociology of Population)で, 127人であった。多くの制約のある中で長期に渡る綿密な計画を練り, 滞りなく本大会を閉会まで導いた関連者の方々に敬意を示したい。次回の大会は, 2018年, トロントで開催予定である。

なお, 最後になったが本研究所からも5名が参加し, 以下の報告を行った (括弧内は報告したセッション名)。

- Yu KOREKAWA "Immigrant Occupational Attainment in Japan and its Determinants: Is it a 'Structured Settlement?' " (RC31 Sociology of Migration: Immigrant Integration in the New Immigration Destinations)
- Setsuya FUKUDA "The Changing Gender Relations in Marriage and Fertility in Japan" (Japanese Thematic Sessions: Low Fertility, Rapid Aging Society, and Changing Gender Relations)
- Kana FUSE "Probability and Timing of Having a Second Child in Japan: Does Gender and Characteristics of the First-Born Matter?" (RC41 Sociology of Population: Gender-Related Aspects of Fertility)
- Yoshimi CHITOSE "Geographical Distances Between Adult Children and Parents" (RC31 Sociology of Migration: Roundtable, Migration Studies Part II)
- Saori KAMANO "Changes in Family Forms in Japan: Analyses of Subjective Definitions" (RC06 Family Research: Emerging New Family Forms in Asia and Beyond)
- Saori KAMANO, Takashi KAZAMA, Kazuya KAWAGUCHI, Hitoshi ISHIDA, Takashi YOSHINAKA, and Katsuhiko SUGANUMA "Attitudes toward Non-Normative Sexualities among University Students in Japan: Quantitative Analysis (Part 2)" (RC32 Women in Society: Gender in Sexual Minorities Research: Focus on Asian Scholarship)

(釜野さおり 記)

## 『人口問題研究』編集委員

### 所外編集委員 (50音順・敬称略)

黒須 里美 麗澤大学外国語学部  
小島 宏 早稲田大学社会科学総合学術院  
佐藤龍三郎 中央大学経済研究所客員研究員  
中川 聡史 神戸大学大学院経済学研究科  
中澤 港 神戸大学大学院保健学研究科  
和田 光平 中央大学経済学部

### 所内編集委員

森田 朗 所長  
金子 隆一 副所長  
小野 太一 企画部長  
林 玲子 国際関係部長  
勝又 幸子 情報調査分析部長  
鈴木 透 人口構造研究部長  
石井 太 人口動向研究部長

### 編集幹事

佐々井 司 企画部室長  
千年よしみ 国際関係部室長  
別府 志海 情報調査分析部室長  
釜野さおり 人口動向研究部室長  
貴志 匡博 人口構造研究部研究員

## 人 口 問 題 研 究

第70巻第3号  
(通巻第290号)

2014年9月25日発行

編 集 者 国立社会保障・人口問題研究所  
発 行 者 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 〒100-0011  
日比谷国際ビル6階  
電話番号：東京(03)3595-2984  
F A X：東京(03)3591-4816

印 刷 者 大和綜合印刷株式会社  
東京都千代田区飯田橋1丁目12番11号  
電話番号：東京(03)3263-5156

本誌に掲載されている個人名による論文等の内容は、すべて執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

## 目次 第70巻第3号 (2014年9月刊)

### 特集：第18回厚生政策セミナー

#### 「国際人口移動の新たな局面～『日本モデル』の構築に向けて」

##### 人口減少下の国際人口移動の意味

—第18回厚生政策セミナーに寄せて—……………金子隆一・189～191

国際人口移動の現代的展望—日本モデルは可能か—…林 玲子・192～206

Some Implications of Recent Global International Migration  
for Japan: An Australian Perspective ……Graeme HUGO・207～223

##### 近年の世界の国際人口移動から見た日本への含意

—オーストラリアからの視座—……………グレアム・ヒューゴ

中川雅貴・林玲子訳・224～243

##### 日本の国際人口移動—人口減少問題の解決策となりうるか？—

……………石川義孝・244～263

人口移動モデルと国際結婚移動……………井上 孝・264～274

国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界……………明石純一・275～291

### 資料

日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）—2010（平成22）年～

2035（平成47）年— 2014（平成26）年4月推計

……………鈴木透・小山泰代・菅桂太・山内昌和・小池司朗・

貴志匡博・鎌田健司・西岡八郎・292～324

2010年の国勢調査における「不詳」の発生状況：

5年前の居住地を中心に……………小池司朗・山内昌和・325～338

### 書評・紹介

Stephen Castles, Hein de Haas, and Mark J. Miller

*The Age of Migration: International Population Movements  
in the Modern World, 5th Edition.* (中川雅貴) ……………339

研究活動報告 ……………340～349